

# 新道遺跡

— 備前国鹿田庄関連遺跡の発掘調査報告 —

2 0 0 2 年 3 月

岡山市教育委員会

## 序

岡山市域の中央に位置します旭川流域は、広大な沖積平野が形成されており、列島社会に稻作文化が伝わって以来、常に豊かな実りを人々に約束してきた地でありました。そのことを示すように、古代以来の人々が生活し、文化を育んできた証であります遺跡の密度は、ずば抜けております。墳長が150mにも達する神宮寺山古墳、地方では極めて稀な壇上積基壇をもちます賞田廃寺などの著名な遺跡も数多くあります。かつて「大和」と匹敵する勢力を誇っていたとされる「吉備」の中心地の一つであることはまちがいありません。また古代以降は、当時の最高勢力者である藤原氏の氏長者が、代々伝領することとなっていた殿下渡領四ヶ荘の一つとして有名な鹿田庄が存在しており、この地域の政治的重要性がうかがえます。

新道遺跡は、清輝小学校のプール建設に伴って発掘調査されました。近世から古代までの遺構や遺物が出土しましたが、なかでも注目されるのは12世紀後半の井戸から出土した木簡です。荘園関係の内容を記しており、付近に鹿田庄の中心施設である荘家が存在していることを示す貴重な資料です。鹿田庄の研究に大変寄与できるものと期待されます。

本報告書は、以上の調査成果をまとめたものです。岡山地方の地方史研究の基本資料として、多くの方々にご活用いただければ幸いに存じます。

最後になりましたが、発掘調査の実施および報告書の作成にあたっては、発掘調査対策委員会の諸先生方のご指導と、発掘参加者のご支援を頂きました。記して厚く御礼申し上げます。

平成14年3月31日

岡山市教育委員会

教育長 玉光源爾

## 例　　言

1. この報告書は、岡山市教育委員会文化課が平成10年3月2日から平成10年9月10日にかけて実施した岡山市立清輝小学校プール新築事業に伴う岡山市新道1番地の発掘調査に関するものである。
2. この報告書の作成は岡山市教育委員会が実施し、その執筆は草原が担当した。
3. 遺物の実測およびトレースは木村真紀、山元尚子がおこない、遺物の写真撮影は草原がおこなった。編集は、草原がおこなった。
4. 報告書の作成にあたって、大型植物遺体群の分析は、国立歴史民族博物館の辻圭子、辻誠一郎、早稲田大学大学院文学研究科の大松しのぶの各氏に、動物遺体については小林園子氏に、「大々寸魚下」の解釈についてはメルバルク岡山郵便貯金会館調理部門の岡嶋隆司氏に、鹿田庄と備前国上道郡荒野に関する史料集成については富山大学の鈴木景二氏にお願いし、玉稿を掲載させていただいた。
5. この報告書に用いている高度値は標準海拔高度である。
6. この報告書に用いている方位は磁北である。
7. 図1は、建設省国土地理院発行の2万5千分の1地形図「総社東部」を複製し、加筆したものである。
8. 遺物・実測図・写真等は、岡山市教育委員会にて保管している。

## 目 次

第Ⅰ章 位置と環境 .....	1
第Ⅱ章 調査の経過 .....	9
第Ⅲ章 遺構と遺物 .....	15
第Ⅳ章 結語 .....	72
附章Ⅰ .....	1
附章Ⅱ .....	8
附章Ⅲ .....	10
附章Ⅳ .....	13
図版 .....	第1～19

# 挿入図目次

図1 新道遺跡の位置	1	図52 近世上層造成土上面出土遺物	46
図2 周辺遺跡分布図	2	図53 近世上層出土遺物(1)	47
図3 操山103号墳填丘測量図	4	図54 近世上層出土遺物(2)	48
図4 操山採集の埴輪	5	図55 近世上層出土遺物(3)	49
図5 調査区位置図	10	図56 近世上層出土遺物(4)	50
図6 発掘調査区断面図位置図	11	図57 近世上層出土遺物(5)	51
図7 調査区断面図(1)	12	図58 近世上層出土遺物(6)	52
図8 調査区断面図(2)	13	図59 近世上層出土遺物(7)	53
図9 火葬関連遺構実測図	15	図60 近世上層出土遺物(8)	53
図10 古代奈良時代遺構配置	16	図61 建物3実測図	53
図11 火葬関連遺構出土遺物(1)	17	図62 建物4出土遺物	53
図12 火葬関連遺構出土遺物(2)	17	図63 建物4実測図	54
図13 P276実測図	18	図64 構列2出土遺物	55
図14 P276出土遺物	18	図65 構列2実測図	56
図15 流路出土遺物	19	図66 石列1実測図	56
図16 中世平安時代末～鎌倉時代遺構配置	20	図67 石列2実測図	57
図17 井戸3実測図	22	図68 井戸2実測図	57
図18 井戸3出土遺物(1)	23	図69 井戸2出土遺物(1)	58
図19 井戸3出土遺物(2)	24	図70 井戸2出土遺物(2)	59
図20 井戸3出土遺物(3)	25	図71 P216実測図	59
図21 井戸3出土遺物(4)	26	図72 P216出土遺物	60
図22 井戸3出土遺物(5)	26	図73 P193出土遺物(1)	61
図23 井戸3出土遺物(6)	27	図74 P193実測図	61
図24 井戸3出土遺物(7)	27	図75 P193出土遺物(2)	62
図25 井戸3出土遺物(8)	28	図76 P193出土遺物(3)	63
図26 井戸3出土遺物(9)	29	図77 P6実測図	63
図27 建物1出土遺物	32	図78 P6出土遺物	64
図28 建物1実測図	33	図79 P76実測図	65
図29 建物2実測図	33	図80 P76出土遺物(1)	66
図30 建物2出土遺物	33	図81 P76出土遺物(2)	67
図31 P238実測図	34	図82 P120実測図	68
図32 P295実測図	34	図83 P116実測図	68
図33 P277実測図	35	図84 P120出土遺物(1)	69
図34 溝4実測図	35	図85 P120出土遺物(2)	70
図35 溝4出土遺物	35	図86 P125実測図	70
図36 近世下層遺構配置	37	図87 P191実測図	71
図37 近世下層出土遺物	38	図88 柵の長軸・短軸比較	73
図38 構列1実測図	39	図89 中世墓分類	75
図39 P332実測図	39	図90 10～11世紀前半墓集成	76
図40 P332出土遺物	39	図91 旭川流域の莊園分布	79
図41 P334実測図	39	図92 新造跡周辺の微地形と遺跡の分布	81
図42 P334出土遺物	40	図93 「荒野」周辺現水利系統図	83
図43 P335実測図	40	図94 「備前岡上道郡荒野庄領地図」トレース	84
図44 P335出土遺物	40	図95 「備前岡上道郡荒野庄領地図」現地比定図	86
図45 P352実測図	41	図96 百間川米田遺跡中世前半井戸比較	89
図46 井戸1実測図	42	図97 施田遺跡出土中世井戸比較	89
図47 溝6実測図	42	図98 平城宮式瓦分布図	91
図48 溝7実測図	42	図99 鶴川周辺の平城宮式瓦関連軒瓦集成	92
図49 近世上層遺構配置	43	図100 「備前岡山地理家宅一枚図」トレース(1)	98
図50 近世上層造成土出土遺物(1)	44	図101 「備前岡山地理家宅一枚図」トレース(2)	99
図51 近世上層造成土出土遺物(2)	45		

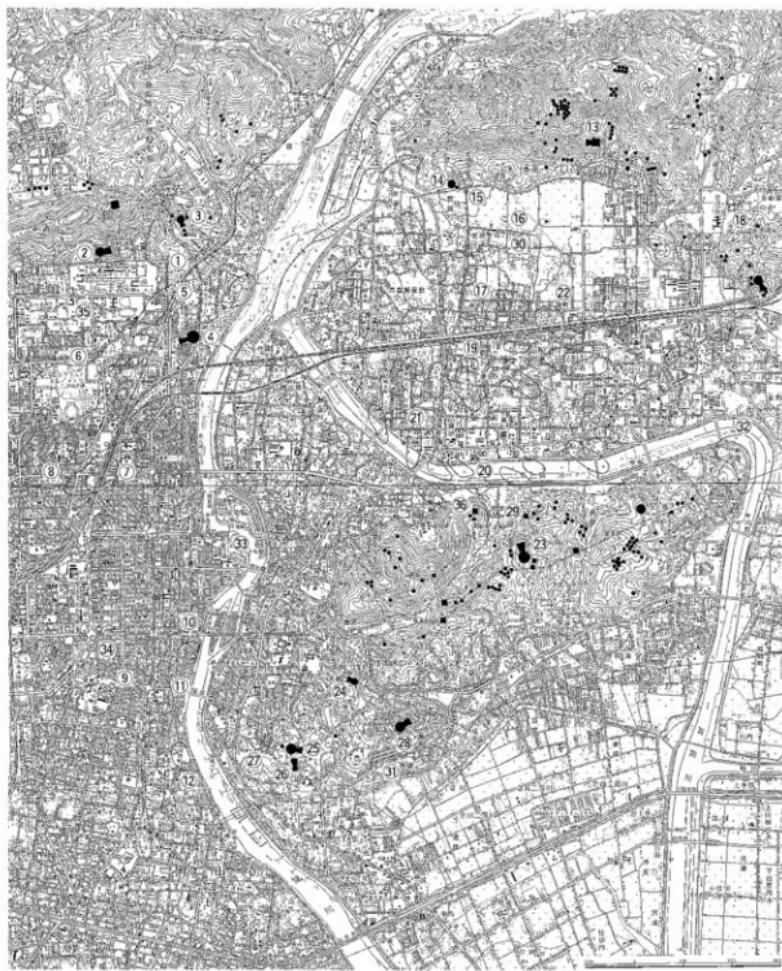
# 第一章 位置と環境

新道遺跡は、瀬戸内海へと通じる内海に面した沖積平野に位置し(図1)、県下3大河川の1つである旭川が形成した沖積面と、近世以降の干拓面との境付近にあたる。岡山市新道は、享保年間に町人町であった小原町からわかつて武家屋敷となった小原町新道と、船頭町にあった菅能寺の西の武家屋敷地である菅能寺裏の町の範囲に相当する。明治22年に一部を鹿田村・古鹿田村へ編入して岡山市の町名となった。その後第2次世界大戦の戦災により町内の9割以上が焼失した。また周囲の町も9~10割焼失しており、さらに戦後の都市開発によって、城下町の町割りは、大規模に改変されている。岡山城の城下町絵図では、寛永9年(1632)の『岡山古図』、慶安年間(1648~1652)の『慶安絵図』、元禄14年~宝永年間(1701~1704)の『岡山城下町絵図』、文久3年(1863)の『備前岡山地理家宅一枚図』などがあるが、そのうち最も新しい『岡山城下町絵図』の町割りと現況の新道付近の景観を整合させることさえも困難となっている。

中国地方の中央北側を東西へのびる中国山地の西南部に源を発する大河川である旭川は、標高300~600mのなだらかな隆起準平原である吉備高原を南流し、吉備高原の南端にある標高257mの竜の口山塊と標高499.5mの金山山塊の間から平野部へ流れ出る。現在は、岡山市江並で、児島湾に流入しているが、かつては繩紋海進により生じた内海である吉備穴海に注いでいた。繩紋海進や沖積地の形成環境についての基礎データに関して、岡山城三之曲輪の発掘調査<sup>(1)</sup>では、繩紋海進期の汀線を示すカキ礁の形成された波蝕台が確認され、岡山城二之丸や南方釜田遺跡では、繩紋海進期の浅海の海底にある生痕内で赤ホヤ火山灰(B.P. 6~6,5千年)や、さらにその下方で一次的な堆積とみられるA.T火山灰(B.P. 2.1~2.2万年)が確認されている<sup>(2)</sup>。旭川によって形成された平野は、東岸の旭東平野と西岸の旭西平野に分けられる。旭東平野は北端の竜の口山塊、南端の操山山塊によつて挟まれた南北3km、東西4kmの範囲、旭西平野は北端にダイミ山山塊、西端は矢坂山山塊、南端は旧海岸線に挟まれた南北5km、東西2.5kmの範囲である。両平野ともほぼ同じ大きさであり、旭東平野北側の標高が若干高い傾向にある点を除くと、複数の旧流路と微高地が交差する同じような地形を呈している。南側の操山からは、ナイフ型石器が採集されているが、平野部で遺跡が確認されるのは繩紋時代後期からである。旭東平野にある百間川沢田遺跡<sup>(3)</sup>では多くの土器とともに、炉床、貯蔵穴が認められ、ある程度安定した集落を営んでいたのは確実で、旭西平野にある津島岡大遺跡<sup>(4)</sup>でも同じ様相である。流域は異なるが総社市南溝手遺跡では、繩紋後期の粉痕のある土器や、プラントオバールが検出されている<sup>(5)</sup>ことから、該期における稻作は確実で、旭西平野にある朝寝鼻貝塚でもそれより遅る前期のプラントオバールが検出されている<sup>(6)</sup>。



図1 新道遺跡の位置



- |             |         |            |          |         |
|-------------|---------|------------|----------|---------|
| ①朝霞鼻古墳      | ⑨鹿田遺跡   | ⑯中井南・三反田遺跡 | ㉙網浜茶臼山古墳 | ㉞岡山城    |
| ②坂の本(おつ様)古墳 | ⑩天王遺跡   | ㉚古都庵寺      | ㉜根山10号墳  | ㉟大供牛道遺跡 |
| ③一本松古墳      | ㉛新道遺跡   | ㉖幡多庵寺      | ㉝網浜庵寺    | ㉜津島與大遺跡 |
| ④神奈寺山古墳     | ㉜二日市遺跡  | ㉗百間川沢田遺跡   | ㉙源糸臼山古墳  | ㉘追輪採集地点 |
| ⑤津島江道遺跡     | ㉘山手車塚古墳 | ㉘百間川原尾島遺跡  | ㉚沢田大塚古墳  |         |
| ⑥赤舟古道跡      | ㉙辻山塚古墳  | ㉙桂町遺跡      | ㉛成光院寺    |         |
| ⑦南方遺跡       | ㉚武田森寺   | ㉚金藏山古墳     | ㉜湊荒神遺跡   |         |
| ⑧上伊福九ノ坪遺跡   | ㉚備岡府都定城 | ㉚椎山103号墳   | ㉚白間川木田遺跡 |         |

図2 周辺遺跡分布図

縄紋時代における稻作開始と、遺跡数の増加に相関関係があるのか今のところ稻作開始時期が定まらないで不明であるが、後期における遺跡数の増加は、一つの画期であると思われる。

稻作の開始と水田稻作の開始は異なった歴史的意味がある。水田稻作は、弥生時代から現代まで続く列島社会の基盤であり、それ以前の稻作とは区別される。最も古い水田遺構は、津島江道遺跡<sup>(7)</sup>の地形に即した小区画の水田遺構である。出土している土器は縄紋晩期後半、あるいは弥生早期とされる突帯文土器で、小型の石歛も伴っている。ただ、この時期においては、撿点的な意味も含めて集落遺跡の様相が明瞭ではなく、弥生時代前期以降のような一定のまとまりをもつ集落遺跡も確認されていない。これは、縄紋時代後期以降の様相と共通するもので、今のところ集落遺跡の変化と水田の出現する画期とが整合しないように思われる。

弥生時代前期初頭には、旭西平野の北半に津島遺跡<sup>(8)</sup>が形成される。旭東平野でも百間川沢田遺跡<sup>(9)</sup>では、東西85m、南北100mの環濠集落が形成される。弥生時代前期になると、遺跡数の増加と撿点的集落の出現が認められ、該期の水田も検出されている。水田は津島遺跡で検出された湿田タイプよりも、微高地の低位部などを水田化した乾田・半乾田タイプのものが主体であったようである。

弥生時代中期になると、旭西平野の中央部に南方遺跡群<sup>(10)</sup>が形成される。前期の段階でも集落域であったが、中期中葉に爆発的な遺構・遺物の増加が認められる。発掘調査によって多量の木製品が出土しており、当時の木工技術の高さをうかがい知ることができる。集落形態としては隣接する微高地間にわたって遺跡が形成されており、そういう意味で集落群の様相を呈する。旭東平野部では、百間川兼基遺跡<sup>(11)</sup>で該期の大形掘立柱建物群や、乙多見遺跡<sup>(12)</sup>からは河内産の土器が出土しており、旭西平野と同様、大規模な集落遺跡が形成されていた可能性はある。

弥生時代中期末になると、南方遺跡群は解体し、一方で鹿田遺跡などの新たな集落遺跡が形成される。南方遺跡群でも標高が高くなる西側の上伊福九坪遺跡<sup>(13)</sup>などでも遺構・遺物は認められる。旭東平野では、赤田遺跡<sup>(14)</sup>など新たな集落遺跡の形成も活発のようであるが、それまでの集落域とは異なっているといったことは共通する可能性がある。

弥生時代後期末になると、広範囲に洪水砂で埋もれた水田が検出される。該期における水田システムを理解するための極めて良好な遺構であるが、当時としては生産域の大半を失う社会的な大打撃であったと推測される。しかしながら、古墳時代になると周囲の山塊には数多くの前期古墳が築かれており、この洪水との関係を指摘する考えもある<sup>(15)</sup>。

古墳時代初頭は、周囲の山塊に中小規模の前方後円(方)墳が数多く築かれる。それらの古墳は、その分布により複数のグループに分けることができ、それぞれが各首長の系譜を示していると考えられている<sup>(16)</sup>。新造遺跡の東側、操山の西端にあたる丘陵上にも、前方後円墳が3基築かれており、分布的にも親縁性がうかがえる。そのうち操山103号墳については、墳形を明らかにすること目的として平板測量をおこなった(図3)。その結果、墳丘の北半は現代の墓によって旧地形が完全に改変されているものの、南半については比較的残存状態が良好であった。墳長約34m、後円部径約16m、同高さ2.5m、前方部長さ約16m、同高さ約2.0mで、前方部は途中から外側へ大きく開く、いわゆる撥形をしている。墳端部には列石の一部と思われる角礫も認められる。埴輪等は認められなかった。前方部が撥形となる前方後円(方)墳は、舶載三角縁神獣鏡を副葬していたり、特殊器台形埴輪を伴っている前期初頭の古墳の特徴である。しかし、旭東平野の東端にある宍甘山王山古墳<sup>(17)</sup>は、撥形の前方部ではあるものの、文様の省略されたやや新しい埴輪を伴っており、撥形の前方部は、少なくとも

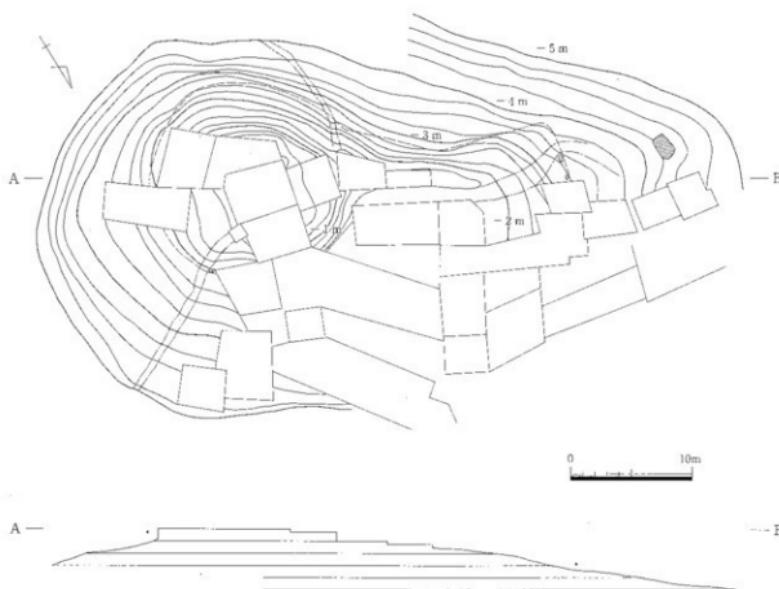


図3 操山103号墳 墓丘測量図

も当該地域においては、前期前半のうちでも若干時期幅を持っている可能性があり、墳形からだけでは操山103号墳に時期を決めるることは困難である。しかしながら、操山の西側には、壇形前方部をもつ古墳が3基築かれていることは確実である。

前期中頃から後半になると、旭東平野の南端にある操山には、全長130mの湊茶臼山古墳、全長160mの金蔵山古墳が築かれ、旭西平野には、全長150mの神宮山古墳が築かれる。湊茶臼山古墳の時期を決める資料はほとんどないが、金蔵山古墳と神宮山古墳は近接した時期と考えられ、おそらく神宮山古墳→金蔵山古墳の順に継起的に築かれたと推測される。<sup>(註)</sup> 金蔵山古墳以降、大型古墳は当地に築かれることはなく、岡山県南部を中心とした吉備社会の集団関係か、もしくは列島全体の事情を反映させたものと推測されている。

中期以降も、墳長65mの一本松古墳や、塚の本(おつか様)古墳などが旭西平野の周囲には築かれるが、旭東平野では前方後円墳は認められない。その一方で、旭東平野の平野部では、中井南三反田遺跡<sup>(註)</sup>で墳長10m前後の方形や円形の小型墳が密集して築かれており、操山山塊でも5世紀末から6世紀初頭の埴輪(図4)が伴う小墳が確認されている。また竜の口山裾部でも、小墳である上の山古墳<sup>(註)</sup>が調査されている。そして古墳時代後期になると、旭川東岸平野の周囲には後期古墳が数多く築かれており、操山山塊には石室全長が11.4mもある沢田大塚も築かれている。後期末になると、竜

の口の山塊の山頂部付近には、40基ほどの古墳が密集する群集墳があり、その山裾部には、終末期古墳とされる竜山石製の家形石棺を有する巨石墳である唐人塚古墳がある。これは、近接する賞田廃寺の建立者である上道氏の墓と考えられている。<sup>20)</sup>

古墳時代における集落遺跡は、主なものとして旭東平野で百間川原尾島遺跡<sup>21)</sup>、同沢田遺跡<sup>22)</sup>、同兼基遺跡<sup>23)</sup>などがあり、旭西平野では津島江道遺跡<sup>24)</sup>、津島遺跡<sup>25)</sup>、鹿田遺跡<sup>26)</sup>などがある。前期から中期にかけては、堅穴住居を主体とした集落が多いなかで、百間川兼基遺跡では掘立柱建物がある程度まとまっており、大阪府の大園遺跡<sup>27)</sup>などで検出されているよう、首長層の居宅の一部になる可能性も推測される。

また原尾島遺跡<sup>28)</sup>では、滑石製玉類の未製品が出土しており、5世紀後半から末に当地の集落において玉作がなされていたことを示している。後期になると津島江道遺跡や原尾島遺跡では、鍛冶炉や製鉄関連の遺物が出土しており、津島江道遺跡は背後の笹ヶ瀬川流域の製錬遺跡、原尾島遺跡は砂川流域の製錬遺跡と関連することも指摘されている<sup>29)</sup>。前者は三野国造の、後者は上道国造の領域に含まれること、そして両域とも律令制下において分断されて別の地域に編成されてしまうことなどは、古代国家の地域支配の過程を示す事例として興味深い。当地における製鉄開始時期については、中期後半の帆立貝式前方後円墳である一本松古墳<sup>30)</sup>から、鉄槌や鉄錐などの鍛冶具が副葬されていることからも上限は遡っていく可能性がある。しかし、後期では小規模な古墳にも製鉄関連の遺物が出土することから、中期段階は、まだ一本松古墳クラスの中首長層が直接掌握していたことも推測される。

飛鳥・奈良時代になると、賞田廃寺<sup>31)</sup>・幡多廃寺<sup>32)</sup>・居都廃寺・成光廃寺・網浜廃寺などの古代寺院が集中し、備前国府も想定されることから、旭川の両岸平野が備前國の中枢地であったことは確実である。旭東平野は上道郡、旭西平野は三野郡でそれぞれ上道郡が吉備国造であった上道氏、三野郡域が三野氏に帰属する。旭東平野の古代寺院は発掘調査によって、それぞれの寺に相關性があることが確かめられており、上道氏の一派の氏寺であるとの考察がなされている<sup>33)</sup>。

一方、旭西平野には古代寺院が認められない。上道氏が上道朝臣斐太都のように中央官人化していくのとは対称的な三野氏の立場を示していると思われるが、おそらく寺院建立時の本貫地が三野郡の北の津高郡であったことに起因するものと思われる。津高郡に関しては、「津高郷壳巻」(774~777年)に津高郡の小領との三野臣がみえることや、津高を冠した氏名の氏族が検出できないことから、本来は三野氏の領域と考えられている<sup>34)</sup>。津高郡にある津高北廃寺の軒丸瓦は、三野郡域の南方笠田遺跡や北方戸内遺跡<sup>35)</sup>で同系の文様をもつ軒丸瓦が出土しており、その考えを支持させる。

平安時代になると、各地に莊園が形成される。旭東・旭西平野にも多くの莊園があるが、新道遺跡と最も関連性のあるのは、鹿田庄である。鹿田庄は旭川河口付近に位置し、大和国佐保殿・越前国方上莊・河内国楠葉牧と共に、当時の最高権力者である藤原氏の氏の長者が代々伝領する殿下渡領四ヶ莊の一つとして著名である。平安時代初頭には成立していたようで、室町時代まで存続していた。特

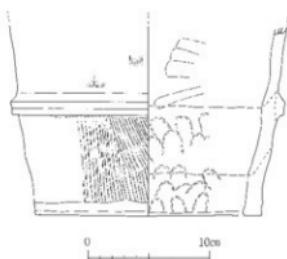


図4 操山採集の埴輪(図2-⑨)

(資料提供:岡嶋隆司氏)

に有名なのは備前国司が鹿田庄を襲撃した、いわゆる鹿田庄事件で、『本朝世紀』や『朝野群載』にもとりあげられている。事件の概要是、まず寛和元年(985)頃に備前国司藤原理兼が鹿田荘司と関白太政大臣家から下向してきた左京大属真斐部久を朝廷に訴える解文を提出し、それに対しても朝廷から鹿田荘司ら追捕の宣旨が下された。寛和2年(986)に、それを受けて理兼は荘司らを捕縛し、荘倉から地子米三二〇石を取り、荘司・寄人らの居宅は三百余戸も損亡させ、さらに荘司であった近江掾下野守真の財を運びとった後、宅を焼亡させた。このため鹿田荘側は興福寺僧を通じて理兼が鹿田荘を損亡せしめたと訴えた。それに対して朝廷は、檢非違使左衛門大尉藤原為長・少志多米国定・看督・火長を派遣した。ところが、檢非違使左衛門大尉藤原為長・少志多米国定らは、鹿田荘の損亡事件を収拾するどころか庄司並びに衛省内の人から雑物を徴収し、米だけでも二〇〇〇余石といった具合であった。このため朝廷は官使として、左少史日佐政文・右史生吉志連真・官掌丹波得任らを派遣し、為長の徴収した雑物の検封と為長の召還をさせた。その後、理兼や為長らの処罰がどのようにになったのかについては記録が欠けていて不明である。<sup>(4)</sup>

鹿田庄事件から、鹿田庄には地子米三〇〇石を入れた庄倉があったことと、庄司や寄人の居宅が多数存在したことがうかがえる。当時の集落景観としては、かなり特異なぐらいの大規模な集住がおこなわれていたことが推測される。鹿田庄の景観を直接描いた荘園絵図は残っていないが、旭川を挟んで対岸にある新闡地を描いた「備前国上道郡荒野庄領地図」(延元元年(1336))に、旭川西岸中央に鹿田庄の文字が記されている。同地図の「荒野」は鹿田庄下司村主氏が開発し、奈良の春日社へ寄進したものである。この地図によると旭川西岸には、「市」が並んでおり、おそらく西岸一帯に鹿田庄がひろがっているものと思われる。「市」については、現在でも二日市や七日市の地名にも繼承されており、鹿田庄については、岡山大学医学部校内遺跡にある鹿田遺跡を中心とした一帯に比定される。鹿田遺跡からは、古代から中世の遺構や遺物が多数検出されており<sup>(5)</sup>、鹿田庄の中心の一つであることは確実であろう。しかし、鹿田庄事件からうかがえるような10世紀の大規模集落といった景観の遺構は検出しておらず、また新道遺跡からは12世紀後半の鹿田庄の荘家の存在を示す木簡が出土していることからも、鹿田遺跡の周辺遺跡にも鹿田庄の中心的な遺構が埋没している可能性は高いと思われる。また、現在の平井あたりに比定される「荒野」に関係する遺跡に、湊荒神遺跡があり、発掘調査で古代から中世にかけての柱穴や遺物が検出されている<sup>(6)</sup>。

近世になると、新道遺跡の周辺は岡山城下町に含まれており、今回の調査でも関係する遺構や遺物が多量に出土した。岡山城および岡山城下に関する発掘調査もおこなわれており、多くの成果が上がっている<sup>(7)</sup>。

## 注

- (1) 乗岡 実「岡山市域における最近の発掘調査成果」「古代吉備」第12集 1990年
- (2) 扇崎 由「岡山平野発見の火山灰」「古代吉備」第11集 1989年
- (3) 平井 勝<sup>注5</sup>「百聞川沢田遺跡」3『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』84 1993年
- (4) 山本悦世<sup>注6</sup>「津島岡大遺跡」3『岡山大学構内遺跡発掘調査報告』第5冊 1992年
- (5) 平井泰男<sup>注6</sup>「南溝手遺跡」「岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』100 1995年
- (6) 富岡直人<sup>注6</sup>「岡山市津島東3丁目朝寝鼻貝塚発掘調査概報」

『加計学園埋蔵文化財発掘調査報告書』2 1998年

- (7) 神谷正義「津島江道遺跡」「日本における稻作農耕の起源と展開」日本考古学協会 1988年
- (8) 正岡陸夫<sup>著</sup>「津島遺跡」2『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』151 2000年
- (9) 注3
- (10) 出宮徳尚<sup>著</sup>「南方遺跡発掘調査概報」岡山市教育委員会 1971年  
出宮徳尚<sup>著</sup>「南方(国立病院)遺跡発掘調査報告」岡山市教育委員会 1981年
- 柳瀬昭彦<sup>著</sup>「南方遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』40 1981年
- 崩崎 由<sup>著</sup>「上伊福・南方(済生会)遺跡南方蓮田調査区I」  
『岡山市埋蔵文化財調査の概要』1994(平成6)年度 1996年
- 崩崎 由<sup>著</sup>「上伊福・南方(済生会)遺跡南方蓮田調査区II」  
『岡山市埋蔵文化財調査の概要』1995(平7)年度 1997年
- 崩崎 由<sup>著</sup>「上伊福・南方(済生会)遺跡上伊福立花Ⅲ調査区」  
『岡山市埋蔵文化財調査の概要』1996(平8)年度 1998年
- 内藤哲史「絵図・南方遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』110 1996年
- (11) 高畠知功<sup>著</sup>「百間兼基遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』56 1982年
- (12) 正岡陸夫「岡山市乙多見における改修工事に伴う発掘調査」『岡山県埋蔵文化財報告』3 1989年
- (13) 中野雅美<sup>著</sup>「上伊福九坪遺跡」『岡山県史考古資料』1986年
- (14) 出宮徳尚<sup>著</sup>「幡多庵寺発掘調査」岡山市教育委員会 1975年
- (15) 下澤公明「弥生時代後期末の吉備南部の社会について」『古文化談叢』第45集 2000年
- (16) 注14
- (17) 近藤義郎「都月坂二号弥生墳丘墓」『岡山県史・考古資料』1986年
- (18) 河田健司「備前国府推定地(南国長)遺跡」『岡山市埋蔵文化財調査の概要』1996(平8)年度  
1998年
- (19) 正岡陸夫<sup>著</sup>「津島遺跡」3『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』160 2001年
- (20) 藤田忠彦<sup>著</sup>「有年原・田中遺跡」赤穂市教育委員会 1991年
- (21) 松木武彦「岡山平野における弥生～古墳時代の地域集団」  
『岡山大学構内遺跡発掘調査報告』第6冊 1993年
- (22) 宇垣匡雅「吉備の前期古墳－II宍戸山王山古墳の測量調査－」  
『古代吉備』第10集 1988年
- (23) 葛原克人「第五章古墳時代前期」『岡山県の考古学』吉川弘文館 1987年
- (24) 桑田俊明「中井・南三反田遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』92 1994年
- (25) 出宮徳尚<sup>著</sup>「岡山市四御神上の山一号墳発掘調査報告」岡山市教育委員会 1974年
- (26) 出宮徳尚「第二章第三節古代寺院」『岡山県の考古学』吉川弘文館 1987年
- (27) 正岡陸夫<sup>著</sup>「百間川原尾島遺跡」2『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』56 1984年
- (28) 注3
- (29) 注11
- (30) 萩原孝典「津島江道遺跡」『岡山市埋蔵文化財調査の概要』1996(平8)年度 1998年
- (31) 葛原克人「津島遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』137 1999年
- (32) 山本悦世<sup>著</sup>「鹿田遺跡」『岡山大学構内遺跡発掘調査報告』第3冊 1988年

- (33) 広瀬和夫『大國遺跡発掘調査概要』Ⅶ 大阪府教育委員会 1982年
- (34) 宇垣匡雅<sup>注36</sup>「原尾島遺跡(藤原光町3丁目地区)」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』139 1999年
- (35) 注34
- (36) 近藤義郎「一本松古墳」『岡山県史・考古資料』1986年
- (37) 出宮徳尚<sup>注37</sup>「賞田廃寺発掘調査報告」賞田廃寺発掘調査団 1971年
- (38) 出宮徳尚<sup>注38</sup>「幡多廃寺発掘調査報告」岡山市遺跡発掘調査団 1975年
- (39) 注26
- (40) 青田 崑「吉備と律令体制の確立」『岡山県史古代Ⅱ』1990年
- (41) 高田基一郎<sup>注39</sup>「北方城ノ内遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』149 2000年
- (42) 西岡虎之助「寛和時代に於ける備前国鹿田庄」「歴史地理』46-5 1925年  
藤井 肇「殿下渡御の備前国鹿田庄」「吉備地方史の研究」法藏官 1971年  
中野栄夫「第六章第三節備前国鹿田莊事件」『岡山県史古代Ⅱ』 1990年
- (43) 注32
- (44) 神谷正義氏より御教示を得た。
- (45) 河本 清<sup>注40</sup>「岡山城二の丸跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』78 1991年  
出宮徳尚・乗岡 実<sup>注41</sup>「史跡岡山城跡本丸中の段発掘調査報告」岡山市教育委員会 1997年  
松本和男<sup>注42</sup>「岡山城二の丸跡」中国電力内山下委電所建設事業埋蔵文化財発掘調査委員会  
1998年  
乗岡 実「岡山城内堀」岡山市教育委員会 1998年

#### 参考文献

- 巖津政右衛門<sup>注43</sup>「岡山市史」政治編 岡山市役所 1964年
- 巖津政右衛門<sup>注44</sup>「岡山市史」社会編 岡山市役所 1968年
- 巖津政右衛門<sup>注45</sup>「岡山市史」戦災復興編 岡山市役所 1960年

## 第Ⅱ章 調査の経過

新道遺跡は、岡山城下町の南端付近に含まれることや、その後の都市開発によって、近世以前の旧地形は、現地表面からは全くうかがい知ることができない。おそらく、旭川西岸と、その西を流れる西川に挟まれた細長い自然堤防上に形成された遺跡であると推測される。同様の地形上には、天瀬遺跡や二日市遺跡があり、かなり遅る時期の遺跡が形成されている可能性も予測された。また旭川河口には、殿下渡領として著名な庵田庄があり、新道遺跡からも同庄に関する新たな知見が得られることも期待された。

岡山市立清輝小学校敷地内の既存プール跡地に、同小学校のプール新築事業が岡山市教育委員会当局によって設定された。用地が新道遺跡の範囲に含まれることから、平成7年11月6日に、文化課職員の立会に基づいて、建設予定地の北端と南端の二ヵ所で試掘調査をおこなった。その結果、両試掘場からは中世の土器とともに柱穴などの遺構も認められた。そのため、設計変更等により遺跡の保存を図るのは不可能であることが判明した。文化課は同年11月20日付で、当該地が埋蔵文化財包蔵地にあり、文化財保護法の適用を受け、プール用地の記録保存による事前の行政的措置の必要な旨の試掘調査に関する結果を岡山市教育委員会施設課に通知し、その実地に対する両者の連絡、協議を要請した。文化課と施設課で協議を重ねた結果、記録保存を平成9年度中からおこなうことで合意に達した。発掘調査は、平成10年3月2日に着手し、岡山市教育委員会教育長から文化庁長官宛に文化財保護法第98条の2第1項の規定に基づく「埋蔵文化財発掘通知」が提出された。発掘調査の終了は同年9月10日で、調査面積は、990m<sup>2</sup>である。同年9月5日(土)には、発掘調査現地説明会をおこない、残暑厳しい中にもかかわらず、約100名の参加があった。

### 発掘調査組織

発掘調査主体者 岡山市教育委員会教育長 戸村彰孝

発掘調査対策委員  
稻田孝司（岡山大学教授）  
狩野 久（岡山大学教授）  
西川 宏（山陽学園講師）  
間壁忠彦（倉敷考古館館長）  
水内昌康（岡山市文化財保護審議会会长）

発掘調査担当者  
富岡 博（岡山市教育委員会文化課長）  
出宮徳尚（岡山市教育委員会文化財専門監）  
根木 修（岡山市教育委員会文化課長補佐）  
神谷正義（岡山市教育委員会文化課主任）  
乗岡 実（岡山市教育委員会文化課主任）

(調査員) 草原孝典 (岡山市教育委員会文化財保護主事)

(経理員) 羽久井和恵 (岡山市教育委員会文化課主事)

発掘調査現場作業員 青木敏夫 横松秀夫 小野勢 佐々木龍彦 中山政太郎 難波象一  
脇本元典 赤木悦子 安藤一江 岩佐ます 水内汲子

発掘調査現場補助員 木村真紀

発掘調査現場事務員 藤原(前田)裕子

出土物整理事務員 才本真澄 山元尚子

調査にあたり、対策委員会の先生方に多大なるご指導・ご助言をいただいた。また、久野修義、今津勝紀、山本悦世、前坂尚志、福田正繼、木場幸弘の諸氏には諸々のご教示・ご助言を頂いた。諸々にご助勢下さった方々に深謝する次第である。

### 経過と概要

調査は、学校建設時の造成土が0.6mほどあったため、重機によって除去した。発掘区の層序は、東・南・西の側壁の断面観察から得た(図7・8)。

造成土除去直下は、明治期の造成土で、その下には18世紀後半から19世紀の遺構面(近世上層遺構面)がひろがる。城下町の地割に即した道路と屋敷割が検出され、多くの陶磁器類を廃棄した土壌も切り合っている。明治以降のゴミ穴による搅乱が著しく、特に調査区東半部分は、遺構の残存状況が



図5 調査区 位置図 (1/2500)

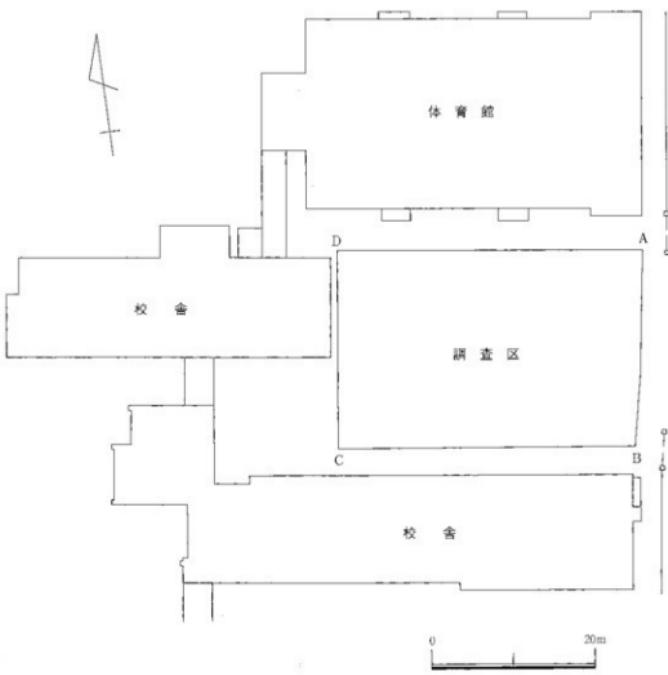


図6 発掘調査区 断面図 位置図

良くなかった。しかし、当地の屋敷割や居住者の名字を用いた軒丸瓦が出土したことから、城下町絵図との照合が可能となった。

近世上層遺構面の下部には、深いところで0.7mの造成層があり、この造成によって、それまでの調査区の西側が低くなっているという旧地形は解消されている。近世下層遺構面は、17世紀～18世紀にかけての時期で、かなり時期幅があるにもかかわらず、遺構や遺物の分布は稀薄であった。柱穴列の方向についても、城下町の町割の方向というよりも微地形に即しており、上層の様相とは明らかな差異が認められる。

近世下層遺構面は、中世の包含層の上面に、ほとんど造成をおこなうこともなく形成されている。中世遺構面は、包含層除去後に検出された。包含層の厚さは調査区北東コーナー付近では約0.4mと最も厚いが、それは極めて限られた範囲で、調査区大半は10cm以下の薄い包含層であった。それは、後世の削平の結果によるではなく、当調査区が調査区外の北東部に埋没しているであろう集落本体の縁部に位置するからであると思われる。遺構の分布も、調査区の北東コーナー付近でのみ検出されており、この推測を裏付ける。検出された遺構は、建物・井戸・溝・土塹で、なかでも井戸からは莊

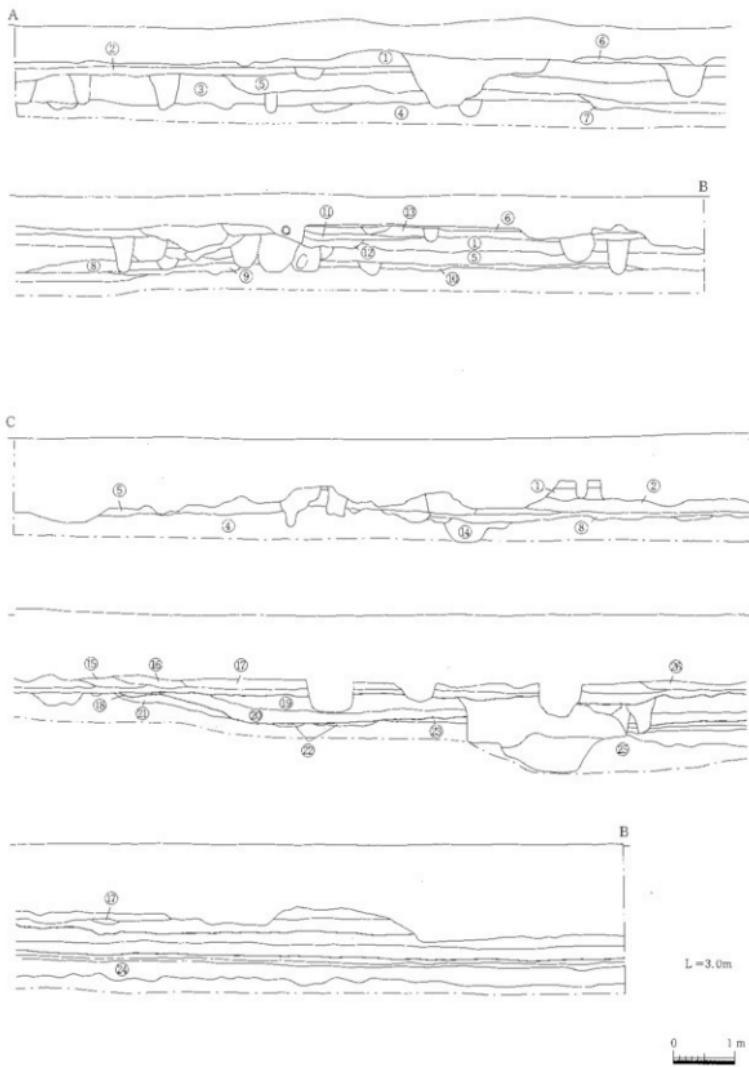
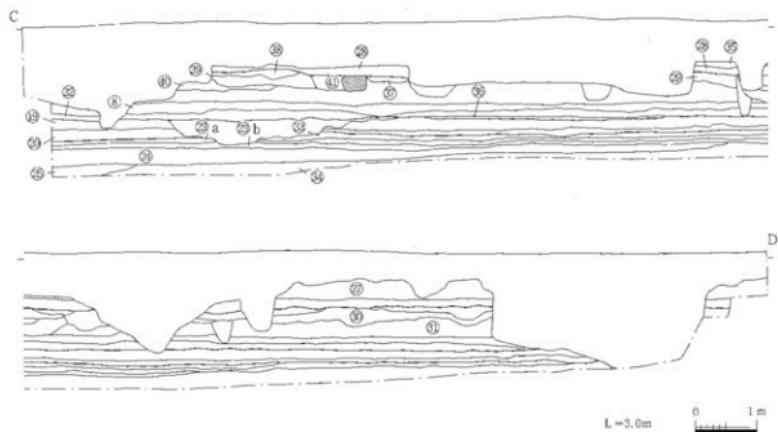


図 7 調査区断面図 (1)



- |                           |                           |
|---------------------------|---------------------------|
| ① 茶灰色微砂含灰色微砂塊（近世上層造成土）    | ② 淡茶灰色微砂含灰色微砂塊（近世上層造成土）   |
| ③ 暗茶褐色微砂（中世包含層）           | ④ 淡黃灰褐色微砂～細砂（基盤層）         |
| ⑤ 淡黃茶褐色微砂（明治期造成層）         | ⑥ 淡茶黃灰色微砂含淡灰色微砂塊（近世上層造成土） |
| ⑦ 茶褐色微砂含黃灰色微砂塊（近世下層の各組土）  | ⑧ 淡茶灰色微砂含淡灰色微砂塊（近世上層造成土）  |
| ⑨ 茶褐色微砂含淡黃灰色微砂塊（近世下層の各組土） | ⑩ 淡茶黃褐色微砂（中世～古代包含層）       |
| ⑪ 淡茶茶褐色微砂（道の造成土？）         | ⑫ 淡灰茶褐色微砂                 |
| ⑬ 茶灰色微砂                   | ⑭ 淡褐色微砂含灰褐色微砂塊（近世上層造成土）   |
| ⑮ 暗茶褐色微砂含灰色微砂塊（溝埋土）       | ⑯ 淡褐色微砂～細砂（近世造成層）         |
| ⑰ 淡褐色微砂～細砂（近世造成層）         | ⑱ 淡茶褐色微砂含灰色微砂塊（近世造成層）     |
| ⑲ 淡褐色微砂含茶灰色微砂塊（近世造成層）     | ⑳ 淡灰色微砂含茶灰色微砂塊（近世造成層）     |
| ⑳ 淡茶茶褐色微砂                 | ㉑ 淡茶灰色粘質微砂（近世造成層または水田層）   |
| ㉒ 淡茶灰色粘質微砂（近世造成層または水田層）   | ㉓ 淡茶褐色粘質微砂（中世の斜面堆積）       |
|                           | ㉔ 淡灰色シルト質微砂（中世の微高地縁辺埋土）   |
|                           | ㉕ 淡灰白色シルト質微砂（中世水田層）       |
|                           | ㉖ 淡灰白色細砂（流路埋土）            |
|                           | ㉗ 灰褐色粗砂（流路埋土）             |
|                           | ㉘ 淡茶灰色微砂含灰白色微砂塊（近世造成層）    |
|                           | ㉙ 淡黃茶褐色細砂（明治期造成層）         |
|                           | ㉚ 淡茶褐色微砂含小礫（明治期造成層）       |
|                           | ㉛ 淡黃茶褐色微砂（明治期造成層）         |
|                           | ㉜ 茶色微砂（明治期造成層）            |
|                           | ㉖ 淡黃茶褐色細砂（明治期造成層）         |
|                           | ㉗ 淡灰褐色粘質微砂（造成層または水田層）     |
|                           | ㉘ 灰褐色粘質微砂（造成層または水田層）      |
|                           | ㉙ 淡灰色シルト質微砂（自然堆積）         |
|                           | ㉚ 茶褐色微砂含茶色細砂（明治期造成土）      |
|                           | ㉛ 茶灰色微砂（近世包含層）            |
|                           | ㉜ 茶色細砂～微砂（土壌の基礎）          |
|                           | ㉞ 茶色微砂含小礫（道路造成層）          |
|                           | ㉟ 淡茶褐色微砂（道路造成層）           |
|                           | ㉟ 茶褐色微砂（道路造成層）            |
|                           | ㉛ 暗茶褐色微砂含瓦（土塀の雨落溝）        |

図8 調査区断面図（2）

園に関する内容を記した文書木簡が出土しており、鹿田庄の莊家との関連がうかがえる。

古代の造構面も、ほぼ中世と同じレベルで検出され、火葬施設と推測される土壙が検出された。調査区西側の低位部は流路となっており、若干土器が出土したが、近辺に集落があるほどとは思われなかった。古代においては、調査区付近は集落地から距離のあるあった地点であったことがうかがわれる。

新道遺跡の微高地基盤は、かなり砂質が強く感触的には脆弱な感じを受ける。古代以前の遺物が出土していないことからも、居住地として適するようになったのは、かなり時期が降ってからと思われる。ただこれは、越川西岸部の自然堤防全ての様相というのではなく、むしろ新道遺跡は、強固な微高地縁辺の新しく形成された微高地部分に相当するからではないかと推測される。

#### 発掘日誌（抄）

平成10年3月2日 発掘機材搬入

3月3日 発掘開始、明治期の造成土掘り下げ

6月5日 近世上層面掘り上がり、写真撮影

6月23日 近世下層面掘り上がり、写真撮影

6月25日 中世造構面の造構掘り下げ

6月26日 発掘調査対策委員会開催

6月29日 井戸3井戸枠内から木簡出土。「庄」の字が読める。

7月1日 狩野久・久野修義・今津勝紀の各先生方が来られ、木簡の内容を読んでいただく。

7月6日 中世造構面掘り上がり、写真撮影

7月14日 古代造構面掘り上がり、写真撮影

7月23日 調査区西側の低位部精査開始

8月25日 発掘調査対策委員会開催

9月4日 清輝小学校の児童に遺跡の説明をおこなう。

9月5日 現地説明会開催・厳しい残暑のなか約100人の見学者がある。

9月10日 調査終了・発掘機材撤収

### 第Ⅲ章 遺構と遺物

#### I 古代 奈良時代(図10)

遺構や遺物の量は極めて少なく、同期の集落地からはやや離れていることが推測される。さらに調査区の南西隅で検出された流路との関係から、当調査区は微高地の西端部に位置すると考えられる。以下個々の遺構・遺物を説明する。

##### 火葬遺構(図9、11、12)

調査区の北東隅で検出された遺構で、南端部は中世の遺構により削平されているが、中世の遺構との関係や残存部が遺構の端部状に若干すばまることから、全長は残存部とあまり変わらないと思われる。そうすると、長さ約2.0m、幅1.03mの長方形の平面形ということになり、断面形は箱形である。

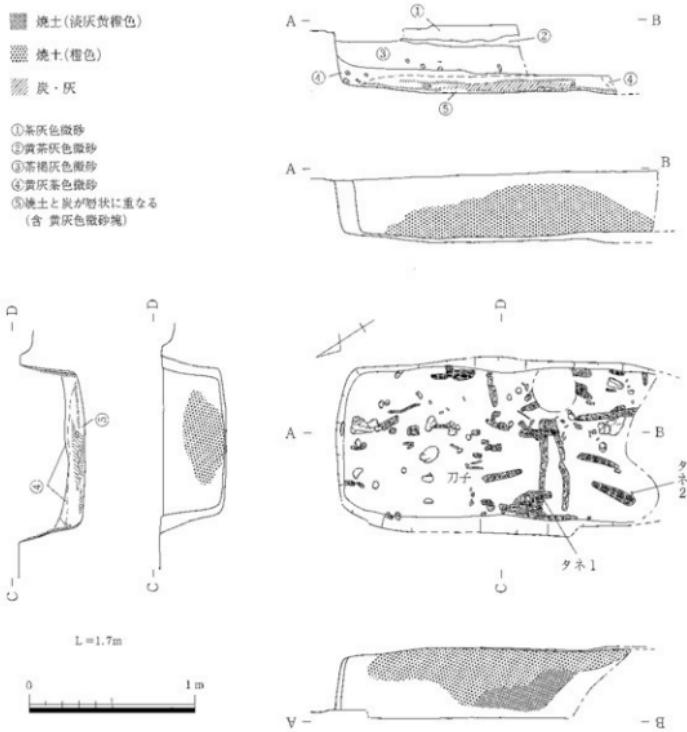
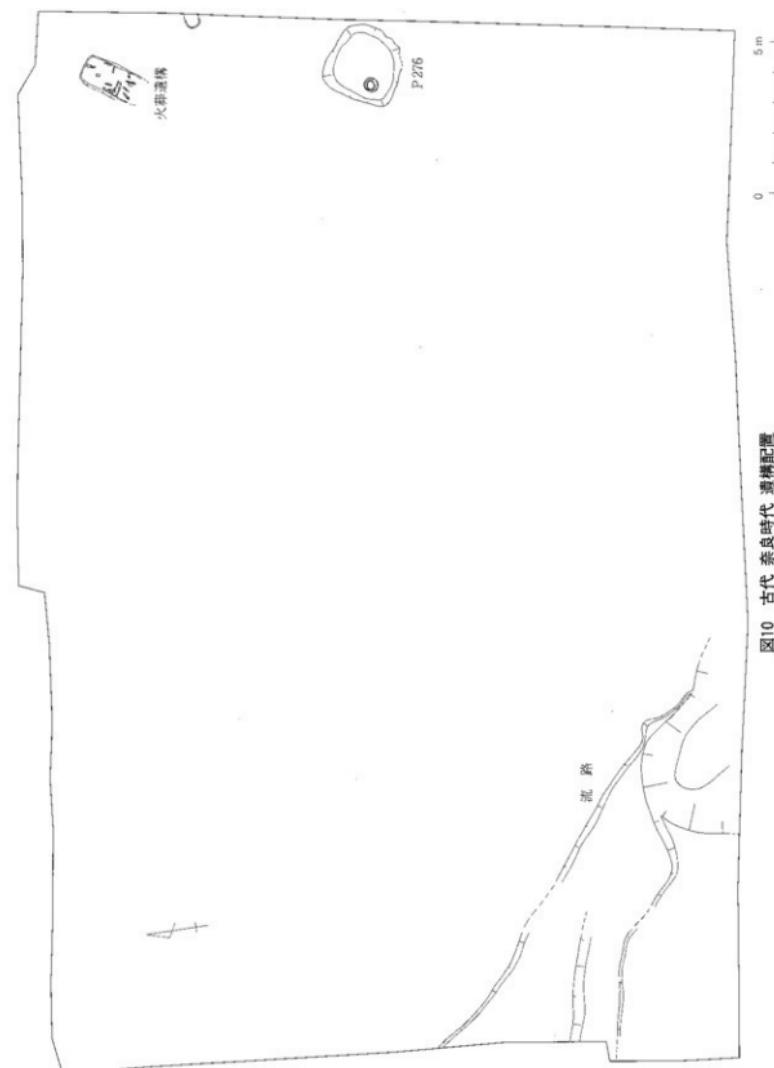


図9 火葬間連遺構 実測図

図10 古代奈良時代遺構配置



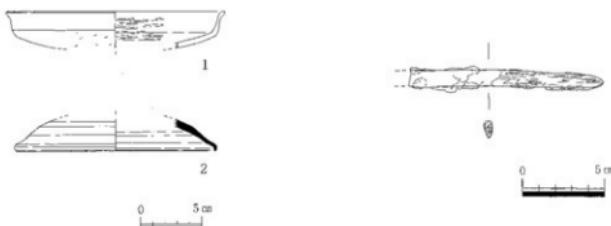


図12 火葬関連遺構 出土遺物（2）

図11 火葬関連遺構 出土遺物（1）

検出面は1.6mで、深さは0.4mである。遺構内側の壁面は被熱により焼土化しており、とくに南側の壁面は部分的に高熱のための硬化が著しい。土層観察からも南側の方が多い炭が含まれており、削平を受けた南側に焚口が想定される。埋土は5層で、①～③層までは燃焼後の堆積、④層と⑤層は燃焼時もしくは燃焼直後の堆積である。いずれの層にも遺物はほとんど含まれていない。

遺構の底部には比較的多くの炭化材が残存しており、太いもので径10cm、細いものでは径5cmの材を井桁状に組んだ状態で検出された。材は加工した角材ではなく、自然木を適当な長さに切断して用いている。材の組み合わせは、まず東西方向に8～18cmの間隔で材を渡し、その上に南北方向に10～20cm間隔で材を並べている。

遺物は④～⑥層から若干出土したが、①～③層からは皆無であった。出土した土器はすべて破片で、遺構底部から5～10cm浮いた状態であった。断面に被熱の認められるものもあることから、燃焼時に投棄されたか、もしくは供獻されていた状態で燃焼されたものと思われる。図化できたものは2点で、土師器の杯（1）と須恵器の杯蓋（2）である。（1）は丹塗りで、外腹下半はヘラケズリ、内腹はヨコ方向のミガキが認められ、口径は17.8cmに復元される。（2）は灰色を呈し、内外面ヨコナナデ、口径は15.3cmに復元される。土器の他に刀子が1点遺構中央部付近から出土しており、これも遺構底部から若干浮いた位置であった。現存長11.9cm、幅1.0cmである。この他、桃の炭化した種子が2点と、骨片も出土している。この遺構の時期は、出土した土器から8世紀中葉と考えられる。骨片が出土したことと、遺構の形態が棺状であることから、火葬に関係した遺構であると推測される。

#### P 276 (図13、14)

調査区東端の中央付近で検出された遺構で、一辺約2.5mの隅丸方形の平面形を呈し、遺構検出面は1.6mで、深さは検出面から約0.2mである。断面形は台形で、埋土は2層が確認された。底部西側からは、径約0.5mの円形のピットが検出されたが、深さは3cmほどで柱穴にはならないと思われる。

遺物は①層からのみ出土しており、量的にも僅かで、しかも破片ばかりであった。図化できたのは3点だけである。（3）は須恵器の杯蓋で、内外面ヨコナナデ、口径は16.0cmに復元される。（4）は須恵器の甕の胴部片で、（5）は土師器の甕もしくは鍋の胴部片で、外面はタテハケの後ヨコハケを施し、内腹は當て具痕跡の後にナナデを施す。時期は8世紀代と考えられる。

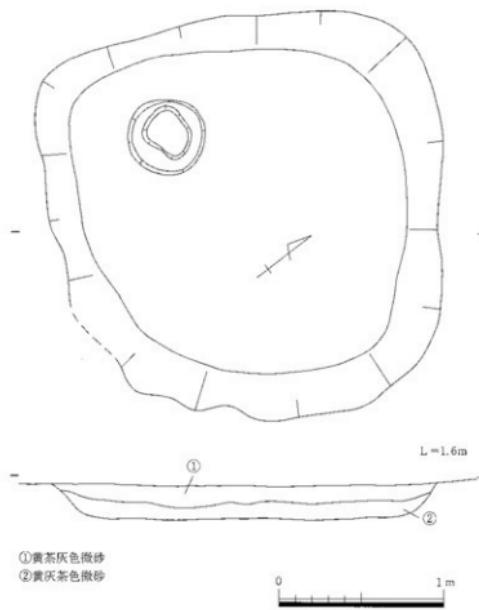


図13 P 276 実測図

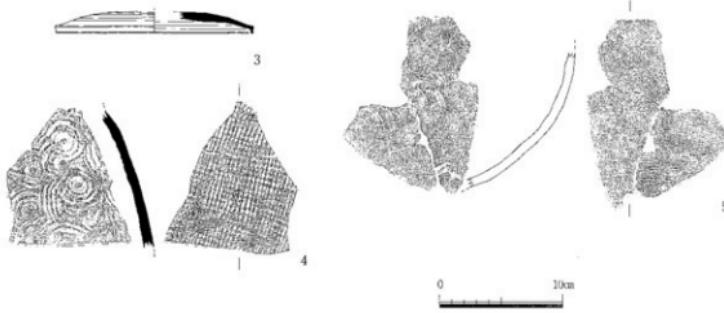


図14 P 276 出土遺物

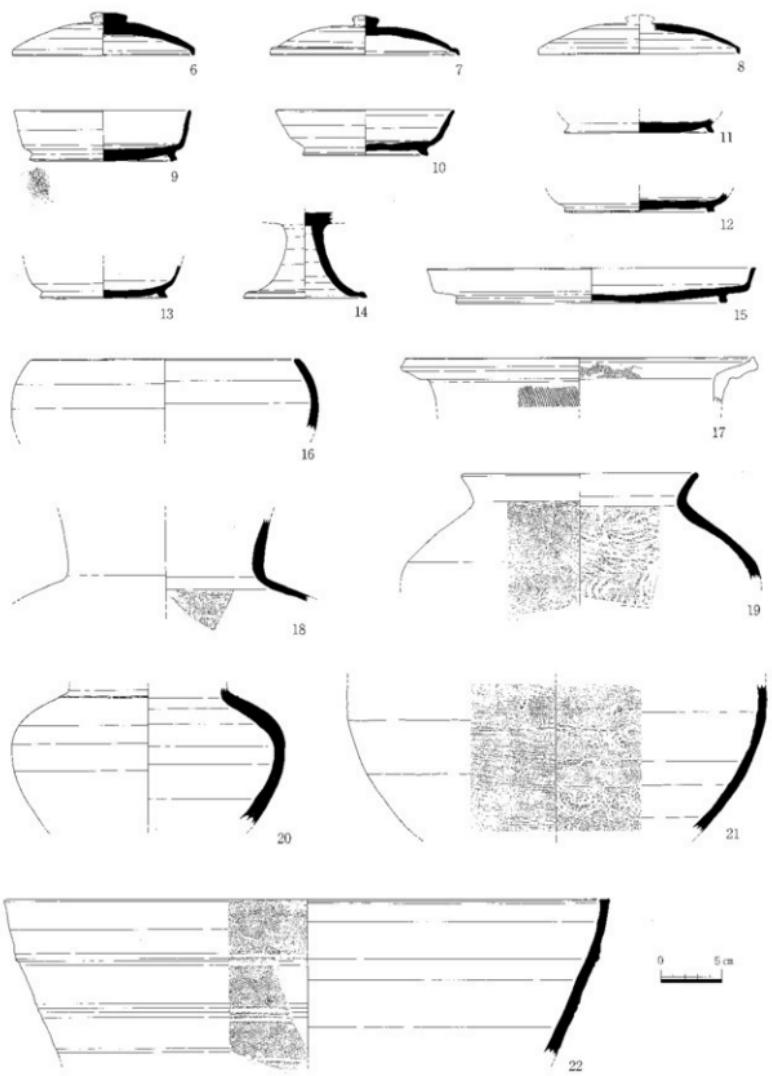
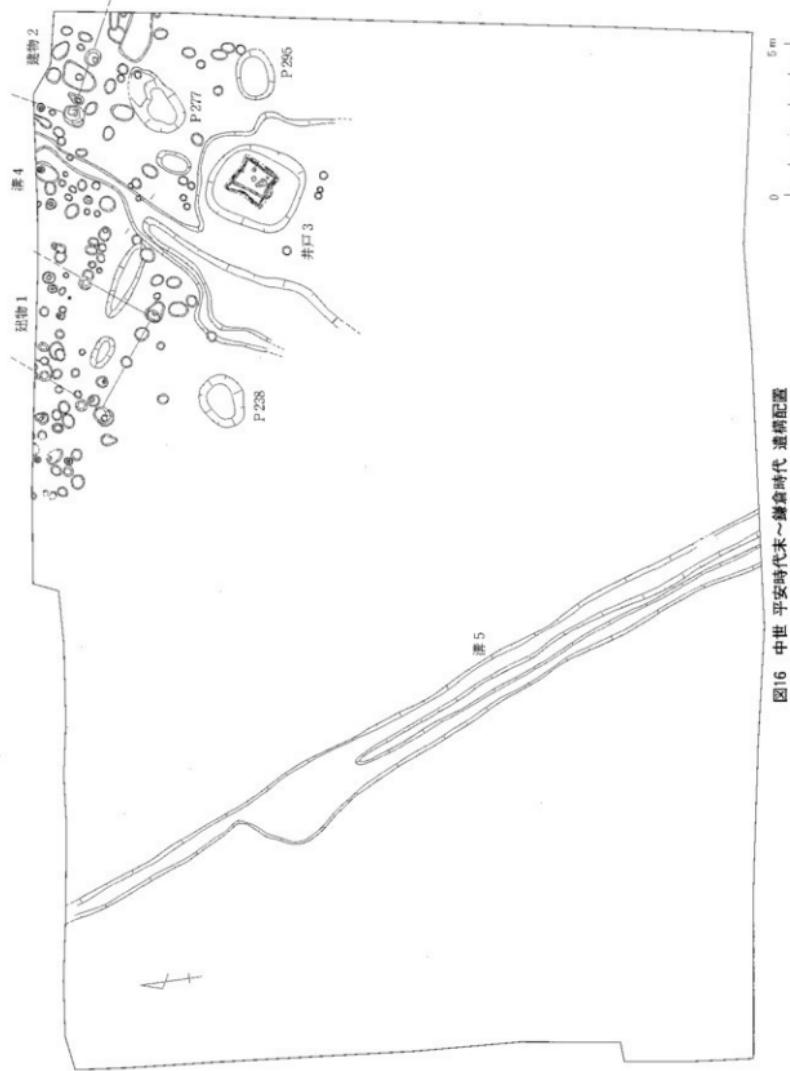


図15 流路 出土遺物

図16 中世 平安時代末～鎌倉時代 遺構配置



### 流路 (図15)

調査区南西のコーナー付近で検出された流路で、北から南へ南流する流路の東岸付近と考えられる。流路の幅等は不明であるが、調査区の中では流路の傾斜は変換しないことから、少なくとも7m以上の幅はあるものといえる(図7・8-④・⑤層)。さらに流路の中でも幾筋かの小流路が存在したこととを示す段や窓みが認められることから、かなり大きな流路である可能性が高い。現在、調査区の西側には旭川の支流である西川があり、この位置は江戸時代前期以降に固定化されたものである。それ以前の位置については、現位置よりも東側にふっていたことが、今回の調査地点より約80m北側の位置にある民間マンションの立ち会い調査<sup>(1)</sup>で確認されている。古代の西川の旧流路の位置がどこにあったのかは不明だが、今回調査区の西端で検出された流路も西川の旧流路の一部であった可能性が考えられる。

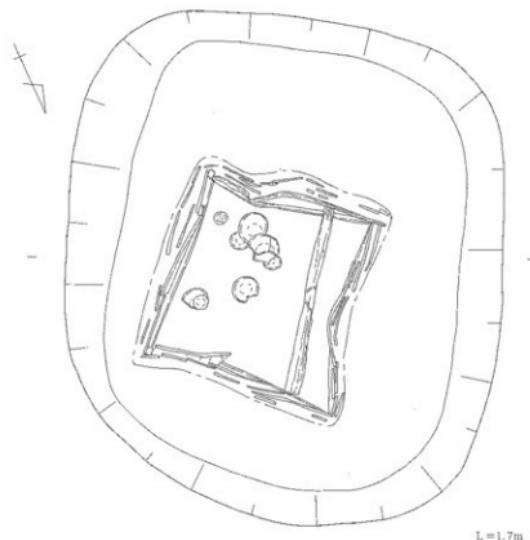
遺物は土器だけで、流路の最終埋土である②層から出土した。出土位置は散在的であり、上流部から流されてきて埋没したものと思われる。ただし土器の摩耗は少なく、それほど遠い地点から流れてきたのではないと思われる。土器は大半が須恵器で、土師器は壺(17)の破片が出土したのみである。杯蓋(6)は口径14.8cm、器高3.5cmで、天井部ヘラケズリ後内外面ヨコナデである。杯蓋(7)は口径16.4cm、器高2.5cmで、天井部ヘラケズリ後内外面ヨコナデである。杯蓋(8)は口径16.4cmで、天井部ヘラケズリ後内外面ヨコナデである。杯身(9)は底部外面ヘラケズリ、内外面ヨコナデで、口径は14.4cm、器高4.2cm、底径11.3cmである。杯身(10)は底部外面ヘラケズリ、内外面ヨコナデで、口径は14.5cm、器高3.85cm、底径10.1cmである。(11-13)は杯の底部で、それぞれの底径は(11)が12.0cm、(12)が11.4cm、(13)が10.3cmである。(14)は高杯で、(16)は鉢である。(15)は皿で、口径15.5cm、器高3.2cm、底径22.0cmで、底部外面ヘラケズリ、内外面ヨコナデである。(18-20)は壺である。(22)は壺で、口径87.5cm、外面には波状紋が施されている。これらの土器の時期は7~8世紀で、大半が8世紀前半である。

### II 中世 平安時代末~鎌倉時代 (図16)

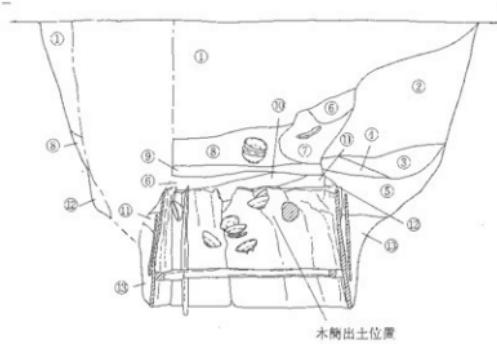
調査区の北東コーナー付近に遺構が集中する傾向が看取される。これは調査区の北側に広がる集落の南端部であることを示している。しかし調査区南側は、後の削平を受けたわけでもないにもかかわらず、柱穴等の集落に関係した遺構は認められないことから、広場的な空間であったことがうかがわれる。また、建物・溝・井戸は北東方向を意識しており、ある程度規則的な遺構配置であったと思われる。このような遺構の様相は、一般的な集落の様相とは異なっており、井戸3から出土した木簡の内容からも莊園の中心的な施設の一部である可能性を示している。調査区西側は、調査区の北西から南東にかけて微高地縁部を流れる溝を境に、水田層が拡がっている。以下個々の遺構を説明する。

### 井戸3 (図17、18、19、20、21、22、23、24、25、26)

調査区北東付近で検出された井戸で、検出面は1.6m付近である。遺構の東半には径50cmほどの旧プールの基礎に用いた木杭が打ち込まれていたが、かろうじて井戸枠をはずれており、その他には顕著な削平も認められず、井戸の残存状態は良好であった。一辺2.6~3.0mの隅丸方形の平面形を呈しており、掘り方はずり鉢状で、井戸枠の部分だけ垂直に直線的である。底面のレベル高は-0.2mで、



L = 1.7m



木筒出土位置

- |             |             |         |
|-------------|-------------|---------|
| ①茶褐色細砂      | ⑥炭          | ⑪黒食土質   |
| ②淡灰白色微砂～細砂  | ⑦暗灰褐色微砂～細砂  | ⑫灰色粘質土  |
| ③淡褐灰白色微砂～細砂 | ⑧淡黃褐色微砂     | ⑬青灰色粘質土 |
| ④橙褐色細砂      | ⑨淡青灰色微砂～シルト |         |
| ⑤淡青灰色細砂     | ⑩淡灰色細砂      |         |



図17 井戸3 実測図

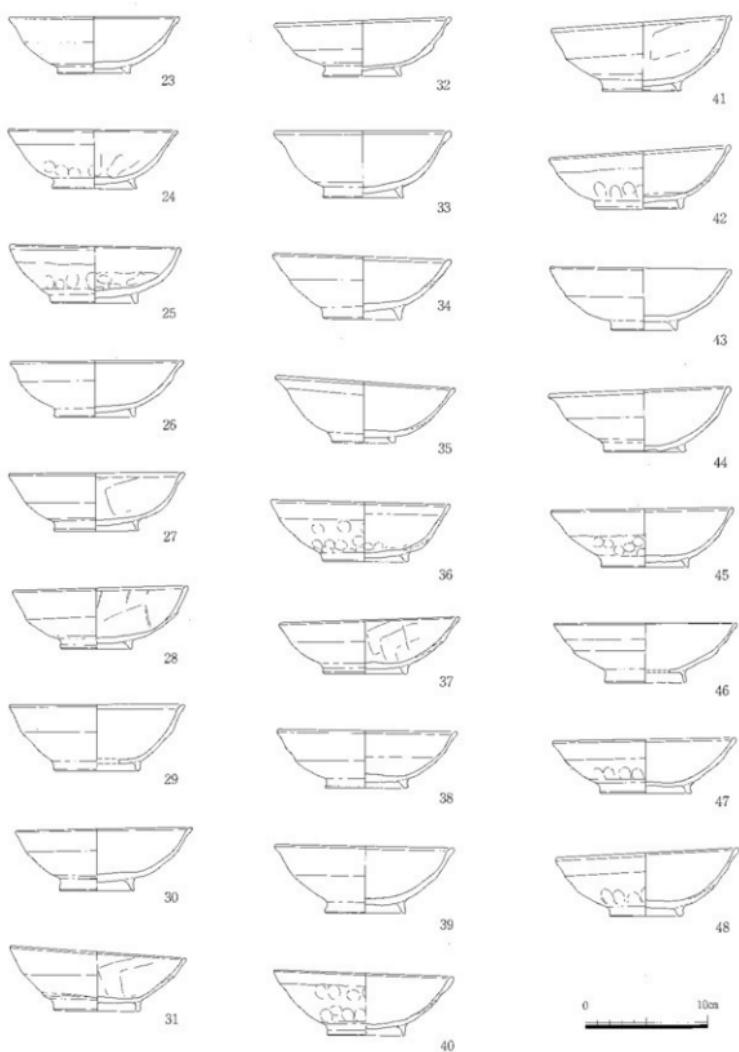


図18 井戸3 出土遺物（1）

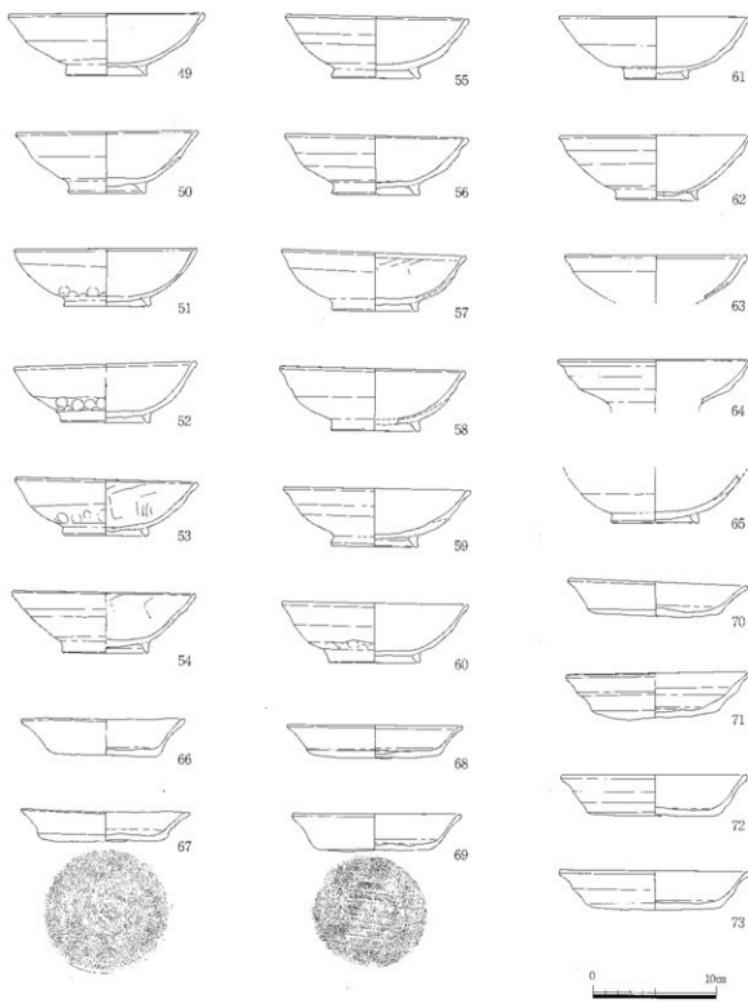


図19 井戸3 出土遺物（2）

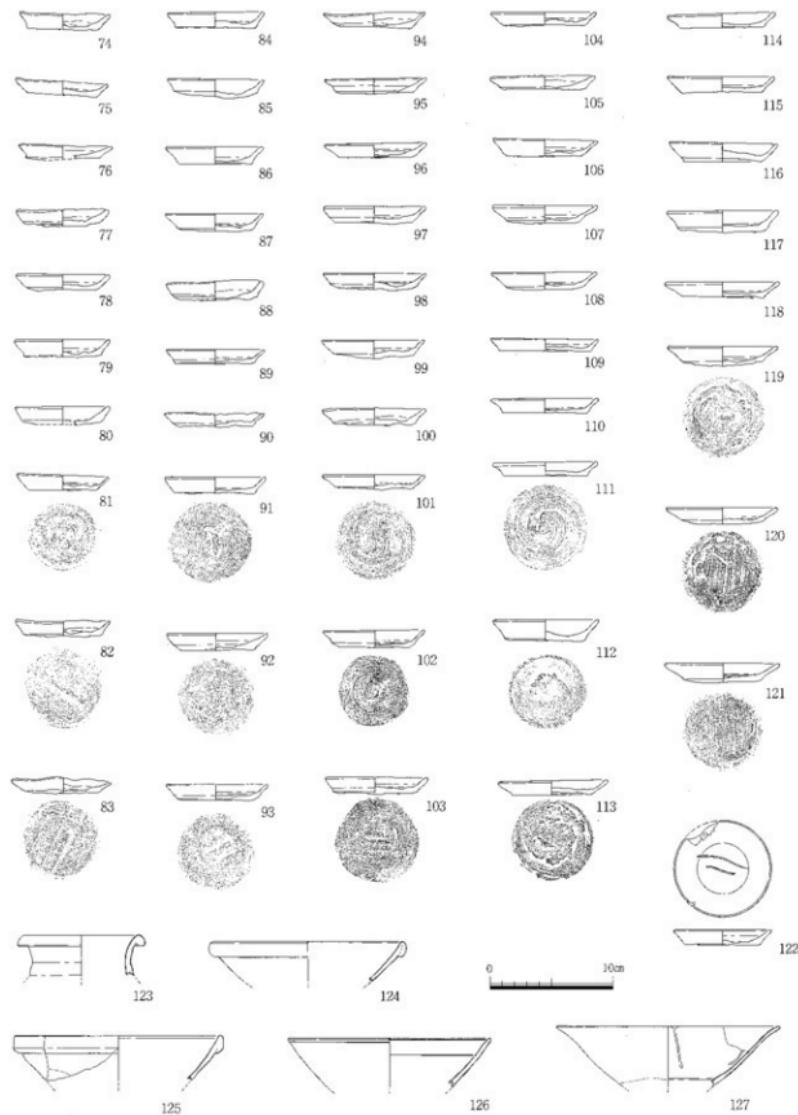


図20 井戸3 出土遺物(3)

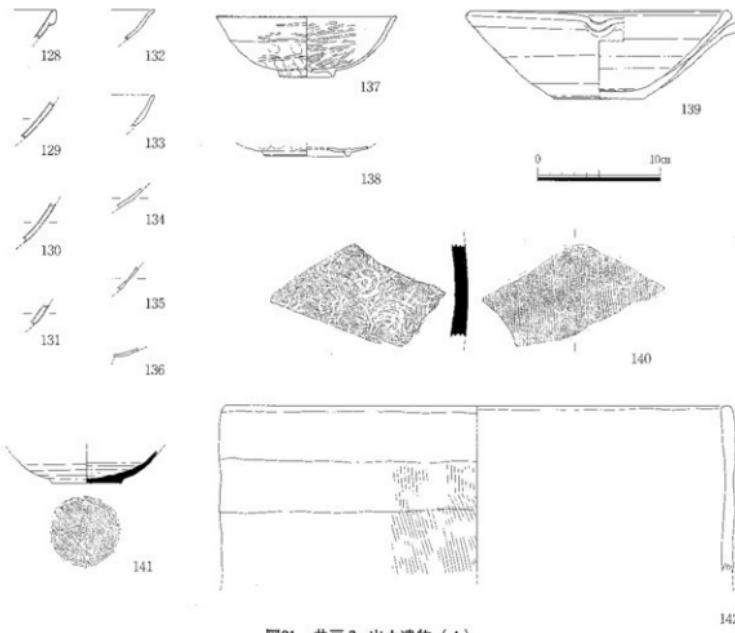


図21 井戸3 出土遺物(4)



図22 井戸3 出土遺物(5)

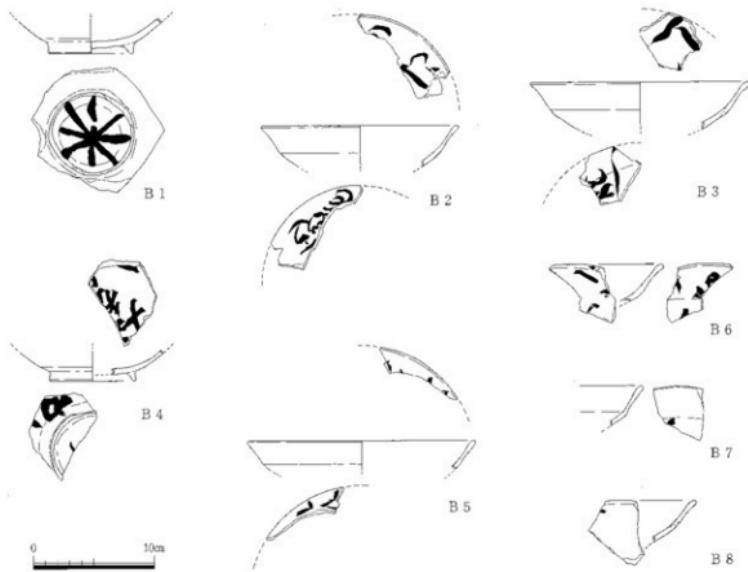


図23 井戸3 出土遺物（6）

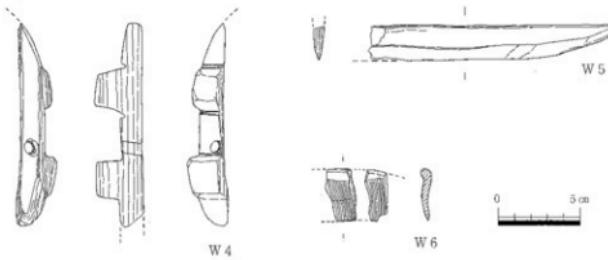


図24 井戸3 出土遺物（7）

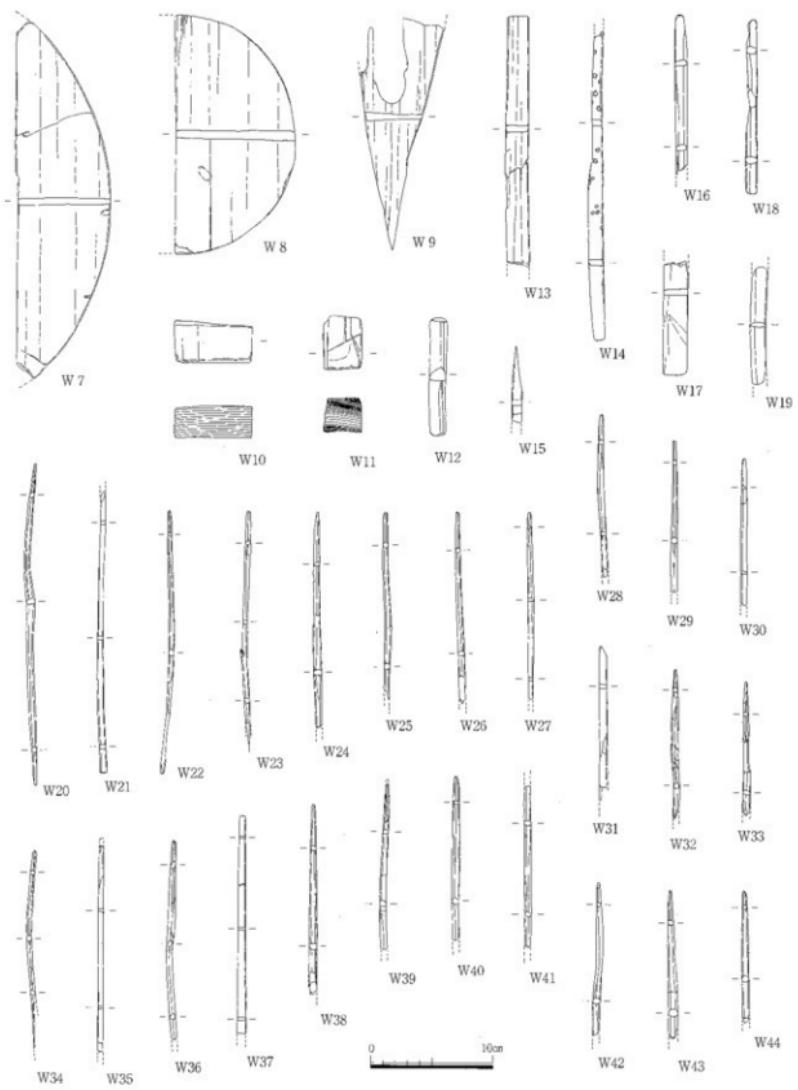


図25 井戸3 出土遺物 (8)

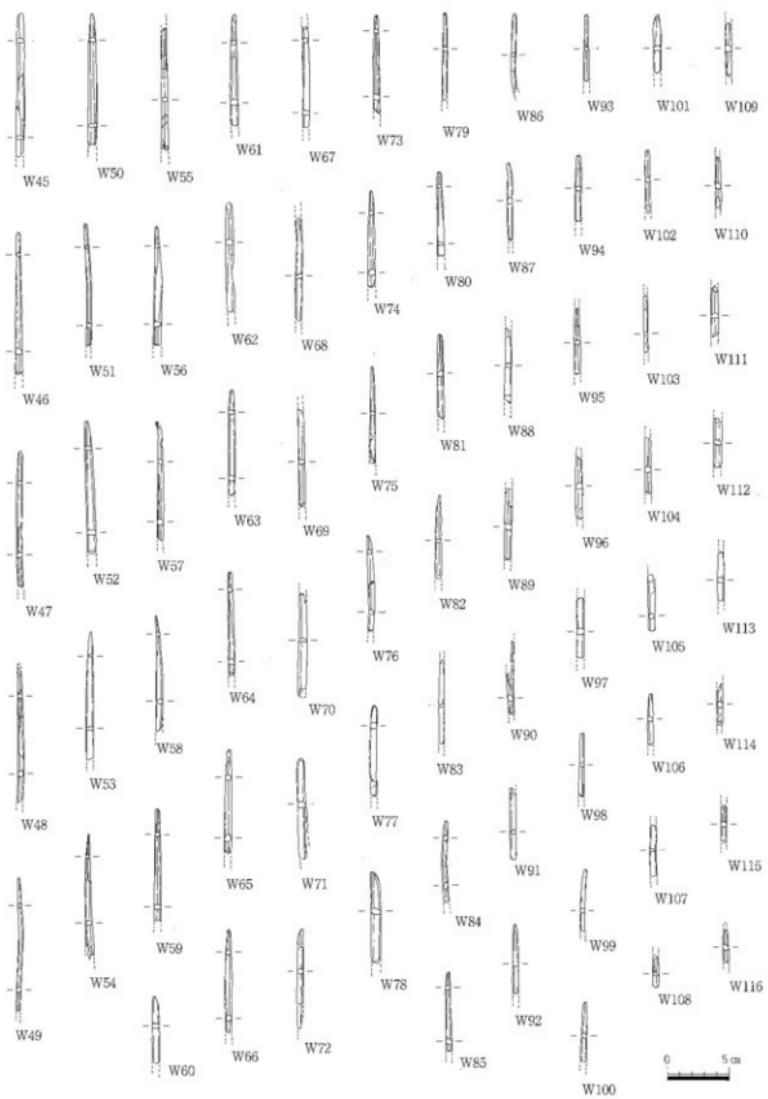


図26 井戸3 出土遺物 (9)

湧水層である青灰色細砂層中に達している。井戸枠は0.6m付近以下で遺存しており、内側の一辺が1.0~1.2mの方形の平面形である。底面から0.2m上がった位置に桟木が組まれており、その外側に幅0.3~0.8m・長さ0.7mの側板が並べられている。桟木は一辺が6cmに丁寧に加工されており、表面も平滑である。両端を四形、もしくは凸形に加工して組んである。側板は桟木と比べると表面の加工は粗いが、幅が0.8mもの大きな材を用いており、しかも他の建築部材からの転用の痕跡は認められない。井戸枠内側の南西コーナーと南東コーナーには一辺4cm・長さ80cmの角材を桟木と側板の間に差し込んでいる。さらに側板と掘り方の間には幅0.1~0.3m・長さ0.3~0.5mの板材を入れ込んで井戸枠を固定している。底面から0.5mの位置には、径0.1m・長さ1.2mの樹皮の残る木を東西方向に入れて、井戸枠の内側への崩壊を支えている。実際、井戸枠内の調査後この支柱をはずすと、井戸枠の崩壊が急速に始まった。このことは、湧水層はもちろんのこと、基盤層自体もかなり砂質が強く、脆弱であることに起因している。

埋土は13層が確認され、井戸枠内部は上層が井戸枠上面より-0.5mまでが植物の葉や小枝などが多く含まれる有機物層で、それ以下は暗灰色粘質土層である。後述する木簡は井戸枠内上層から出土した。井戸枠内下層からはほとんど遺物は出土しなかった。井戸枠内およびその上部からは、多くの完形の椀が出土したが、井戸枠内下層の状況から、それは井戸が廃棄されて若干時間が経過した後入れられたものと思われる。井戸枠埋没後も②層までは細かく分層できる堆積がおこなわれ、遺物も井戸枠内と同様に多く、完形品も認められる。その後厚さ0.6mもある①層によって一気に検出面まで埋没する。①層から出土した遺物は土器の小片が若干だけで、埋没の状況も遺物の出土状況も①層以下と以上ではかなりの隔たりが認められる。つまり理土の有り様から、井戸が機能していた段階〔1〕、井戸が廃棄された段階〔2〕、廃棄後の井戸が完形の土器などを投棄される場として用いられた段階〔3〕、その場も廃棄され完全に埋没していった段階〔4〕と

土器番号	出土地点	口径(cm)	底径(cm)	高さ(cm)
23	井戸枠上	13.0	8.0	4.05
24	井戸枠上	13.0	8.0	4.0
25	井戸枠上	13.0	8.0	4.05
26	井戸枠上	14.0	8.0	4.05
27	井戸枠上	14.2	8.0	3.85
28	井戸枠内	14.2	5.0	5.1
29	井戸枠内	14.2	5.0	5.5
30	井戸枠内	14.2	5.0	5.1
31	井戸枠上	14.3	8.0	5.1
32	井戸枠上	14.2	8.0	4.6
33	井戸枠内	14.2	8.0	4.6
34	井戸枠上	14.4	8.0	4.25
35	井戸枠上	14.5	8.0	5.5
36	井戸枠上	14.5	7.0	5
37	井戸枠内	14.5	7.0	5.5
38	井戸枠上	14.5	7.0	4.8
39	井戸枠上	14.4	6.0	3.8
40	井戸枠上	14.5	6.0	5.2
41	井戸枠内	14.4	6.0	5.0
42	井戸枠上	14.4	6.0	4.05
43	井戸枠内	14.1	5.0	5.1
44	井戸枠上	14.55	8.0	5.4
45	井戸枠上	14.6	7.0	4.9
46	井戸枠内	14.6	7.0	4.25
47	井戸枠内	14.7	7.0	4.5
48	井戸枠内	14.7	7.0	4.35
49	井戸枠上	15.0	8.0	5.15
50	井戸枠上	15.0	8.0	5.2
51	井戸枠上	14.85	8.0	4.8
52	井戸枠内	14.7	7.0	4.95
53	井戸枠内	14.65	8.0	4.85
54	井戸枠内	14.6	7.0	4.8
55	井戸枠上	14.6	7.0	5.1
56	井戸枠内	14.6	7.0	4.8
57	井戸枠上	14.8	7.0	4.8
58	井戸枠内	15	7	4.8
59	井戸枠内	14.9	7.0	4.8
60	井戸枠上	14.9	7.0	5.25
61	井戸枠上	15.0	8.0	5.15
62	井戸枠上	15.0	8.0	5.2
63	井戸枠上	14.85	8.0	4.8
64	井戸枠上	15.0	8.0	5.15
65	井戸枠上	—	—	—
66	井戸枠上	—	—	—
67	井戸枠上	13.2	8.0	3.1
68	井戸枠上	13.2	8.0	3.1
69	井戸枠上	13.1	7.0	3.1
70	井戸枠内	15.0	8.0	5.15
71	井戸枠内	15.0	8.0	5.15
72	井戸枠上	15.6	—	—
73	井戸枠上	—	—	—
74	井戸枠上	14.9	7.0	4.8
75	井戸枠上	15	7	4.8
76	井戸枠内	14.9	7.0	4.8
77	井戸枠上	15.0	8.0	5.15
78	井戸枠上	15.0	8.0	5.15
79	井戸枠上	15.1	7.0	4.8
80	井戸枠上	15.1	7.0	5
81	井戸枠上	15.0	8.0	5.15
82	井戸枠内	15.0	8.0	5.15
83	井戸枠上	15.0	8.0	5.15
84	井戸枠上	15.6	—	—
85	井戸枠上	—	—	—
86	井戸枠上	13.2	8.0	3.1
87	井戸枠上	13.2	8.0	3.1
88	井戸枠上	14.7	13.0	5.2
89	井戸枠内	13.1	7.0	3.2
90	井戸枠内	14.4	11	2.85
91	井戸枠内	14.4	11	2.85
92	井戸枠内	14.4	11	2.85
93	井戸枠内	14.4	11	2.85
94	井戸枠内	14.4	11	2.85
95	井戸枠内	14.4	11	2.85
96	井戸枠内	14.4	11	2.85
97	井戸枠内	14.4	11	2.85
98	井戸枠内	14.4	11	2.85
99	井戸枠内	14.4	11	2.85
100	井戸枠内	14.4	11	2.85
101	井戸枠内	14.4	11	2.85
102	井戸枠内	14.4	11	2.85
103	井戸枠内	14.4	11	2.85
104	井戸枠内	14.4	11	2.85
105	井戸枠内	14.4	11	2.85
106	井戸枠内	14.4	11	2.85
107	井戸枠内	14.4	11	2.85
108	井戸枠内	14.4	11	2.85
109	井戸枠内	14.4	11	2.85
110	井戸枠内	14.4	11	2.85
111	井戸枠上	5.0	4.0	1.05
112	井戸枠内	5.0	4.0	1.05
113	井戸枠内	5.0	4.0	1.05
114	井戸枠内	5.0	4.0	1.05
115	井戸枠内	5.0	4.0	1.05
116	井戸枠内	5.0	4.0	1.05
117	井戸枠内	5.0	4.0	1.05
118	井戸枠内	5.0	4.0	1.05
119	井戸枠内	5.0	4.0	1.05
120	井戸枠内	5.0	4.0	1.05
121	井戸枠内	5.0	4.0	1.05
122	井戸枠上	7.0	5.0	1.05

表1 井戸3出土 土器器皿量

に分離して理解することが可能である。〔3〕の段階については、井戸枠が目視できる時点と完全に埋没した時点とに分けられるようでもあるが、土器の入り方に顕著な差が認められないことから、井戸枠の存在はこの段階の使用にはそれほど関係がなかったものと推測される。

遺物は、土師質土器の碗・杯・皿と備前焼の碗と白磁の壺・碗と瓦器碗と魚住焼こね鉢などの土器類、木簡や下駄などの木製品、種子、魚骨が出土した。土師質土器碗(23~65)は、内外面の調整は基本的にナデで、内面にコテ状工具によるナデの痕跡が認められるものもある。色調は淡橙灰色から淡灰白色のものがあり、大半は白色系である。法量は口径13.8~15.8cm、底径5~7.2cm、器高4.5~5.9cmで、やや数値に幅があるが、井戸枠内と井戸枠上部から出土した碗の法量にはそれほど明確な差は認められないが、口径が14cm未満のものは井戸枠内部からは出土していない。当然ではあるが、井戸枠上部の方方が時期的に井戸枠内部の土器より後出する傾向にあるが、その差は漸移的である。土師質土器杯(66~73)や皿(74~122)の法量の傾向も大体同じである。ただ杯と皿は底部外面の調整痕が明瞭であり、ヘラ切り痕の認められるもの、ヘラ切り後板状工具による圧痕の認められるもの、ヘラ切り後ナデの認められるものなどがある。備前焼の碗(141)は底部のみが出土しており、底部外面には糸切り痕が明瞭である。白磁はいずれも破片で、碗(124~131)は森田・横田編年<sup>(2)</sup>のIV類とV類で、壺(123)は下半が欠損しているが四耳壺であろう。いずれも井戸枠上部からの出土であり、破片の大きさからして混入したものと考えられる。そうすると、壺(123)の存在は注目される。このような壺の出土は遺跡的にも限られており、当遺構から出土した白磁のなかに占める割合から考えても、木簡の出土とともに当遺構周辺が一般的な集落とは異なっていたことを示す資料の1つといえる。瓦器は碗(132~138)のみで、全形を復元できるのは1点(137)だけである。瓦器碗(137)の口径は14.6cm、底径は4.3cm、器高は5.0cmである。いわゆる和泉型で、尾上編年III~I期<sup>(3)</sup>に相当する。魚住焼こね鉢(139)はほぼ完形で、口径20.9cm、底径7.6cm、器高7.3cmである。底部外面には糸切り痕が明瞭である。このこね鉢は井戸枠内から出土した。(140)は須恵器の甕、もしくは壺の胴部片で、(142)はカマドの破片である。いずれも井戸枠内から出土した。

本製品は全て井戸枠内の上半から出土した。特筆されるのは木簡が3点出土したことで、しかもそのうちの1点は莊園関連のことを記した文書木簡であった<sup>(4)</sup>。まず(W1)は残存部の上端に墨書きが認められるが、周囲全てが欠損しており、文字であるらしいこと以外は不明である。厚さは0.4~0.6cmと薄いことから、それほど大きな物ではなく、短冊形に近い形態であったと推測される。(W2)は頭部を三角形に加工し、下端の中央には幅1cmの欠損痕が認められることから、下端には軸が存在していたものと思われ、形態的には題籠であるが、大きさなどから付け札と考えられる。表と裏の両面に墨書きが認められ、片面が「大々寸魚下」と読め、もう片面が「□〔たかもしくは於カ〕・寸魚下」と読める。一字明確でないが、ほかは両面の文字の内容は一致しており、同じ意味のことを表記している可能性がある。ただし、両面の筆跡は明らかに異なっており、別人によってそれぞれ記されたものと思われ、それが一字の違いが生じた原因とも推測される。(W3)は短冊形の形態で、上半は欠損している。使用後に中央部から折られて廢棄された可能性がある。墨書きは片面だけで、「[ ] 御庄久延弁」と読め、御の上には若干残る墨書きの痕跡や間隔から2字は存在しているとみられる。内容的には莊園の名もしくは名主と推測される久延が弁済したことを記している。文字が残存していないために決定的ではないが、ここで記されている莊園は庵田庄のことと推測される。このような文書木簡が出土したことから、当調査区は庵田庄の経営管理をおこなう施設、莊家に含まれる可能性が極めて高

いと思われる。このほか井戸枠上部から出土した土師質土器碗の破片のなかには墨書きの認められるものがあり、(B 1)は底部外面に放射状に描かれた記号で、ほかは文字であると思われ、文字を墨書きした土器は同一個体になる可能性が高いと思われる。したがって、当遺構から出土した墨書き土器は2個体といえる。しかも、この2個体の土器は破碎されて投棄された可能性が高いといえる。細片であるため文字の読み解きは困難であるが、投棄のされ方や文字が部分的に配列されているようでもあることから、呪術的な意味の文字が記されているものと推測される。

木簡のほかの木製品は、下駄(W 4)、刀形(W 5)、櫛(W 6)、曲げ物の底板(W 7~9)、方形に加工された木片(W 10~11)、部分的に加工された棒状製品(W 12~19)、箸(W 20~114)がある。箸は径0.6~0.8cmに加工され、断面形は円形を指向しているが、面取り状に加工痕が残る。両端は細く尖らし気味におさまっている。全長は完形である(W 20)が26.5cm、同じく完形である(W 22)が21.8cmである。いずれの木製品とも井戸枠内部から出土したが、箸の多さは注目され、完形で出土した多くの土師質土器碗とセットとなる可能性も否定できない。

井戸枠内上半部の堆積土中には多量の植物遺体が認められた。そのため、茶漉し(0.5mmメッシュ)で同層中の土壤を通過したところ、種子と魚骨が採集できた。それぞれについては附章で詳述している(附章I・II)。

当遺構の時期については、土師質土器碗の法量が「養和元年(1181)」の紀年銘を有する題籠と共に伴した助三畳遺跡井戸4の土師質土器碗の法量<sup>(4)</sup>より若干大きいことや共伴した瓦器の年代から、12世紀後半から末と考えられる。

#### 建物1(図27、28)

調査区の北東部で検出された掘立柱建物で、桁行2間、梁間2間以上の柱構成である。棟方向はN-32°-Eを示す。遺構の検出面は1.6m付近で、最も深い柱穴は検出面から0.6mである。柱穴の平面形は基本的に円形で、径0.3~0.5mである。南東コーナー部分の柱穴P dは東側へ抜き取られたため、長径0.7mほどの長楕円形を呈している。柱痕跡から柱の径は0.2mほどと推定される。

遺物は各柱穴埋土から出土しているが、細片が主である。そのうち図化できたのは、P aから出土した弥生時代中期の壺(143)と中世の土師質土器の杯(144)、P dから出土した須恵器の鉢(145)である。図化できなかったが出土遺物の大半は中世の土師質土器の小片である。詳細な時期を示す遺物は出土しなかったが、中世の遺構面の時

期幅は、当調査区内の遺物を見る限り12世紀後半から末に限定されおり、当遺構の時期もそれに含まれる可能性が高い。溝4や井戸3の井戸枠の方向と当建物の棟方向がほぼ同じであることと、これらの遺構が時期において接近していたことを示していると思われる。

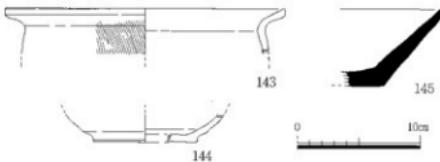


図27 建物1 出土遺物

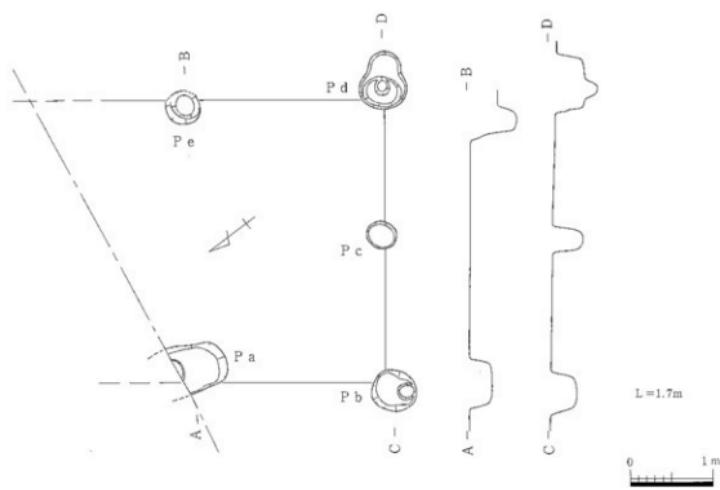


図28 建物1 実測図

### 建物2 (図29、30)

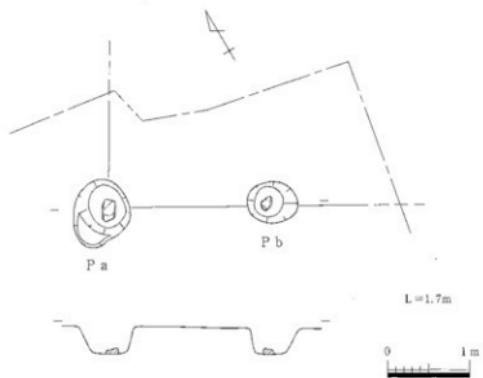
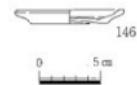


図29 建物2 実測図

図30 建物2 出土遺物



調査区の北東コーナーで検出された掘立柱建物で、柱穴は2つしか検出することができなかったが、いずれも掘り方の径が0.7mほどと他の柱穴と比べると大きく、また底に根石が存在することから、同じ建物を構成する柱穴と考えた。また建物の方向性も極めて大雑把にみると、建物1と同じであることから一連の建物と推測される。遺構検出面は1.6m付近で、深さは検出面から0.3mである。

遺物は各柱穴埋土から出土したが、図化できたのはP aから出土した土師質土器の皿(146)だけで(146)は口径4.8cm、底径6.4cm、器高1.2cmで、底部外面はヘラ切りである。このほか土師質土器の小片もあり、それらからこの建物の時期は中世で、方向性からも井戸3とは同じ時期と思われる。

#### P 238 (図31)

調査区の中央北半で検出された土壤で、これより以南に柱穴等が認められないことから、井戸3と同様に調査区の北東に存在する集落の端部に位置するということになる。遺構検出面は1.6m付近である。長径1.76m、短径1.44mの長楕円形の平面形を呈する。断面形は台形で、深さは検出面から0.26mである。遺物は土師質土器の碗と思われる小片が若干出土した。明確な時期は限定できないが、近世の遺物が入らないことや、検出面が中世の遺構と同じであることから中世の時期で、井戸や柱穴と同時期の可能性が高いと思われる。

#### P 295 (図32)

調査区の中央東端で検出された土壤で、これより以南に柱穴等が認められないことから、井戸3と同様に調査区の北東に存在する集落の端部に位置するということになる。遺構検出面は1.7m付近である。長径1.66m、短径1.24mの長楕円形の平面形を呈する。断面形は台形で、深さは検出面から0.2mである。遺物は土師質土器の小片が1点出土しているだけである。明確な時期は限定できないが、近世の遺物が入らないことや、埋土が中世の遺構と似ていることから一応中世の遺構と思われる。

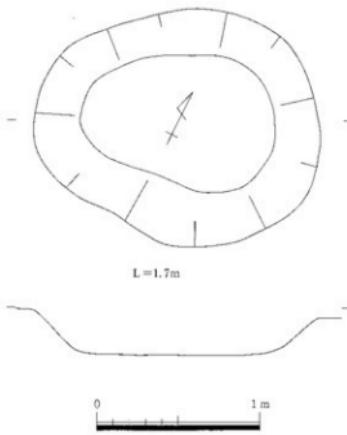


図31 P238 実測図

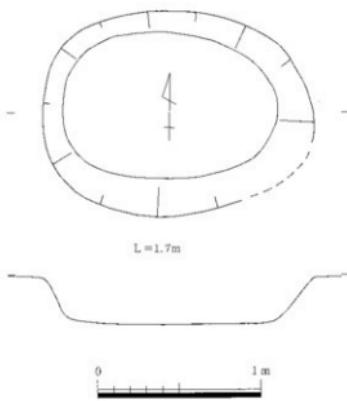


図32 P295 実測図

### P 277 (図33)

調査区の北東コーナー付近で検出された土壠で、古代の火葬遺構と推測した遺構の南端部を削平している。長径2.4m、短径1.3mの長軸円形の平面形で、検出面は1.65m付近である。遺構の東側には長さ0.9m、幅0.6m、深さ0.2mの段があり、そこから0.4m下がって底部になる。遺構は比較的深いが、平面形は不整形に近い。埋土は4層が確認された。遺物は土師質土器の碗や皿と思われる小片が3点底面付近から出土した。それから当遺構の時期は中世と思われるが、詳細な時期については限定できない。

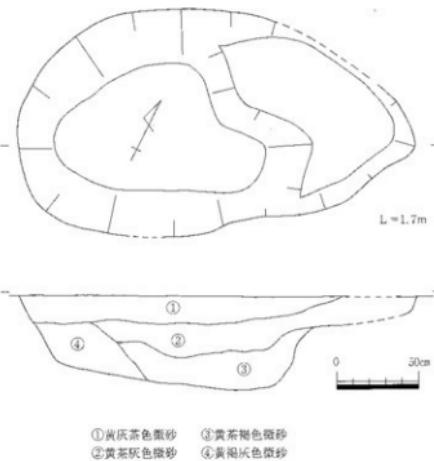


図33 P277 実測図

### 溝4 (図34、35)

調査区北東コーナー付近で検出した溝で、北東部から南東部へ流动していたようである。南端部になるとプランは不明瞭となるが、おそらく低位部へ排水するような構造になっていたものと思われる。幅は0.5~1.4mで、深さは0.1m前後である。遺構検出面は1.6m前後である。建物1と建物2の間を流れしており、どちらかの建物に伴う溝である可能性もある。とくに、建物1の南東コーナー付近に平行する部分では、同様に溝のプランが屈曲しており、両遺構の相関性がうかがわれる。遺物は、埋土から土器片が若干出土した。(147)は口径15.4cm、(148)は底径6.3cmの土師質土器で、(149)は須恵器の甕の破片である。時期はそれらの土器から12世紀後半と考えられる。

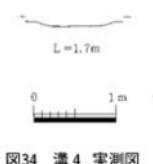


図34 溝4 実測図

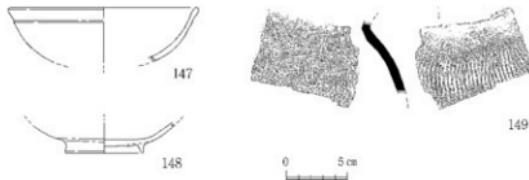


図35 溝4 出土遺物

## 溝5（図16）

調査区西端で検出された溝で、微高地端部と低位部との境に位置する。南側については2条平行しているようであるが、1条の溝の掘り直してある可能性が高い。遺構検出面は1.2m付近である。幅0.4～0.9mで、深さは最も深いところで検出面から0.1mである。この溝より西側には、畦畔等は検出できなかったが水田層が広がっており、水田に伴う溝と考えられる。時期については遺物が全く検出されなかったため明確でないが、少なくとも近世よりも古い時期で8世紀よりも新しいといえる。

## III 近世

### 1. 近世下層（図36）

出土した遺物から17世紀から18世紀後半の時期である。中世において水田部分であった調査区西側に土壤や溝等の遺構が認められるようになる。ただし、東側が高いという微地形はまだ解消されておらず、さらに調査区中央の東西方向に幅5～6mで深さ0.1～0.2mほどの浅い谷状の地形も認められる。これは明確な遺構というより、流水等により自然にできた地形と考えられる。遺構・遺物はともに少ない。当調査区は当初から岡山城下町に含まれており、近世下層遺構面では城下町の町割りや遺構・遺物が多量に検出されたが、下層遺構面では城下町の様相はうかがわれない。この点については、調査区付近のみに限定される様相なのか、それとも城下町外縁部の一般的な様相であったのかは、比較する資料が少ない現況では明らかでない。しかし、当地点での発掘調査の結果、城下町において18世紀後半から末に遺構の配置や密度、および遺物の廃棄に大きな変化の認められる地点が存在しているということはいえそうである。

近世下層の遺構面に属する遺物は、遺構から出土した遺物のほかに若干出土している（図37）。（150～152）は肥前窯磁器、（153）は京焼系陶器、（154・155）は瀬戸・美濃焼系陶器で、（156）は輸入陶磁器の染付で景德鎮窯産のものである。（157～160）は土師質土器皿で、（157）は口径15.2cmで底部外面はヘラ切り後ナデ、（158）は口径9.7cm、器高1.75cm、底径6.4cmで底部外面は糸切り後板状工具による圧痕が認められ、（159）は口径9.6cm、器高1.65cm、底径6.6cmで底部外面は糸切り後板状工具による圧痕が認められ、（160）は口径9.6cm、器高1.5cm、底径6.85cmで糸切り後板状工具による圧痕が認められる。（161・162）は古代の土師器で、（161）は口径14.8cm、器高3.0cm、底径9.6cmで底部外面ヘラ切りである。時期は9世紀末である。（162）は口径26.4cmで、時期は8世紀中葉である。（163～166）は焰烙で、底部は型押しによる成形である。（167～170）は備前焼系炻器である。

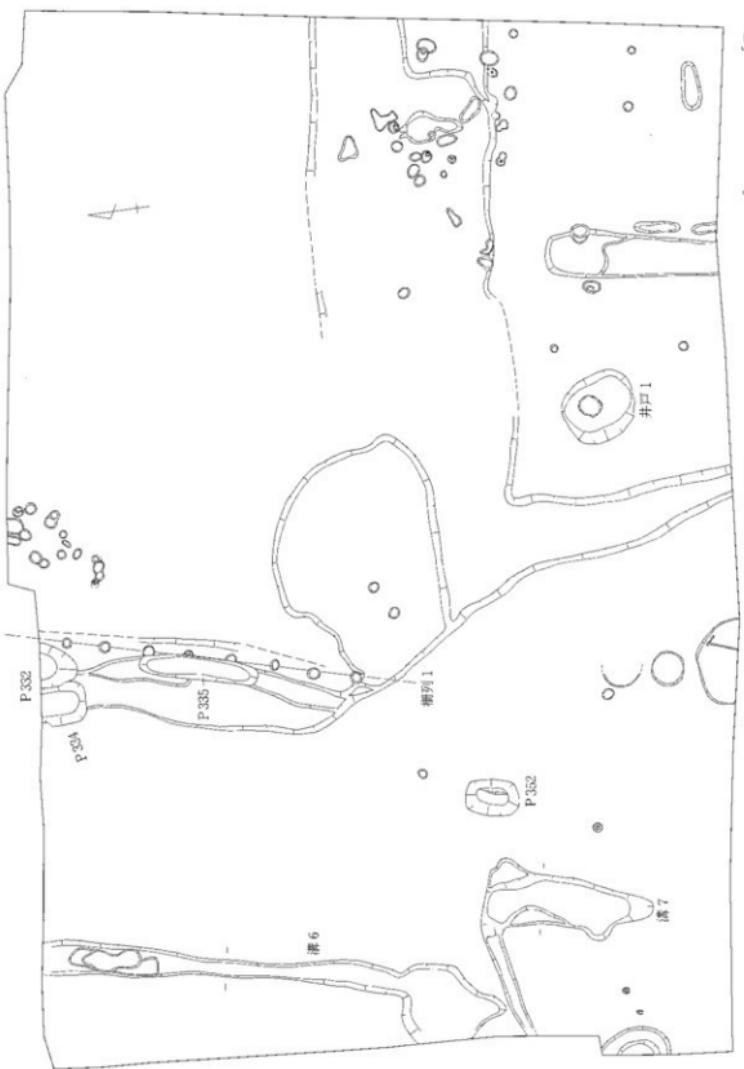
### 柵列1（図38）

調査区の中央やや西よりに南北方向に延びる柵列で、柱穴8個まで検出できた。調査区中央に東西方向の浅い谷状の窪みがあるが、柵列もそれより以南については検出できないことから、この窪みが南北の屋敷地の境となり、さらにこの柵列が北側の屋敷地の西側を画する性格であることも推測される。この柵列以西で検出された溝状の土壤であるP335や溝6は、この柵列とほぼ平行しており、比較的広域の区画が想定されるが、これは城下町やそのプランに沿った上層遺構面の方向性とも若干異なっている。遺構の検出面は1.6m付近で、柱穴の径は0.3～0.4mである。

遺物は少なく、陶磁器の小片および土師器の小片が出土したのみである。

0  
5 m

图36 近世下层 通航船型



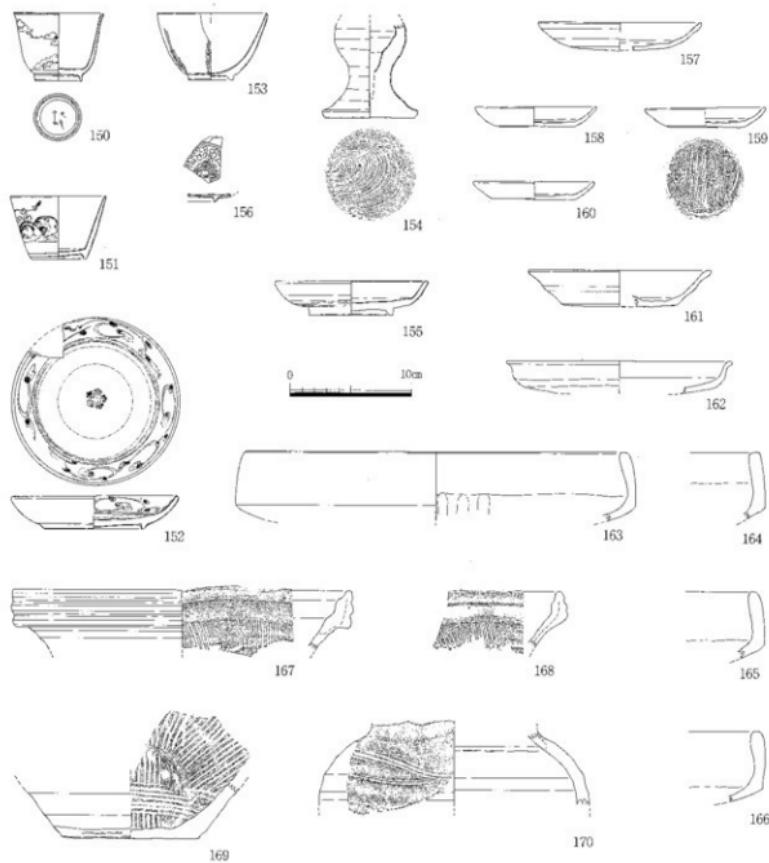


図37 近世下層 出土遺物

P 332 (図39、40)

調査区の北端中央付近で検出された土壙で、北半は調査区外へ出るため全形は不明であるが、短径0.7m、長径0.7m以上の長楕円形の平面形が推測される。造構検出面は1.4m付近で、深さは検出面から0.2mである。断面形はU字形を呈している。

遺物は埋土中から若干出土したが、図化できたのは3点である。(171)は土師質土器皿で口径10.4cm、底部外面は糸切りである。(172)は肥前産磁器で、(173)は瓦質の培焰で外面にはタタキが認められる。

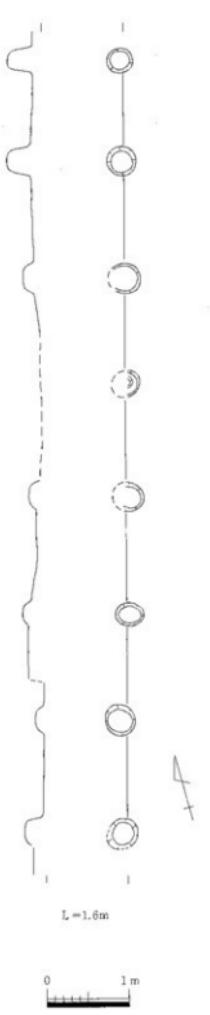


図38 橋列1 実測図

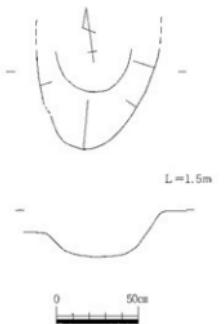


図39 P332 実測図

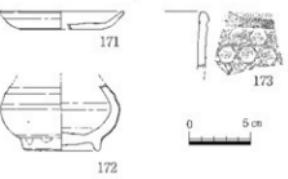


図40 P332 出土遺物

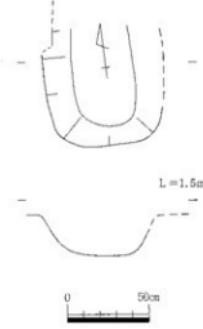


図41 P334 実測図

P 334 (図41、42)

調査区の北端中央付近で検出された土壌で、北半は調査区外へ出るため全形は不明であるが、短径0.7m、長径0.7m以上の長楕円形の平面形が推測される。遺構検出面は1.4m付近で、深さは検出面から0.25mである。断面形はU字形を呈している。遺構東側はP332により削平されているが、両遺構とも形態がよく似ており、類似した性格の遺構であることが推測される。

遺物は埋土中から若干出土した。(174~177)は肥前産磁器で、(178・179)は備前焼系炻器、(180)は培塙である。

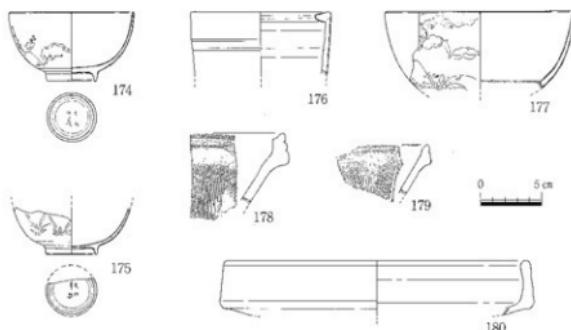


図42 P334 出土遺物

P 335 (図43、44)

調査区の中央付近で検出された土壌で、形態的には溝のような性格のものであるかもしれない。横列の柱穴を削平してはいるものの、方向的には平行であり、両遺構は共通した方向性や区画を意識していたと思われる。遺構検出面は1.6m付近で、深さは検出面から0.2mである。長径は1.9m、短径は0.4mの長楕円形の平面形である。

遺物は埋土中から若干出土した。(181~183)は肥前産磁器である。

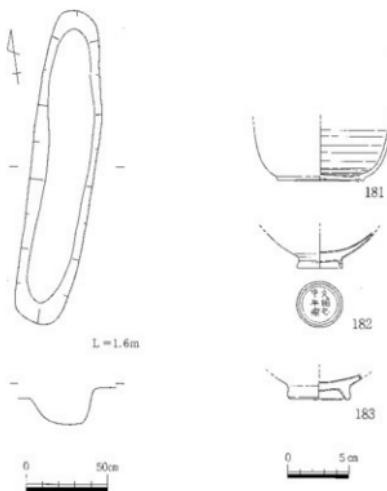


図43 P335 実測図

図44 P335 出土遺物

### P 352 (図45)

調査区の西側中央付近で検出された土壙で、長さ1.7m、幅1.2mの隅丸方形を呈する平面形で、遺構の検出面は1.3m付近である。断面形は台形気味のV字形で、最深部の深さは検出面から0.3mである。埋土は4層で、③層と④層からのみ遺物が出土したが、遺物は瓦片のみで、しかもそれほど量は多くなかった。

### 井戸 1 (図46)

調査区の東側の南半で検出された井戸である。掘り方の平面形は不整円形で、長径が2.4m、短径が2.1mである。断面形は傾斜の急な台形を呈し、底面は径1mの円形の平面形となる。遺構検出面は1.7m付近で、底面までは検出面から2.24mの深さとなる。底面から上方に0.9mの位置に径0.7mの桶を井戸枠として据えている。桶には底面から0.2mの位置と0.6mの位置に、たがが残存していた。井戸枠と掘り方の間に淡青灰色の細かい砂が充填されていた。井戸枠上面の井戸の壁面にはかなり凹凸が認められるが、それは水位の水際の浸食の痕跡で、検出面から0.6mと1.1mの位置にその痕跡が最も顕著である。

遺物は、井戸上面を覆う造成土から陶磁器が出土したが、それらの遺物は層的には井戸に帰属しない。井戸内部からは僅かに陶磁器の小片が若干出土したのみで、ほとんど遺物は出土しなかった。

### 溝 6 (図47)

調査区の西端で検出された溝で、検出面は1.3m付近である。遺構の深さは検出面から0.1mほどで、南側が長径3m、短径2.5mの楕円形状にひろがっている。南側の広がっている部分以外の幅は0.5mほどである。方向的には東側で検出された柵列と平行関係にあり、柵列が途切れる部分と大体同じ位置で溝6も土壤状に広がって途切れている。検出レベルは異なるが、両遺構には共通した規格が存在したものと推測される。遺物は陶磁器の小片が出土したのみである。

### 溝 7 (図48)

調査区の南西コーナー付近で検出した遺構で、溝というより土壤に溝が付属した形態といえる。土壤状の部分は幅1.5m、長さ5.3mの長楕円形の平面形で、遺構検出面は1.3m付近である。断面形は西側に幅0.3mの段が付属する箱形で、最深部の深さは検出面から0.55mである。北側から西側へのびる溝状部分は幅0.5mで、深さは検出面から0.1mほどである。土壤状部分へ溜まった水を西側へ排水していたのではないかと思われる。遺物は少なく、土壤状部分の埋土から陶磁器の小片が出土したのみである。

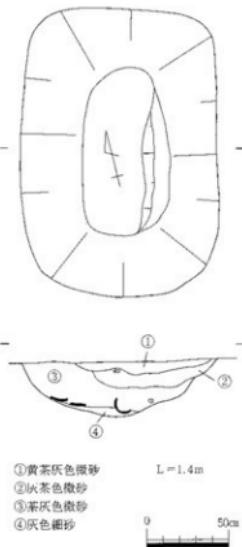


図45 P352 実測図

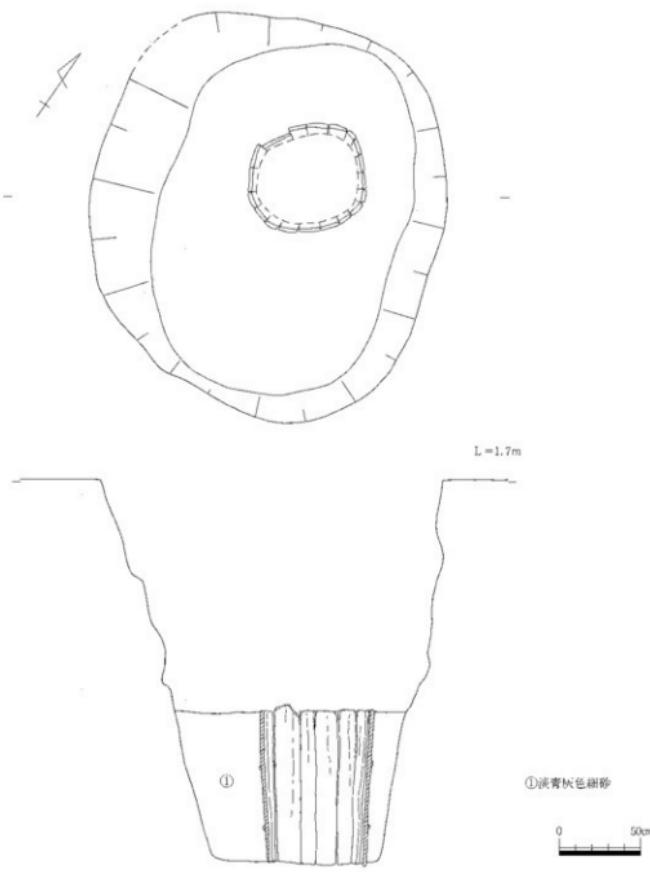


図46 井戸1 実測図

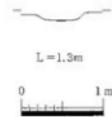


図47 溝6 実測図

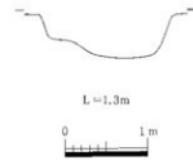
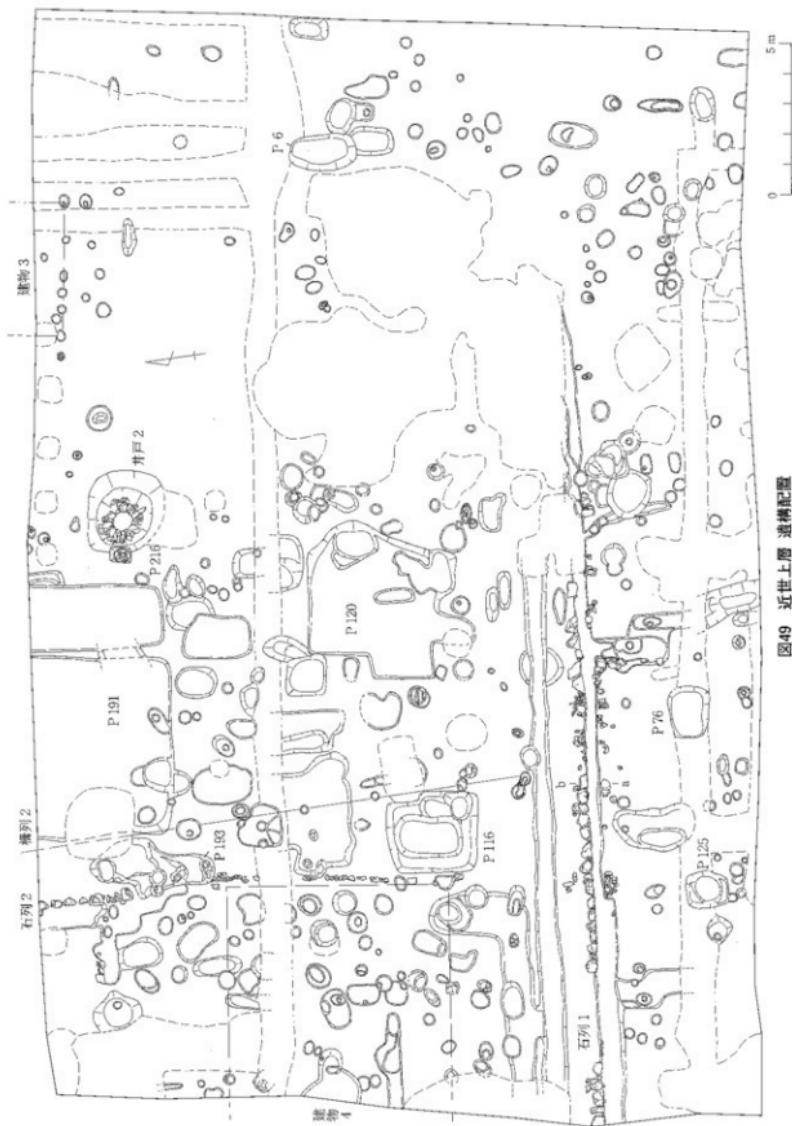


図48 溝7 実測図

5m

图49 近世上层 造林配置



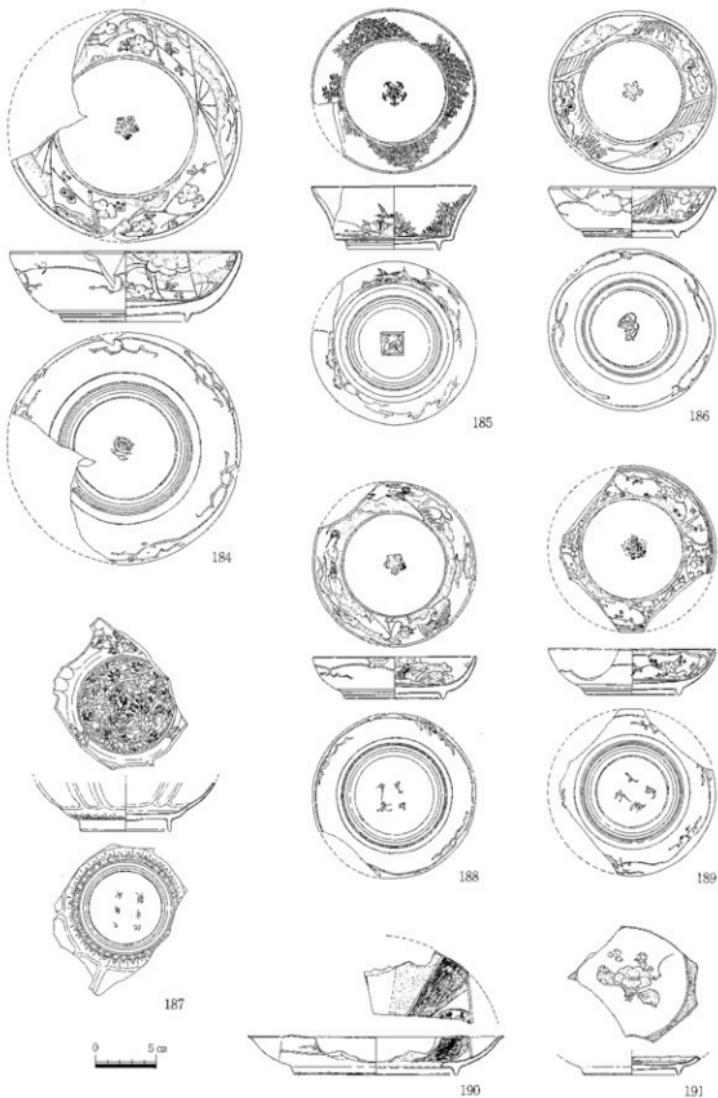


图50 近世上層造成土 出土遺物（1）

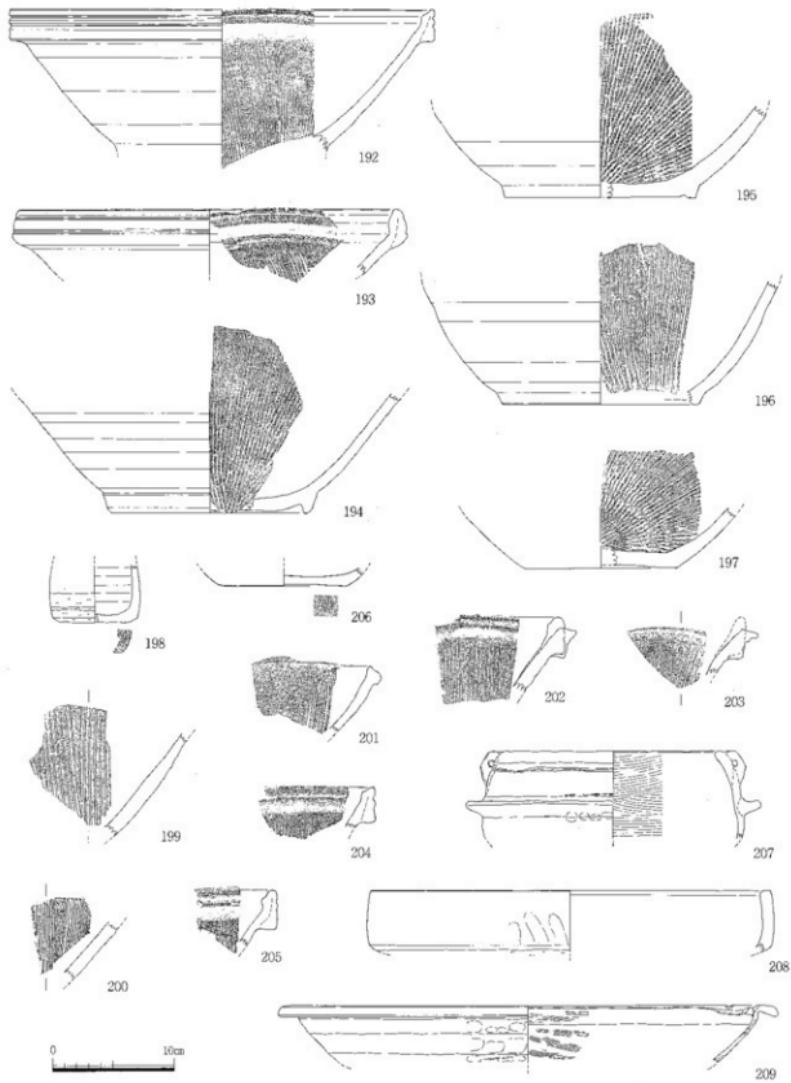


图51 近世上层造成土 出土遗物（2）

## 2. 近世上層 (図49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60)

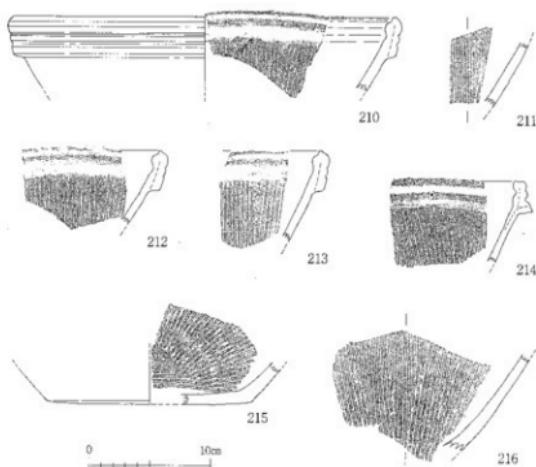


図52 近世上層造成土上面 出土遺物

18世紀後半から19世紀の時期である。西側で1.1m、東側で0.5mの厚さの造成土により旧地形が一変されており、調査区内はほぼ水平に近いレベルになっている。造成土は比較的砂質が強く、遺物は多くは含まれない。とくに下層にいくと、全くと言っていいほど遺物が認められず、短期間のうちに一気に造成したことがうかがわれる。

遺構の様相は下層と比べて格段の差があり、ゴミ穴と思われる無数の土壤や溝などが検出された。土壤については、近代以降においても引き続き都市の一部として利用されていたため、江戸期以前の遺構との分離が困難な部分もあり、さらに近現代のゴミ穴の掘削は大きいものが多く、現況で検出された土壤よりもその実数は多かったものと思われる。この遺構面では、屋敷地と道路を区画する土壤の基礎部分や屋敷地の境を示す柵列が検出された。さらに調査区北西部の屋敷地からは、礎石を用いた比較的しっかりとした建物と、その周辺から「沢」と陽刻した軒丸瓦が出土した。岡山城の城下町絵図のうち、上層遺構面と最も近い時期の文久3年(1863)の『備前岡山地理家宅一枚図』をみてみると、調査区に相当すると思われる部分は菅能寺裏の町という武家屋敷街になっており、そこに「沢慶明」という人の屋敷が記されている。この屋敷地と今回の調査で「沢」と陽刻した軒丸瓦を出土した屋敷地とは一致すると思われる。調査区周辺は第二次世界大戦の際の空襲による被害が甚大で、その後の都市化により旧来の城下町の地割りは全くといってよいくらいに残っていない。そのため現在存する城下町絵図との対比は極めて困難であったが、今回の調査により城下町絵図の現地比定のための定点が得られたといえる。

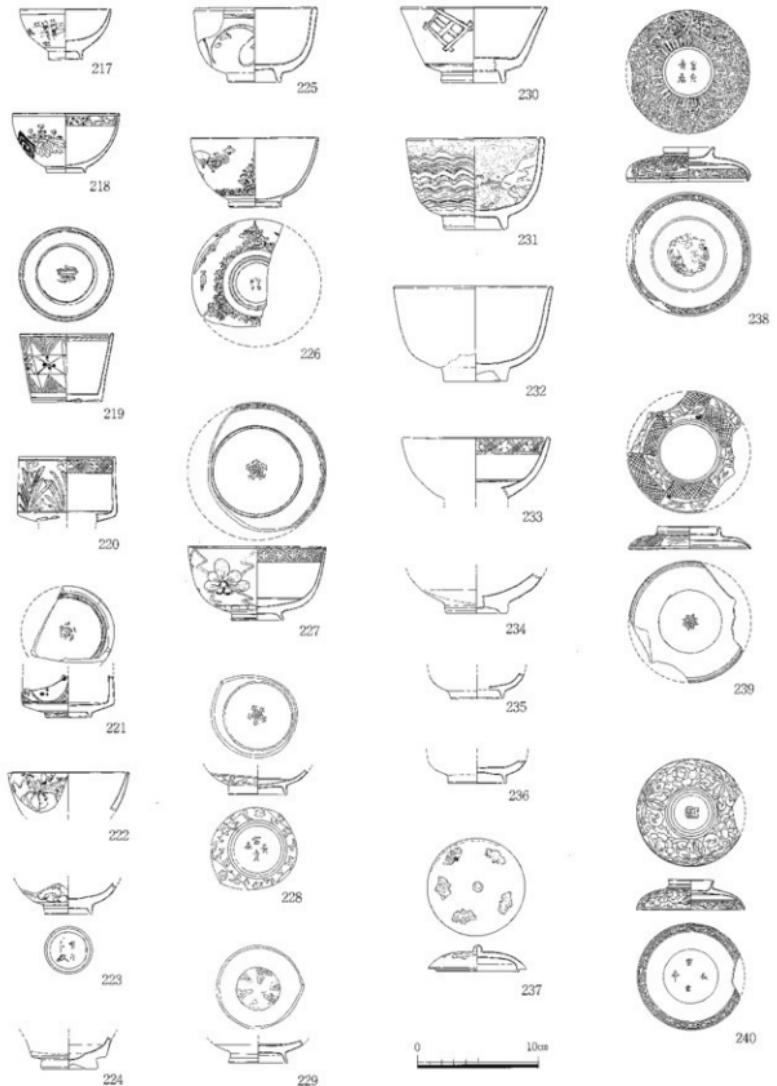


図53 近世上層 出土遺物（1）

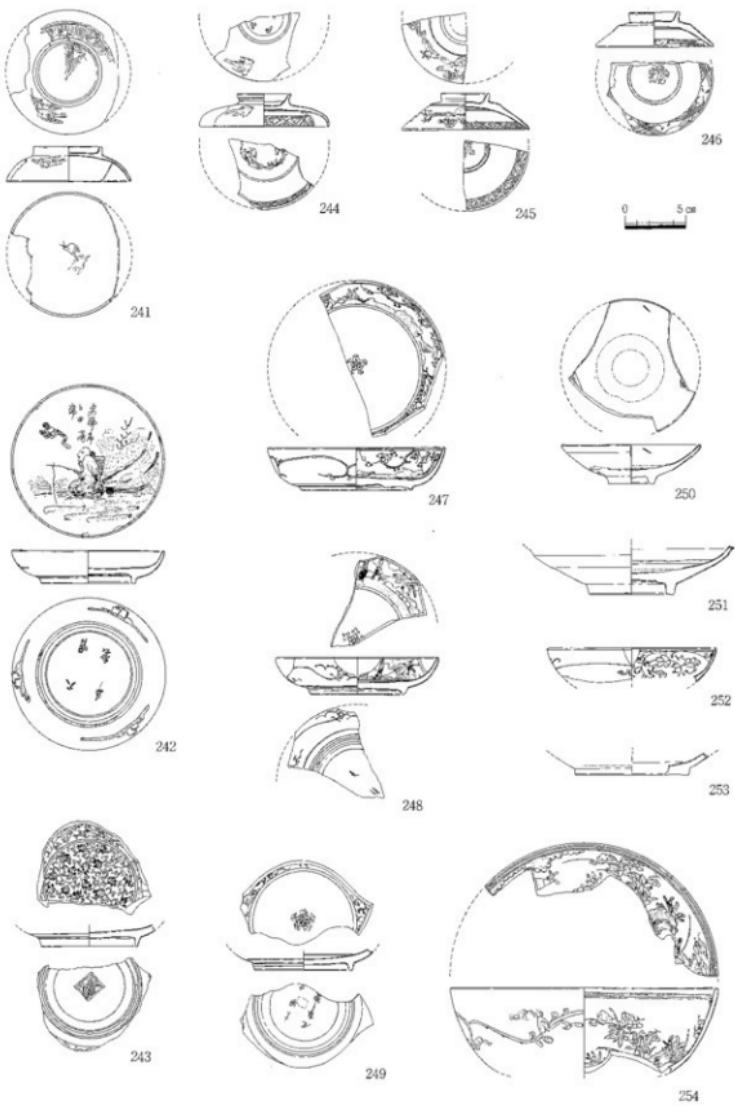


図54 近世上層 出土遺物（2）

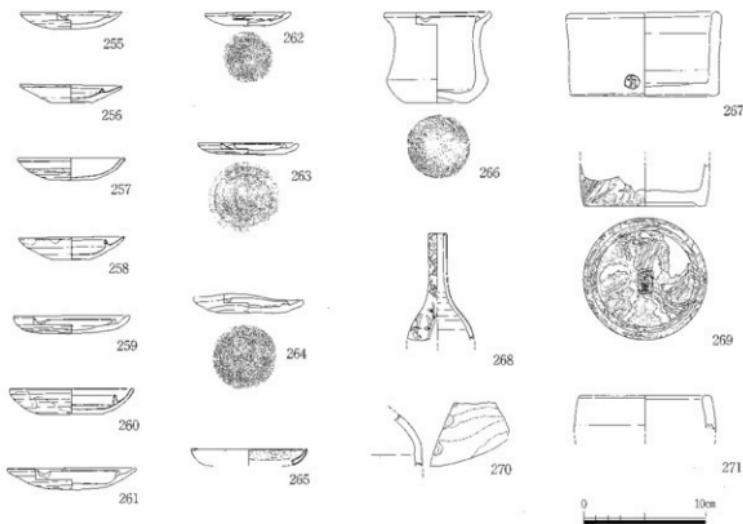
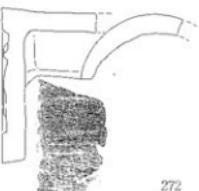


図55 近世上層 出土遺物（3）

近世上層の遺構面に属する遺物は、遺構に属するものほかにかなりの量が出土している（図50～60）。そのうち造成土中から出土したもののうち陶磁器類は、(183～191)の肥前産磁器、(192～206)の備前焼系炻器、(207)の瓦質の羽釜、(208・209)の焙烙である。造成土の上面からは(210～216)の備前焼系炻器が出土している。そのうち(210・212・213)は堺で焼かれたもの、(211・214～216)は明石で焼かれたものと考えられる。上層遺構面に伴う遺物は、(217～230・232～254・268)の肥前産磁器、(231・239)の瀬戸・美濃焼系陶器、(255・257・259・261～267・271)の備前焼系炻器、(256・258)の信楽焼系陶器、(269)の「深草」印のある橙色と淡黄橙色の縞状の色調を呈する陶器、(204)の緑釉を縞状に施した陶器などである。瓦は多くが平瓦であったが、軒丸・軒平瓦もかなり出土した(272～282)。いずれも器面の炭素吸着と焼成は良好で、瓦頭面にはキラコが明瞭に認められる。特筆されるものは「沢」の陽刻された軒丸瓦(272～274)で、特注品と考えられる。上製品は玩具と実用品に分けられ、後者は(293)の水滴で、京焼系陶器である。玩具は器のミニチュアと土人形とその他に分けられ、器のミニチュアは(283・284・286・290・291)のように釉薬を施したものと、(285・288・289・292)のように素焼きのものがある。素焼きのミニチュアには、型抜きで成形したものと、手捻りで成形したものがある。前者で成形されたものは泥面子の一種かもしれない。土人形(294～303)は素焼きで型づくりと手捻りで成形した物があり、前者については型あわせのみと型成形ののちに手捻りを施したものとがある。サイズ的には全長が2cm未満、5cm未満、5cm以上のものとに分けられそうである。



272



277



278



279



279



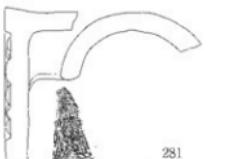
280



280



281



281



282

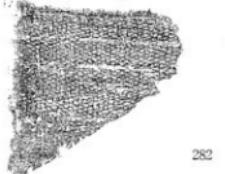


图56 近世上层 出土遗物 (4)



283



286



288



290



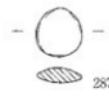
291



284



285



287



289



291



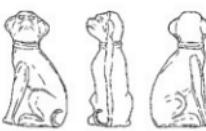
292



293



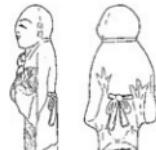
294



295



296



301



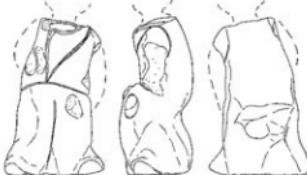
298



299



300



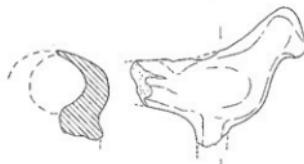
302



297



304



303

図57 近世上層 出土遺物 (5)

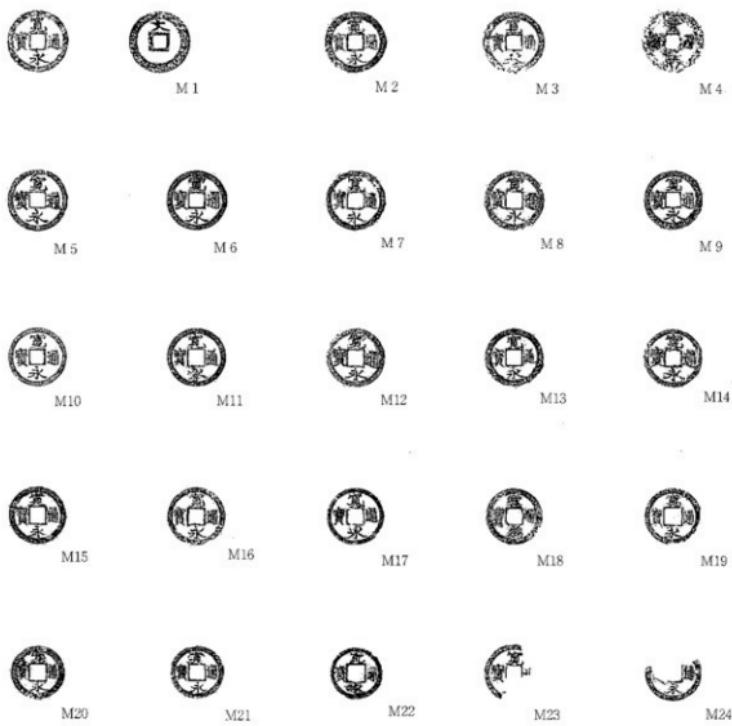


図58 近世上層 出土遺物（6）

その他としては、(287)の泥面子もしくは基石と(304)の鈴で、いずれも素焼きである。金属製品はきせる(M25~29)、刀金具(M31~32)、止め金具(M30)、かんざし(M33)で、(M25)はいわゆる延である。全て銅製である。寛永通宝は24枚(M1~24)出土した。石製品は(S1)の砥石がある。

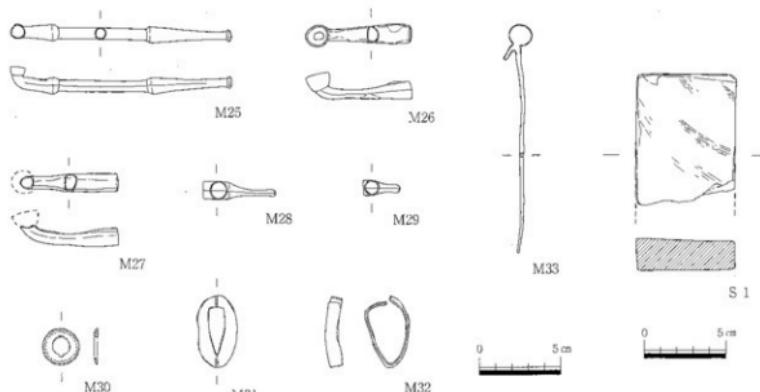


図59 近世上層 出土遺物 (7)

図60 近世上層  
出土遺物 (8)

### 建物3 (図61)

調査区の北東コーナー付近で検出された建物で、大半が調査区外である。そのため構列である可能性もある。東西4.3mで、棟方向はE-4°-Sである。遺構検出面は2.0m付近で、柱穴は径0.24~0.42m、深さは検出面から0.1m前後と極めて浅い。簡単な礎石の抜き取り跡である可能性もある。遺物は陶磁器の小片が若干出土した。

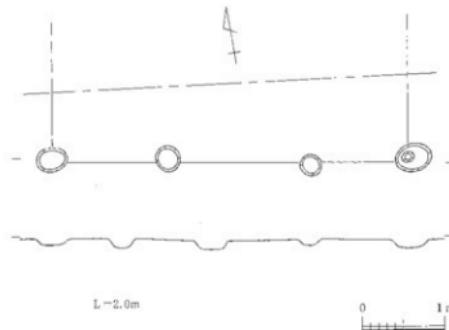


図61 建物3 実測図

### 建物4 (図62, 63)

調査区の西端で検出された建物で、礎石を用いている。南北7m、東西7m以上の規模で、東側には角礎を用いた石列が認められる。遺構検出面は2.1~2.3m付近で、棟方向は、E-3°-Sである。この建物の周



図62 建物4 出土遺物

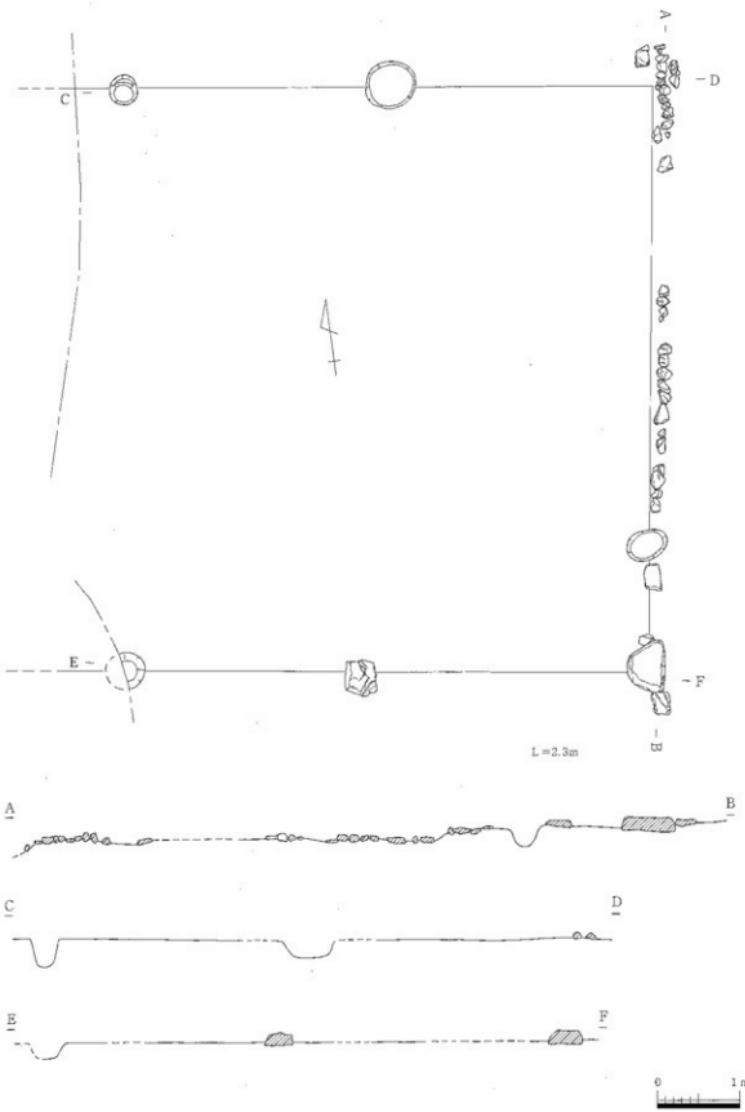


図63 建物4 実測図

邊から「沢」を陽刻した軒丸瓦がまとまって出土しており、この瓦が建物4に葺かれていた可能性が高い。瓦のほかに石列の間から備前焼系炻器の灯明皿(305)と備前焼のすり鉢(306)が出土した。

#### 柵列2 (図64、65)

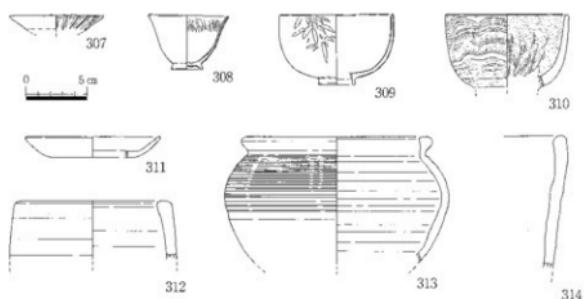


図64 柵列2 出土遺物

調査区の西側で検出された柵列で、東西に屋敷地を区画する柵列と考えられる。遺構検出面は1.9~2.1mで、柱穴は径0.24~0.6mである。深さは検出面から0.05~0.4mである。遺物は各柱穴から出土したが、図化できたものはP.aから出土したもので、(307~309)の肥前産磁器、(310)の瀬戸・美濃焼系陶器、(311)の土師質土器皿、(312~314)の備前焼系炻器である。

#### 石列1 (図66)

調査区の南側で検出された石列で、幅0.4mの溝の護岸状に並べられているが、基本的には北側のみである。花崗岩の角礫で、長さが0.6m前後の大きなものを用いており、南側へ面を揃えている。北側には1mの幅をあけて幅0.6mの溝が平行に存在していることから、両溝の間に土塚であったと考えられる。屋敷地である柵列2が、これより南側へ続かないこともこの両溝が土塚であったことと矛盾しない。石列の上面は2.2mで、基底部は2.0m付近であるが、溝底は若干深く1.9mである。石列2の南側は城下町絵図との対比から道路と考えられ、西側の壁面の土層観察からも(図8)、厚さ0.3mの道路造成層を確認している。

遺物は溝埋土から、瓦片や陶磁器の小片が出土した。

#### 石列2 (図67)

調査区の北西、建物4の北側で検出された石列で、北側は調査区外へと続いている。建物4に伴う石列と軸方向が異なるが、石列1を南側へ延長すると建物4の石列の北側に接続することから、石列1の起点は建物4の石列であったと思われる。ただし用いられた角礫は、石列1の方が大きい。

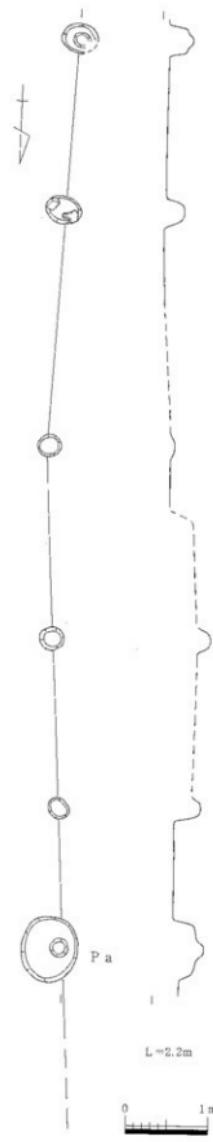


図65 構列2 実測図

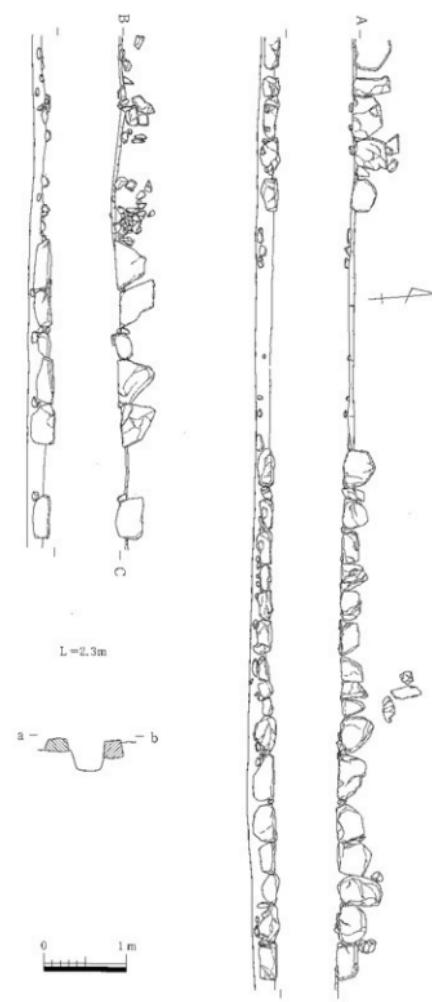


図66 石列1 実測図

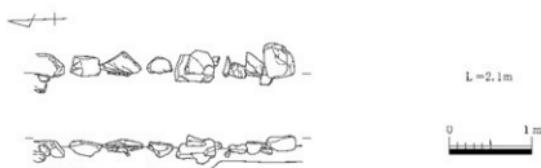


図67 石列 2 実測図

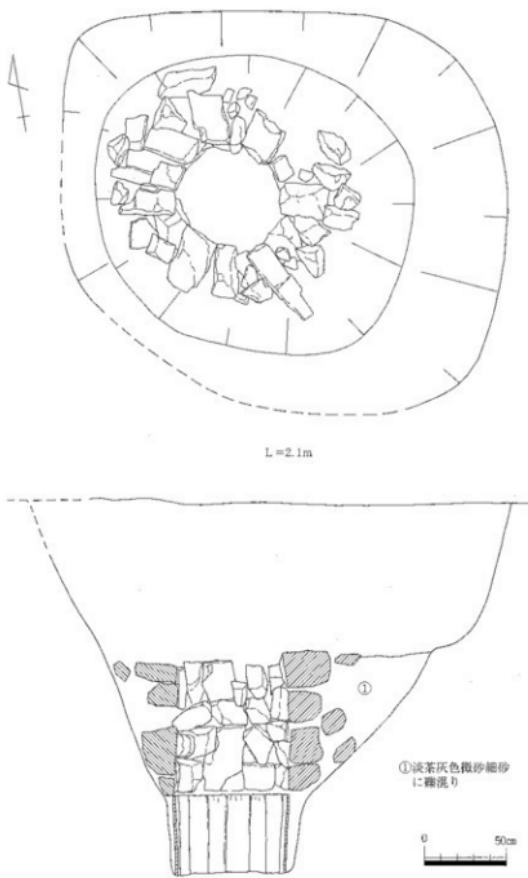


図68 井戸 2 実測図

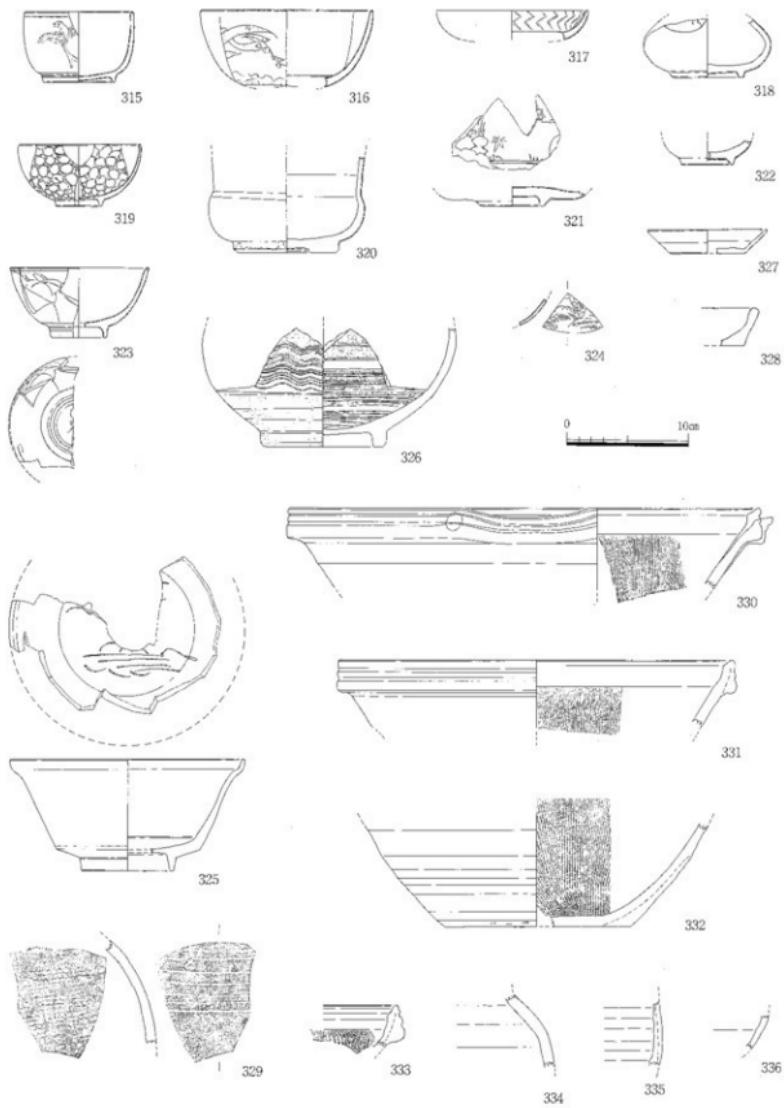


図69 井戸2 出土遺物 (1)

井戸 2 (図68、69、70)

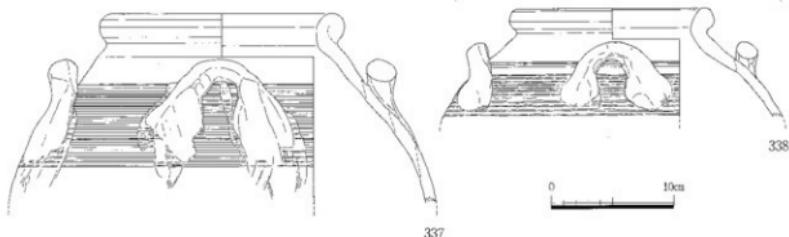


図70 井戸 2 出土遺物 (2)

調査区中央北側で検出された井戸で、転石と思われる角礫をほとんど加工せずに用い、円筒形に組み上げている。遺構検出面は2.0mで、井戸底部は-0.2mである。規模は石組の内径が上面で0.6m、底面で0.7mである。上面の石組は掘り方検出よりも0.9m下がった位置であることから、石組上半は井戸廃絶後に抜き取られたものとおもわれる。井戸底面には径0.8m、深さ0.5m掘り下げて、裏込みに礫の混じった砂をいれながら、幅0.12m、長さ0.5mの板材で径0.7mの井戸枠をつくっている。掘り方は長径2.9m、短径2.4mの楕円形の平面形で、断面形は逆台形であるが、検出面から約0.9mの位置で若干角度が急になっている部分があり、東側は二段掘り状になっている。これは石を抜き取る際に掘り下げたためと思われる。したがって残存している部分からすると、井戸 2 の掘り方の径は1.9mということになる。

遺物は石組上面からは出土せず、大半は井戸枠上面の石組中からであった。(315~325)は肥前産磁器、(326)は美濃・瀬戸焼系陶器、(327)は土師質土器、(328)は焰烙、(330~336)は備前焼系焰器、(329)は茶褐色の釉薬を施した陶器である。特筆されるのは(337~338)で、タイ産の壺である。

P 216 (図71、72)

井戸 2 の掘り方上面から掘り込まれた埋甕で、長さ0.7m、幅0.5mの長方形の掘り方に備前焼の甕を据えている。遺構検出面は2.0m付近であるが、甕自体はかなり高い位置からも認識できていた。深さは検出面から0.35mである。甕の内面上半にはガラス片も混じっていたことから、近代まで使われた遺構である可能性も高い。埋甕に使われた備前焼系焰器(339)は完形で、一部に膠を用いた補修痕が認められ、墨書や線刻もある。形態的にはいわゆる死人甕である。



図71 P216 実測図

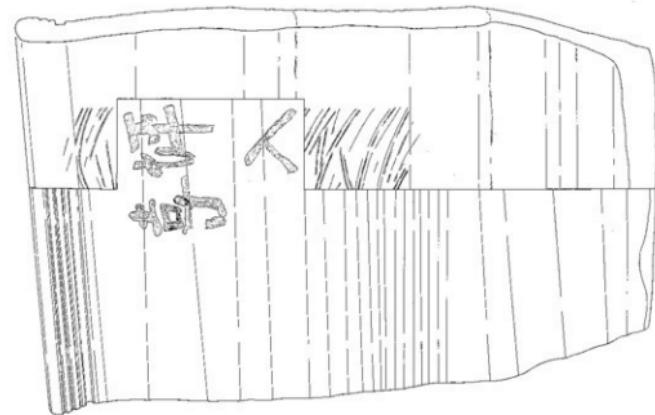
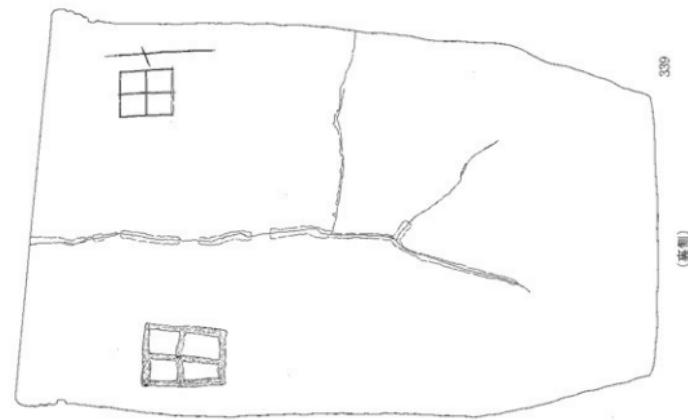


图72 P216 出土遗物

P193 (図73、74、75、76)

調査区北西、建物4の北側で検出された土壙であるが、中央に完形の備前焼壺が据えており、埋壺である可能性が高い。遺構検出面は2.0m付近で、長さ4.1m、幅2mの不整形にちかい楕円形をした平面形である。断面形もかなり凹凸が認められ、複数の遺構が重複している可能性もあるが、埋土的には分離できなかった。中央に据えられた壺は完形であるが、焼き歪みにより亀裂がはいっており、水壺等の貯蔵の目的には適当でない。厨などの機能が推測される。

遺物は埋土中から出土し、(340)は備前焼で窯印が認められる。形態的にはいわゆる死人壺である。(341~346)は肥前産磁器、(347)は京焼系陶器、(348・350)は土師質土器皿、(349)は瀬戸・美濃焼系、(351~353)は焰烙、(354~361)は備前焼系炻器である。



図73 P193 出土遺物（1）

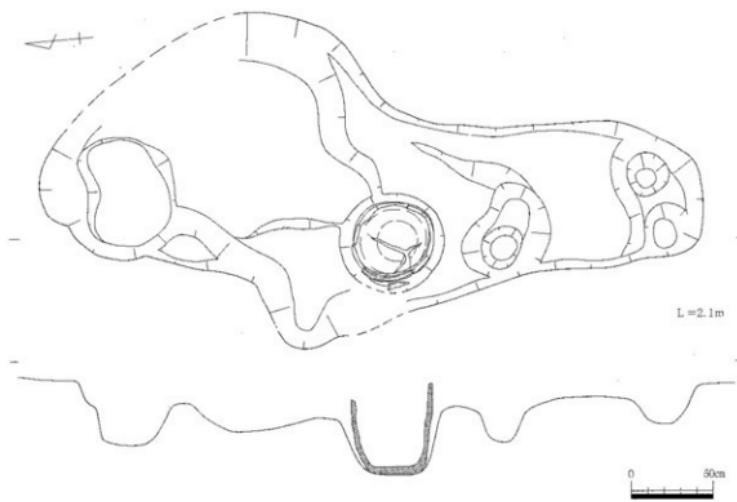


図74 P193 実測図

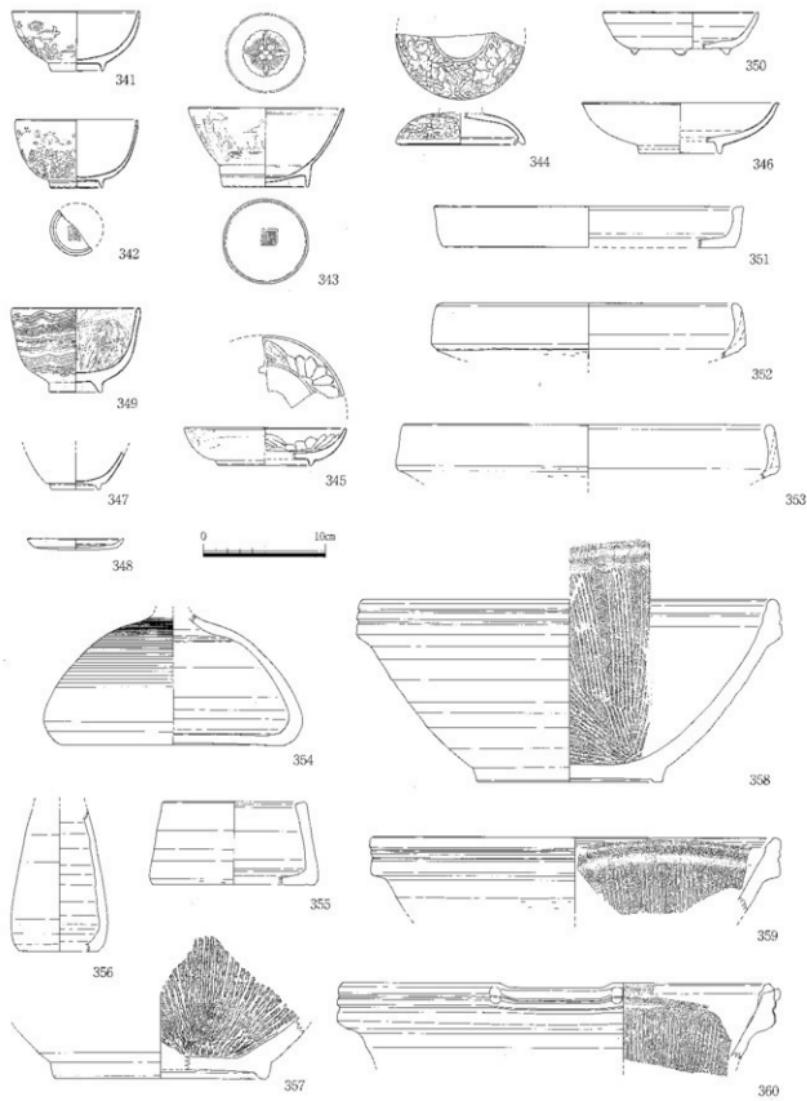
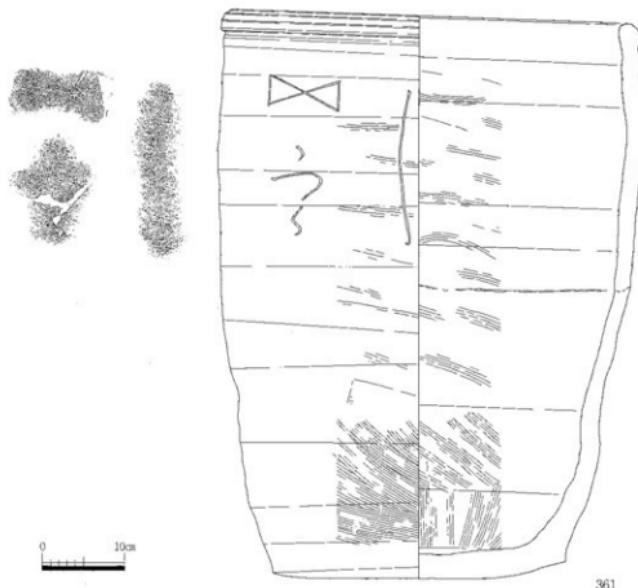


图75 P193 出土遗物 (2)



361

図76 P193 出土遺物（3）

## P 6 (図77、78)

調査区東側中央付近で検出された土壤で、遺構検出面は2.1m付近である。長さ2.2m、幅1.2mの長楕円形の平面形で、断面形は逆台形で、西側の壁面の傾斜が若干緩い。深さは、遺構検出面から0.6mである。壌土は4層で、各層から遺物が出土した。

遺物は陶磁器の破片ばかりで、当遺構がゴミ穴であったことを推測させられる。(362～369・374・375)は肥前産磁器、(370)は信楽焼系陶器である。(371)は土師質土器で口径7.6cm、器高1.2cm、底径4.7cmである。(372)は七厘の目皿である。(373)は产地不明の陶器、(376～383)は備前焼系陶器、(384)は焙烙、(385)は瓦質の火舍である。

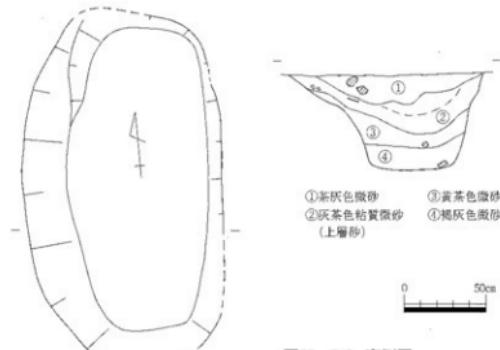


図77 P 6 実測図

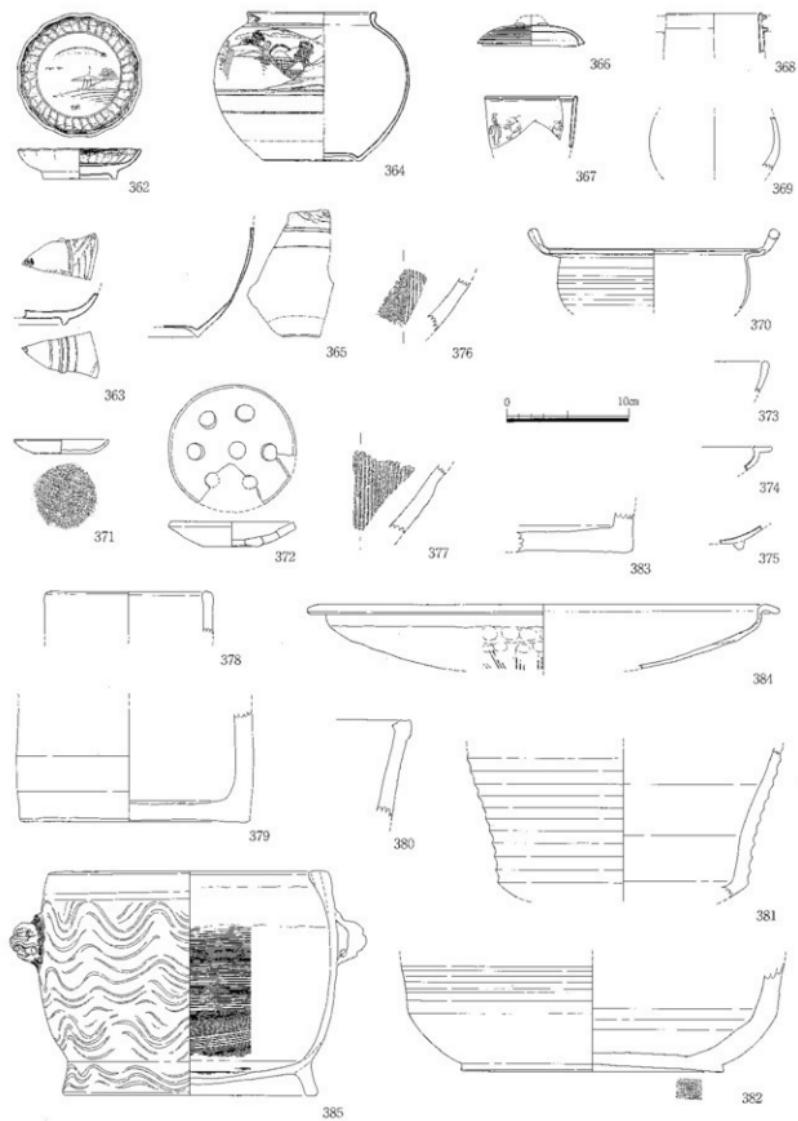


図78 P6 出土遺物

P 76 (図79、80、81)

調査区の中央南側で検出された土壌で、長さ1.6m、幅1.1mの隅丸方形の平面形を呈する。遺構検出面は2.0m付近で、深さは検出面から0.4mである。断面形は箱形で、埋土は1層である。埋土には陶磁器片が多数含まれていることや、一気に埋没していることなどからゴミ穴と考えられる。

遺物は遺構の底部付近から最もまとまって出土した。(386~405)は肥前産磁器、(406~407)は瀬戸・美濃系陶器、(408)は産地不明陶器、(410)は七厘の目皿、(409~411)は瓦質土器である。(412~419)は備前系炻器、(420)は瓦質の火舟である。

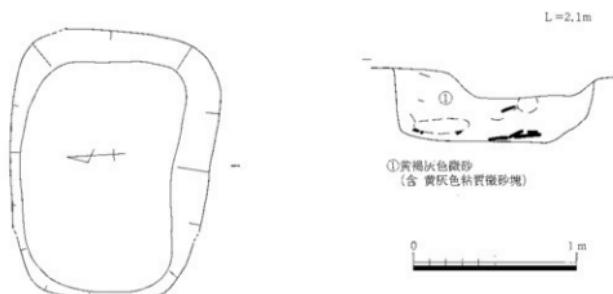


図79 P76 実測図

P 120 (図82、84、85)

調査区の中央付近で検出された土壌で、アメーバ状の不整形な平面形を呈するが、長さ2.1m、幅2.0mほどの方形の土壌を部分的に拡張した結果であるようにもみえる。遺構検出面は2.0m付近で、深さは深いところで検出面から0.4m、浅いところでは0.1mである。

遺物は埋土中から出土した。(421~443)は肥前産磁器、(444~445)は瓦質土器、(446)は産地不明陶器、(447~448、452~455、463)は備前焼系炻器、(449~451)は土師質土器、(456~458)は瓦質の焰烙、(459~461)は土師質の焰烙、(462)は面戸瓦である。

P 116 (図83)

調査区の中央西よりで検出された土壌で、長さ3.0m、幅2.5mの方形の平面形を呈する土壌である。遺構検出面は2.1m付近で、検出面から0.4m下がってテラス状の段があり、さらにそこから長さ2.3m、幅1.2mの小判型の平面形に0.7mの深さに掘り下げられている。複数の遺構の切り合いである可能性も考えられるが、埋土は単層であったため同一遺構とした。遺物は少なく、瓦片・陶磁器片が若干出土したのみであった。

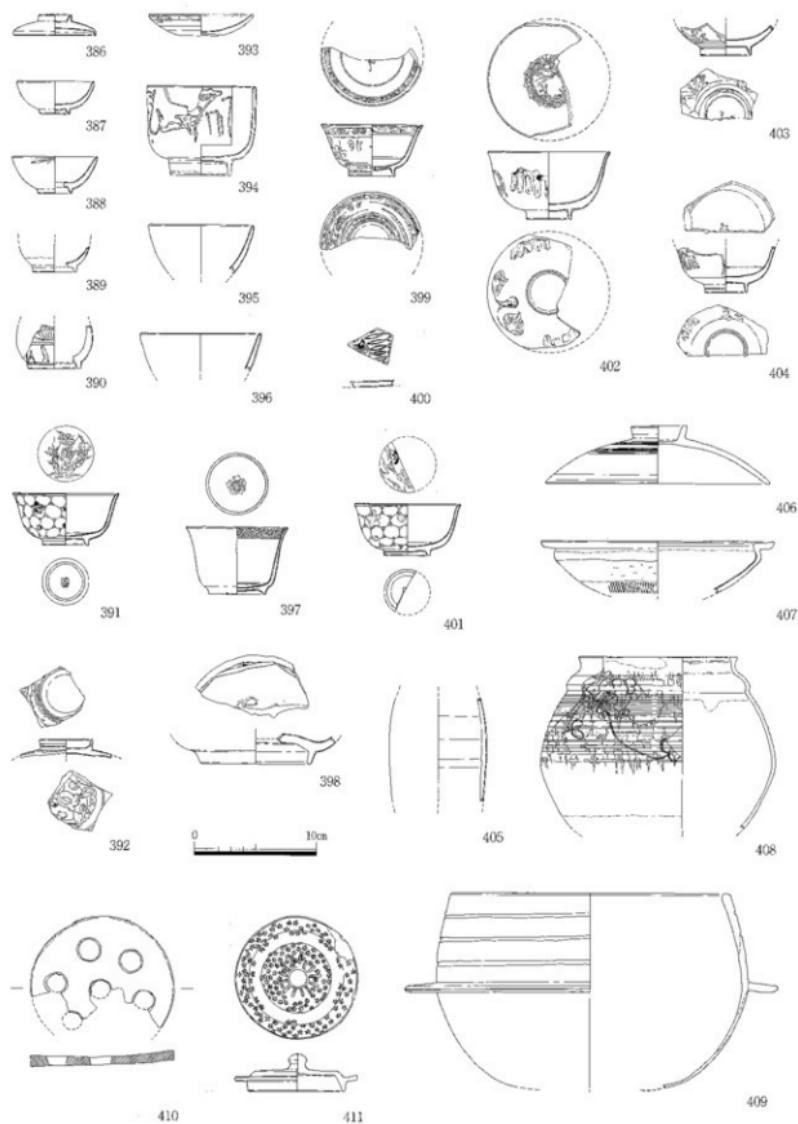


図80 P76 出土遺物 (1)

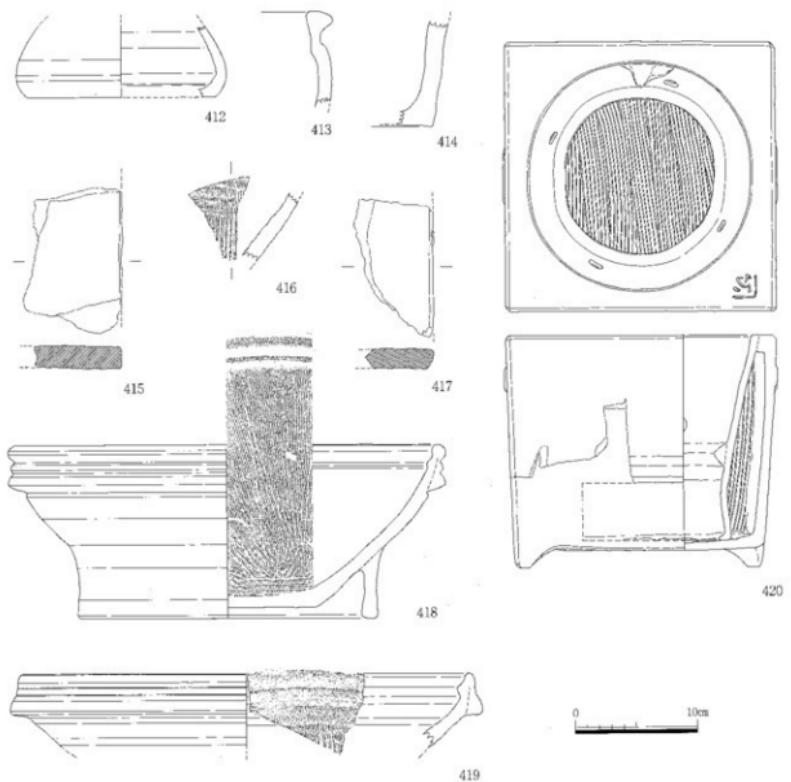


図81 P76 出土遺物（2）

#### P 125 (図86)

調査区の南西コーナー付近で検出された土壠で、道路の造成層の上面から検出されたことから、近代に下る時期の遺構である可能性もある。遺構検出面は2.1~2.2m付近で、長さ1.3m、幅1.1mの隅丸方形の平面形を呈し、遺構中央付近は径0.9mの円形に一段深く掘り下げている。深さは遺構検出面から0.9mで、埋土は4層が確認された。遺物は②層から出土したのみで、瓦片と陶磁器の小片が若干出土したのみであった。

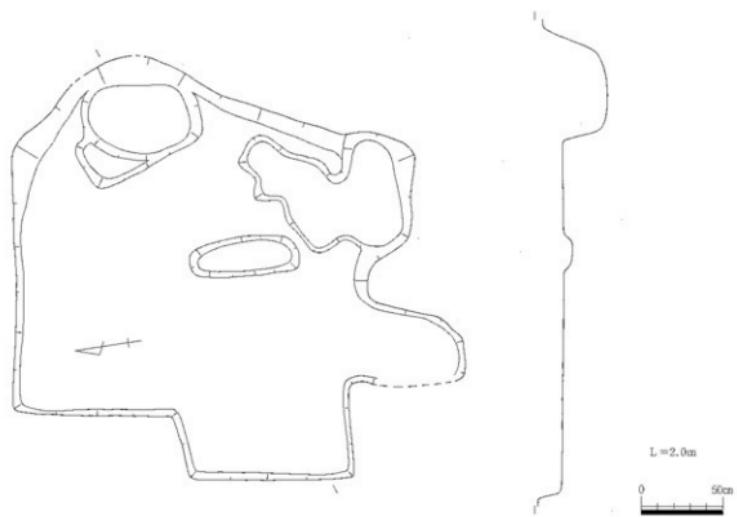


図82 P120 実測図

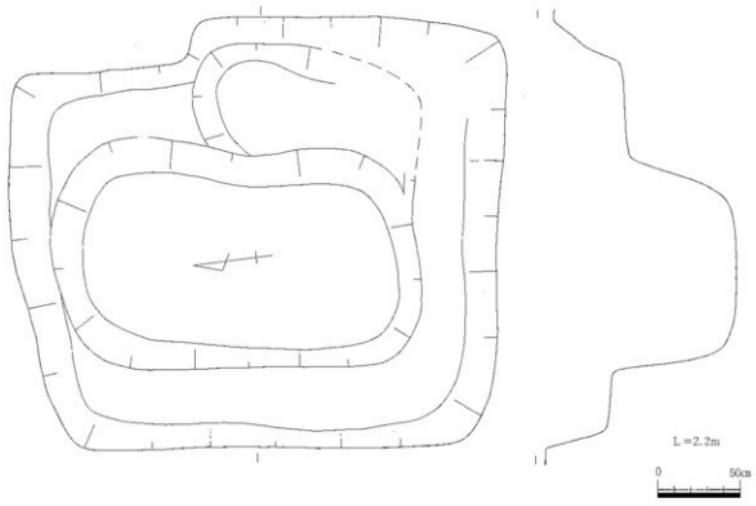


図83 P116 実測図

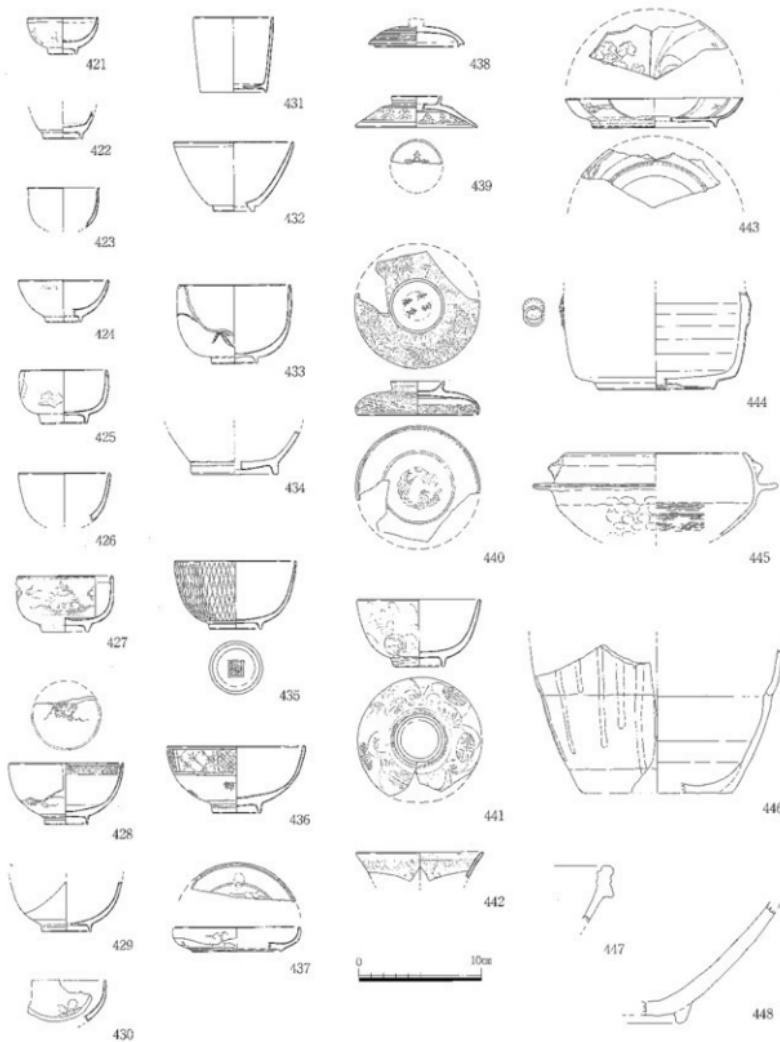


图84 P120 出土遗物（1）

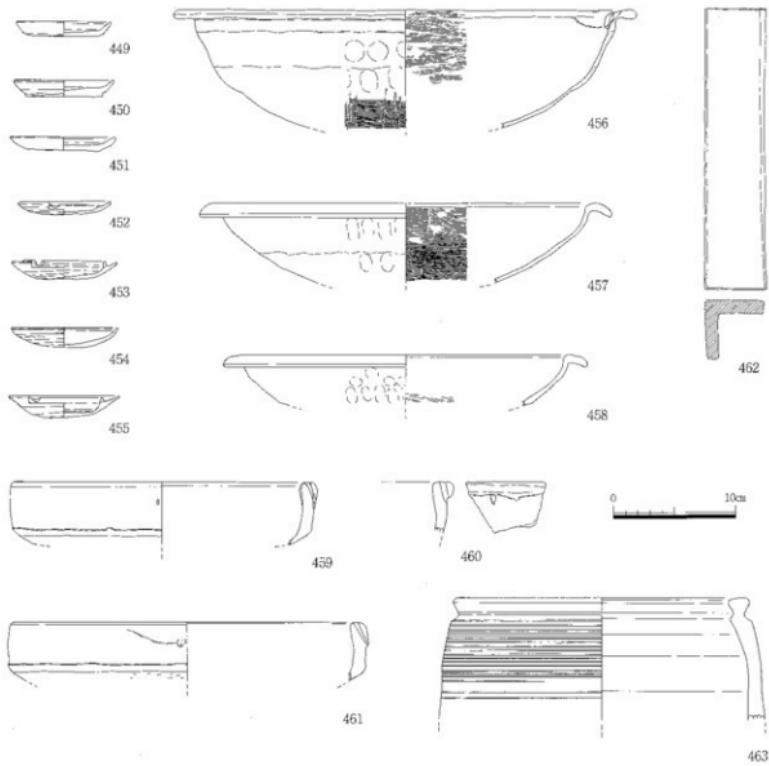


図85 P120 出土遺物 (2)

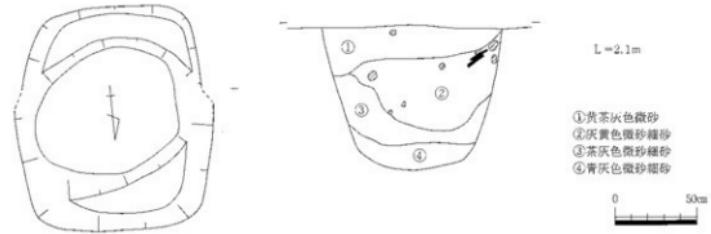


図86 P125 実測図

P191 (図87)



図87 P191 実測図

調査区の北端で検出された土壌で、北側は調査区外へ出るため不明である。長さ5.0m以上、幅5.0mの方形の平面形を呈する。遺構検出面は2.0m付近で、断面形は箱形である。深さは遺構検出面から0.4mである。埋土は単層で、遺物は陶磁器の小片が若干出土したのみである。水溜めの施設とも考えたが、護岸状の施設も認められないことから、土取穴の可能性が高いように思われる。

注

- (1) 乗岡 実『岡山城内堀』岡山市教育委員会 1988年
- (2) 森田 勉・横田賢次郎『太宰府出土の輸入中国陶磁器について』『九州歴史資料館研究論集』4 1978年
- (3) 尾上 実『南河内の瓦器碗』『藤沢一夫先生古希記念古文化論叢』1983年
- (4) 木簡の判読については、狩野久、久野修義、今津勝紀の各先生方からの御教示を得た。
- (5) 馬場昌一『岡山県邑久町助三畠遺跡井戸出土資料』『第11回研究集会報告資料』中世土器研究会 1992年  
ただし、助三畠遺跡井戸4出土の土器群は、13世紀初頭の時期と思われる。

参考文献

- 大橋康二『国内出土の肥前陶磁』佐賀県立九州陶磁文化館 1984年  
間壁忠彦『備前焼』ニューサイエンス社 1991年  
井上隆夫『江戸のやきものと暮らし』東京都建設局新宿区藤町遺跡調査会 1993年  
備前焼については、乗岡実氏の御教示を得た

## 第Ⅳ章 結語

新道遺跡は今回の発掘調査の結果、8世紀・12世紀後半・近世の遺構面が存在することが明らかとなつた。近世の城下町については、城下町絵図が残っているものの、第2次世界大戦での空襲や戦後の都市開発により、当時の町割・屋敷割は不明瞭となっている。そのため、城下町絵図との現地比定は困難であったが、調査区内に絵図に描かれた屋敷と街路が検出されたため、両者を照合する事が可能となった。また、城下町以前の状況については全く不明であったが、今回断片的ではあるものの、その端部をとらえることができた。とくに12世紀後半については、旭川河口付近に存在した庵田庄と関連づけられる木簡が出土しており、中世における庵田庄を考えるための具体的な資料といえる。

第三章では、検出した遺構と遺物を3期に分けて説明したが、ここではそれぞれの遺構面についてもう少し整理してみたいと思う。

### I 古代(8世紀)の火葬施設と推測される遺構について

#### 1. 立地

古代の遺構面からは、調査区の西端で流路、東端で土塙と火葬遺構が検出されたのみである。この期に属する遺物は少ないが、そのうち最も多くの遺物が出土したのは流路である。流路出土遺物は、若干7世紀後半の遺物が含まれるもの、8世紀が主体で土師器は含まれない。古代の官衙的跡から出土する土器は、土師器の食膳具の比率が高いことからも、付近にそういう性格の遺跡が存在する可能性は少ない。また遺物の量も少ないとから、集落が近接するとは思われない。つまり当地は、集落からある程度距離の置かれた地点であったといえる。

8世紀になると、地方も含めて火葬は急速に普及するようであり、文献上にもそれに関する記事は多くなる。しかし、それは黒崎直氏が指摘している<sup>(1)</sup>ように、天皇の火葬を貴族層が模倣したということで、一般的な民衆墓は集落近辺に土塙墓を営んでいた。火葬墓は8世紀の墓の中では一部の階層に限られたもので、いわば数的には特異点といえる。そして、その位置するところも、京では周囲の山陵部や河川敷であり<sup>(2)</sup>、京周辺以外では集落地からやや離れた丘陵部などである。岡山県下でも、火葬墓を集成した成果によると<sup>(3)</sup>、數的にも後期古墳の数からすると極めて限られており、古墳の再利用例などを除くと、分布も点的である。したがって当調査区域で検出された火葬遺構についても、集落地から距離があるということや、独立した立地をしているといった点で火葬墓と共通している。

ただ、新道遺跡の火葬遺構からは骨片がわずかしか出土していないことから、火葬をおこなった施設と考えられる。また、木棺に用いた鉄釘も全く出土していない。骨蔵器のなかに、火葬骨とともに鉄釘が入れられている例があり、ここでも釘が残存していないのは拾骨された際に骨蔵器のなかに納められたためと推測される。炭化材や炭層の上面埋土は水平に堆積しており、しかも遺物が全く含まれない。また、炭化材の残存状態が良好である点などから、拾骨後、火葬遺構は埋められたと考えられる。火葬地と火葬墓の関係や火葬地の火葬後の扱われ方については、火葬地の検出例が少ないとからよくわかっていないが、大阪の田辺古墓七<sup>(4)</sup>で検出されているように、拾骨後埋め戻していると考えられる場合もある。また、奈良県の小治田安万倍墓は、火葬地点をそのまま埋葬地としてお

り<sup>(4)</sup>、火葬地も埋葬地と同一視したということもうかがえる。本例は火葬地を埋め戻した例になる可能性が高い。

## 2. 古墳時代後期及び8・9世紀の木棺墓との比較

### 新道遺跡の火葬遺構は墓壙の形状

が箱形である。それは棺の形態を反映させているためと思われる。この形態と同期の木棺を比較してみたいが、当地域には良好な例が見当たらない。そのため、同期より時代が遅る6世紀後半の横穴式石室内で、木棺痕跡が明瞭である例と、大阪に於ける8・9世紀の木棺墓を集成したデータ<sup>(5)</sup>と比較してみる(図88)。

6世紀後半の横穴式石室内で、木棺痕跡が明瞭に残っている事例はそれ程多いわけではなく、管見に触れたものは5古墳13例である。そのうち、山陽町岩田9号墳の例<sup>(7)</sup>を除くと、全て長軸長が1.8m以上で、2.0m前後にまとまる。この点については、40を越える多くの木棺痕跡を検出した奈良県寺口忍海古墳群<sup>(8)</sup>の様相ともほぼ一致する。寺口忍海古墳群では、長軸長2.0m前後のものが大半で、そのうちE-21号墳とH-39号墳の2棺だけが長軸長3.0m前後の大きなもので、長軸長1.5m以下の小型の棺は検出されていない。

小型の棺は極端に少なかったといえるのかもしれない。1つの木棺内に複数の人の骨が出土している岡山市前池内3号墳<sup>(9)</sup>の例や、改葬が推測される小型の石室・石棺の例<sup>(10)</sup>から、棺の大きさ=埋葬者の大きさといった単純な式にはならない。しかし、検出されている木棺の長軸長が2.0m前後に集中することは、そこに一定の規格があったものと考えられる。時期は遅るが、県下における弥生時代から古墳時代にかけての土壙墓の長軸長の傾向をみると、長軸長1.0m前後のもの、1.5m以下のもの、2.0~3.0mのもの、3.0mを越えるものに分かれる<sup>(11)</sup>。そのうち最も多いのが2.0~3.0mのものである。この時期の土壙墓は、直葬であることから、改葬の可能性は少ない。したがって、棺の大きさは埋葬者の大きさを反映している可能性が高い。長軸長が2.0~3.0mというのは、おそらく成人埋葬者の大きさを示していると考えられる。そうすると、後期古墳における棺の大きさも、成人埋葬者

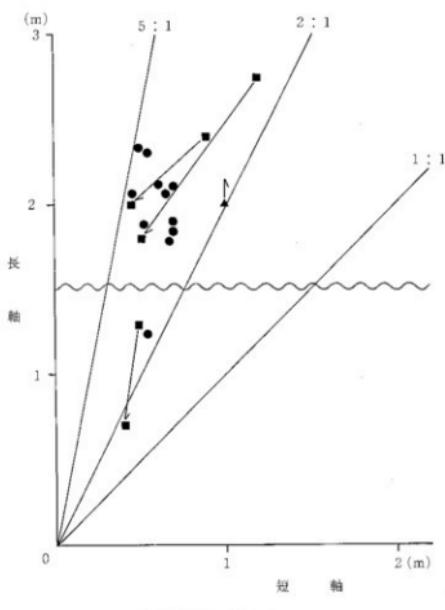


図88 棺の長軸・短軸比較

の大きさに規定されている可能性が高いように思われる。

次に、大阪府下における8・9世紀の木棺墓をみてみると、長軸長が1.5m以下のものが1例で、2.0m前後以上のものが2例である。2.0m前後以上のものについては、墓壙の長軸長にするか、木棺の長軸長にするかによって数値が異なるが、木棺の長軸長で比較すると2.0m前後となり、後期古墳の木棺の長軸長の傾向とほぼ一致する。極めて少ない事例での比較であるため厳密さを欠くが、成人に用いられた木棺の大きさは、後期古墳のものと、8・9世紀のものとはほとんど変わらないようである。新道遺跡の火葬遺構も長軸長では2.0m以上前後となり、後期古墳の木棺痕跡や8・9世紀の木棺墓の数値と一致する。

さらに、棺の長軸と短軸の比で比較すると、後期古墳の木棺墓は5：1から2：1の比率の中におさまり、全体としては3：1の比率付近が多い。8・9世紀の木棺墓の墓壙は2：1の比率に近いが、棺は5：1に近い比率となる。新道遺跡の火葬遺構についてみると、8・9世紀の木棺墓の墓壙の数値に近い2：1の比率である。新道遺跡の火葬遺構が木棺そのものでない点や、墓壙壁面がかなり焼けていることから、墓壙一杯に棺を置いたとは考えられない。少なくとも木棺の幅は火葬遺構の幅より狭くなると考えられることから、棺の比率そのものは8・9世紀の木棺墓と近い数値になる可能性がある。

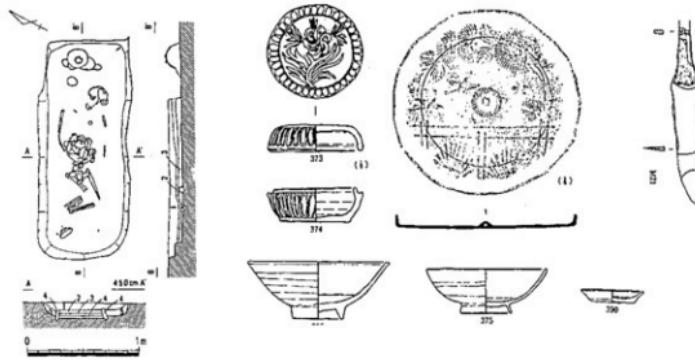
つまり、新道遺跡の火葬遺構は長軸長や、長軸と短軸の比率からみて、後期古墳の木棺や8・9世紀の木棺墓の傾向と大きな隔たりはないものといえる。ただし、県下における8・9世紀の木棺墓などの実例がある程度増加した時点でのこの点についての検証をおこなわなければならないと思われる。

### 3. 副葬品について

新道遺跡火葬遺構から出土した遺物は、丹塗土師器杯・須恵器杯蓋・鉄製刀子・桃の種子である。火葬墓においては一般的に副葬品が少ないので、土師器の杯などの副葬例は多い。規則的に並べられているものもあることから、儀礼行為の結果と考えられている。<sup>100</sup> 県下において、平安時代中頃(10~11世紀初頭)の土壙墓の調査例がいくつかある。それらは、山陽町岩田第17土壙墓<sup>101</sup>、総社市板井砂遺跡土壙4<sup>102</sup>、同市蘿木薬師遺跡土壙墓1<sup>103</sup>、岡山市三手遺跡土壙墓1<sup>104</sup>、同市七ツ古墳<sup>105</sup>で、それらはいずれも土師器の椀や杯、もしくは皿を副葬している。土師器の食膳具を副葬することは、8世紀段階から普遍的におこなわれていたことで、このことは中世墓においても継承される。新道遺跡の火葬遺構に須恵器が含まれることについては、儀礼との関わり合いというよりも、9世紀以降、食膳具のなかから須恵器が激減していくといった土器様式に起因していると思われる。

鉄製刀子についても、火葬墓の副葬品でよく見られるものである。後期古墳における刀子の副葬例についてもかなり多く、工具というよりも身に着けるための儀礼的な道具と考えられている<sup>106</sup>。奈良県龍王山古墳群では、棺内の遺体に最も近い位置で、しかも一人一本ずつ副葬されていたと報告されている<sup>107</sup>。同県の藤ノ木古墳においては、銅製大帯の中に刀子が納められており、刀子がほかの副葬品とは異なり、埋葬者と卑近な関係で、呪術的性格の道具であったことが推測されている<sup>108</sup>。おそらく、刀子の副葬には特別な意味があったからこそ、後期古墳以降、省略される副葬品が大半のなかで、8世紀以降も副葬品のなかに残存したものと考えられる。平安時代中頃の土壙墓である板井砂遺跡土壙4では鉄製刀子が副葬されており、それはそういった性格の系譜につながるものであろう。ただ平安時代中頃の土壙墓には土器だけの副葬の例もあり、むしろ現況では刀子を副葬していない例

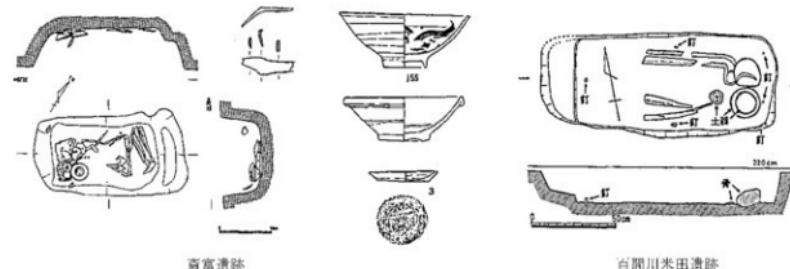
A類



第123図 中世墓-5

津寺遺跡

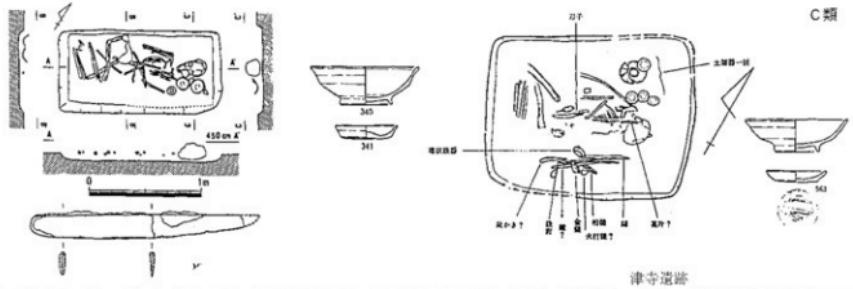
B類



南富遺跡

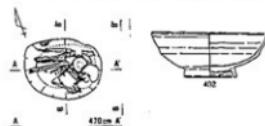
白間川米田遺跡

C類



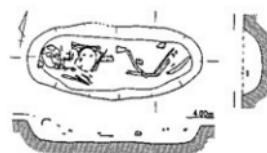
津寺遺跡

D類



津寺遺跡

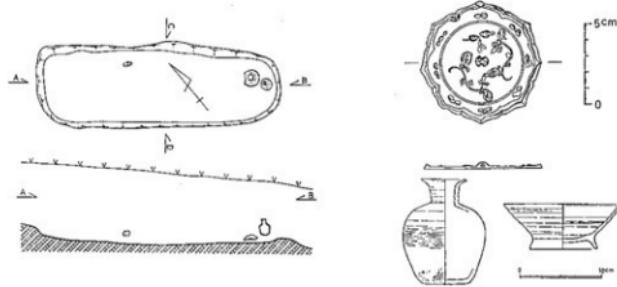
E類



加茂政所遺跡

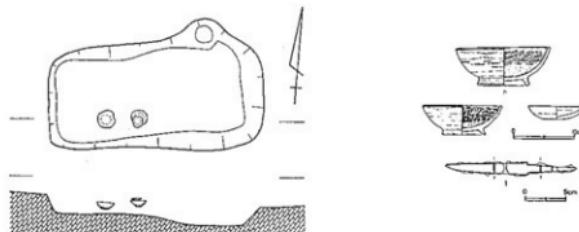
図89 中世墓分類

A  
類



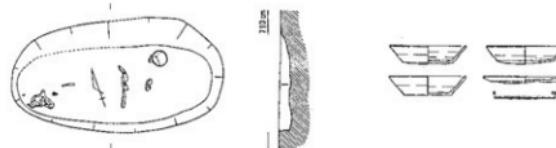
岩田第17土塚墓

B  
類



坂井砂遺跡 土塚4

C  
類



庄木柔師遺跡 土塚1

D  
類



三手遺跡 土塚墓1

図90 10~11世紀前半墓集成

の方が多い。それは刀子を副葬する儀礼が欠落してきているといえ、儀礼そのものが変容してきているのか、もしくはそういう儀礼をおこなえなかった階層の造墓活動が表面化してきているかのいずれかと思われる。12世紀後半以降の中世墓を副葬品から分類してみると、銅鏡・刀子・磁器・土師器をもっているもの〔A類〕を頂点として、刀子・磁器・土師器をもっているもの〔B類〕、磁器・土師器もしくは刀子・土師器をもっているもの〔C類〕、土師器をもっているもの〔D類〕の順にランク分けができる（図89）。平安時代中頃のについても同じようなランク分け（図90）が可能で、中世墓のランク分けの先駆けをなしていると考えられる。そうすると、平安時代中頃の墓の副葬品に刀子がなくなる事例が増えるのは、同期の墓が中世的であることから、刀子の儀礼をおこなえない階層の造墓が活発化してきていることを示している可能性が高いように思われる。

新道遺跡火葬遺構の出土遺物は全て被熱痕が明瞭であり、火葬する以前に副葬されたと考えられる。それは、遺体もしくは遺骨とともに埋納することを目的としていたということであり、品物というよりは儀礼的な性格の強いものであったことがうかがわれる。したがって、壙内から出土した炭化した桃の種子も偶発的な混入の可能性もなくはないが、儀礼的なものとして供獻された可能性が高いと思われる。「古事記」のなかで、桃はあの世（黄泉国）とこの世を画する場面で登場しており、当時、桃を用いた葬送儀礼もしくは習俗があったこともうかがわれ、新道遺跡の火葬遺構出土の桃の種子もそれに関連する遺物であったとも考えられる。

#### 4. 小結

最後に、新道遺跡の火葬遺構でどのように火葬がおこなわれていたのかを推定復元しておきたい。墓壙内で検出された炭化材は、墓壙底面で出土し、その上面は厚さ10~12cmほどの炭層で覆われていた。炭層には焼土も含まれており、壙内を燃焼したことによって形成されたことは明らかである。この層中の炭には、燃焼物の形状は残っていないが、断面観察で縞状に堆積している部分も認められることから、ある程度の大きさをもった板状の材が折り重なって燃焼したことを示していると思われる。その下部には、細長い棒状の材が墓壙長軸とそれと直交する方向に検出された。

以上のことから、当遺構における火葬の方法としては、まず墓壙上面に井桁状に材を組み、その上に棺を置いて燃焼したのだと考えられる。そして、墓壙壁面の南半がより堅密に焼けていたことから、南側に焚口があったと思われるが、その部分は中世の土壌によって削平されているため残存していないかった。また、壙内から出土した土器は、底面北端付近で検出されていることや、床面のレベルが北側に向かって緩やかに上がっていることから、頭位方向が北にあったと推測される。したがって足元から火を入れたということになる。棺に用いた釘や骨の大半が拾骨されたと思われることから、より詳細な復元は困難であるが、大まかな火葬遺構の構造としては、以上のように推測される。ただし、ほとんど類例のない遺構であり、より多くの事例が増加した段階で詳細な構造は検討していくたいと思う。

#### 注

- (1) 黒崎 直「近畿における8・9世紀の墳墓」『研究論集』VII 奈良国立文化財研究所 1980年
- (2) 金子裕之「平城京と葬地」『文化財学報』第三集 奈良大学文学部文化財学科 1981年
- (3) 間壁忠彦・間壁茂子「岡山県下の奈良・平安期の墳墓集成」『倉敷考古館研究集報』16 1981年

- (4) 花田勝広『田辺古墳・墳墓群』柏原市教育委員会 1987年
- (5) 藤沢一夫『墳墓と墓誌』『日本考古学講座』6 歴史時代(古代) 1956年
- (6) 地村邦夫『大阪府における古代中世の木棺墓について』『研究紀要』3  
大阪府埋蔵文化財協会 1995年
- (7) 神原英朗<sup>注6</sup>「岩田古墳群」  
『岡山県営山陽住宅市街地開発事業用地内埋蔵文化財発掘調査概報〔6〕』1976年
- (8) 千賀 久<sup>注7</sup>「寺口忍海古墳群」『新庄町文化財調査報告書』第1冊 1988年
- (9) 中野雅美<sup>注8</sup>「前池内遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』89 1994年
- (10) 河上邦彦<sup>注9</sup>「龍王山古墳群」『奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第六十八冊』1993年
- (11) 草原孝典『長坂古墳群』岡山市教育委員会 1999年
- (12) 注6
- (13) 安村俊史「河内における奈良・平安時代の火葬墓」『堅田直先生古希記念論文集』真陽社 1997年
- (14) 注7
- (15) 村上幸雄<sup>注10</sup>「水島機械金属工業団地共同組合西団地内遺跡群」  
『総社市埋蔵文化財発掘調査報告』9 1991年
- (16) 島崎 東<sup>注11</sup>「窪木薬師遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』86 1993年
- (17) 中野雅美<sup>注12</sup>「三手遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』90 1994年
- (18) 近藤義郎<sup>注13</sup>「岡山市七つ塚古墳群」七つ塚古墳群発掘調査団 1987年
- (19) 注8
- (20) 注10
- (21) 松田真一<sup>注14</sup>「斑鳩藤ノ木古墳概報」吉川弘文館 1989年
- (22) 箱形の形状にならない火葬遺構としては、且原遺跡の例がある。本例との関係は明確でないが、且原遺跡は丘陵部に位置し、近接して骨臓器が検出されている。本例は平野部に立地し、周辺に骨臓器を埋葬した可能性は少ないとから、火葬遺構の形態だけでなく、立地や埋葬のあり方にも両者には差が認められる。この差が何に起因するのかは現況の資料だけでは明らかにできないが、当時は火葬が一般的な埋葬形式からすると特殊であったということから、質的な差に求められる可能性があると推測される。
- 高畠知功<sup>注15</sup>「且原遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』14 1977年
- 図89の出典 正岡駿夫<sup>注16</sup>「津寺遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』90 1994年  
中野雅美<sup>注17</sup>「三手遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』90 1994年  
井上 弘<sup>注18</sup>「百間川当麻遺跡」2『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』52 1982年  
伊藤 晃<sup>注19</sup>「斎富遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』105 1996年  
江見正己<sup>注20</sup>「加茂政所遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』138 1999年
- 図90の出典 神原英朗<sup>注21</sup>「岩田古墳群」  
『岡山県営山陽新住宅市街地開発事業用地内埋蔵文化財発掘調査概報〔6〕』1976年  
村上幸雄<sup>注22</sup>「水島機械金属工業団地共同組合西団地内遺跡群」  
『総社市埋蔵文化財発掘調査報告』9 1991年  
島崎 東<sup>注23</sup>「窪木薬師遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』86 1993年  
中野雅美<sup>注24</sup>「三手遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』90 1994年

## II 中世遺構面

### 1. 殿下渡領備前国鹿田庄との関係

#### (1) 新道遺跡の様相

新道遺跡で検出された中世の遺構はそれほど多くなく、分布も調査区の北東コーナー付近にまとまっている。中世に属する遺物も12世紀後半がほとんどで、時期幅も限定されている。中世の遺構は調査区外北東部へ統いており、調査区はその集落の南西端部ということになる。遺構のうち、建物1、建物2、溝4、井戸3などの主要遺構が北東方向に軸を合わせてあり、遺構の分布が調査区内の北東部分で途切れ突然遺構空白地になると合わせて考えると、該期の遺構面が一般的な集落の様相とは異なっていることがうかがわれる。該期の集落遺跡の場合、粗密は別として、遺構はランダムに広がっていき、集落端部は徐々に遺構が少なくなっていく。また、建物方向についてもある程度屋敷地の方向に規定はされるものの、井戸枠の方向までも共通するといった厳密性はない。このような一般集落と異なった遺構の様相のほかに、建物1、建物2の南側、すなわち調査区外北東に続く建物群の南端に位置する井戸3から、多くの土師器とともに木簡が3点出土した。そのうち1点は「[ ] 御庄久延弁」と記されている。この木簡に記された久延は、おそらく名、あるいは名主を指し、莊園



図91 旭川流域の荘園分布（注1より引用）

に弁済したことを記した、いわゆる文書木簡である。莊園名は残存していなかったが、おそらく鹿田庄のことであろうと考えられる。

鹿田庄とは旭川河口付近にあった莊園で、藤原氏の氏長者が代々伝領した大和国佐保殿・越前國上方莊・河内國楠葉牧とともに殿下渡領四カ莊の1つとして有名である。莊城については、同庄のことを直接描いた絵図等が伝わっていないため明確でないが、『東守文書』(1413年)に鹿田庄が大庄であると記されていることから、旭川河口のかなり広い範囲(図91)を莊域に想定する考え方もある<sup>(1)</sup>。莊園の成立年代は未詳であるが、10世紀には文献上で確認(附章I)できることから、平安時代の初期には成立していたと推測される。そして室町時代まで殿下渡領として認められることから、かなり存続幅の長い莊園であったといえる。また、康保三年(966)や長徳四年(998)の文献(附章I)では、鹿田庄の別当の船で同莊の舵取が官米や年貢米を輸送していることが記されており、同莊が瀬戸内海航路のなかで重要な交通拠点の機能を有していたことがうかがわれる<sup>(2)</sup>。

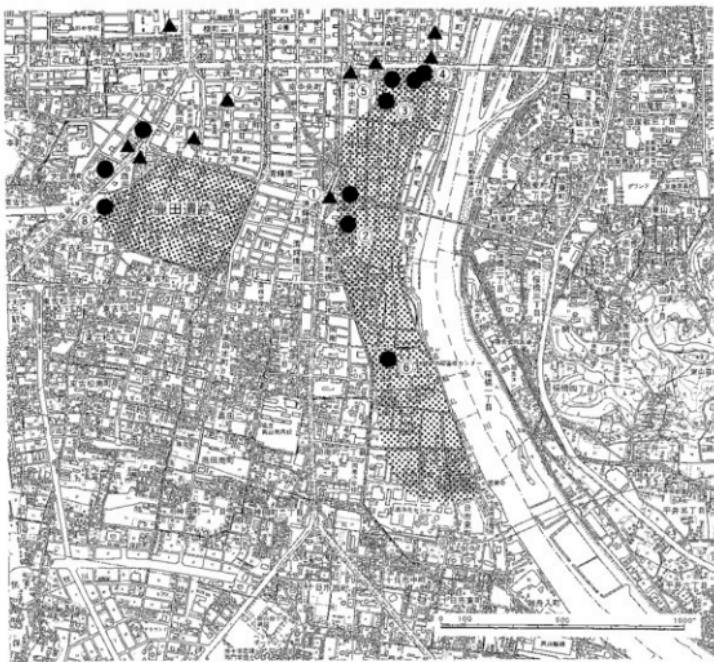
鹿田庄以外の殿下渡領についてみてみると、大和国佐保殿は、旧都あるいは南都をおさえるために設定されたと考えられるが、越前國上方莊や河内國楠葉牧については交通路との関連がかなり深いと思われる。越前國上方莊は、北陸道が福井平野を南下して越前國府に入る入り口に位置し、北陸道の北からの物流を押さえる位置にある。また、河内國楠葉牧は平安京と大阪湾との間に位置し、両者を水運で結ぶ淀川の東岸であり、平安京の南側からの物流を押さえる位置にある。鹿田庄についても、九州と近畿を結ぶ瀬戸内海航路の中間地点で、備前國の中心部を南北に流れる旭川の河口という地理的条件を持っていることや、康保三年(966)や長徳四年(998)の文献から、交通拠点を押さえるために設定されたということが推測されてくる。

新道遺跡は、造構の様相や莊園の中心施設である庄家へ送られたと考えられる木簡が出土したことから、鹿田庄の庄家と関係の深い遺跡であると推測される。ただし、鹿田庄は存続幅の長い莊園であり、新道遺跡のそのような性格も造構の時期から12世紀後半以降に限定され、古代まで遡るものではなさそうである。

## (2) 周辺の地形と遺跡の分布(図92)

現在の新道遺跡周辺の微地形については、岡山城下町の形成や、近代以降の都市化により旧地形がかなり埋没・改変されていて高低差の少ない平易な地形となっている。しかし、発掘調査や試掘調査から、旧河道や微高地の範囲が断片的ながらもある程度わかってきており、その成果から城下町形成以前のおおよその微地形を復元してみたいと思う。

新道遺跡の西側には現在西川が流れている。これは旭川の支流で、中世までは遡る時期の流路であることが新道遺跡の北側の立会調査<sup>(3)</sup>でも確認されている。新道遺跡の調査区西側で検出された流路は、下層から遺物が出土していないため、どれくらい遡るかは明確でないが、旧西川の東岸であると思われる。つまり、新道遺跡が形成された微高地は、旭川西岸に沿って南北方向にのびており、その西側には旭川の支流である西川が流れているということになる。新道遺跡の形成された微高地、すなわち旭川の西岸に沿って南北にのびる微高地の北側には天瀬遺跡がある。天瀬遺跡は弥生時代中期まで遡るが、主体は弥生時代後期である。後期の包含層下3mの位置から中期前半の土器が出土しており、少なくとも天瀬遺跡の存在する微高地の形成時期はその頃と考えられる<sup>(4)</sup>。天瀬遺跡の北端は、共同溝の立会調査から新道遺跡の北600mの位置で水田となり、湿地へと続くようである。西端



- |                               |   |
|-------------------------------|---|
| 微高地（推定）<br>集落跡確認地点<br>低位部確認地点 | ①清輝本町西川川河遺立会<br>②新道遺跡<br>③天瀬遺跡（市民病院）<br>④天瀬遺跡（共同溝）<br>⑤大森遺跡（岡南共同溝）<br>⑥二日市遺跡<br>⑦大供中道遺跡<br>⑧鹿田遺跡（県立岡山病院）<br>⑨ |
|-------------------------------|---|

図92 新道遺跡周辺の微地形と遺跡の分布

については、岡南共同溝や付近の立会調査から現旭川の西400m付近と考えられる<sup>(5)</sup>。天瀬遺跡の南、新道遺跡の北約100mの位置にある病院建設に伴う立会調査では<sup>(6)</sup>、遺構や遺物の分布は極めて稀薄ながらも微高地を検出しており<sup>(7)</sup>、このことから遺跡の粗密はあるものの天瀬遺跡と新道遺跡は一連の微高地に形成されていたと推測される。新道遺跡の南東約550mに位置する二日市遺跡では古代末から中世の時期の井戸や柱穴が検出されており、該期の集落の一角と考えられ、天瀬・新道の両遺跡の形成された微高地は、二日市遺跡までのびてくる可能性が高く、現状のレベル高からも、二日市遺跡の南300mにある春日神社付近まで含まれると推測される。以上から、新道遺跡は旭川の河口付近の西岸に、東西幅約300m、南北約1100mの細長い微高地の中間付近に位置するということになる。

西川の西側に、新道遺跡が形成された微高地同様、安定した微高地が形成されている。鹿田庄の中心とされる鹿田遺跡が形成された微高地である。この微高地は、ほぼ岡山大学の医学部構内の敷地と重なっている<sup>(8)</sup>。岡山大学医学部構内の北側にある大供中道遺跡<sup>(9)</sup>や周辺の立会調査では集落遺跡

の痕跡は確認されていない。したがって、この微高地の北端部は岡山大学医学部構内北側の東西道路付近ということになる。西端については、県立岡山病院建て替えに伴う確認調査で、その端部を検出している。<sup>13)</sup> 南端については、岡山大学医学部構内の南東端部に位置する鹿田遺跡Ⅲ次調査区で中世の集落が検出されていることから、集落域は構内よりも若干南側へのびていくと思われる。ただし、鹿田遺跡における弥生・古墳時代の集落は、構内では北半になる鹿田遺跡第1次調査区を中心とした径140mほどの範囲と想定されており、南側には水田域が広がっている。<sup>14)</sup> 東端については調査データが少ないものの、立会調査で敷地端部でも遺構が確認されており<sup>15)</sup>、岡山大学医学部構内の東側を流れる枝川あたりまではのがるものと想定される。

以上のことから、鹿田遺跡は東西500m、南北500mほどの微高地に位置するということになる。いまのところ、この微高地の西側にはこれに匹敵するような微高地は確認されておらず、旭川西岸の河口には2つの大きな微高地が並んで存在していたという模式的な理解に大過はないものと考えられる。そうすると、鹿田庄の主体について考える場合、鹿田遺跡の微高地だけでなく新道遺跡の形成された微高地も視野に入れなければならないということになろう。とくに、鹿田遺跡の設定が交通要所をおさえることにあったと考えると、より旭川に近い新道遺跡の微高地は、鹿田遺跡の微高地よりも有利な点もあったことが推定される。

### (3) 「備前国上道郡荒野莊領地図」との比較

#### 1. 鹿田庄と「荒野」の関係

鹿田庄の景観の一部が描かれた莊園絵図がある。それは、奈良県氷室神社『大宮家文書』のなかの「備前国上道郡荒野莊領地図」〔正安二年(1300)〕である。この絵図は旭川を挟んだ対岸にある新開地の範囲を中心に描いている。『大宮家文書』の伝領系図『系図備前国上道郡荒野屯所次策』によると、この「荒野」と称される新開地は、村主左衛門五郎幸重が建治元年(1275)に春日社へ寄進して春日社領となつた。さらに、幸重の先代は幸氏としており、これは『備前国刀匠等熊野請願文』においてでてくる備前国鹿田庄の下司村主幸氏と同一人物と考えられている。

つまりこれらの文献から、鹿田庄の庄官である村主氏が、対岸の荒野を開拓し、開拓領主となって春日社へ寄進した過程を知ることができる。しかし、一方で対岸の地は同じく『大宮文書』によると、上道郡宇治郷のなかにあり、三野郡にある鹿田庄とは郡域が異なっている。さらに、「荒野」に相当する地点は、現在でも水路や地割の形状から推定することができ、その地点の現在の水利状況をみると(図93)、この地は旭川の上流で取水する祇園用水の灌漑域に含まれている。祇園用水は近世に整備された用水路で、近世の干拓地以外の旭川東岸水田城の大半を灌漑している。祇園用水の主水路は旭川の分流である旧河道を利用しておらず、水量等の差はあるものの、水利系統そのものは近世以前とそれ程変わっていないと考えられる。つまり、旭川東岸域は旭川の分流によって灌漑されていたといえる。そうすると、「荒野」も基本的には旭川東岸の旭川分流灌漑域に含まれることになる。これは旭川西岸の灌漑域に含まれる対岸の鹿田庄の水利とは無関係であることから、「荒野」の開拓が鹿田庄周辺の開拓の延長につながってくるとはいえない。そうすると、開拓原理以外の根拠によって「荒野」は鹿田庄下司村主氏が開拓に着手したと思われるのである。絵図が作成された後、宇治郷の在地領主と推定される平井氏<sup>16)</sup>が、「荒野」の領家藤井氏と「荒野」の支配権をめぐって相論をおこしている。この相論は「荒野」を春日社領と認めることで、藤井氏側の申立てを是としたが、嘉慶三年

(1328)と貞和五年(1349)に平井氏の「荒野」への濫訪を興福寺別当へ訴えている書状(『大宮文書』)があることから、相論決着後も平井氏の「荒野」への介入は続いていたものといえる。平井氏の「荒野」への介入の根拠は、宇治郷の水利の延長に「荒野」が位置していることにあるものと推測され、開発原理に依拠した主張といえる。そうすると、鹿田庄下司村主氏の「荒野」への開発根拠は水利や行政区域以外のものに求めなければならないということになる。おそらく鹿田庄の庄官であったことに求められると思われる。鹿田庄は龜川河口の交通拠点を押さえるために設定された莊園と推測され、そのため河口部の対岸にもその影響力が及んでいったと考えるのである。しかし、莊園領主の権力基盤が弱体化する鎌倉末から南北朝期になると、「荒野」のような外縁部は開発原理を掌握している在地領主の介入を受けていくのだと考えられる。鹿田庄の影響力が対岸にも及んでいたという点については、「鹿田庄の設定背景」でもう少し検討する。

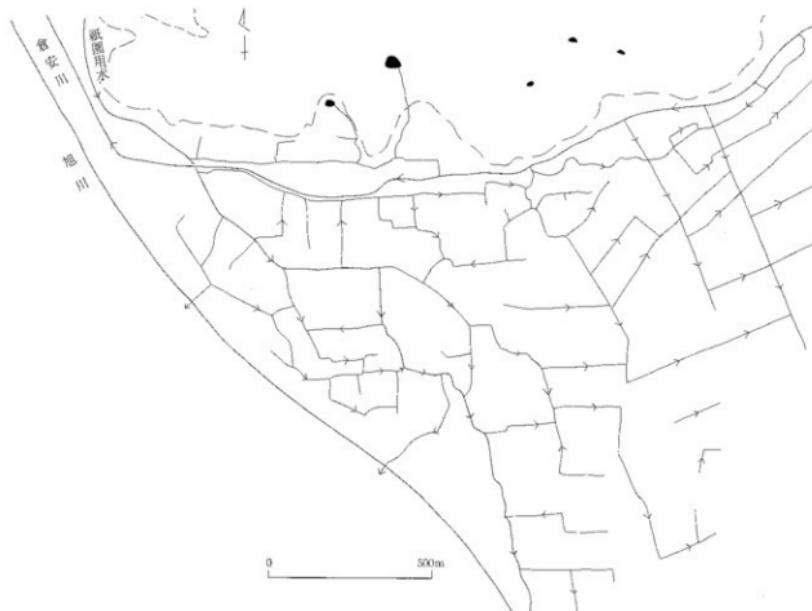


図93 「荒野」周辺 現水利系統図

## 2. 現地比定

それでは、先に概観した微地形を参考にしながら、「備前国上道郡荒野莊領地図」(以下「地図」と、現在の景観とを比較してみたい。

「地図」はかなり簡略化したラフな描写であり、地名や開発地の説明が書き込まれている(図94)。これらの現地比定については、西岡虎之助氏<sup>(14)</sup>、奥野中彦氏<sup>(25)</sup>、木村茂光氏<sup>(26)</sup>、久野修義氏<sup>(27)</sup>によっておこなわれている。それらの見解に沿いながら、「荒野」の現地比定を概観したい。まず「地図」左側に南北に描かれた鹿田河は、現旭川で、その西岸に沿ってならんでいる在は市を示しており、現在の二日市・七日市付近に相当するとされる。舌状に表現された「荒野」の南側に描かれた島状の地形については、児島湾の中州という意見と<sup>(28)</sup>、児島(現児島半島)とする意見<sup>(29)</sup>に分かれる。前者は「荒野」以南に描かれた「内海千八百余町」が、「荒野」と児島の間の内海の面積としては少なすぎるということと、現旭川東岸の旧旭川河口付近の位置に「中島」の地名と地割が残っていることによっている。しかし、「フチトノセト」が倉敷市藤戸に比定され、「内海千八百余町」が開発する予定面積と考えるならば、後の意見の可能性も強いようと思われる。ちなみに、鹿田庄の北、現岡山市域北端、標高499.5mの金山から児島をみると「地図」のような形状にもみえる。

「荒野」については、現況の水路の形状や祇園用水の灌漑域の関係、微地形などから、平井一丁目、山陽学園大学の南側から南へ延びる舌状の地点が比定される(図95スクリントーン部分)。「地図」によると、この部分には東西方向に三本、それと「荒野」の先端に相当する位置に北西から南東方向に一本の線が描かれている。この線のうち、東西方向の三本線は、堤防兼道路とし、南への干拓の進行過程を示すとした<sup>(28)</sup>。また、奥野中彦氏<sup>(25)</sup>や木村茂光氏<sup>(26)</sup>は、南端部分の十字に変わる線については塙抜きの溝としている。南北方向の線については、木村氏も指摘しているように、線と「鹿田河」の空間が島となっていることから、排水機能も含めた溝と考える方が妥当と思われ、これと交わる東西方向の線も北側2本の線と比べ、方向をずらしていることから、堤防と書き分けているとも考えられる。「地図」における「荒野」南端の堤防については、「荒野」南端の線で表わしている。

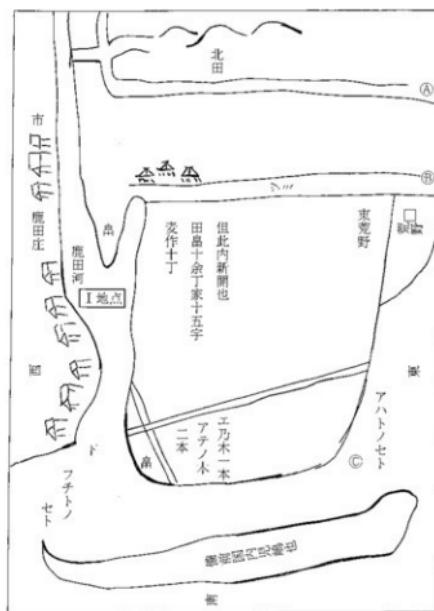


図94 「備前国上道郡荒野莊領地図」トレース

そうすると「地図」には、「地図」の描かれた時点での南端の堤防を含めると3本の堤防があり（図-94-Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ）、単純に考えると3回の干拓の痕跡を描いているということになる。現在の「荒野」比定地における用水路の方向性をみると、舌状の「荒野」の輪郭をめぐるものと、「荒野」内部を東西方向に流れるものがあり、後者についてはⒶ～Ⓓの5本に分けられる（図95）。Ⓐ～Ⓓの方向は東側や南側に広がる近世の干拓水田の地割方向とは異なっており、むしろ対岸の新道遺跡・二日市遺跡周辺の地割方向と同じである。したがってこの地割は、近世以前の開発の痕跡であり、舌状の「荒野」を南へ干拓していく南端部の移動過程を示している可能性が高いように思われる。そうすると「地図」に描かれた「荒野」の南端部は図95のⒸに相当し、「地図」北側の2本の線はⒶ・Ⓑに相当することになる。Ⓐの北側と丘陵部との間は現在も東西方向の細長い水田があり、「地図」でもこの部分には「北田」と記入されていることから、この比定に大きな矛盾はないものと思われる。北から2本目の線については図95のⒹに相当すると思われるが、この部分は近世における倉安川の開削によってかなり改変されおり、「地図」に描かれている在家や西側に畠のある入江状の地形などは全く不明である。

ただ、入江状の地形のみについては若干追求が可能である。背後の丘陵部の北側に相当する現在の門田屋敷周辺は比較的大きな谷状地形であり、その中央には操山山塊から流れる御成川がある。祇園用水はこの御成川と交差して南流し、現在の「荒野」地域を灌漑している。祇園用水は御成川の旧流路を一部利用している可能性がある。そうすると「地図」の入江も旧御成川、旭川分流（現祇園用水）と旭川が合流したときの痕跡とも考えられる。その位置は、祇園用水が丘陵部を西へまわり込んで現「荒野」へ注ぐあたり、桜橋四丁目付近に想定される。ただ、この入江については「地図」作成時の地形をそのまま表現しているというだけではなく、もう少し別の見方もできる。かつてはこの位置で旭川と合流していた旭川分流（現祇園用水）や御成川であるが、それを「荒野」へつけかえたことによって「荒野」の水田化が達成できたという見方である。そうすると、この入江は「荒野」開発の象徴であり、おそらく開発領主となった村主氏の手でなされた水路改変の痕跡として、「地図」にことさら強調しているということになる。

「地図」の入江状地形西側の畠は鹿田河東岸の自然堤防と考えるのが自然で、現況の地形では、県営食肉市場などのある倉安川と旭川に挟まれた細長い部分がこれに相当すると思われる（図95-Ⓓ）。

以上のように「地図」に描かれた鹿田河以西の景観と現地の景観とを比較してみると、一見ラフに描いているようにみえるが、かなり要点を正確に描いているといえる。したがって鹿田河以西についても、当時の景観をかなり反映させている可能性が高いように思われる。

鹿田河西岸の市に比定される在家がならんでいる部分は、旧微地形のうち、新道遺跡や二日市遺跡の形成されている微高地であることは明らかで、市についても二日市や七日市の地名に今日までも継承されている。「地図」において、この部分の地形を意識して描き分けている部分がある。それは、鹿田河が北から直線的に南下し、途中で東へ若干ふくらんでいる部分である（図94-I地点）。現地形でも新道遺跡の南東部で旭川が東へカーブしており（図95-I地点）、「地図」の地形に相当すると思われる。「地図」ではI地点の北西に鹿田庄と記入されている。これは鹿田河西岸にひろがる鹿田庄全体のことを示していると思われているが、この文字のある地点はI地点を基点とすると、現地形では新道遺跡の位置と重なることになる。

13世紀の後半以降、鹿田遺跡において遺構や遺物が少なくなる傾向が看取され<sup>(26)</sup>、のことから

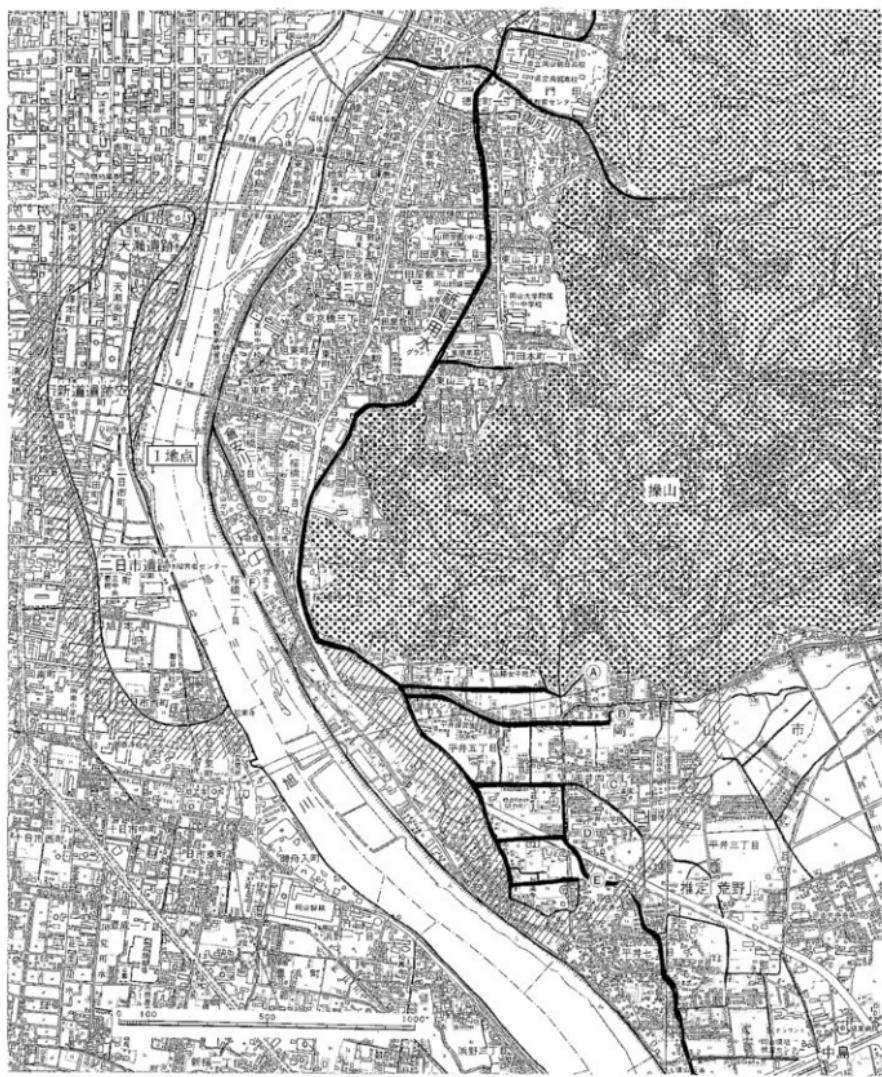


図95 「備前国上郡荒野荘領域地図」現地比定図

鹿田庄の主体がほかの地点へ移動しているということも考えられる。また新道遺跡出土の木簡の内容からは、付近に莊園の中心施設である庄家の存在が推測される。「地図」の時期と新道遺跡の時期は1世紀ほどの差があるが、12世紀後半に庄家が新道遺跡へ移動し、そのために鹿田遺跡が縮小したであろうことも可能性としては考えられないこともない。そうすると「地図」中の「鹿田庄」の位置は、新道遺跡およびその周辺にあった当時の鹿田庄の中心となる庄家の位置を示しているということも考えられる。

### 3. 小結

「地図」全ての事象を検討したわけではないが、「地図」は「荒野」の周辺の景観をかなり的確に描写しているといえる。そして、「地図」の描かれた14世紀段階、鹿田庄の中心が旭川西岸の微高地上にあったことも示唆している可能性があると推測される。

#### 注

- (1) 藤井 駿「第一編 中世における産業経済の発達」「岡山市史(産業経済編)」1966年
  - (2) 中野英夫「第六章吉備と揖間時代」「岡山県史古代Ⅱ」1990年
  - (3) 乗岡 実「岡山城内堀」岡山市教育委員会 1998年
  - (4) 出宮徳尚「天瀬遺跡」「岡山県史 考古資料」1986年
  - (5) 安川 満「天瀬(共同溝)遺跡の立会調査」「岡山市埋蔵文化財調査の概要」1999(平成11)年度 2001年
  - (6) 神谷正義「埋蔵文化財関連の協議と調整」「岡山市埋蔵文化財調査の概要」1995(平成7)年度 1997年
  - (7) 出宮徳尚「岡山県二日市遺跡」「日本考古学年報」35 1985年
- 神谷正義氏より御教示を得た
- (8) 山本悦世, 『鹿田遺跡I』『岡山大学構内遺跡発掘調査報告』第3冊 1988年
  - (9) 河田健司『大供中道遺跡』岡山市教育委員会 2000年
  - (10) 金田善敬『県立岡山病院建て替えに伴う確認調査』『岡山県埋蔵文化財報告』30 2000
  - (11) 喜田 敏, 『鹿田遺跡第9次調査・鹿田遺跡第11次調査』『岡山大学構内遺跡調査研究年報17』1999年
  - (12) 山本悦世, 『附属病院改築タンク設置に伴う調査』『岡山大学構内遺跡調査研究年報13』1996年
  - (13) 藤井駿「備前南部の諸莊園」「吉備地方史の研究」法藏館 1960年
  - (14) 西岡虎之助「中世莊地の干拓拡張」「歴史教育」10-10 1936年
  - (15) 奥野中彦「備前国上道郡荒野莊領地図」「日本莊園絵図集成(上)」東京堂出版 1976年
  - (16) 木村茂光「大開墾の時代」「技術の社会史」1 有斐閣 1982年
  - (17) 久野修義「岡山の莊園絵図」「図説岡山県の歴史」河出書房新社 1990年
  - (18) 注14、15、16
  - (19) 注17
  - (20) 注14
  - (21) 注15
  - (22) 注16
  - (23) 黒田日出男『日本中世開発史の研究』校倉書房1984によると、「地図」南端の十字に交わる線も堤、あるいは道であるという。そうすると、「地図」南端は⑦でなく⑩ということになる。より詳細な検討は将来の課題としたい。
  - (24) 注8

## 2. 井戸 3について

### (1) 中世前半の井戸

井戸 3から出土した「[ ] 御庄久延弁」と記された木簡は、その内容から付近に莊園の中心となる施設である庄家が存在していたことを示している。木簡を出土した井戸自体の構造をみても、一辺2.6~3.0mもある木組の井戸枠を据えており、井戸の掘り方も大きい。古代の井戸の場合、その規模や構造が、井戸を用いた階層と結びつくことが指摘されている<sup>(1)</sup>。12世紀中頃以降は、井戸の構造に地域差が顕著になることから古代ほど明確でなくなる。しかし、広島県草戸千軒遺跡の井戸の傾向をみると、規模が大きく多角形や隅柱横桟型、横板組隅柱型の構造<sup>(2)</sup>をもつ井戸は、中心的な区画に集中する<sup>(3)</sup>。中世においても井戸の規模や構造は、井戸の存在する遺跡や遺構の性格を反映させている可能性がある。この点が当地域においても有効であるかどうかを検討し、井戸 3の位置づけを確認しておきたい。

### (2) 百間川米田遺跡と鹿田遺跡出土の井戸

中世の井戸の主流は、14世紀後半から15世紀を境に、井戸枠が木組や素掘り井戸から石組井戸へ変化する<sup>(4)</sup>。12世紀後半から15世紀以前までを中世前半、15世紀から16世紀までを中世後半とすると、ここで対象とするのは中世前半である。前半と後半では井戸構造のみならず、井戸廃絶後に多量のかわらけ等を投棄するということにも差が看取され、後半では少なくなる。井戸廃絶に伴う祭祀に変化があったのか、それとも井戸にかわらけを多量に投棄すること自体が、もともと井戸祭祀とはあまり関係なかったのかのどちらかの可能性がある。いずれにせよ、前半と後半では井戸の様相は大きく変わっていくようである。

さて、県下において中世前半の井戸が多数調査されているのは百間川米田遺跡である。百間川米田遺跡は、中世前半から後半にかけて存続する集落遺跡で、溝や柵などで厳然と区画された屋敷地の集合体という景観ではないが、建物の分布から複数の屋敷地が集まっているものと考えられる<sup>(5)</sup>。それらの屋敷地では建物の床面積が、50m<sup>2</sup>を越えるもの、40~50m<sup>2</sup>のもの、30m<sup>2</sup>以下のものに分けられ、しかも屋敷地間には建物の床面積の分布に偏りがある。おそらく、それぞれの屋敷地間には格差があるものといえる。

それでは百間川米田遺跡の中世前半における井戸が、どのような傾向にあるのかをみてみたい。中世前半の井戸、とくに木組の井戸は、井戸枠が再利用のために抜かれていることが多く、検出面で井戸側に相当する井戸枠までを確認できる例は極めて稀である。したがって、とりあえず井戸枠の有無を無視して井戸の平面形と断面形を比較する。断面形、すなわち、深さについては井戸掘削時の湧水層位や、後世の削半程度などの諸条件が複合しており、それらの諸条件を解消して比較することが大変困難であることなどから、極めて短絡的であるが、遺構検出面から井戸底までの深さで比較した。

まず、平面形は基本的には円形あるいは隅丸方形で、大きさの分布（図96）は右肩上がりり、すなわち段階的な格差があるようである。最も大きいのは百間川当麻（現米田）遺跡の井戸 3で、多量のかわらけを投棄していた。井戸 3のみならず、大きな井戸には多くのかわらけを投棄する場合が多い傾向にある。一方、深さについてみてみると（図96）、平面形とは対照的で、2群に分かれ、平面形にみる格差とは対応していない。おそらく、両者は別の原理に規定されていると考えられる。つまり、深さは湧水層などの自然的要因に依拠しており、平面形は井戸のある屋敷地の格差などの人為的な理由

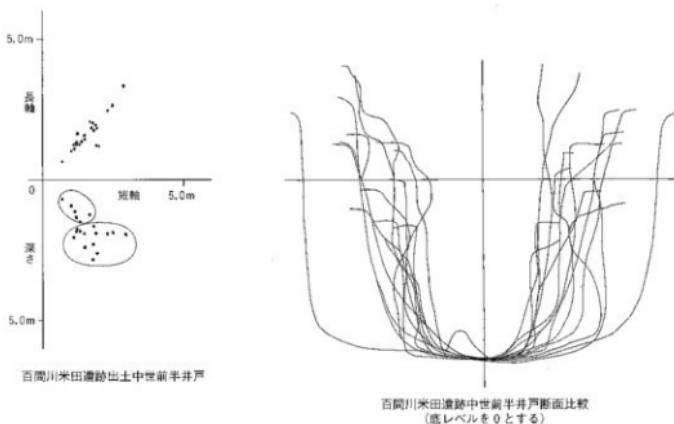


図96 百間川米田遺跡 中世前半 井戸比較

を反映しているものと思われる。百間川当麻(現米田)遺跡井戸3は、幅6mの細長い調査区で検出されたため、周囲にどのような建物や屋敷地が広がっているのかは全く不明である。しかし、井戸東側の幅1.15~1.78mの溝から白磁四耳壺が出土しており、当遺物の出土が極めて稀なことからも井戸3を含む屋敷地はある程度以上の屋敷地であったことがうかがわれる<sup>(6)</sup>。

以上のことから、当地域においても中世前半の井戸は、とくにその平面形の大きさによって屋敷地の格差を反映させている可能性が高いと予想され、出土するかわらけ等の量もある程度それに比例するものと思われる。

それでは次に、同じ鹿田庄域にある鹿田遺跡の井戸と新道遺跡の井戸を比較してみたい。鹿田遺跡でもかなり多くの井戸が検出されている。大きさの分布は(図97)、百間川米田遺跡と同様で右肩上がり、深さについても1ないし2群に分かれると共通する<sup>(7)</sup>。鹿田遺跡の中世井戸も、百間川米田遺跡の中世井戸と同じ原理に規定されていた可能性が高い。鹿田遺跡の中世井戸のうち、最も大きいのはI地点の井戸32である<sup>(8)</sup>。しかし、井戸32は井戸底部まで屈曲点もなくすばまるごとから、井戸枠がもともと存在していなかったと思われる。つまり素掘りの井戸であったということと、井戸32の時期がI地点での遭構・遺物が激減する14世紀代であることなどから、屋敷地に付属する井戸でない可能性も推測される。平面形が大きい割に素掘りであることや、出土遺物も少ないとことから、井戸32は「まいまい」<sup>9</sup>

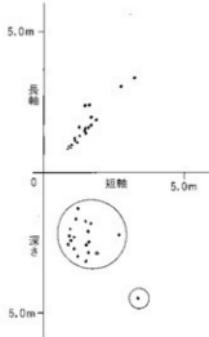


図97 鹿田遺跡出土中世井戸比較

の井戸」<sup>(6)</sup>のような野井戸的な共同井戸であったと考えられる。

井戸32を除外した場合、庵田遺跡と新道遺跡、すなわち庵田庄域の遺跡のうちで、最も大きい中世前半の井戸は、新道遺跡の井戸3ということになる。井戸枠のみの大きさを比較した場合も同様である。新道遺跡の井戸3の周囲には、同期の柱穴や溝があることからも屋敷地の一隅にあることは明らかである。また、かわらけなどの遺物も多く出土しており、しかも白磁四耳壺などの出土が稀な高級品が含まれている。井戸の大きさ、出土遺物の量・質、周囲の状況等から、庵田庄域において現在調査されている中世前半の屋敷地付属の井戸の中でも、最も格の高い部類に入るものといえる。

### （3）小結

中世前半において、屋敷地における井戸については、平面形の大きさに格差があり、それは出土する遺物の量や質とも対応する。さらに多くの事例で検証を繰り返さなければならないが、一応こう考えると、新道遺跡の井戸は現在まで調査された庵田庄域の中世遺跡の井戸のうち、最も格が高い部類に属するといえる。この井戸から莊園に関する本筋が出土したということは偶然でなく、おそらく庄家の井戸であった可能性が高いことを示しているように思われる。つまり、新道遺跡の調査区北東には、今回出土した本筋や井戸などから、12世紀後半の庵田庄の庄家の中心部が埋没していると推測される。

#### 注

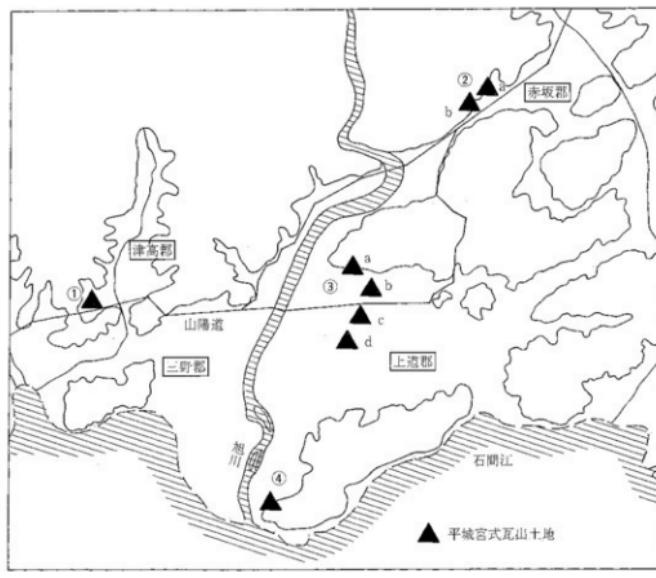
- (1) 黒崎 直「平城宮の井戸」『月刊文化財』4月号 1976年
- (2) 宇野隆夫「井戸考」「史杯』第65巻第5号 1982年
- (3) 岩本正二「草戸千軒」「吉備考古ライブラリイ』6 吉備入出版 2000年
- (4) 井上 弘「井戸」「百間川米田遺跡3」岡山県教育委員会建設省岡山県河川工事事務所 1989年
- (5) 岡本寛久「中世米田遺跡の構造と変遷」岡山県教育委員会建設省岡山県河川工事事務所 1989年
- (6) 福田正継「百間川当麻遺跡2」「岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』52 1982年
- (7) 山本悦世「庵田遺跡I～IV」「岡山大学構内遺跡発掘調査報告』第3、4、6、11冊 1988、1990、1993、1997年
- (8) 山本悦世「庵田遺跡I」「岡山大学構内遺跡発掘調査報告』第3冊 1988年
- (9) 注2

## 3. 庵田庄の設定背景

庵田庄の設定の主な目的は、瀬戸内海航路の交通拠点をおさえるためと考えた。旭川は、備前国の中板地を南北に流れる最も大きな河川であり、その地理的条件からも、備前国と瀬戸内海航路を結びつける重要な水上交通路であったことは明らかである。したがって、その河口に位置する庵田庄は、備前国にとって最も重要な交通拠点をおさえているということになる。ここでは、庵田庄設定以前、該地は備前国府下においてどのような状況にあったのかを検討し、庵田庄の交通拠点としての性格を確認したい。

## (1) 平城宮式瓦の展開

律令制下における地方支配は、国府を中心におこなわれていた。しかし、実体としてどのようなものであったかについては、文献資料も少なく不明な点が多い。また、中心となるべき国府の位置も明確でない場合が多い。備前国では『倭名類聚抄』によると、国府は旭川西岸の三野郡にあたったとされているが、旭川西岸域の平野部には国府に対応する遺跡や地名がみつからない。むしろ国府市場、國長宮などの国府関連の地名や、古代寺院の集中する旭川東岸の上道郡にその存在を求める意見が古くから主流である<sup>(1)</sup>。『倭名類聚抄』の異本に、上道郡に国府があるといった記述もあることから、文献的にも上道郡であるということになる。しかし、同書には三野郡に府があるとも記されており、三野郡と国府の関連もうかがわれる。国府の位置でさえもこの状況であり、国府をはじめとした官衙が地方支配を貫徹していった状況を復元するのは極めて困難といえる。ただ考古資料のうち、軒瓦の文様の分布は、在地首長層の関係を具体的に示す<sup>(2)</sup>等、政治的な問題についてもアプローチが可能である。特に平城宮で用いられている瓦と同文、あるいは同系の文様である平城宮式瓦の分布は、美作国において国府などの官衙遺跡と国分寺以外では用いられていないことなどが象徴的で、政治的な意味で中央と密接な関係であったことを想定するための根拠になる<sup>(3)</sup>。



- |          |           |          |          |
|----------|-----------|----------|----------|
| ① 宮原遺跡   | ② a 萩原國分寺 | ③ a 貝田宿寺 | ④ d 館多庭寺 |
| ② b 馬屋遺跡 | ③ b 成光院寺  | ③ c ハガ遺跡 | ④ 綱浜廢寺   |

図98 平城宮式瓦分布図



富原遺跡



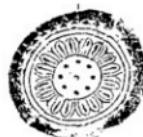
馬屋遺跡



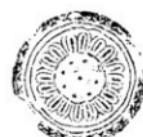
備前国分僧寺



網浜庵寺



賞田庵寺



帷田庵寺

図99 鞍川周辺の平城宮式瓦間連軒瓦集成

ここでは、旭川両岸の平野部を中心に平城宮式瓦の分布を検討し、備前国中枢地における地方支配の実態に少しでも近づきたいと思う。平城宮式瓦の範疇については、基本的には中野雅美氏が分類しているもの<sup>(4)</sup>を用い、それに平城宮式軒平瓦6663式の文様を除刻したものを含ませる。陰刻の平城宮式6663式軒平瓦は平城宮では出土しておらず、当地での地域的変容ともいえる。しかし、極めて文様は忠実であり、網浜廃寺では、平城宮式軒丸瓦6225式とセット関係になる。また、備中国に含まれる岡山市川入遺跡でも出土している<sup>(5)</sup>。備前国を越えて分布することは単なる局地的な模倣でないと考えられることから、陰刻の平城宮式軒平瓦6663式は、平城宮式瓦に含める。なお、同様の陰刻軒平瓦は、備前国府の付属官衙と考えられる岡山市ハガ遺跡でも出土しており<sup>(6)</sup>、おそらく備前国府系瓦としてとらえることが妥当であろう。

旭川周辺の平城宮式瓦の分布（図98）をみると、現在までに8地点を確認することができる。それぞれの地点を概観すると、西端は富原遺跡<sup>(7)</sup>で、かつては津高南廃寺・才ノ木廃寺などといわれていた遺跡である。軒丸瓦は背後の付属瓦窯で焼かれている<sup>(8)</sup>。当遺跡は古代の山陽道に面していることから、津高郡内の津高駅家などに推定されている<sup>(9)</sup>。しかし富原遺跡は、津高郡と三野郡の境にも位置している。三野郡と津高郡の関係については、津高郡域に「津高」を氏名とする氏族を検出できないことや、「津高郡充券」（774～777年）中に津高郡の少領に三野臣がみえることから、津高郡は元来は、三野国造の地位にあった三野氏の領域であったと考えられている<sup>(10)</sup>。後期古墳や製鉄遺跡の分布をみても、津高郡と三野郡は密接な関係であることがうかがわれる。三野郡域の中心となる旭川西岸平野の周囲の丘陵部には、後期古墳はほとんど分布しない。しかし、平野部には津島江道遺跡<sup>(11)</sup>や津島遺跡<sup>(12)</sup>などの該期の大規模な集落遺跡が存在している。一方、津高郡域の丘陵部には数多くの後期古墳があるものの、安定度が悪く狭小な笹ヶ瀬川流域の平野部とは不釣り合いである。製鉄遺跡についても、津高郡内では、大規模な製錬遺跡が検出されており<sup>(13)</sup>、ほかの丘陵部にも鉄滓が散布していることから、同様の遺跡が多数埋没していることが予想される。一方、三野郡域にある津島江道遺跡では、同期の鍛冶遺構や関連遺物が多數みつかっている。古墳時代後期において三野郡域の墓域と、三野郡域で製品に加工するための鉄の製錬が津高郡域でおこなわれていると推測されるのである。つまり、考古学的な観点からも三野郡域と津高郡域は一体であった可能性が高いと思われるるのである。

国造の旧領域の分割は、中央政府がおこなった地方支配の方法の1つである。三野郡から津高郡を分割させたのは、それに相当しているといえる。そして、分割のための中央から打ち込まれた楔である官衙こそが富原遺跡ではないかと思われる。最近富原遺跡で、川原寺式軒丸瓦が採集されていたことが明らかとなった<sup>(14)</sup>。同種の瓦は吉備中枢には分布していないとされており、吉備でも畿内と親縁性の強かった東端と西端のみに分布している<sup>(15)</sup>。最近調査された備前国府付属施設であるハガ遺跡からも、川原寺式系の軒丸瓦が出土している<sup>(16)</sup>。このことは富原遺跡が備前国府とかなり緊密であったことを示している。おそらく津高郡衙であったと推測され、駅家も併存していたと思われる。いずれにせよ、富原遺跡の平城宮式瓦の分布は、備前国中枢地支配のための重要な位置に相当するといえる。

②は、山陽町備前国分僧寺と馬屋遺跡である。国分僧寺は、鎮護国家の思想を備えた国家仏教を象徴するもので、いわば地方支配のためのイデオロギー的な拠点とでもいえるものである。また、馬屋遺跡は掘立柱建物も検出されており、赤坂郡内にあった高月駅に推定されている<sup>(17)</sup>。しかし、この

地点も富原遺跡と同じ地理的・歴史的環境にある。それは、津高郡と三野郡の関係と同様に、上道郡と赤坂郡も本来は、上道国造の地位にあった上道氏の領域であったことが指摘されている。<sup>108)</sup> そして、馬屋遺跡の位置も上道郡と赤坂郡の境付近に位置するのである。おそらく、馬屋遺跡も富原遺跡と同様に、赤坂郡衙であり、高月駅でもあった可能性が高い。したがって、②の平城宮式瓦も備前國中権地支配のための重要な位置にあるといえる。

③は、賞田廃寺、幡田廃寺、成光廃寺、ハガ遺跡で、最も出土地点が多く、一見して旭川周辺での平城宮式瓦の分布の中心であることが看取できる。中でも、成光廃寺とハガ遺跡は、備前國府、および関連官衙と推定されている。<sup>109)</sup> 地方支配の最重要拠点としての國府の存在を③における分布密度の高さが示しているともいえる。また、ハガ遺跡で出土している陰刻の平城宮式軒平瓦6663式は、備前國府および備前國府関連施設が用いた瓦、言い換えれば備前國府によって創出あるいは変容された平城宮式瓦である可能性が高く、そのため津高郡衙である富原遺跡や備前國分僧寺に分布するといえようである。

いずれにせよ、旭川周辺における平城宮式瓦の分布は、分布位置や密度から、備前國府や都衙などの官衙や備前國分僧寺などの官寺の位置と重なるといえよう。

以上のように平城宮式瓦の分布の意味を考えると、④の網浜廃寺についても同様の性格である可能性が高いと思われる。網浜廃寺からは、平城宮式瓦のほかに、奈良時代末から平安時代初頭の時期の軒丸瓦と軒平瓦も確認されている（図99）。これは總社市秦原廃寺の瓦と同じもので、軒丸瓦は、倉敷市玉島陶の黒土窯で焼かれている。<sup>110)</sup> 秦原廃寺・黒土窯とも備中國に位置しており、網浜廃寺の瓦は備中國から搬入されたものである。このことは國単位を越えた交易によって搬入されたことを示しており、網浜廃寺の瓦には國府が介在していた可能性が高い。國府の経済的機能を担うのは、國府と結ばれた國府市・國府津とされる。<sup>111)</sup> 國府市とは、國府や國衙官人のために設定された政治的市で、國府津は中央への貢納物を運送する拠点とされるが、交通拠点は物流拠点であり、両者は同じ地點に存在していた場合も十分想定される。

網浜廃寺は、旭川の河口に位置しており、瀬戸内海航路や、旭川を用いた南北方向の流通路とが結節する地點に相当する。平城宮式瓦の分布や、このような地理的状況から、備前國の國府津に關係する遺跡である可能性が最も高いと思われる。網浜廃寺から東へ6kmの地點にある百間川米田遺跡から、東西方向に方位をそろえた奈良時代の總柱建物が3棟検出されており、さらに別の調査区から「市」と墨書した土器が出土している。<sup>112)</sup> 百間川米田遺跡は、旭川の分流が備前國府の北側をかすめて内海へ注ぐ地點であり、「大安寺流記資材帳」にある「岩間江」に想定される場所でもある。墨書土器の出土から、百間川米田遺跡は奈良時代の國府市と推定されるが、奈良時代末以降の古代の道構が明確でない。このことは、旭川と比べると旭川分流は河道としても小規模で不安定であろうから、奈良時代末以降は、旭川河口へ移動した可能性も推測される。網浜廃寺の軒瓦をみると、奈良時代から平安時代初頭の軒丸・軒平瓦もあり、該期においても、補修、あるいは新しい堂舎の建設がおこなわれたことがうかがえる。これは百間川米田遺跡の國府市を旭川河口にある國府津へ移動させた結果である可能性も想定される。百間川米田遺跡にあった國府市が、旭川河口へ移動したという点については、同遺跡の調査がより進展した段階にさらに検討して行かなくてはならないが、網浜廃寺の位置は國府津の位置と極めて深い関係にあるといえる。

また國府津には、その機能上数多くの倉庫や、關係者が出入りするための広い空間が必要であろう。

網浜廃寺は、丘陵上に位置しており、現況は近・現代の墓地に隣まれている。丘陵は操山から西へのびる支尾根であり、広く平坦な地形を寺域周囲に想定することは困難である。さらに、丘陵裾部には、遺跡が形成されるような安定した微高地の存在は確認されていない。つまり旭川河口に、国府津を想定するような地形は、対岸の新道遺跡や鹿田遺跡などの微高地以外には考えられない。逆に、寺院を建立するような地形を旭川河口に求めるるとすると、西岸には背後に丘陵部がないことから、網浜廃寺の位置にしか考えられない。鹿田遺跡を中心とした旭川河口付近の弥生時代以降の諸集団は、古墳時代になると網浜廃寺背後の丘陵上に前方後円墳を築造していると考えられており<sup>20)</sup>、奈良時代以降についても同様に、西岸に生活拠点、東岸の丘陵上に宗教拠点が想定されるのである。

つまり、旭川河口で最も広く安定した西岸の微高地に国府津があり、それに付属する寺院である網浜廃寺が、東岸の丘陵部に位置し、両施設を結ぶラインにより旭川の河口をおさえていたと考えられるのである。そして、それぞれが旭川を境とする別の郡域に存在することは、それが郡より上位の国衙に付属する施設であったことに起因すると考えられる。

## (2) 国府津と鹿田庄

平城宮式瓦の分布の検討から、鹿田庄と国府津が同じ地点で重なる可能性が想定されてきた。長徳四年(998)の文献(附章I)では、秋篠寺の美作国における年貢米を鹿田庄の船と船頭が運んでおり、まさに国府津の機能をおこなっているということができる。さらに、鹿田庄に関する最も有名な事件である寛和二年(986)の、備前国司藤原理兼による鹿田庄への濫妨事件(第I章参照)のなかで、鹿田庄の荘司・寄入らの居宅が三百余戸も捐亡されたという記述がある。三百余戸というのは、誇張された数字ではあろうが、かなりの数の建物が存在していたことがうかがわれる。該期における集落遺跡の調査例は少ないが、大規模な集住形態をとる集落遺跡というものは、今のところ認められない。鹿田庄の景観は、一般集落と比べると特異なものであったと思われる。おそらく、国府津あるいは多くの人々が交易したであろう市の景観を反映させていると考えられる。断片的ながらも鹿田庄には、国府津・国府市の性格が看取されるのである。

それでは、鹿田庄が国府津の権益を獲得することを目的として設定されたと考えると、寛和二年(986)の鹿田庄の事件の要因に関しては備前国司と鹿田庄の政治的な確執以外の見方ができる。鹿田庄事件では、備前国司の解文を受けて、朝廷から鹿田庄司追捕の宣旨が下されており、備前国司側にも正当な理由が存在していたことは確かである。網浜廃寺の瓦をみると、奈良時代末から平安時代初頭以降についての瓦は、中世の巴文の破片しか知られていない。おそらく奈良時代末から平安時代初頭以降、急激に衰退するとも考えられる。そうすると、寛和二年(986)の鹿田庄事件のあった10世紀後半は、網浜廃寺が衰退しており、それが国府津と極めて密接な関係にあると考えられることからも、同時に国府津の衰退を反映させているということも推測される。長徳四年(998)の文献にみられるような国府津機能をおこなう鹿田庄の様子は、国府津にかわって鹿田庄が盛していることがうかがわれる。政治的な理由による直接的な契機<sup>21)</sup>とは別に、それが備前国司の鹿田庄への濫妨の本質的な原因ではないかと思われる。つまり、国府津保護のための鹿田庄への攻撃は、朝廷側からでもある意味で正当性をもっていたと考えられる。

### (3) 小結

様々な視点をかなり強引につなぎ合わせてみたが、鹿田庄が単に交通路の拠点に設定されたというのではなく、備前国の流通経済の要であった国府津を押さえていた可能性が高いことが、おぼろげながらも見えてきたように思われる。これについては、鹿田庄城内の発掘調査がより進み、それに見合った遺構や遺物の変化や分布をとらえてから再度検討したい。

最後に『倭名類聚抄』において、三野郡に国府、もしくは府が存在したと記されている点に若干の検討をおこなっておきたい。旭川河口の西岸、旧国単位では三野郡に国府津があったことを前提とする1つの解釈が可能である。

文献上、国府の移転が確定なのは山城国府である。山城国府は『三代実録』によると、貞觀三年(861)に河陽離宮へ移転・転用されているのである。河陽離宮は、淀川西岸の大坂湾と平安京を結ぶ中間にあたる山崎にあり、交通拠点である山崎駅を取り込んで嵯峨天皇が弘仁四年(813)に行宮としたものである。それまでの山城国府は、山崎より北東の長岡京内に想定されており、移転の理由は国府建物の老朽化等とされているが、移転の本質的な理由は交通拠点を国府自らが押さええることにあったものと思われる<sup>(2)</sup>。山崎の南2kmの淀川東岸に、鹿田庄と同じく殿下渡領である楠葉牧が設定されていることは示唆的である。

このほか安芸国府も、道跡の分布や歴史地理的な検討から、交通拠点へ国府が移転したとされており<sup>(3)</sup>、こういった理由での国府の移転は、それほど特異なものでなかったものと思われる。そうすると、備前国府についても同じ理由から三野郡域の国府津へ移転したか、もしくは国府津が国府の機能を負っていたことがあったというのではなかろうか。それが『倭名類聚抄』の在国府三野郡の記述に反映されていると考えられる。しかし、三野郡域において国府に関連づけられるような瓦等の遺物が知られていないことや、備前国府の関連官衙であるハガ遺跡は、平安時代後半まで存続していることなどから、極めて限られた期間であったか、もしくは、国府機能の一部だけを一時的に国府津が代行したことなのだと推測される。

#### 注

(1) 備前国府の位置に関する研究史は、伊藤晃「備前」「新修国分寺の研究」第四卷 吉川弘文館  
1991年 にまとめられている。

(2) 出宮徳尚『古代寺院址』『岡山県の考古学』吉川弘文館 1987年

(3) 注2

濱 哲夫「国分寺址・国分尼寺址」「吉備の考古学的研究」(下) 山陽新聞社 1992年

(4) 中野雅美「吉備における平城宮式瓦について」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告書』16 1977年

(5) 注4

(6) 草原孝典「ハガ遺跡」『岡山市埋蔵文化財調査の概要』2000(平成12)年度 2002年

(7) 伊藤 晃「富原遺跡」「岡山県史」考古資料 1986年

(8) 注7

(9) 注7

(10) 吉田 晶「吉備と律令体制の成立」『岡山県史』古代Ⅱ 1990年

(11) 草原孝典「津島江道(岡北中)遺跡」『岡山市埋蔵文化財調査の概要』1996(平成8)年度 1998年

- (12) 岡山県教育委員会『津島遺跡を探る』2 2001年
- (13) 乗岡 実「岡山市域における最近の発掘調査」「古代吉備」第13集 1991年
- (14) 高橋伸二氏より御教示を得た。
- (15) 注2
- (16) 注6
- (17) 注1
- 岡田 博「官衙」「吉備の考古学的研究」(下) 山陽新聞社 1992年
- (18) 注10
- (19) 出宮徳尚「第五章結語」「幡多庵寺発掘調査報告」岡山市教育委員会 1975年
- (20) 柳瀬照彦「黒土窯址・寒風窯址」「岡山県埋蔵文化財発掘調査報告書」31 1979年  
葛原克人「奈原庵寺」「総社市史」考古資料編 1987年
- (21) 岩原永遠男「奈良時代の流通経済」「史林」第55巻第4号 1972年
- (22) 土垣區雅<sup>著</sup>「百間川米田遺跡」「岡山県埋蔵文化財発掘報告書」29 1999年
- (23) 松木武彦「岡山平野における弥生～古墳時代の地域集團」「岡山大学構内遺跡発掘調査報告」第6号 1993年
- (24) 中野栄夫「寛和年間、殿下渡領備前国庵田庄事件をめぐって」「奈良平安時代史論集」下巻 1984年
- (25) 木下 良「国府」教育社 1988年
- (26) 注25

図99の出典 伊藤 晃「富原遺跡」「岡山県史」考古資料 1986年  
伊藤 晃「馬屋遺跡」「岡山県埋蔵文化財発掘報告書」99 1995年  
伊藤 晃「備前」「新修岡分寺の研究」第四巻吉川弘文館 1991年  
玉井伊三郎・藤沢一夫「吉備古瓦圖譜」第式編 1941年  
出宮徳尚<sup>著</sup>「幡多庵寺発掘調査報告」岡山市教育委員会 1975年  
出宮徳尚<sup>著</sup>「賞田庵寺発掘調査報告」岡山市教育委員会 1971年

### III 近世遺構面

近世の遺構面は、上・下の2層あるが、遺構や遺物の量は圧倒的に上層が多い。下層の時期幅は、17世紀から18世紀中頃ぐらいであるが、遺構は若干の土壌と柵列などで、井戸も素掘りである。調査区西側は、古代以来低位部となっているが、この時点でもその地形は克服されていない。調査区西側、低位部に位置する柵列1・P335・溝6などは軸方向が東側へ振っており、これは城下町のプランというよりも微地形の方向に規定されている。当調査区は、絵図等から城下町に含まれている地点ではあるが、少なくとも当調査区周辺は近世下層の時期までは都市的景観を呈していなかったようである。

『吉備温故秘録』に記載された町名と、調査区東側に戦前まで存在した菅能寺との位置関係から、当地は菅能寺裏町、あるいは小原町新道(行当たりの町)に比定される。いずれも武家屋敷である。この両町の東側に接して町人町である山科町がある。この山科町は、「慶安城下絵図」では三郎兵衛町とあり、さらに同町内にあった寺名と同じ本願寺町とされたこともある。『池田家履歴略記』によると、明暦二年(1656)に、「礫賈作白銀者」とあり、本願寺町の五郎左エ門が礫銀づくりの罪で逮捕されたことの次第が記されている。逮捕されたものなかには、二日市町の久太夫という名もみえ、寛

永十六年(1639)に廃絶した二日市銭座と関連する工人であった可能性も推測されるが、そういう人々の生活基盤が二日市から当地にかけて存在していたということなのである。それは、おそらく近世下層遺構面でみられるように、当地がまだ都市化されていなかったことと関係するものと思われる。

近世上層は厚いところで0.7mほど の造成をおこなっており、調査区西側が低いという旧地形は完全に克服されている。時期は18世紀中頃から19世紀と考えられる。調査区南側には、幅5m以上の道路がつくられ、北側の側溝には石列も施している。ただし、この石列は屋敷地に伴う土塀の基礎である可能性もある。建物は調査区の方向とほぼ同じであり、城下町のプランに沿った町割りであったと考えられる。井戸は石組であり、津山城下町でも18世紀中葉を境に井戸が石組になることが指摘されており<sup>(1)</sup>、共通する可能性がある。

近世上層で注目される遺物としては、建物4の周辺で出土した「沢」を陽刻した軒丸瓦である。出土地点は調査区内でも建物4の周囲に限定されることから、建物4に伴うことは明らかである。また、建物4の東側の櫛列2は、屋敷地を画すると考えられ、櫛列2以西は「沢」陽刻の軒丸瓦を使用する屋敷地ということになる。そして、その屋敷地の南側には東西方向の道路が接している。

調査区周辺は、1945年6月29日の岡山空襲等の戦災や、戦後の都市開発によって、城下町の町割りは失われており、最も近くにある寺院で城下町絵図に記載されている菅能寺は、移転して跡地は公園化されている<sup>(2)</sup>ことから、調査区周辺における城下町絵図の現地比定は極めて困難となっている。しかし、今回の調査区で検出された遺構と「沢」陽刻の瓦を手掛かりとして、岡山城下町絵図との対比が可能になった。岡山城下町絵図には、「岡山古図」〔寛永9年(1632)〕、「慶安絵図」〔慶安年間(1648~1652)〕、「岡山城下町絵図」〔元禄14年~宝永年間(1701~1704)〕、「備前岡山地理家宅一枚図」〔文久3年(1863)〕の4枚がある。近世上層遺構面と対応するのは、文久3年(1863)の『備前岡山地理家宅一枚図』である。同図は、武家屋敷の細部にわたって氏名が記載されている。同図のなかの菅能寺を基点にみてみると(図100)、菅能寺の敷地は清輝小学校の敷地の西側に接する清輝公園の一部に相当する。絵図によると、菅能寺西側の中央やや北寄りに東西方向の道路が延びており、その両側に武家屋敷が並んでいる。これらは、『吉備温故秘録』による菅能寺裏の町に相当する。同書によると、菅能寺裏の町は、足輕屋敷から享保年間(1716~1736)頃に武家屋敷となったということである。



図100 『備前岡山地理家宅一枚図』トレース(1)



図101 『備前岡山地理家宅一枚図』トレース(2)

この菅能寺裏の町で、道路の北側に「沢慶明」の屋敷地がある（図101）。さらに、「備前岡山地理家宅一枚図」を詳細にみると、道路に沿って「沢慶明」の屋敷地と並ぶ「馬場弥兵衛」の屋敷地の境は、やや西へ振っている。これは、建物4の屋敷地境とした構列2の方向と一致する。

以上のことから当調査区は、「備前岡山地理家宅一枚図」のなかでは、図101で示した位置に相当すると考えられ、城下町の現地比定における1つの定点になるものといえる。

#### 注

- (1) 尾上元規『十六夜古墳十六夜遺跡』『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』130 1998年
- (2) 菅能寺住職より御教示頂いた

#### 参考文献

- 正富安治『岡山城下町武家屋敷絵図』九善株式会社岡山支店 1981年  
 青田徳太郎『池田家履歴略記』(上)・(下) 日本文教出版株式会社 1963年  
 吉備群書集成刊行会『吉備群書集成』1~10編 1922~1932年  
 永山卯三郎『岡山県史』下編 岡山県史刊行会 1984年 復刻  
 吉田研一『撮要録』(上)・(下) 日本文教出版株式会社 1965年

## 附章 1

### 岡山市新道遺跡の井戸から産出した大型植物遺体群

国立歴史民俗博物館

辻 圭子

早稲田大学大学院文学研究科

大 松 しのぶ

国立歴史民俗博物館

辻 誠一郎

新道遺跡では、平安時代末から鎌倉時代にかけての建物の柱穴とともに井戸が検出されている。井戸内からは、多くの土器とともに木簡も検出されており、埋積する堆積物には植物遺体が良好な状態で保存されていることが予測された。そのため、井戸3遺構内のコンテナで6箱分の堆積物が調査担当者によって採取され、市販の茶漉によって水洗選別が行われた。この報告は、水洗選別によって得られた種子・果実などからなる大型植物遺体群の内容を検討したものである。

#### 同定された分類群

水洗選別によって得られた遺体の大半は大型植物遺体群によって占められ、25の分類群に同定された。これらのうち6分類群は木本類、19分類群は草本類に含まれる。内訳は以下のとおりである。記述内容は、普通名（和名）、学名、部位の順で、最後の括弧内の数字は個数を示す。

##### 木本類 クワ属 *Morus* L. 種子（完形3）

クリ *Castanea crenata* Sieb. et Zucc. 果皮（破片32）

カキノキ属 *Diospyros* L. 種子（完形1）

ウメ *Prunus mume* (Sieb.) Sieb. et Zucc. 核（半分1、破片2）

モモ *Prunus persica* Batsch 核（半分1）

センダン *Melia azedarach* L. var. *subtripinnata* Miq. 核（完形1、破片1）

##### 草本類 ツユクサ属 *Commelinia communis* L. 核（完形6、破片5）

イネ *Oryza sativa* L. 炭化胚乳（完形6）、穎（基部破片47）

ドクダミ *Houttuynia cordata* Thunb. 種子（完形4、破片1）

アサ *Cannabis sativa* L. 果実（完形6、半分55）

アカザ科 *Chenopodiaceae* 種子（完形14、破片93）

スペリヒュ属 *Portulaca* L. 種子（完形14、破片93）

ザクロソウ *Mollugo pentaphylla* L. 種子（完形1）

ハコベ近似種 *Stellaria* cf. *media* (L.) Villars. 種子（完形1、破片3）

ノミノフスマ *Stellaria alsine* Grim var. *undulata* (Thunb.) Ohwi 種子（完形1）

ギシギシ属 *Rumex* L. 果実（破片3）

ポンクトクタデ *Polygonum pubescens* Bl. 果実（完形2、破片1）

ハナタデ *Persicaria yokosaiana* (Makino) Nakai 果実（完形5、破片5）

メロン *Cucumis melo* L. 種子（完形1435、半分・破片325）

アブラナ科 Cruciferae 種子（完形4）

キイチゴ属 *Rubus* L. 核（完形1）

カタバミ *Oxalis cornicalata* L. 種子（完形7）

チドメグサ属 *Hydrocotyle* L. 果実（完形1）

ナス属 *Solanum* L. 種子（完形5587、破片824）

シソ属かイヌコウジュ属 *Perilla* L. and/or *Mosla* Hamilt. 核（一部破損1）

各分類群の形態と同定の根拠を以下に記述する。クロンキストの1988年の分類体系によって原始型から進化型に配列する。

①ツユクサ *Commelinia communis* L.：種子は長さ3.2mm、幅2.5mm、一部が切れた半円形で、一方は切形、一方は梢円形である。腹面は平らで、中央に線形のヘソがあり、端まで伸びている。種皮には深い大小の穴があることからツユクサに同定される。

②イネ *Oryza sativa* L.：炭化胚乳の表面は細かい網目模様になっており、縦に2本の筋が走る。頸の基部に突起があることからイネに同定される。

③ドクダミ *Houttuynia cordata* Thunb.：種子は長さ1.8mm、幅1.2mm、黒色、円形で両端に突起がある。種皮は硬い隆線で、網目模様をつくる。黒色で光沢が強いのでドクダミに同定される。

④アサ *Cannabis sativa* L.：瘦果は長さ3.3~4.3mm、幅3.0~3.2mm、白みがかった黒色の広梢円形、一側面には稜がある。果皮には淡い葉脈状の模様がある。瘦果の内側には金属光沢が見られることからアサに同定される。ほとんどが2つに割れている。

⑤クワ属 *Morus* L.：種子は長さ2.5mm、幅1.6mm、三角状広倒卵形で褐色。表面はでこぼこしていて、基部に瓜状の突起があることからクワ属に同定される。

⑥クリ *Castanea crenata* Sieb. et Zucc.：半裁されたものが2点、他は破片である。特徴的な縦方向の筋と弱い光沢が確認される。半裁のものは基部も確認されることからクリに同定される。大きさは、長さ2.3cm、幅3cmで大きく、栽培品種と考えられる。

⑦アカザ科 *Chenopodiaceae*：種子は長さ1.8mmのほぼ円形、背面はやや偏平、平滑で強い黒色の光沢がある。表面には細かい網目模様が広がり、基部から中心に向かって溝があること、中央がくぼまないことからヒユ属ではなく、アカザ科に同定される。

⑧スペリヒユ属 *Portulaca* L.：種子は大きさが1.0mmの一方が偏った梢円形で、黒色、先が少し尖った突起が表面全体に広がることからスペリヒユ属に同定される。

⑨ザクロソウ *Mollugo pentaphylla* L.：種子は赤黒色の腎臓状円形で、大きさは0.6mmである。ほぼ偏平、基部がくちばし状に出る。種皮は微小な亀甲状模様を呈していることからザクロソウに同定される。

⑩ハコベ近似種 *Stellaria* cf. *media* (L.) Villars：種子は長さ1.3mm、幅1.7mm、暗褐色を呈し、表面にはいぼ状の突起が、また背面や周囲には先が尖った三角形の突起がある。資料の増加によっては近縁種の可能性も残されるので、ハコベ近似種とする。

⑪ノミノフスマ *Stellaria alsine* Grim var. *undulata* (Thunb.) Ohwi：種子は褐色、長さ1.0mm、幅0.7mm、

一基部が平らな偏梢円形、コブ状の突起におおわれ、コブ状突起の間は複雑な七角形を呈することからノミノスマに同定される。

- ⑫ギシギシ属 *Rumex* L.：果実の一部が突出した。残った果実は長さ3.5mmで、中央に種子を抱え込んでおり、果実の表面には葉脈状の部分がみられることからギシギシ属に同定される。
- ⑬ポンクトタデ *Polygonum pubescens* Bl.：果実は黒色で光沢はあまりなく、側面観は先端の尖る卵形で上面観は三角形で長さ3.0mm、幅2.0mm、表面には微細な網目模様が見られることからポンクトタデに同定される。
- ⑭ハナタデ *Persicaria yokosaiana* (Makino) Nakai：果実は黒色で光沢があり、側面観は先端が尖る三稜形、上面観は両凸レンズ形で長さ2.5mm、幅1.8mm、果実は厚くて硬く、表面は平滑であることからハナタデに同定される。
- ⑮メロン *Cucumis melo* L.：大きさにはかなり幅があり、長さ5.0～9.7mm、幅2.5～5.0mmである。100個の平均は、長さ7.6mm、幅3.6mmである。倒卵形、断面は中央がいくらく膨らむ。基部にいくにしたがって薄くなる。基部が大きく突出することもなく、種皮の表面の細胞は長軸に沿って綫長に並ぶことから、キュウリ *Cucumis sativus* L.とは区別される。
- メロンの変異は著しく大きく、世界に約40変種が知られている。藤下(1980)は日本に自生するか栽培されるメロンの種子の大きさの変異を調べ、おおむね種子の大きさから次の3群に分けられるとしている。すなわち、長さ6.0mm以下：雑草メロン *C. melo* L. var. *agrestis* Naud. 型、長さ6.1～8.0mm：マクワウリ *C. melo* L. var. *makuwa* Makino・シロウリ var. *conomon* Makino 型、長さ8.1mm以上：モモルディカメロン *C. melo* L. var. *momordica* (Duth.) Full. 型である。本遺跡から産出したメロンの種子の大きさの分布を取ってみると、長さ6.0mm以下が12%、6.1～8.0mmが56%、8.1mm以上が32%となり、複数の変種が含まれていることになる。
- ⑯アブラナ科 *Cruciferae*：種子は球形か先突卵形で、長さ1.2～1.7mm、光沢はあまり無く、表面に細かい不規則な網目模様があることからアブラナ科に同定される。
- ⑰カキノキ属 *Diospyros* L.：種子は長さ20.0mm、幅9.5mm、非対称の梢円形で偏平。背面は曲線状、腹面は直線状で平滑。種子は暗褐色を呈し、表面に大きく不規則な筋波状文があることからカキノキ属に同定される。
- 平城京では長さ18.0mm、幅11.0mmの大きなものと、長さ11.0mm、幅5.0mmの小型のものが産出しており、果実の形態とも総合して小穂のものをマメガキ *Diospyros lotus* L. に同定している(奈良国立文化財研究所、1995)。これに従えば、本遺跡から産出したものは大型のものに比較される。
- ⑱ウメ *Prunus mume* (Sieb.) Sieb. et Zucc.：核の半分が産した。大きさは長さ16.0mm、幅13.0mm、表面には特徴的な小さな凹点がある。縁には大きく張り出した縦溝が発達し、着点近くに数本の細い縦溝があることからウメに同定される。
- ⑲モモ *Prunus persica* Batsch：核の半分が産した。特徴的な大きな彫紋と小穴、両縁に残る縦溝によってモモに同定される。核は長さ28.0mm、幅21.0mmあり、彫紋はかなり深い。
- ⑳キイチゴ属 *Rubus* L.：核の長さは1.5mm、幅0.9mm、偏平で光沢は無く、白褐色を呈する。核の表面には独特の太い隆条による大型のくぼみがあり、粗い網目をつくることからキイチゴ属に同定される。
- ㉑カタバミ *Oxalis cornicalata* L.：種子の長さは1.5mm、幅1.0mm、広梢円形で偏平、黒色で少し光沢

がある。横に肋骨状の隆起文があることからカタバミに同定される。

- ②センダン *Melia azedarach* L. var. *subtripinnata* Miq. : 核は長さ15.0mm、幅7.5mm、楕円形、表面には浅く広い5本の縱溝と隆起条が交互に並び、五稜形をつくる。白っぽい褐色で、光沢はないことからセンダンに同定される。
- ③チドメグサ属 *Hydrocotyle* L. : 果実は長さ1.1mm、幅0.8mmの半円形、明瞭な一本の円弧状の隆起が見られる。一端には柄のあとが見られる。果皮の表面には弱い突部があり、全体に格子状に見える。光沢は無く、褐色でやわらかいことからチドメグサ属に同定される。
- ④ナス属 *Solanum* L. : 種子の大きさは、長さ2.0~3.3mm、幅2.0~3.7mmで、100個の平均は長さ3.0mm、幅3.1mmである。ほぼ円形に近く、基部が平らなAタイプと、ほぼ広楕円形に近く基部の一方がくちばし状に出るBタイプに分けることができる。Aタイプの種皮は、基部に対して微凹心円状に細かく波状の高い歯によって仕切られた網目がある。Bタイプの種皮は、基部に対して収束するように細かく波状の高く厚い歯によって仕切られた網目がある。これはトウガラシにかなり近似するものの検討を要する。
- 南木・辻(1996)は、千葉県市原市の上総国分尼寺の井戸から産出したナス属の種子を記載し、円形で偏平、径3.0mm、網目は非常に小さく歯状の突起で構成され、歯の上には微細な横方向のしわがあるものを栽培品種のナスに似ているとしている。本遺跡から産出した種子も径3.0mm前後を主体とする大きなもので、表面の彫紋も類似することから、栽培品種である可能性が高い。
- ⑤シソ属かイヌコウジュ属 *Perilla* L. and/or *Mosla* Hamilt. : 一部破損した果実が産した。果実の大きさは、長さ1.3mm、幅1.2mm、やや角張った円形で、磨耗している。残っている部分から太い隆条による大型の網目模様があり、表面は微細な凹凸が見られる。基部の部分も磨耗が著しいので、詳細な検討は困難である。

### 若干の考察

本遺跡における井戸内堆積物の大型植物遺体群の内容は、井戸という狭く限られた環境であるにもかかわらず、いくつかの特徴が指摘できる。第一は、分類群数が多いことと、その中には栽培植物が多数含まれることである。第二は、メロンとナス属という特定の分類群の種子が異常にたくさん含まれていることである。このことは、周辺域に生育していた植物群が井戸内に自然に落下・流下したのではなく、投棄あるいは廃棄という人為によつてもたらされたものと考えることができる。

人為がどのような性格のものであるかを検討しておこう。まず、栽培品種か栽培品種と判断されるモモ、ウメ、クリが半分あるいは破片で産出しており、利用後の残滓である可能性が高い。アサの果実は比較的多く産出しているが、大半は半分に割れており、花被片も付着していないことから、収穫された果実が何らかの加工の過程を経た残滓と考えることができる。すでに記載したように多量に産出するメロンは複数の変種を含んでおり、ナス属も栽培品種の可能性が高いものである。このような産出状況は、次のような二つの可能性を示唆している。一つは、井戸が利用されなくなったあと、利用残滓の投棄あるいは廃棄である。他の一つは、祭祀といった宗教的な行為である。すなわち祭祀の供物としてもたらされた可能性である。このような可能性を検討するには、井戸内から産出した土器や木簡の性格とを照らし合わせてみる必要があるだろう。

## 引用文献

- 藤下典之. 1980.「本邦各地の遺跡から出土したウリ科栽培植物の遺体について特に遺跡の編年と *Cucumis melo* の種子の大きさ」『考古学・美術史の自然科学的研究』, p.223-233.
- 南木睦彦・辻誠一郎. 1996.「上総国分尼寺遺跡の井戸内堆積物から産した植物化石群」『植生史研究』4, p.25-34.
- 奈良国立文化財研究所. 1995.「SD4750・5100・5300・5310出土の大型植物遺体」『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告—長屋王邸・藤原麻呂邸の調査』, p.543-552.

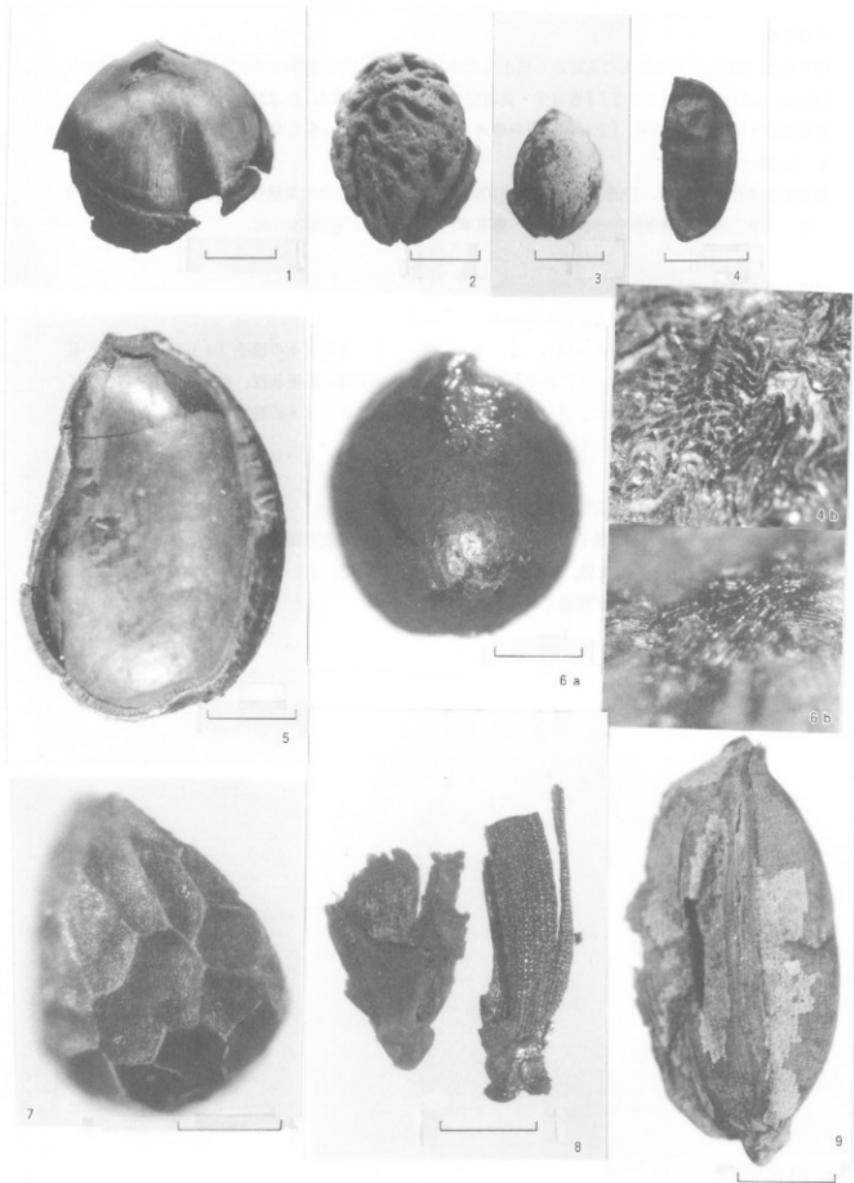
## 写真図版の説明

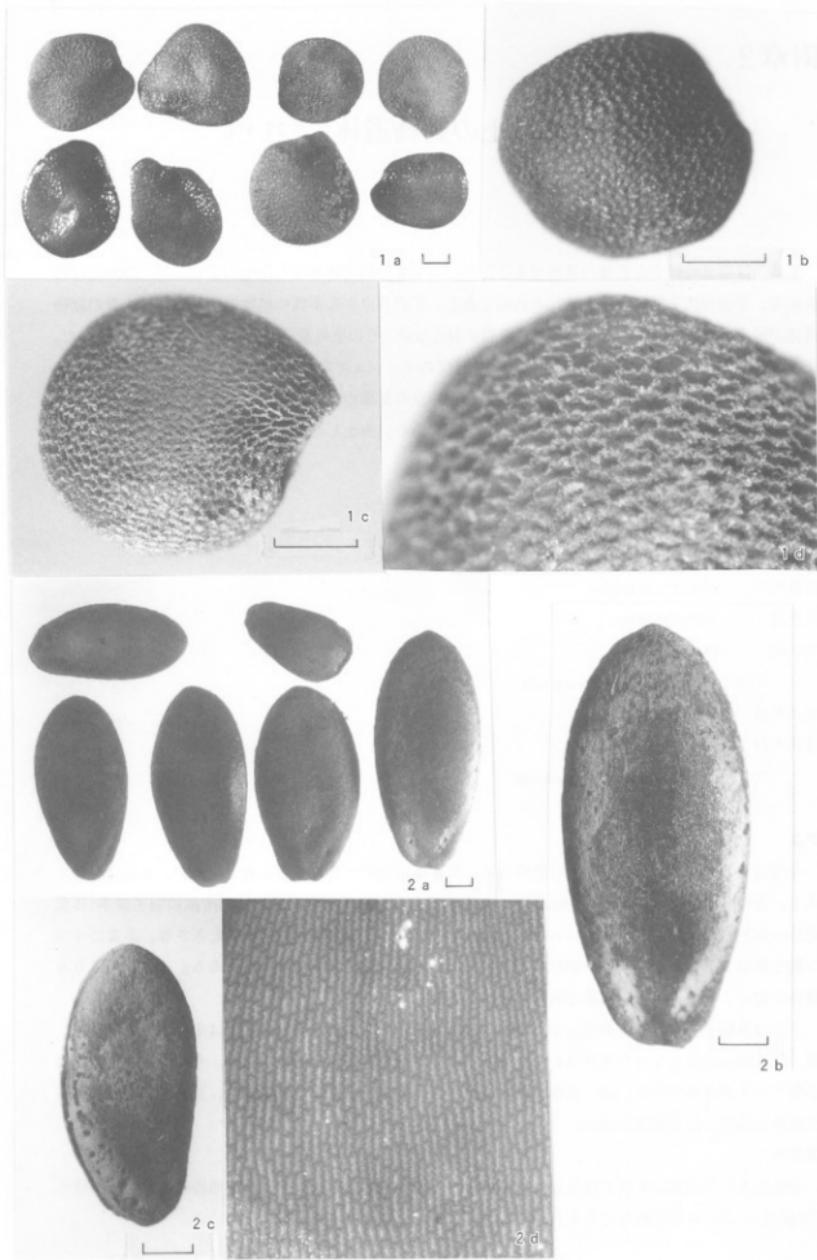
### 図版第1 井戸から産出した大型植物遺体(1)

1. クリの果皮 2. モモの核 3. ウメの核 4. カキノキの種子 (4 b は種皮表面の拡大、歯状の波紋が特徴) 5. 6. アサの果実 (6 a は果実表面の葉脈状紋、6 b は葉脈状紋をつくる紋様) 7. シソ属かイヌコウジュ属の核 8. イネの頸 9. イネの胚乳  
(スケールは 1 ~ 4 については 1 cm、他については 1 mm)

### 図版第2 井戸から産出した大型植物遺体(2)

1. ナス属の種子 (1 a は種子の形・大きさの変異、1 d は種皮表面の拡大) 2. メロンの種子 (2 a は種子の形・大きさの変異、2 b はモモルディカメロン型、2 c はマクワウリ・シロウリ型、2 d は種皮表面の拡大で細胞が縦長であることが特徴)  
(スケールは 1 mm)





## 附章 2

### 新道遺跡出土の動物遺体について

小林園子

本遺跡は奈良時代から近世の遺跡である。その中でも今回動物遺体を出土している井戸の時期は12世紀末、平安時代末期から鎌倉時代の初期である。その井戸から多数の植物遺体とともに少量の動物遺体が検出した。遺構内の堆積土は水洗篩別をおこない、その土の量は、コンテナ6箱程度であった。また、使用した篩は市販のもので、約0.5ミリ程度のメッシュである。

水洗篩別の結果、多数の植物遺体の他に、2種13点の魚類の椎骨が出土した。椎骨の大部分はアユで、1点はスズキであり、1点は破損のため不明である。出土した魚類の種名については表1および写真に示している。以下に各魚種について説明する。

表1 出土魚類種名表

硬骨魚類	Class Osteichthyes
サケ目	Salmoniformes
アユ科	Plecoglossidae
アユ	<i>Plecoglossus altivelis</i>
スズキ目	Perciformes
スズキ科	Percichthyidae
スズキ	<i>Lateolabrax japonicus</i>

#### アユ

今回出土したアユもしくはその可能性が高い椎骨は11点で、そのうち8点が腹椎で、3点は尾椎である。各椎骨の前後長は1.5~2.0mm程度の大きさである。国立歴史民俗博物館所蔵の現生標本(体長約15cm)のものと比較しても小さいので、小型のアユであろう。アユの椎骨は大きさ等、非常にイワシ類と類似しているが、イワシ類がニシン目であるのに対してもアユはサケ目である。イワシ類よりも椎体が短く、背面の模様が複雑であることから区別した。

アユは藻類を主食とする典型的な回遊性の年魚である。春に川に上った稚魚は主に中流域で育ち、夏~秋に20cm前後となった成魚は8~12月に下流にくだり産卵したあとに死ぬ。今回出土したアユは小型であるが成魚であり、同一個体の可能性がある。遺跡の立地を考慮すると、夏~秋に下流に下った成魚を捕獲した可能性が高い。

#### スズキ

今回出土した椎骨は1点で前後長約1cm程度の大きさである。国立歴史民俗博物館所蔵の現生標本(体長41cm)のものと比較しても大きい。また、よく火を受けており白色化している。

スズキは近海の瀬のある場所の岩場に生息し、若魚は夏季に川にのぼる。一般には初夏から夏季にかけて河口で多く捕獲される魚であるが、1年を通して捕獲される魚である。

### まとめ

本遺跡で出土した魚類は、アユとスズキの2種である。アユはこれまでにも各時代において少量づつ出土しており、スズキも各時代においてよく出土する魚種である。両種とも河川の下流から河口近郊で捕獲可能な種である。またアユが出土していることから、夏季を中心とした季節に捕獲した魚種であるともいえる。古代以降中世にかけての動物遺体の出土例は少なく、その情報は非常に限られている。その点でこの資料は少量であるが、岡山県河口域でのこの時代の食料内容を知る上で大変貴重なものである。

今回分析を行うにあたり、国立歴史民俗博物館西本豊弘教授、早稲田大学橋泉岳二氏、岡山理科大学富岡直人氏のご協力とご教示を得た。記してご厚情に感謝する。

### 参考文献

益田 一・尼岡邦夫・荒賀忠一・上野輝弥・吉野哲夫編 1984 『日本産魚類大図鑑』東海大学出版



新道遺跡出土動物遺体

1～8. アユ腹椎、9・10. アユ？尾椎、11. アユ尾椎  
12. 種不明（破損のため）13. スズキ腹椎

## 附章 3

### 新道遺跡出土の木簡(荷札)に書かれた「大、寸魚下」について

メルバルク岡山郵便貯金会館調理部門  
岡 鳴 隆 司

#### 1.はじめに

本資料は、12世紀後半の井戸から出土した木簡3点の中の一つである。片面には、「大、寸魚下」、その裏面には、「□、寸魚下」と書かれている。狩野 久氏は、この中の「大、寸」の読み方について「タタキ」と読める可能性が有ることを指摘されている。<sup>(1)</sup>

小稿は、この「タタキ」という読み方と、その可能性について文献資料を基に料理史、食生活史の立場から解説的に論じるものである。

#### 2、「タタキ」について

現代の日本料理の中で「タタキ」といえば高知名物の「鰐の叩き」を思い浮かべるのが大方の意見であろう。しかし、火で炙った「鰐の叩き」の記録で最も古い文献は、土佐『森家の日記』寛政十一年(1799年)であり、それ以前の料理書では、「鰐の火焼なます」と書かれている。<sup>(2)</sup>では「タタキ」とは、どの様なものであったのか。『和漢三才図会』は、江戸時代に刊行された我が国初の絵入り百科事典である。この中に「鰐醤(かつおひしお)、俗言、多太木」とある。つまり「タタキ」とは、魚醤(ぎょしょう・うおひしお)、塩辛(古名:なしもの)のことである。魚醤とは、魚に塩を加え発酵させて作る醤(ひしお)のこと、現代の大豆などで作られた醤油で言えば、完成する一つ前の段階の物であり、調味料として使えば魚醤、そのまま食すれば塩辛と理解してよい。現代でも秋田県の「しょっつる」、香川県の「いかなご醤油」、海外では、タイ国の「ナム・ラー」、西欧の「アンチョビーソース」などの魚醤が有名である。また、日本料理では、古くから「タタキ」と名の付く醤以外の料理が幾つか見受けられるが、その多くが「丁」で食材を叩いている。したがって「タタキ」の名称は、この作業から来たものと考えてよい。

その他に「大、寸魚下」とは、「タタキ」つまり魚醤ではなく魚名を表している可能性が考えられる。しかし、このように書かれたり、また、「タタキ」と名の付く魚は、奈良時代以降、現代に至るまで見当たらない。したがって魚の名称ではなく魚の加工品と考えるのが相当であろう。

#### 3、古文献に見る「タタキ」(原文のまま、一部略)

①『料理物語』寛永十三年版(1636年)<sup>(3)</sup> さかなの類部

「なし物には(中略) なまかつをのはねともにた、き候也」以下略。

②『料理物語』寛永二十年版(1643年)<sup>(4)</sup> 第十六 さかなの部

「なしものには(中略) 懸た、き」以下略。

③『本朝食鑑』元禄十年(1697年)<sup>(5)</sup> 鰐介部之三

「經營すなむち醤（中略）俗に經營の多岐と称する」以下略。

④『書言字考節用集』元禄十一年（1698年）<sup>(6)</sup> 六 服食

前略「魚醤又云鹽辛 魚醤 シホカラ タ、キ」以下略。

⑤『和漢三才図会』正徳二年（1712年）<sup>(7)</sup> 前掲

⑥『槐記』享保十三年（1728年）<sup>(8)</sup> 十一月十三日

「御會席（中略）猪口カツヲタ、キ」

⑦『寛政武鑑』寛政年間（1789～1800年）<sup>(9)</sup>

「時獻上十一月鰹た、キ」

⑧『日本山海名産図会』寛政十三年（1801年）<sup>(10)</sup> 卷之四 堅魚（かつお）

「堅魚のタタキという物あり即醸なり」以下略。

以上が文献に書かれた「タタキ」であるが、これらは、江戸時代よりも遡るものではない。しかし、最初に上げた『料理物語』については、慶長版の存在を指摘する研究者もあり<sup>(11)</sup> また、同書の記載内容についても、室町時代からの色を残しているとの指摘もある。<sup>(12)</sup> したがって、「タタキ」と言う名称は、中世末の段階まで遡る可能性がある。

#### 4、「大、寸魚下」の「魚」、「下」について

これまでに上げた文献には、そのほとんどに經營の記載が見られる。では、本資料に書かれた「魚」の文字も經營を意味しているのであろうか。平安時代に書かれた『延喜式』<sup>(13)</sup> には、「タタキ」の文字は見当たらないが、鯛醤、鯖醤、鮒醤などの魚醤や穴醤、鹿醤、鬼醤などの内醤の記載があり、これらは、使用した材料名を付して書かれている。また、時代は下るが、前掲の『書言字考節用集』には、「魚醤 シホカラ タ、キ」とあり經營の文字は、書かれていない。更に『本朝食鑑』や『日本山海名産図会』では、「カツオタタキ」ではなく「カツオのタタキ」と書かれている。このことから一般的に「タタキ」とは、漬の醤の意味で記載されていることが多いものの、他の魚で作られた魚醤も「タタキ」と呼んでいた可能性が有るのではないだろうか。また、当地方の産物をまとめた『備前備中國之内領内産物帳』第四冊魚介類<sup>(14)</sup>（享保二十年～元文元年）の中には、經營の記載がない。更に現代の瀬戸内海中部においても、その生息は認められていない。したがって「魚」の文字は、漬以外の魚を意味すると考えてよいだろう。おそらくは、瀬戸内の小魚や淡水魚などが考えられる。

奈良時代の『正倉院文書』は、一般庶民と違い上層階級の記録が書かれている為、魚醤の記載はないが、大豆などで作られた数種類の醤の記載がある。この中には、「上醤」、「中醤」、「下醤」と格付けされたものがある。<sup>(15)</sup> このことから原材料が違うとはいえた本資料の「下」の文字も格付けや品質を表しているものと考えて良いのではないだろうか。そして、この文字は、先に述べたとおり、本資料が魚の加工品であることを物語っていると考えられる。

#### 5、まとめ

これまでに述べたものは、「大、寸」を「タタキ」と解釈して進めてきたものである。結果として、本資料中の「魚」、「下」の文字の検討から「タタキ」と解釈した場合「大、寸魚下」と書かれた文字の意味が具体性を持つものと考えられる。更にこの具体性から「大、寸」を「タタキ」と解釈する可能性についても補強する材料になると逆に言えるのではないだろうか。そして、本資料が「タタキ魚

下」と完全に解釈されたならば、本資料は、「タタキ」と書かれた我が国最古の文字資料となり、料理史、食生活史的にも貴重な史資料となるであろう。新道遺跡の付近は、鹿田荘の一画であり、現在でも市場の名残である二日市、七日市、十日市と言った地名が残っている。本資料の「大・寸魚下」の文字は、鹿田荘内での庶民生活の一端を伺わせているように思える。

小稿をまとめるに当たり、機会をいただいた発掘調査担当の草原孝典氏、ならびに岡山市教育委員会に対し心からお礼申し上げます。

#### 註

- (1) 犬野 久氏が御指摘されていることを草原孝典氏から御教示頂いた。
- (2) 岡嶋隆司「料理の雑学（一）一縷の叩き一」「らびす」第8号1999年アルル書店
- (3) 松下幸子ほか「古典料理の研究（八）一寛永十三年『料理物語』について一」  
『千葉大学教育学部研究紀要』第31巻第2部 1982年 千葉大学教育学部
- (4) 平野雅章編「料理物語」「原典現代語訳日本料理秘伝集成」第一巻1985年同朋社
- (5) 人見必大著、島田勇雄訳注「本朝食鑑」東洋文庫378 1980年 平凡社
- (6) 「飲食部十四 酢」「古事類苑」飲食部 1998年 吉川弘文館
- (7) 註(6)と同じ
- (8) 註(6)と同じ
- (9) 註(6)同じ
- (10) 千葉徳爾註解「日本山海名産・名物団会」 1970年 社会思想社
- (11) 吉井始子編「翻刻江戸時代料理本集成」別巻 1981年 臨川書店
- (12) 江原 恵「江戸料理史・考」 1986年 河出書房新社
- (13) 註(6)と同じ
- (14) 原典は、「岡山大学附属図書館蔵・池田文庫」盛永俊太郎・安田健編『享保元文諸国産物帳集成』第Ⅷ巻所収 1987年 科学書院
- (15) 関根真隆『奈良朝食生活の研究』 1969年 吉川弘文館

## 附章4 備前国鹿田庄・荒野史料と絵図

鈴木 景一

備前国鹿田庄は、越前國方上庄・攝津國楠葉牧・大和國佐保殿とともに攝関家に代々伝えられていく所領、いわゆる殿下渡領の一つとして古来よく知られている莊園である。それだけに比較的多くの関連史料が残されている。今回報告される遺跡は、その庄城内にあり井戸からは木簡も検出されている。今回

の調査、さらに今後も行われるかもしれない調査においても、その成果は文献史料とあわせて考察することにより、歴史を考える豊かなつながりとなるであろう。そこで、さきに足守庄の発掘報告書において行ったように(足守庄(足守幼稚園) 関連施設発掘調査報告)「一九九四年」、ここでもまた関連史料を集成しておくこととした。また鹿田庄に隣接し、その記載をふくむ中世の絵図が残されている奈良春日社領荒野の史料もこの機会に併せて掲出し、その絵図についての検討結果をも記しておきたい。

奈良時代末から平安時代初めにかけて藤原北家の所領であったと考えられ、開発は奈良時代以前に遡るとみられる。この良世らの奇進以降中世末まで、興福寺はこの莊園を長講会や法華会の料所として維持していくたから、興福寺関係史料に同莊園關係の記事が多く登場する。

いっぽう、前述のように鹿田庄は、殿下渡領のひとつであるから、新たな攝関の就任の儀礼では、その公驗証文の披見が行われ、また家政機関の新職員が任命されると同時に鹿田庄担当者も決定される。こうした理由で、貴族の日記にみえる攝關就任時の記録にも、鹿田庄の記述がみられる。ただし、それら多くは儀礼關係で言及されるにとどまり、在地の様子などは記されていないものがほとんどである。

これらに対し、寛和二年(九六六)の備前国司藤原理兼と鹿田庄をめぐる事件の一連の史料や、長徳四年(九九八)の鹿田庄税取の解文は著名な史料である。

前者は攝關家の莊園と国司や檢非違使の闘争を具体的に示すとともに、鹿田庄の現地についての記述を含む点できわめて重要である。後者はその十数年後のもので、鹿田庄居住の海運業者が檢非違使に提訴した訴状の現物である。この訴状が提出された当時の檢非違使別當は、文化人として名高い貴族藤原公任であつた。この訴状のその後の経過は殘念ながら明らかではないが、この訴状は使用済みの反故紙とされ、その裏が公任の著作『北山抄』の下書きに使用されたため、偶然残されたのである。攝關期においても檢非違使別當の職務がそのまま行なわれたことを窺わせる。ともあれこの史料は鹿田庄が瀬戸内海航路の港を構えていたことを物語るほか、中世の瀬戸内海水運を知るために重要な史料である。『執政所抄』の記事に「淀近挽取」が見え、「勘仲記」弘安二年の記事に、宇治川渡河用として「鹿田庄」の船「一艘」の要請が記録されていることは、平安京の外港淀の邊にも鹿田庄などからの輸送物を扱う機関があつたこと

### 一 鹿田庄史料

鹿田庄については、戦前からいくつかの研究成果が發表されているが、関連史料を網羅しているのは『角川日本地名大辞典三三』(角川書店、一九九九年、五三頁)の「鹿田庄」の項目である。ここではそれに『岡山県の地名』(平凡社、一九八八年、五五五頁)の「鹿田庄」の項目の知見も加え、さらに増補して得られた史料の原文を、編年順に配列して収録した。

鹿田庄の成立は明確にはわからないが、昌泰三年(九〇〇)に藤原良世が良相と相談のうえ、祖父藤原内麻呂の遺領のうち鹿田庄の地子を興福寺長講会料に充てた、というのが史料上の初見である。この所伝によれば、鹿田の水田は、

を暗示している。

寛喜二年（一二三〇）熊野櫻那願文は藤井駿氏が、戦前に神奈川県鎌倉にあつた古書肆幽庄舎（巖松堂書店古興部）の目録に掲載されていた写真から書きとめたもので、「岡山」の地名の初見史料であるが、残念なことに文書自体の所在は不明のようである。これにより鎌倉時代の鹿田下司村主幸氏の氏名が判明する。なお村主幸氏は鹿田川（現在の旭川）を挟んで東に隣接する荒野をも伝領しており、その子幸重がこれを奈良の春日社に寄進したことが、その寄進状により明らかである。なお「岡山縣の地名」（平凡社一九八八年）の「上道郡荒野」の項目では、この熊野櫻那願文を「和銅記念館所蔵文書」としている

が、現在、鳥根県安来市立和銅博物館に寄託されている熊野參詣櫻那願文四通（刀劍美術第三号所蔵）には、この文書はふくまれていない。

## 二 荒野史料

荒野とは、本来は未開の所領を指す一般名詞であるが、ここでいう荒野は、村主幸重が十四代にわたって伝領してきたという上道郡宇治郷内の「砂砾之地」「風浪之浦」をふくむ所領である。建治元年（一二七五）、幸重はこの所領を奈良春日社へ、大般若会および慶賀門灯油の料所として寄進した。ただし下地は自身の子孫に伝領させることにしており、この時の寄進状が史料上の初見である。著名な備前国上道郡荒野絵図は、すなわちこの所領の絵図である。そしてこれ以降の史料は、全て十四世紀中の平井氏らとの争論関係文書で、半済の契約を最後としている。したがつて、この争論は半済によって最終的に決着をみたものらしい。平井氏は、「備前國御家人」とみえ、また契約では荒野を「平井新開」と主張しているから、荒野の地を開発しながら成長してきた領主であろう。荒野の比定地が近世の「平井村」にあることはその証である。

これらの史料は、絵図もふくめ領主春日社の社家の系譜を引く大宮守人氏が所蔵される大宮文書にふくまれている。同文書は、一九四〇年に東京大学史料編纂所によって影写本が作成され、それにもとづいて藤井駿氏らの研究が発表されている。そしてさらに秋元信英氏によつて、影写されなかつた間連文書も含めての翻刻をともなう、詳しい研究が発表された。ここでは、この秋元氏の研究をもとに、東京大学史料編纂所の写真版で確認しながら関連文書を編年順に配列した。

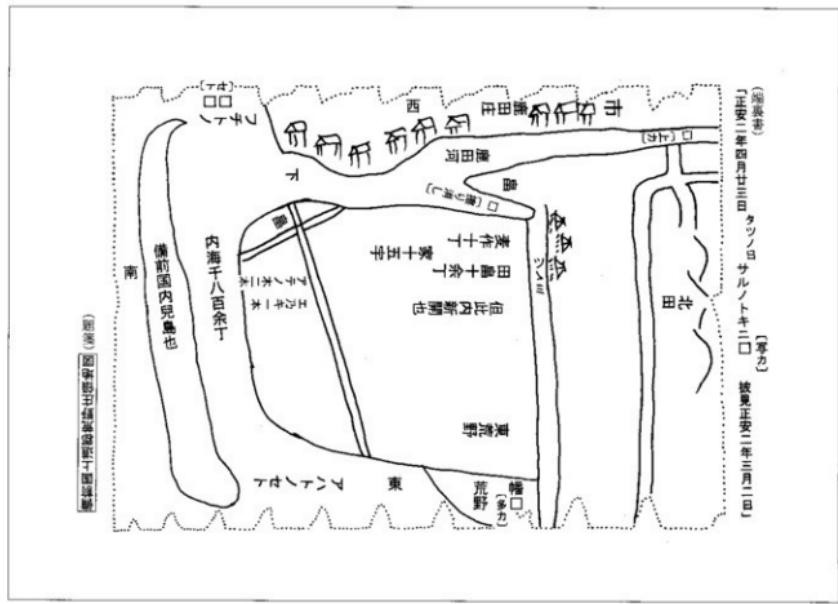
## 三 備前國上道郡荒野絵図

備前國上道郡荒野絵図は正安二年（一二九〇）の端裏書をもち、莊園内の市場の所在を記すことや、沿海の荒野の開発状況を具体的にうかがうことのできる絵図として著名なものである。本報告書には別に写真が掲載されるので、この史料集ではトレース図を掲出した。

今回、この史料集を作成するにあたり、大宮守人氏の許可を得て現物を観察することができたので、まずその知見を述べておく。

同絵図は現在、他の古文書とともに卷子に貼り込まれている。ただし端裏書の記されている右端から二センチほどの部分は、糊付けをせずにいわば浮いた状態で残されている。絵図の左に添えられた題簽は金箔押しで、卷子に貼り付けて後に添付されたものらしく、後世のものであるから、その記述に深い歴史的意味は認められないであろう。

料紙は長辺四五・三センチ、短辺三二・五センチの薄い楮紙。両長辺に等間隔の損傷が見られるから、現在の卷子装にする以前から卷いて保管されていたようである。ただし、縦横の折り日の痕跡も見られる。また、この絵図を收めていた包紙が残されている。



この絵図は端裏書からも推測されることと、原図ではなく写しである。しかも、書写は原図を十分に理解せずに作られた可能性が認められる。たとえば、「市」の字は、写し崩れていて文字として意識して書かれたかどうかを疑わせるものである。またその右上、鹿田河の内側の墨痕はあきらかに筆で書かれたものであるが、文字かどうかが判別がむずかしい。河口に「下」とあることからみて「上」であると解されるが、筆写時にはそれが理解されていなかったのではないかだろうか。舌状部の下部に描かれた堤の二本線の交点の表現も不審であるし、「ツ・ミ」の北の建物らしい三つの記号も、鹿田庄内の建物と比較すると要領を得ない。

記載された文字などは、墨色や筆跡からみて一筆で書かれたものではないようである。すなわち「鹿田庄」「鹿田河」や「曠」「荒野」などの、かすれ味の文字や川の西側の鹿田庄の建物は同筆らしく、それに対して中央部の記載や前述の三つの記号などは異筆にみえる。

「北」「田」のうち、「北」は西園虎之助氏旧蔵の写本「日本莊園經典後」上所収では明かに「地」として写しており、西岡氏の研究以来これを「地田」と読んで、「元來から在る田」、「恒常的な田地」というような意味付けがなされてきた。しかしこの「北」「田」の二文字は、薄い墨で書かれていた文字を濃い墨でなぞったものである。当初書かれた薄い字の墨色は鹿田河下流の「下」と同色のようである。「北」の字画がズレて重複しているために「地」と誤読されたのである。「北」は絵図の方角を示し、「田」は山と道路の間に田地が存在していたことを注記したものである。二文字が連続しているようにみられるが、これは記入スペースの制約によるところとみてよい。

鹿田河から分岐した入江の部分の擦り消しは、すぐ左の「島」を誤記したものとのようである。

この絵図が作成された経緯は明らかではないが、この図は写しであるから、原因は端紙書の年紀よりも遙かに遡ると思われる。そう考えた場合、原図作成が想定されるのは村主幸重の寄進にかかわってのことであろう。

寄進状の四至記載は絵図の描写とよく合致しており、絵図を解説するうえでも重要な史料である。

四至 東限鷲ヶ郷  
南限海 西限大河井入江  
北限古作堤

東限の「輔多郷境」は、図に「轄□〔多カ〕」「荒野」と記されていることに対応する。南の「海」はいまでもなく絵図の「内海」である。西の大河井入江は鹿田河すなわち現在の旭川およびY字状に分歧した描写に対応する。この記載によって入江が西の境界の一部であることが判明する。つまり入江の部分はその東岸が、そして入江より南は鹿田川の東岸が境界なのである。そうすると北限の「古作堤」は、絵図の入江の先端から東へ延びる「ツ・ミ」と記されている二本線とみて間違いない。「ツ・ミ」の南側の線を入江の線にきちんと接続させているのもこうした見方を支持する。また、この部分の二本線のみに特に「ツ・ミ」と注記していることも、これが北の境界をなす重要な堤だからであると考えられる。

さてこの絵図の解釈で説わかれていたのが、舌状の荒野の南部に描かれている交差する二本線である。この描写を西岡虎之助氏は堤と解釈したが、これに対して奥野中彦氏はこれを溝抜きの水路であるとされ、木村茂光氏もその可能性のあることを認めている。その後、黒田日出男氏は「ツ・ミ」と注記のある一本線の描写がなんら書き分けられていないこと、差異以外の中世莊園絵図に用水路・排水溝が描かれた例の無いことなどから、やはり西岡氏の説どおり堤と見るべきとされた。寄進状の四至記載は、この問題についての手掛かりとなる。「ツ・ミ」の注記のある北

限の堤が寄進状で「古作」と呼ばれているということは、すでに寄進の段階でこれまでにも後に構築された新作ともいべき堤が存在していたことを物語つてゐる。それは地形的にみて古作堤よりも海に近い側つまり南側に構築されたものに違いない。とすれば問題になつてゐる二本線がそれであると見るのが自然である。したがつて問題の描写は、やはり西岡説のとおり堤と見るべきである。

また「田」の南に東西に延びて描かれる二本線は、西岡氏によつて堤を兼ねた道路とされ、その解釈が定説化している。しかしこれを特に堤とみる根拠はない。その左端の描写や「古作堤」の北に位置することからみて、道路の表現と解してよいのではないだろうか。

以上、絵図と寄進状の四至記載をあわせて考察した点を述べたが、つきに現地への比定を試みよう。

絵図の対象とする荒野が、現在の岡山市平井一丁目付近にあることは異論がない。絵図の北に描かれる山も、平井一丁目の北側の操山と認められている。現地に立つと、その景観が絵図の三つの山の描写とよく対応することが了解される。また現地では、絵図に描かれてる児島が、南に大きな山並みとしてよく見える。

絵図の山嶽に描かれている東西南北の道はほぼ、いまの倉安川(左側に開闢)と平行する道にあると見てよい。次いで、西限の入江は、空中写真(一九四八年撮影 本郷告齋閣蔵)にそれと思しき痕跡が見られる。これをいちおう絵図の入江にあたると見ておきたい。

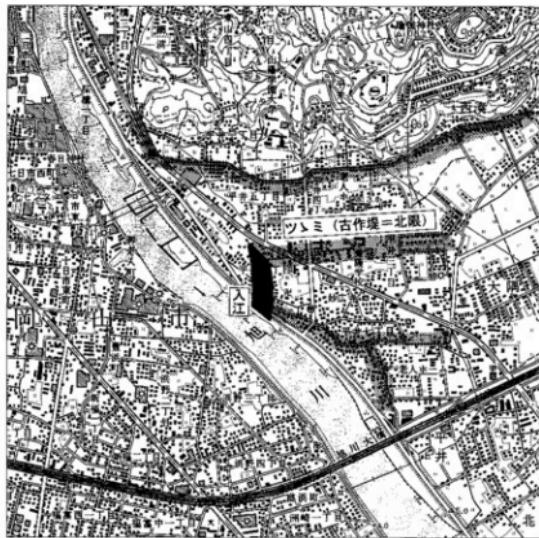
現在、荒野比定地全体を南北方向に踏査しても、東西方向の堤防の痕跡の高まりは全く認められない。したがつて絵図の北と南の二つの堤防の比定も地割、空中写真が手かりである。北境のツツミ(古作堤)は、絵図から見て前述の入江の先端近くから東へ延びていたはずである。空中写真みると該当部分に東

西方向の痕跡が見られる。これがツツミの跡ではないだろうか。

いっぽう、推定入江が旭川と分岐する付近から東南方向へ、曲折して旭川大橋東端に至る道がある。この道は周囲から一段高い堤防上の道である。これが

絵図の舌状先端西南部の綫方向堤防の痕跡と思われる。この道は大橋東詰の北五〇〇メートル程の交差点付近で高まりがなくなり、周囲と同じ平面の道路となる。この付近が絵図の舌状地の南端にあると想定される。

これらの比定案が妥当であるとすると、絵図の南方の東西方向の堤防の位置



春日社領荒野絵図の現地比定案（1/25000「岡山南部」を使用）

もおおよそ推定されよう。空中写真には綫方向堤防の推定道路から東へ延び、地割の変換線とも見える道路がある。これをその痕跡と想定しておきたい。

図は、以上の想定地を地形図上に示したものである。短時間の現地見学と簡単な空中写真的観察による検討結果であるから、訂正を必要とするかも知れないが、今後の調査研究のきっかけになれば幸いである。

#### 【関係文献】

西岡虎之助「寛和年代における備前国鹿田莊」一九二五年、「社会経済史の研究II」西岡虎之助著作集第一巻 三二書房 一九八三年 所収

豊田 武「莊園内の市場」「中世商業史の研究」岩波書店 一九四四年

【豊田武著作集】第一巻 吉川弘文館 一九八一年

西岡虎之助「中世莊地の干拓拡張」一九六三年、「文化史の研究II」西岡虎之助著作集第四巻 三一書房 一九八七年 所収

藤井 駿「備前南部の莊園」一九六六年

「殿下渡頭の備前国鹿田莊」一九五二年

「地名「岡山」の起源—その初見史料を中心にして—」一九七〇年

右の三篇は「吉備地方史の研究」法藏館 一九七一年 所収

秋元信英「中世の春日社神殿守をめぐる法と制度」(国学院大学日本文化研究所紀要) 第二九輯 一九七二年。大宮文書については「大宮文書」

より見たる中世春日社領庄園の諸様相と神殿守」上・下(国学院大学

日本文化研究所紀要) 第三〇・三一輯 一九七一・一九七三年) も参

照。

奥野中彦「備前國上道郡荒野莊園地圖」西岡虎之助編「日本莊園絵図集成」上

東京堂出版 一九七六年

木村茂光「大開墾時代の開発」一九八一年 「日本古代・中世農作史の研究」

一九九二年 校倉書房

黒田日出男「開発・農業技術と中世農民」一九八三年　【日本中世開発史の研究】

「備前国鹿田荘事件」一九八四年

中野栄夫「寛和年間、殿下渡備前國鹿田荘事件をめぐって」『奈良平安時代

吉川弘文館　一九八四年

「備前國鹿田荘事件」『岡山県史』第三卷古代II第六章第三節

一九九〇年

久野修義「岡山の莊園絵図」近藤義郎・吉田敏編『図説岡山県の歴史』河出書

房新社　一九九〇年

小山靖憲「差園」小山靖憲・下坂守・吉田敏幸編『中世莊園絵図大成』第二部

河出書房新社　一九九七年

櫻原雅治「備前國」『講座日本莊園史』九　一九九九年　吉川弘文館

東京大学史料編纂所編『日本莊園絵図聚影』五上　西日本一　二〇〇一年　東

京大学出版会

〔参考〕

「和名類聚抄」承平年間（九三一—八）　備前國御野郡・上道郡鄉名

○高山寺本（池辺彌「和名類聚抄郡里駅名考証」六一二・六一四頁）

\*〔 〕は大東急本の記載。

御野郡

枚石比佐之

〔広世　比昌重〕　出石〔伊豆之〕　御野美乃

伊福以希久

〔伊布久〕　津島豆久方　〔都之萬〕

宇治

輔多発多

居都白

可知加知

財部

〔那紀〕　上道

〔財田〕

豆田末多　〔那紀〕　泰岐

〔寄田〕

〔寄田〕　日下

上道郡

〔那紀〕　泰岐

御野

伊福　津嶋

枚石

廣西　出石　御野　伊福　津嶋

御野

伊福　津嶋

宇治

播多　居都　日下

豆田

可知　上道　財部　居都　日下

那紀

馬メタ

○名古屋市博物館所蔵本（名古屋市博物館資料叢書）二  
ミノ　春　ミノ　春

御野一

ヒラシ　出石　御野　伊福　津嶋

カシワミチ

カシワミチ　御野　伊福　津嶋

上道一

コフ　御野　伊福　津嶋

那紀

マメタ　御野　伊福　津嶋

〔付記〕本稿を作成するにあたり、荒野絵図の調査を許可して下さった所蔵者大曾守人氏、  
安楽市立和銅博物館寄託の荒野參耕圖文につきご教示いただいた三宅博士氏に厚く御礼を  
申し上げたい。

# 鹿田庄史料

一 興福寺縁起	藤原良世	一一 新道(清輝小)遺跡出土木簡	十二世紀後半
二 大鏡異本陰書		一八 摂関詔宣下類聚	建永元年(一二〇六)三月二十二日
三 本朝世紀	藤原通憲	一九 猪熊闇白記	承元四年(一二二〇)五月十七日
四 日本書紀略		二〇 明月記	安貞元年(一二三七)三月二十五日
五 本朝世紀	藤原通憲	二一 民經記	安貞元年(一二三七)十二月十九日
六 備前國鹿田莊権取佐伯吉永解		二二 熊野權那願文	寛喜二年(一二三〇)正月一日
七 小右記	藤原実資	二三 後中記	仁治三年(一二四二)三月二十五日
八 中右記	藤原宗忠	二四 荒涼記	仁治三年(一二四二)三月二十五日
九 執政所抄		二五 黄葉記	寛元四年(一二四六)正月二十八日
一〇 兵範記	平信範	二六 茄書狀	正元元年(一二五九)八月六日
一一 愚管抄	慈円	二七 中臣祐賢記	文永元年(一二六四)六月六日
一二 山樵記	中山忠親	二八 勘仲記	文永九年(一二七二)十二月十一日
一三 吉記	吉田経房	二九 中臣祐賢記	建治二年(一二七六)十一月二十六日
一四 玉葉	九条兼実	三〇 勘仲記	弘安六年(一二八三)三月二十四日
一五 後鳥羽院序下文			弘安十年(一二八七)八月二十日
一六 建久九年(一一九八)十二月 日			弘安十年(一二八七)八月二十三日
一七 文治三年(一一八七)二月九日			正応三年(一二九〇)三月一日
一八 建久二年(一一九二)十一月十四日			
一九 宝帳布所進諸莊目録			
二〇 備前國上道郡荒野村園			

三三	興福寺別会五師宣尊書状
三四	公衛公記 西園寺公衛
三五	撰錄渡莊目錄
三六	御擧狀等執筆引付

正和二年（一三〇三）九月	乾元二年（一三〇三）九月
正和四年（一三一五）八月三日	歷史五年（一三四二）正月 日
永德三年（一三八三）	觀應元年（一三五〇）八月二十二日
應水九年（一四〇一）五月六日	觀應三年（一三五二）九月二十七日
應水二十年（一四一三）八月	永德二年（一三八三）
應水二六年（一四一九）三月五日	應水九年（一四〇一）五月六日
享德三年（一四五四）七月十日	應水二十年（一四一三）八月
康正三年（一四五七）八月二十九日	應水二六年（一四一九）三月五日
寛正二年（一四六一）四月十四日	伊賀家久所領書上寫
四月十五日	伊賀家久所領書上寫
寛正三年（一四六一）四月十九日	五二 宣風卿記 别記 中御門宣風
九月四日	五三 和氣綱 高木太亮軒
寛正五年（一四六四）八月四日	五四 備陽記 石丸定良
法華会	五五 文龜元年（一五〇一）十二月十八日
右會、於南円堂所行也、弘仁八年閏院贈太政大臣大關奉為先考長岡相府謹名 内丸、所始行也、爰先考長岡相府、弘仁三年十月六日即世也、方今太閤下構 仁德以為宇、裁忠孝以為衣、在朝則周旦之輔君、帰鄉則淨名之愛道、仍今奉 為先考忌辰、敬堯大願、創開妙法大会也、始自九月卅日至十月六日、七 箇日間、講演妙法討論深義、相府遷代之後、久世大並相是則太閤之運枝也、 相承助行法會、故敬屈專寺龍象為講匠、招才智德行、為聽衆、簡研學者五人 為立義者、爰故閑院太閤同氣之弟、故左兵衛督相公加三論立義一人、令論無 相義矣、料米七十二石六斗五升五合、以鹿田地子、所用也、布施調布百五十	天正九年（一五八一）八月十九日
文明十四年（一四八二）閏七月二十六日	宝永六年（一七〇九）
十月十六日	享保六年（一七二二）

文明十五年（一四八三）六月七日	文明十五年（一四八三）七月二十四日
文明十六年（一四八四）七月二十四日	文明十七年（一四八五）十月一日
延德二年（一四九〇）九月	明応二年（一四九三）
後法興院雜事要錄 近衛政家	明応六年（一四九七）六月十八日
一 興福寺緣起 昌泰三年（九〇〇）	文龜元年（一五〇一）十二月十八日
（群書類從）第一四輯四一二頁	天正九年（一五八一）八月十九日
前略	宝永六年（一七〇九）
法華会	享保六年（一七二二）
右會、於南円堂所行也、弘仁八年閏院贈太政大臣大關奉為先考長岡相府謹名 内丸、所始行也、爰先考長岡相府、弘仁三年十月六日即世也、方今太閤下構 仁德以為宇、裁忠孝以為衣、在朝則周旦之輔君、帰鄉則淨名之愛道、仍今奉 為先考忌辰、敬堯大願、創開妙法大会也、始自九月卅日至十月六日、七 箇日間、講演妙法討論深義、相府遷代之後、久世大並相是則太閤之運枝也、 相承助行法會、故敬屈專寺龍象為講匠、招才智德行、為聽衆、簡研學者五人 為立義者、爰故閑院太閤同氣之弟、故左兵衛督相公加三論立義一人、令論無 相義矣、料米七十二石六斗五升五合、以鹿田地子、所用也、布施調布百五十	天正九年（一五八一）八月十九日
十一月十一日	宝永六年（一七〇九）
十二月十五日	享保六年（一七二二）

段、從教會院所運送也

### 長講会

右、承和十三年歲次內寅、故太政大臣贈正一位美濃忠仁公、奉為先考先妣忘日、於興福寺始修長講会也、首尾卅箇日焉、先考贈太政大臣正一位關院相府、

天長三年七月廿七日遷化也、先妣尚侍正二位、同年九月四日即世也、其初講

涅槃經一部、云此會甚希有、只講一經、恐滿於弘道、願依此良緣講一切經論

諸宗義、転大法輪、如環無端、權越即隨衆望、開修年久、遂転法輪之一故事

也、嘉祥二年以來、太皇太后依先考之忌辰、助講會資用、凡厥供施莫不周贍、

貞觀十四年九月一日忠仁公薨、自後太皇太后專一決於堂講、而今年五月廿

二日、長樂昇霞焉、此會無人承行、時欲絕、弟子良壯關院台府之遺体、忠

仁上公之末弟、位登一品、官歷三事、行年七十八有八、懸車衡門、待命旦暮、

一謀施于不朽、祖父長岡相府有水田若干町、貽厥孫、承前之例、以此應輪、

分其孫、今見存者不過七八人、又猶多其余、然則割其遺余、充此會料、是計

之上者也、先訪於左丞相、丞相同謀、乃名僧學徒見聞隨臺、仍分鹿田庄之地

子、永宛長講會之施供、其色目別紙、庶幾不退法輪、長期龍花之初會、無

生法厄、普資鶴鶯之先靈、敢貽此記以為後鏡、作長講會利來百五十石。

生法厄、普資鶴鶯之先靈、敢貽此記以為後鏡、作長講會利來百五十石。

昌泰三年歲次庚申六月廿六日從二位致仕左大臣藤原朝臣良良世

### 二 大鎌異本陰書 昌泰三年（九〇〇）〔『大日本史料』第一編之四 三一頁〕

太政大臣良房 長講会 山階寺 七月四日

四十箇日間修之、料米百五十石、此會承和十三年忠仁公奉為先考先妣始修也、

〔中略〕嘉祥三年以來、染殿太后助會資用、貞觀十四年九月一日、忠仁公薨、

自後太后專一云々、而昌泰三年五月廿一日昇霞、此會斷、致仕左大臣良世嘆云、

祖父長岡相府有水田若干、貽其孫謀、慮以此輸分給其孫云々、仍先訪西三条右少委良相、分鹿田庄之地子、永充長講會之施供云々、相公昌泰三年冬薨、即贈太政大臣時平公、相承與隆、去延喜九年四月四日即逝、太政大臣忠義公、深感先者之遺志統云々、

### 三 本朝世紀 寛和二年（九八六）正月十九日条

〔新訂增補國史大系「本朝世紀」一一九頁〕

〔藤原為輔〕

〔輔助〕

左京大屬真髮部久鑒佐座

右大臣宣、奉勅、備前國司言上解文你、〔輔助〕勢家使橫行所部、多數人愁者、須勘〔輔助〕追定行、而國司所進文書、已以揭焉、宜從解却之、

十九日戊子、右京屬久鑒解却見任、為關白〔太政大臣〕家使、下向備前國鹿田庄之間、依有因司之跡也

〔輔助〕寬和二年正月十九日 大外記兼主稅助長門權守音原朝臣忠輔奉

〔新訂增補國史大系「日本紀略」後編〕

〔新訂增補國史大系「日本紀略」後編〕

○正月十九日条（一五六頁）

十九日戊子、右京屬久鑒解却見任、為關白〔太政大臣〕家使、下向備前國鹿田庄之間、依有因司之跡也

○二月二十六日条（一五六頁）

興福寺僧等訴申前備前守藤原理兼損〔鹿田御庄事〕。

### 五 本朝世紀 寛和二年（九八六）

〔新訂增補國史大系「本朝世紀」〕

○三月四日条（一三三頁）

此日、為勘札備前國守藤原理兼并鹿田御庄家燒亡犯人等、召遣左衛門大尉藤原為長、少志多米國遠、看督一人、火長三人等。

○四月二十八日条（一三七頁）

此日、為使左少史曰佐政文、及右安生吉志連、官掌丹波行任等、為令檢封勘

札備前守藤原朝臣理兼并鹿田御庄燒亡犯人等、下遣檢非違使左衛門大尉藤原為

備前守後文長、少志多米国定等隨身上遣來。先是、件為長等不勤其飭、多責凌人民、及煩

鹿田御庄所徵取米三千余石間、及天聽、今日遣官使所檢封也。

○六月十九日条（一四三頁）

又權左大弁、官東府、被召問左衛門大尉藤原為長、少志多米国定等、是則備前

國鹿田御庄蓋行私遣使也、而不勤其飭蓋行、庄司並國內人民等及三千石徵取之

由、申文國解、仍被札問其事也、先所帶兵仗沒官、且被問一同。

六 檢政家仰書 寛和二年（九八六）十一月二十日

（新訂增補國史大系「朝野群載」一七九頁）

仰書

送勤學院

被太政大臣宣佈、備前國鹿田庄者、任度々官符旨召國司寄人等、殊被苛責之由、度々言上、仍去年十二月為聞其害否、差左京大裏真髮部久鑑、下遣彼國、爰理兼朝臣鑑以上洛、多注無實經奏聞、公家偏任國解文、解却久鑑所帶官、又被下可追捕庄司等、宣官、理兼朝臣逐電燒國、召集數百人兵、去月廿五日、亂入庄內、捕縛久鑑并庄司等、打閑庄倉、下取地子米三百廿石、運納還替訖、捉擋久鑑及庄司等、帰向國府、令拷掠庄司、又損亡庄司寄人等居宅三百余畠、搜取

內財雜物、並運取庄司近江接下野守真宅內財物之後、放火燒亡其宅已了、件庄

氏之長者、代々伝知、以其虛贍、充用大原野、季祭饗、興福寺長壽法花開會料、

而庄家悉亡、旧實欲絕、私神例用物可覬息、理兼朝臣禦參氏族之末父、是破祖

宗之本志、已類木中之蟲、何跡廟前之塵、本系取氏、又除其名、莫令預參氏事、

是与氏諸卿、僉議所定也、須傳後代覺彼不義者

寛和二年十一月廿日

別當民部大丞藤原為信奉

\*これらの史料は「大日本史料」第一編之二四 一五七頁以下にも所取。

七 備前國鹿田莊燒取佐伯吉永解 長德四年（九九八）二月二十一日

（京都國立博物館藏、三条家旧藏「稿本北山抄」卷十紙背文書一八、「京

都國立博物館藏品圖版目錄書跡編 日本」一九八三年 一四三頁・平安

遺文（第二卷二七四号）

備前國鹿田莊居住處取佐伯吉永解 申請 檢非違使厅裁事

請被殊蒙 濶恩、紀給為攝津國長瀬派生宇高先生奏押領使、水手奏米茂同意

預乘船帶二百六十石船、般并雜物等破、取不安愁狀

副進日記

副進日記

右吉永謹檢案内、件船備前國鹿田御庄別當淡河幸連也、而秋篠寺美作國米百八十石、塙廿籠為勝載所借取、□吉水為燒取勝載件米塙等上道之間、以今月一日、

於塙國武庫郡小港、為南大風、入海了了、爰彼寺使件漫損米等、失散了又了、了

爰水手奏米茂俄成奸意、船内雜物盜取逃逸了了、其後件米茂長瀬不善、件字

高先生奏押領使等諫取、吉永之身殺害物力云々、因之為存身命、捨預船雜罷去之程、恣件船并雜物等、皆悉破還取者、為愁之甚、過於斯、望請 檢非違

使厅裁、被札返件不善之輩破滅取了了、船并雜物等、得知公底之貴、仍注重事狀、以解、

長德四年二月廿一日 備前國槐取佐伯「吉永」

（大日本古記録「小右記」七・一六七頁）

八 小右記 萬壽二年（一〇一五）十一月一日

（大日本古記録「小右記」七・一六七頁）

一日、己酉、早朝宰相來云、為申備前守經言上事、參閱白御許、依鹿田庄慈

事者、宰相采云、奉謁關白、清談次云、(必為)如事似可成熟者、亦相達永田僧都令伝  
示祈願事、大略所問者(以下略)。

### 九 中右記 嘉保元年(一〇九四)三月十一日

(大日本古記録『中右記』二、三三頁)

十一日、壬午、朝間小雨、午後天陰雨止、先參内、次參中宮御所鴉院、次參閑

白殿、依朱器大盤渡也、(中略)

後聞、所被送奉之庄内所、鹿田方上植樂

行家朝臣先指文夾覽文ハ今日之逐文也、

又於御前自唐體取出天覽文ハ往昔送文者、

\*藤原師道關白就任關係。

### 一〇 執政所抄 (『統書類從』第十輯上)

○大原野祭御幣事、(二月)上卯日使、(四三七頁)

(中略)

神供物米五石下文兼日付社、又。  
神人奉行之。

盃僧供米五石下文行學下家司付方。  
配換拂通使行之。

着到殿廿日前可有諸司麥料米拾二石

氏人廿前可有候今麥料米九石

近衛廿前可有所々下部麥料米九石

已上、鹿田御庄割直米内、年預下家司、以長案申成下文分行之、淀近稅取

被下行之。

○(四月)十九日 冷泉院官御忌日事 (四五八頁)  
在御庄々相折  
寺社割直米事

### 方上御庄

元慶寺五拾石 橫川真言堂五拾石

同觀音堂五十石 極樂寺五拾石

### 鹿田御庄

山階寺長講科二百石

大原野二季御祭料百石

件御庄々以年貢内、為例奉下之、又年預下家司、前分料六拾石、尤(無  
力)有未下歟。

### 一一 兵範記

(增補史料大成『兵範記』二)

○保元元年(一一五六)七月十九日条 (一一四頁)

今日、殿下被請氏長者事、大夫史師經持參官旨書號、見去十  
一日、入官家司右少弁資長、於

藏人所請取之、就御所進覽之、宣旨留御所、空管返給師經、資長奉仰、率家司

大藏少輔中原廣安、下家司主計允親兼等、向東三条東町、開朱器倉合朱器目錄、

地子所文書朱器目錄等持參奉賜、朱器等不持參、又不覽也、次勸學院別當左大

弁如旧由遣御教書、次被仰有官并後別當等、

少利事藤原親經  
藤原俊業

佐保殿、方上庄可奉行出、被仰資長、鹿田庄無沙汰歟、

御既別當上資參、柄牧可知行、  
御既別當并及被可知行

今夕各成吉書下御牧云々、

舊序不見御倉、仍今夕無懸葛之作法、後日自宇治御倉求出、納朱器倉了、

此外無他儀、不申吉書、

字治法印被補法成寺平等院別當、資長書下べ、執印長史也、

○保元三年（一一五八）八月十一日条

（三三二六頁）

次資長奉仰、和泉守邦朝臣可為御別當由、仰下其人丁、

庄牧茂文、大殿家司一人、式部大輔永範朝臣、皇太后宮大進光盛加署、

朱器渡文一通、不加家司署、代々例也、

地子所

奉渡

佐保殿

鹿田庄

方上庄

楠葉牧

在河内国

右奉渡如件、

保元三年八月十一日

正四位下行式部大輔兼石見守藤原朝臣永範

葛牙渡御覽了、邦朝朝臣御、案主知方於南御覽、懸納御牧齋云々、

\*近衛基実問白就任關係。

二 愚管抄 卷第五 永万一年（一一六六）七月二十六日

（日本古典文学大系『愚管抄』二四二頁）

サル程（方二年）七月廿六日俄ニコノ攝政ノウセラニケレバ、清盛ノ君、「コ

ハイカニ」ト、イフバカリナキナゲキニテアル程ニ、邦朝トテ法性等ノチカゴ

口左右ナキ者ニテ、伊予播磨守・中宮亮ナドマテナシテメシツカフモノアリキ。

コノ邦綱ガ清盛公ガ許ニユキテ云ケルヤウハ、「コノ殿下ノ御アトノ事ハ、必

シモミナ一人人ニツクベキ事ニモ候ハヌナリ。カタガタニワカレテコソ候シヲ、

知足院殿ノ御時ノ末ニコソニナリテ候シヲ、法性寺殿バカリコソミナスペテ

オハシマシ候へ。コノ北政所殿カクテオハシマス。又故攝政ノ若君モコノ御

ハラニテコソ候ハネドモ、オハシ候ヘバ、シロシメサレンニヒガ事ニテ候ハジ

モノヲ」ト云ケルヲ、アダニ目ヲサマシテ聞ヨロコビテ、ソノマ、ニ云アハセ

ツ、カギリアルコトドモバカリヲツケ、左大臣ニチ松殿オハスレバ左右ナキ

事ニテ攝政ニハナサレテ、興福寺・法成寺・平等院・勸学院・庵藤田・方上子

ド云所バカリヲ攝錄ニハツケテタテマツリテ、大方ノ家領鎮西ノシマツ以下、

鴨居殿ノ代々ノ日記宝物、東三條ノ御所ニイタルマテ總領シテ、邦朝北政所ノ

御後見ニテ、コノ近衛殿ノ若君ナル、ヤシナヒテ、世ノ政ハミナ院ノ御サタニ

ナシテ（以下略）

\*藤原基房攝政就任關係。

三 山槐記 治承三年（一一七九）十一月二十八日

（増補史料大成『山槐記』二二三〇頁）

[下]朝臣為年預被預鹿田庄、光雅朝臣依為執事被預方上庄並佐保殿、前關白時

光長預鹿田、兼光預方上佐保殿也、

\*近衛基通問白就任關係。

四 吉記 寿永二年（一一八三）十二月一日

（増補史料大成『吉記』二二八一頁）

抑光雅朝臣補家司、可知行鹿田之由被仰下了、推之、親經執事、佐官殿司光雅年

無行

\* 藤原節家攝政就任關係。

## 一五 玉葉

(国書刊行会「玉葉」三)

○文治三年(一一八七)一月九日条(三三五頁)

余譜

今日、披講以前、定長院宣之有條々事等、幽城寺衆徒事不開闢備後少

領事故伊予國造興福寺雜事、支配庄々事故鹿田庄九重塔役事可參之止國惟於貢。

\* 「吾妻鏡」文治二年(一一八六)六月九日条に備前國を法勝寺御茶用途に充てたことが見える。

○建久二年(一一九一)十一月十四日条(七三九頁)

長房采申條々事、行幸當色可支配之由仰了、伊予・參河・鹿田・方上等許也、他領、皆充法成寺修理、免如此之臨時雜役之故也、

一六 後鳥羽院序下文 建久九年(一一九八)十二月 日  
(改訂史籍集覽「東大寺統要錄」寺領章 三三二頁、「鎌倉遺文」第二卷  
一〇一二三号)

院序下 備前國在序官人等

可早使者相共擧四至打榜示、立券言上、永停止勅院事大小國役使入勘、東大寺領管三野郡内野田庄事

四至

東限鹿田庄 南限公領三野新鄉并新堤保

西限公領三野新鄉并大安寺庄 北限公領伊福鄉

使主典代東大寺判官中原朝臣基康

右得大和尚重源去月十五日解狀你、謹檢案內、諸寺之領被下庄号宣旨之後、任

申請被差遣御使、札定四至者古今定例也、爰野田庄者、依勅定所問發燈油田二百六十丁、散在諸鄉不一円地之間、返上付散在田可令立替便宜保之由、言上了

細之時、無後司訴之様相計可立替之旨依仰下、問在序官人等之處、各申云、野田保者、自古募別納故、非公役之丁見作田僕百十余町也、雖被立替無當時之國損、何及後司訴之由、依申、任其旨、即返上散在之問發田二百六十丁、立替野田一保、以其保可為當寺燈油科田庄之由、去々年所被下宣旨也、仍充用其年貢油於件用途之間、全無當時之牢籠、然而不被札定四至請示者有向後之煩難、是致被遣御使札定四至、令進立券、亦停止將來之盜妨正欲定更不輸寺領矣、事為榜例被裁斷謂非撫手、望請、序裁備榜例、被遣御使札定四至、立券言上永為

當寺不輸庄、一切停止國使人勘并勅事院事大小國役在所已下國衙催促淮入路次已下向官使等祇候雜事、以其年貢欲充用大仏殿常住不斷供花廻燈長日界供養最勝王經講說八幡宮等燈油、然者、將鎮護國家之伽藍法燈無斷、聖朝安穩之御願祈念不怠矣者、早使者相共擧四至打榜示、立券言上、永停止勅事院事并大小國役使入勘、為不朽寺領可令佛大仏殿燈油之狀、所仰如件、在序官人宣承知、敢不可稽失、故下

建久九年十一月 日

主典代左衛門尉中原朝臣

別當左大臣藤原 権官代勘解由次官藤原朝臣

権大納言源朝臣藤原

在判

治部権大輔平朝臣藤原

在判

権大納言兼民部卿藤原朝臣藤原

在判

左衛門権佐藤原朝臣藤原

在判

権中納言藤原朝臣藤原

在判

勸解由次官藤原朝臣藤原 在判

右中弁兼中宮大進藤原朝臣藤原 在判

在判

左少弁兼丹後守藤原朝臣藤原 在判

在判

參議左近衛中將藤原朝臣藤原 在判

在判

右少弁兼丹後守藤原朝臣藤原 在判

在判

内藏頭兼猪隈守高階朝臣(社寺)  
左京權大夫藤原朝臣(義達)

右馬頭藤原朝臣(資夫)在判

右大弁藤原朝臣(資夫)在判

宣旨 大納言官、六條三位宿家、下家司忠國  
内務方傍々、給糧正副私付支取之

御膳別當 上親輔 下重邦

氏院別當 右中弁光親朝臣

有官玄蕃允重長、無官依無其人不被仰、  
佐保殿 方上庄 家宣

鹿田庄 氏家司 家内大輔季佐朝臣(三郎)

\*近衛家実攝政就任関係。

## 一七 新道(清輝小) 遺跡出土木簡 十一世紀後半

〔木簡研究〕第一二号 一九三頁)

(1) □御庄久延升」

(1) 「大き寸魚下」

・「□々寸魚下」

(11) □

\* (1) の裏面一文字目は、「木簡研究」では□とするが、写真では「於」と判読できる。題簽の表裏は同意と考えられるから、「於」と転記し「お」と訓む可能性がある。

(150) × 16 × 3 019

一九 猪隈闇白記 承元四年(一一一〇)五月十七日

(大日本古記録「猪隈闇白記」五・九九頁)

十七日、甲辰、晴、參拜門、

鹿田庄家司散位(義達)重邦朝臣可知行之由仰之、依季佐出家也、

一一〇 明月記 安貞元年(一一一七)三月二十五日条

(国書刊行会「明月記」三・一八頁)

一八 摂關詔宣下類聚 猪隈殿 礼部 建水元年(一一〇六)三月二十一日  
〔大日本史料〕第四編之八 九〇三~九〇六頁)

閑白祭祭御見物棧敷、左少弁親役當作、被仰入道納言、依修小善平辞退、讓鹿

田庄、以次男令作、備後譲嫡男云々、

次拔赤辛櫛取出御庄券、御覽了返納(義達)鹿田一通  
(中略)

一一 民経記 安貞元年(一一一七)十一月十九日条

(大日本古記録「民経記」一・四〇頁)

被仰下事等

右中弁光親朝臣、勘解由次官朝基、直講師季、

職事 前伊豆守時兼

勾当 藤高実教房男

一一一 猪野權那願文 寛喜二年(一一一〇)正月一日

〔大日本史料〕第五編之十四 三〇二頁

鹿田庄二条中納言子息可知行云々、

〔藤井駿「備前國鹿田庄について」魚滑惣五郎編「瀬戸内海地域の社会史的研究」一九五二年 柳原書店 一二八頁、藤井駿「吉備地方史の研究」一九七一年 法藏館 所収）

備前國岡山親福寺住

先達城内坊慶成

引旦那

同國鹿田庄下司村主幸氏

右熊野參詣如件

寛喜二年正月一日

二三 後中記 仁治三年（一一四二）三月二十五日条

〔大日本史料〕第五編之十四 一九八頁

次被渡印辛櫛朱器台盤等、文章博士經範朝臣、相具參中門外、

美者皆曾到來  
以前奉上候  
経便

相逢、先申事由、煩出取目錄、持杖覽之、次家司二人

宮内少輔使臣、昇唐櫛、経便  
油紙少輔使臣、昇唐櫛、経便

衡子置御座間長押下、経便參進、置笏開封、置唐櫛蓋於長押上、取出印并細金

置之、依御氣色昇長押、被寄御座前、白取上令御監給、次納覆蓋、経便退帰之

後、本役人又昇出之、次下家司一人、入朱器於長櫛蓋、持參祠下、持參箋斤、

各覽之、次召経便、仰々詞、被下折紙、経便於中門召仰之、年預額朝臣、鹿

田庄二條中納言大夫高俊、雖非年預補家司可知行候、御監參河守定親、下御殿

（中略）

奉行（中略）

\*二桑良実閑白就任關係。

之閑

奉行（中略）

或重報、或因後院衛中院

上時繼

元御應別當也、仍補也、

下忠方

備中守、上下之間、藤氏必可補也、

仍父繼也、臣去官舊之閑、接補也、

○二十八日条

次家司下達中門、以目錄今度渡、挿文板覧之、主人見了返給、家司取之退帰、

嘉保八月六日於赤辛櫛、家司忽聞之、似無用意、

次諸大夫四人昇立曰様、姿辛櫛等於御前寶子、家司職事如何多滿貴  
入相交

厚、庶長、惟有美御給之、藤氏五位有美之身無之、仍藤氏相加之、

文治以來不被渡印辛櫛、仍藤氏諸大夫、一人昇之

次家司開券帳、取出文書庄文書、精參書方上、鹿田號之目六、先例公算、見了返給、家司如元納

之、

（中略）

次召家司、仰下所々司

鹿田、方上、御殿司下

隨身所別當

宣旨女房

\*藤原道家の作成した閑白就任儀礼の次第

○二十九日条

前段下御時上定親・定賴朝臣沙汰、  
下差若嗣臣也。

隨身所別當

兼康朝臣

時繼

方上

高雅

鹿田

數位後五位下、

自前數下御時知行之、  
今無相違忠方御沙汰之、

宣旨

宰相局 經雅卿女時繼妻也、

家司

惟忠朝臣

兼康朝臣 此城人本司也、然而故今日被仰寄、

大内記

師兼

高俊

忠方已上西雅奉仰書下知了、

職事

兼領老岐守 故藍長嗣臣子

勾當

藤定憲淳房入道子

已上二人同書仰書、下知所司了、

職事八侍所別當、勾當八侍所勾當也、

\* 一条安經閑白就任關係。

二六 某書狀 正元元年（一二五九）八月六日

《春日大社文書》第三卷七三〇号・『鎌倉遺文』第一卷八三九九号)

鹿田庄長溝会料米事、心□沙汰之由存候之處、云寺家御□一向不法矯罰之

由、其御沙汰候、被□候、其故者、當年会料米以□勤來候、去年十一月比、

初以奉行當□不知取納事候、於預所納期□庄官等存例候之間、自去春比念可

□數ヶ度加下知候了、有所濟之期存□候、爰去六月比寺家御申狀三通同時

□引而可被付神人之由二候、驚存之余、下知□庄家鈞召庄官候了、去月下旬

□南都候了、近日定被所濟之沙汰候矣、庄官又□以別秘計、廿五東沙汰進候

了、以□由存候之處、去年取納時、乍庄務一向□会料米驚家之御催、欲致

秘計□無美之送文無所濟之期云々、於此送文、參照之點定一一向不法之條無其謂、定

例五月會以前濟也、以□利平可令檢納也、其上來十口可□四日衆會評定事

切候云々、此条返々驚存候、□過怠何事候哉、一切無矯罰候、只以□照覽候、

當年取納之後、明年之会米運引、尤其科不可違候、於當年事者□、所詮庄官

二人召進南都候了、近日定致□、有其辱不可有隱候、於神人之責□御沙汰

之由、急內々可被山寺家候哉之由、不然者、忽可及老後之恥辱候、委□申進

給候、恐々謹言

正元令

八月六日

但馬前司殿

二七 中臣祐賢記

（增補統史料大成「春日社記錄」）

○文永元年（一二六四）六月六日条（一・三七八頁）

一、同日、自衆徒被般遣云、備前國鹿田庄雜掌二司令問答事有之、然者來九日

神人五十人ヲ可令上洛也、三方此旨可令存知給也有之、使者中綱源現、

○文永九年（一二七二）六月九日条（一一一七頁）

一、今日九日、神主触申云、自唯議會御座、鹿田米事、明日十日、可令差上神人十人也ト被触云々、即重元二下知了、但延引了、

○文永九年（一二七二）十二月十二日条

（一一一三七頁・「鎌倉遺文」第一五卷　一一一五三号）

一、十二日、別会所狀案文、  
長壽会未落之間、可被付神人於鹿田庄難掌之由、滿寺及其詳定事切了、仍自學道分集会、来十二日、神人百人、任先例可令下知給之由群議所候也、悉々謹言、

十二月十日

（春日神主殿）

○文永九年（一二七二）十二月十四日条

（一一一三八頁・「鎌倉遺文」第一五卷　一一一五九号）

一、長者宣、今日<sup>十一月十四日</sup>、<sup>戊戌</sup>、自神主許御披露之、

依長講米事、神人可上洛之由風聞、子細被仰寺家丁、講衆難猶令張行、神人令參洛者、就社務可有後悔之由、別當升殿御奉行所候也、仍執進如意件、

十二月十四日

左衛門尉俊重奉

謹上  
春日神主殿

今夜、即以三方非番神人、至于宇治追止畢、

○文永十年（一二七三）十一月二十六日条（一一一九九頁）

一、今日廿六日、河口庄上分米請之、但錢一貫文<sup>一百石</sup>、現究竟得業沙汰也、<sup>不知</sup>、  
今日、神人等上洛延引畢、此事鹿田米源急聞、先日下知也、

二八 勘仲記 建治二年（一二七六）十二月十六日条

（增補史料大成「勘仲記」一、三五頁）

白今日被始行歲末御修法、阿蘭梨平等院長吏御房令勤仕給、以御所一棟東面為道場、鹿田庄調進雜具、為恒例勤云々、

二九 中臣祐賢記 建治三年（一二七七）二月二十一日条

（增補史料大成「春日社記錄」二、三三三頁）

一、神人等三方二触申云、明後日廿三日、為鹿田米催促、五十人京土之事、件夜莊啟願事訴訟落居前者、京上難治之由申之、寺之御集会ニモ不可參之由申之、

別会五師導家

（春日神主殿）

三〇 勘仲記

（增補史料大成「勘仲記」）

○弘安二年（一二七九）二月三日条（一一一八六頁）

三日庚辰、晴、早旦向戻敷、<sup>（往）</sup>仁<sup>（通王）</sup>昌<sup>（通王）</sup>於東大寺可有御受戒、今日御下向、（中略）今日宇治御渡事自殿下被相傳、予所申沙汰也、御船八艘檢校行清法印借進、但船守寺家儲之下船御等儲之、長史御房一艘、鹿田庄一艘、真木鳥難船少々、又雜人料被用意、兼日所申沙汰也、且代々例云々、後聞被用舊云々、

○弘安六年（一二八三）三月二十四日（一一一二三頁）

廿四日己卯、陰、於殿下自今日被始除目御修法、阿蘭梨實相院新僧正御房令勤仕給、雜具鹿田庄所課每事如例、道場以東小御所為其所、雜具已下事業行朝臣沙汰具、

○弘安十年（一二八七）八月二十日条（一一一二三頁）

執事 頭弁俊定朝臣嚴黒田庄  
家司等

年預 左衛門佐經守

勸學院別當 左少弁雅知元奉行

御覽別當 上緒等  
下基政助臣

鹿田庄 右大弁宰相為方卿知行之、

兩寺執印執行等未補云々

\*二条師忠の関白就任關係。

○弘安十年（一二二七）八月二十三日条（一一二三・五頁）

晴、參禪林寺殿、神官条々・鹿田庄条々等事所奏聞也、

注進 宝帳布所准御庄々止応泰年例

三一 宝帳布所准諸莊目錄 正応三年（一二九〇）近衛家文書

〔鎌倉遺文〕第一三卷一七五二三号

合

廿段 鹿田

（中略）

一段 粟倉

（中略）

二段

（中略）

三段 憶前勅旨

廿段

（中略）

一段 牛坂

（中略）

已上三百十三段

不足用途所進人々

右大弁殿五貫

右京権大夫三貫

長経 二貫

行弘 五貫 行泰 五貫

長成 三貫 盛光 五貫

康長法嗣 二貫

已上二十三貫 〔後被下此代物於政所之間、所述布舉、

三一 備前国上道郡荒野絵図 正安一年（一二〇〇）三月一日 大宮文書

〔東京大学史料編纂所編『日本莊園絵図聚影』五上 西日本一 一二〇〇一

年 東京大学出版会)

（絵図トレス別掲）

〔正安〕一年四月廿三日タツノ日サルノトキニ

〔正安〕一年三月一日

〔名取ウラ書〕

〔上 絵図上道郡□野一所〕

三三 興福寺別会五師宣誓書状 乾元二年（一二〇〇）力

内閣文庫所藏大乘院文書符案部類抄

〔鎌倉遺文〕第二八卷一二五九八号

鹿田庄米事

右、長講会者、御願鄭重齋場年尚、四十日之論議、數十口之聽衆、仏法思会斯

会大成、是以施供之鹿田米、代々奉行人者、沙汰清廉也。而頃年以來、粗雖

有□代最少分也、此條猶為宿訴、而至当年者、正稅□之一欲相充仏聖以下諸

寺供料之處、不及九牛之一、未會有之新議也、如當時者、於長講会者、永欲及

斷絕、速以正稅可令究下之由、可被仰下也、若及不被加嚴酷之御沙汰者、且可

被任先例付神人等於奉行所、可致譴責之由、僧綱以下集会并衆徒令議所候也、

以此趣、可令披露□候、恐惶謹言、

(乾元二年九月一日)

壬午氏院別當定鑑

謹上 右中弁願

別會五師宣導

鴉律庄

(承力)

三四 公衡公記 正和四年(一三一五)八月三日

史料纂集「公衡公記」第二卷七二頁

三日已卯、(後伏見院)文殿庭中也、着座人々

治部卿(吉田義實)頭左大弁資名朝臣(被差公)

大外師宗朝臣(記原良枝)大判事章任 主水正宗商 主稅助章房

三ヶ条章房取目錄進入了、篇目載文殿符案、

(中略)

抑治部卿被申云、依鹿田庄前田所致幸事於大理之近辺稱召取之、令罪科章房

下部、結句可宿獄金之旨、(福井重一)自殿下雖被仰之、由子細、可為何様哉云々、民部卿

被申云、雖為大理之家臣、有罪科者何物追捕哉、不可依近辺云々、章任申云、犯人追捕全不憚責所之近辺、何況殊於大理之近辺召取之有其便歟、不召取之

以前披露、又非序例勿論之由申之、被經御奏聞、為向後可有勅問之旨、被申民

部卿了、

南曾弁(後朝臣)真鍋庄

伶人上緒音監

生坂庄 田十七町三百四十步 畠三町四段六十步

一、法成寺領

(中略)

一、同末寺

(中略)

一、東北院領

(中略)

一、平等院領

(中略)

備中國

伶人上緒音監(後朝臣)鶴林庄 年貢五十石 塚十五石 比皮五十井

蒲三位莊

井原庄 年貢布六百段 中紙六百帖 比皮百井

(繪)

大原野神主事房、社領云々

橋本庄 年貢布二百段

米四十石 油五石八斗

比皮百井

(中略)

御撰(藤原)〔庄目六〕

一、氏院領

(中略)

三五 摂錄渡莊目錄 景応五年(一三四一)正月 日 九条家文書

〔國書叢叢刊「九条家文書」〕 一二五号 一二七頁

備中國

伶人上緒音監(後朝臣)鶴林庄 年貢五十石 塚十五石 比皮五十井

(繪)

大原野神主事房、社領云々

橋本庄 年貢布二百段

米四十石 油五石八斗

比皮百井

(中略)

備前國

勤学院

一、同末寺

(中略)

曆應五年正月 日

左衛門尉安倍 (花押)

(以下異筆)

此外

執事右少弁長綱 年頂頭人父官副頭、但許退之、宣光朝臣并領之、

備前國鹿田庄

越前國方上庄

河内國河南牧

同河北牧

前春宮大進納為

南管井

大和國佐保殿 同宿院

三六 御擧狀等執筆引付(『大日本史料』)

○觀應元年(一三五〇)八月廿二日

(第六編之十三 八二四頁・『南北朝遺文』中國・四國編第二卷一八八六号)

御擧狀云、南曹右大弁二転也

□年長講会読師実詮申、御布施鹿田庄年貢事、任例御下知候之様、可令申沙汰

給之由候也、恐々謹言、

八月廿二日

法印懷雅

謹上 右大弁殿

○觀應三年(一三五二)九月廿七日(第六編之十七 七九頁・『南北朝遺文』中

(奥) 四國編第三卷三六二・一三五五・一三五六・一三五七号)

□福寺領備前國鹿田庄納所賢重申入云

(奥)

□庄者興福寺諸會式之科所、其寄異他之號、近年「惡黨人等、志令押妨庄家之

間、夏講供佛安堵(科方)已以令断絕了、加之淡海公御忌日供佛施僧之(科方)足同以令達

乱者也、就中毎年四十箇日長講会者、忠仁公之御願、五百余歲法会也、依当庄

亂(永力)令退転之條、歎而有余者哉、所證後庄押妨之輩松田左近將監、田所彦七(子)

以下惡党人等不日被處嚴刑、(科方)全篇々会料之由、為學侶一同御評定、被申 御(子)

務御擧狀、申入長者殿下、可達申武家之由沙汰候、

觀應三年九月口

被興福寺學侶群議你

長講会以下諸会式料所、備前國鹿田庄問事、納所賢重申狀如此、子細見狀候歎、

大會重色料所異他候、早々被停止松田左近將監、田所彦七以下非分之亂妨、可

全嚴重之会料之旨、可被達出長者候哉之旨、群議如斯、

觀應三年九月廿七日

供目代英豪

(鹿田)庄納所狀并學侶書上被遣之候、御擧狀可(合)書進給候、案文此裏二注付候、

可得御候、恐々謹言、

九月廿八日

良清

公文法橋御房

(當寺)

□長講会等料所備前國鹿田庄会米問(事方)

学侶評定之趣、供目代英豪申詞(副納)如此、子細見狀候歎、可令申御沙汰給候哉

之由候也、恐々謹言、

九月廿八日

法印懷雅

謹上 右大弁殿

(後名)

円光國師送文公藏主  
光惠慈山大  
文和尚也

四六文章是不妙、天真自是黃金身、千萬劫未來際、五德地中安樂人、  
光通末守備前林寺事、備前國三野郡鹿田莊町外村熊耳山定林寺、禮那者松田  
豈前守藤原明秀也、道号高山、戒名道秀也、明秀在京之時、別峰和尚在於八幡、  
明秀來而資弟子札、乃奉相伴下備前州、奉定林云爾、

## 三八 孝円御寺務應永九年記 応永九年（一四〇一）五月六日

〔大日本史料〕第七編之五 四八一頁

一、此外寺領支配分不勝次二注之、

〔未詳下同〕

〔釋文〕北面常實、百足等之三々々

吉殿庄松林院僧都孝昭

沢良宜庄某院僧侍上惠

「今遣使擁人裁、不乞切之、本儀ハ可為受入也、今度ハ嘗内々被遣之歟」

龍蓋寺別當法雲院僧都惠昭

〔傳使北園宗信 白布一船之云々〕

〔釋文〕北面常實、百足等之三々々

鰐江庄法雲院僧実

〔釋文〕北面常實、百足等之三々々

田村庄橘井法雲院僧實

〔釋文〕北面常實、百足等之三々々

大上庄女田守主

〔釋文〕北面常實、百足等之三々々

神岡々雲院法雲

〔庄下同〕

浅井庄々教家得業

〔釋文〕但近年不知行之在所也、可沙

鹿田庄後重朝臣

取鳥三ヶ

〔マ〕

此七ヶ所、いづれも大庄にて候、一所にて二三十貫取候へき在所にて候、

三九 備前國棟別錢沙汰無沙汰在所注文案 応永二十年（一四二三）八月

一、不及異儀、致沙汰在所分

石生郷 可真郷

肩背郷 要貞郷

服部郷 磯上保

居都郷 草可部郷

財郷 可知郷

牧石郷 出石郷

伊福郷

当摩庄

新田庄

以上十九ヶ所

□可有異儀在所、守護代恩前折紙出分

大庄地 豊田惣行

大庄地

福岡庄南北

○新田庄

○新田庄ノ上三點丸。

○申之

大庄地

福岡庄南北

○申之

一、かたく支申在所

〔付裏○右行ノ所ノ上二點。〕  
八幡領也

吉永保

賀茂領也

藤野保  
〔付裏○右行ノ藤野保ノ上二點。〕  
禁裏領豐原内也

三石保

邑久郷

牛口〔食様〕  
〔□□八幡宮領也〕

在所不存知候

佐井庄〔食様〕  
〔八幡領也〕

武富保

都梨郷

宇治口

長沼郷

宝林寺領

豆田庄

吉岡庄〔食様〕  
〔熊野領也〕

佐伯庄〔食様〕  
〔徳雲院御領也〕

津高郷

賀茂郷

宇垣郷〔ウカイ〕

建部郷

河田〔サエ申出子〕

佐和〔ワツミ〕  
野伏ニチ〔ウツモトニチ〕

「古備津官御神領」  
〔西御所之廻行〕

「古備津官御神領」  
〔西御所之廻行〕

以上廿七ヶ所

一、西御所御持分

馬矢郷十二名

新堤保

官保

長田庄

是ハ御代官井原方ヨリ、注進あるべきよし承候、

「西御所之廻行」  
周匝 藤野 三石 武枝 宇甘

以上

一、児鷲郡

織川殿御領

東郷

西郷

賀茂庄

都羅鳴庄

波智保

小豆鳴郡

細川殿御領

一、小豆鳴郡

飛戸舞

他田郷

以上五ヶ所

井六十一ヶ所不取候、

并不取在所六十一ヶ所にて候、此外、尚小所共あるへく候、

此内二大庄大郷共多候、大方十分一も不取候、重御教書など山御沙汰候て、  
被召事候ハ、新足ハたまり候へく候、以前の入日等も、此後ハ入候ましまに  
て候、公方よりかたく御成候て、領主〔〕のおどろかれ侯様ニ御さした候ハて  
ハ、又同事にて候へく候、今度ハ寺家より御奉行お御下候へ御共申候て、とら  
せて見候へく候、けにしけに守護方へ仰付られ候ハ、若道行事も候へく  
候、異儀在所へハ、段錢かけられ候様ニ御申候ハ、ミなおどろき申され候ハ  
んすると申候、三社領の外いかなる御権門にて候共、御さしたる様ニ御申あ  
るへく候、此注文を氣得にてかきなをされ候て、公方へ御申あるへく候、

応永廿五年八月 日

四〇 薩原持秀年貢請文 応永二六年（一四一九）三月五日 九条家文書

（図書寮叢刊『九条家文書』五 一四五八号）

（中略）

「鹿田庄請文」（略文）  
請申 儀前國鹿田庄領家方御年貢事

右応永廿六年ヨリ以毎年漆拾五貫文、無未進解急可其沙汰者也、若令不法難治  
者、任法可有御沙汰候、其時不可及過儀候、仍請文之狀如件、

応永廿六年三月五日

都維那方 権別當分 巨倉執行分  
順福寺領分 平等院執印

公事物事

（略文）

大かた如此しるし進し候、我々もハシハハ不存候、若人に御あつけ候ハ、人  
に申候て、見候へく候、よくよく尋候へハ見うしない候間、いんしゆハハシ  
く不存候、御さんかう候ハ、安候へく候、恐々謹言

（享延二年七月十日） 一判 此正玄支拂候より給候。

遠江二郎左衛門殿御題用

\* 鷹司房平闕白就任關係。

四一 宣風卿記別記 渡方 一条殿閑白宣下 享徳三年（一四五四）七月十日

（国立公文書館内閣文庫一六一一四五五）

渡領所今 今度領閣及  
注之

ハウノ 祝園庄山城

カタノ 鹿田庄役前

宿院大和

キシヘナシカツア 岸部南郷折津

黒田庄補磨

良口関

モカケノ 裴壁庄舊前

池田庄紀伊

長瀬庄

ワノ 輪保近江

安孫子同

首領庄同

宇治所々

番榮塗殿 月別 五十疋  
スイナン ハル

水田十一合ノマス

上座分 寺主分

四二 大乘院寺社雜事記 康正三年（一四五七）八月二十九日条  
（増補史料大成『大乘院寺社雜事記』一 一二七頁）

一、長講会所出事、鹿田庄役也、近來一向布施物事無其實間、会式事可及遠

之由、学侶ヨリ集会状到來了、仍彼庄給主光守ヨリ房方へ仰遣之、奉行隆舜、  
一、春日神供事、依炎草来一日ヨリ可令闕意之由、社家ヨリ牒送云々、仍為學  
侶之沙汰申入京都、寺門國中任先規可令助力之由、被成御下知者、各可為其

儀云々、就其為寺務モ此子細京都へ可申之由、学侶集会状到來了、鹿田庄年  
貢事、給主光守ニ相尋處、以袖留木ヲ松田ノ豊前守ニ申付候間、年貢事一向  
不及沙汰候間、不能支配之由云々、仍彼状学侶ニ遣之、又神供事京都ニ注進  
申ヘキヨシ同仰遣」、

一、寺領鹿田庄納所事、光守陽多房望申、此間數十年持來云々、仍仰付了、

長講会料所寺領備前國鹿田庄納所事、被仰付候、可令存知給之由、御氣色所候也、仍款達如件、

卯月十四日

法橋清賢奉

陽忍御房

一、鹿田庄納所事、今日仰付光守陽多房了、

長講会料所寺領備前國鹿田庄納所事、被仰付候、可令存知之由被仰下也、恐々謹言、

卯月十四日

法橋清賢

陽忍御房

光芸雲隱源房、來之間遣了、尤以力者等可遣事歟、絳胤男申次了、

○四月十五日条（二三五頁）

一、光守陽多房、榎一双・麤一折・白壁一合持来之間、令対面、進小盃了、鹿田庄礼也、烟男ニモ百疋出料足云々、不思寄事也、

四四 大乘院寺社雜事記（增補統史料大成「大乘院寺社雜事記」）

一、光守陽多房、榎一双・麤一折・白壁一合持来之間、令対面、進小盃了、鹿田庄礼也、烟男ニモ百疋出料足云々、不思寄事也、

一、同（五年分送卷）明日仁供料三斗五升事、鹿田庄納所役也、彼庄納所事、光守許退之

由令申不下行、依之樂所及訴訟云々、無力為學侶仰供目代、引遣下行云々、且神妙沙汰ナリ、寺務御成敗御無沙汰故云々、初口仁供料八光守下行了云々、

初結日分七斗云々、此外読師布施三十石、諸式下行皆以鹿田庄役也、近來有名無实也云々、珍事々々、

○寛正三年（一四六二）九月四日条（三・二〇〇頁）

一、長講会結願事、依鹿田庄年貢違乱、今日ハ延引旨、請歸定清五箇令申者也、

○寛正五年（一四六四）八月四日条（三・四二三頁）

一、長講会免願、読師竟得業、去月大供料供供以下依夫下延引云々、鹿田庄寺務直務、去月ハ寺侍以下南円堂邊ニ參ス、雖然延引、且俄儀敷、又延引子細不相触歟、旁以不可然事也、

四五 後法興院記 文明十一年（一四七九）三月五日

（増補統史料大成「後法興院記」一 一九七頁）

五月壬戌、天快晴、華大納言、富就朝臣等來、勅一叢、兵部卿宗綱卿、日野中納言量光卿、新宰相中將実隆卿、左少弁元長等來、令対面、俊宣朝臣下向南都、余來十二日可下向之由申下之、就渡領鹿田庄代官事、松田豊前守督信來、

四六 東齋隨筆

（『群書類從』第二十七輯 七一七頁）

淡海公の世に至て、陶原の家の堂を移して奈良の京にたつ、是によて興福寺をば山階寺ともなづけ亦藤原寺とも号せらる也、長岡大臣内齋大願を發て、不空羣衆觀音像并四天王像を造立す、開院贈太政大臣冬嗣公弘仁四年に南円堂を立て觀音像を安置し玉へり、法花会は長岡大臣の御仏事也、十月十六日の忌日を結願にあて、七ヶ日行るゝ也、備前國鹿田庄を其料所とせり、

四七 大乘院寺社雜事記（增補統史料大成「大乘院寺社雜事記」）

○文明十三年（一四八一）七月二十四日条（七・三一一页）

一、長講会始之如例、仁供米事初結日分七斗鹿田庄役也、不知行之間自學侶雖申入、不能下行者也、於去年者初門之間、半分并沙汰了、当年事ハ無其儀不行、

○十二月九日条（七・三四三頁）

一、雜波新左衛門尉來、備前國小岡庄事、松田之一族持之、近來八五百疋分松

由、備前守取繫之、渡柏留木云々、彼備前守ハ一番衆也、自當年可致其沙汰之

由、備前請乞了、本八十五貫文請口也、鹿田庄請口ハ二十貫文、此一兩年八

無沙汰也、是ハ松田又次點之總領請人也、閑白殿方毛致無沙汰云々、

三俣戸庄當納ハ、袖留木方二納之、近年十貫文分致其沙汰云々、本廿貫也、

此外御忌日杉原代物にて請取之由、袖留木之跡串之云々、

○十一月十一日条（七・三四四頁）

一、雜波新左衛門上洛、鹿田庄事為問答事書上之、小岡庄事又無為之間、松田

備前守方へ棲一荷、一種上之了、

備前守方へ棲一荷、一種上之了、

興福寺學侶・衆徒群儀你

春日社兼興福寺領備前國鹿田庄者、忠仁公御寄附地也、春日社御神供并興

福寺十二大會之料所、嚴重無双之寺社領也、然而近年代官松田無故致無沙

汰矣、以外次第也、任事書之旨、可蒙敎諭之御成敗者、御祈拂之專不可

過之者哉、隨御左右而可籠松田之名字於五社七堂之内陣、且又可取向次第

之大訴之旨、群儀如件、

文明十三年十二月 日

○十一月十五日条（七・三四五頁）

一、昨日松田備前守返事到来、御懇要入云々、小岡庄年近日可到来、可進納

云々、  
〔舊風力〕

鹿田庄八、松田惣領又次郎請口也、達亂事有之間、閑白殿御年貢未進納云々、

涯分可由下云々、

○文明十四年（一四八二）閏七月二十六日（七・四二四頁）

一、廿四日長講会初之、寺務代官事已講之役也、當尊・興憲各辭退、如去年仰

付兼寒云々、初結日主顧役也、三札八供百代、散花百元法用僧也、

私供事、鹿田庄不知行之間、去年・去々年共以不及下行、今年ハ納所了弘別  
會引連令下行云々、

○十月十六日（七・四四八頁）

一、備前國鹿田庄代官松田八、公方近習者也、兼ハ細川加扶持者也、以細川之

号、对赤松色々総意押領子細在之、今度自赤松方可責之之由支度、令迷惑可

任生涯於赤松之由依歎申加免除了、於押領分者去出之了、細川儀以外也云々、

未及御對面惑也、

○文明十五年（一四八三）六月七日条（八・二七頁）

一、光明皇后御忌日、於講堂修之、私供・證明事、鹿田庄所出了弘五師方二仰

達之、  
○七月二十四日条（八・五七頁）

一、長講会始之、寺務御代官陽專房擬講、一膳長勝房擬講所勞之間辭退之、仍

一膳擬講被仰付之、此初結兩日御代官事八、自上次第二相催事也、不及未熟、

已勅之沙汰者也、每度一膳の役分也、供目代良與井宗實出仕也、鹿田庄所出

了弘五師成敗也、陽專房申就斯已講可有出仕事也、但上意上者、先以致出仕

之由申云々、

○文明十六年（一四八四）七月二十四日条（八・一九九頁）

一、長講会初日也、寺務御代官良乘擬講自先日仰之、私供料鹿田庄納所了弘五

師下之、

○文明十七年（一四八五）十月一日条（八・三七三頁）

一、寺領所出私供米事不知行止々除之、如此間也、無念事也、何時可本複哉、

當合御布施物八、如長講会以鹿田庄之年貢令下行事也、及數十年不能是非者

也、又私供米猶以闇如、珍事々々、

四八 蓮成院記録 延徳二年（一四九〇）九月

（増補藏史料大成「多聞院日記」五、一四三頁）

年貢

一、攝州茨木米穀備後守之宿所也

一、蒲生刑部少輔殿江出  
（左近大井二合半）

一、赤松兵部少輔殿 浦上美作守

一、備前 苗 松田 鹿田

一、後法興院雜事要錄 明応二年（一四九三）近衛家文書

（吹田市史）四 史料編 I 三〇六号）

雜要錄十六  
明応二年

渡領支配事

御臺（藤原桂枝）、  
大和 并宿院

人蔵卿 佐保殿名  
前藤中納言河内村邊上  
（丹波）

〔大和佐保殿〕

冷（波多） 摄  
民部卿 平宰相 味舌三宅兩庄  
能勢庄

國賢朝臣 中河原  
（丹波） 佐保殿名 田原村半分

守光（丹波） 佐々江大谷商店  
（波多） 為學 岸部村

寿官 伊保庄 橋本庄 文明及伊保庄許也。今度執持在儀  
（秀次） 佐保殿名 田原村半分

後宣朝臣 賀茂半分  
（秀次） 新屋村  
（波多） 安吉保邊上 稽量 成安名

親戚朝臣 江（高野） 河上庄半分邊上 忠綱 日野本牧奥野光次下保等

望俊（波多） 郡戸庄 但各公領衣裳等自此方

米十石油一斗

公領

丹子庄 山水八石用途三百疋  
葉木村 宇治水田以下

江首藤 同 安孫子庄 鹿田庄  
月別 田原村半分 河上庄半分

村半分 宿院名三百疋

渡領年貢事

安孫子 任科百疋 代官新見

東北院 任科百疋 代官吹田

譜口七百疋

（以下略）

\*近衛尚通閑白就任關係か。

五〇 宣風卿記別記 渡方 一條殿閑白宣下 明応六年（一四九七年六月十八日）

（国立公文書館内閣文庫 一六一一四五）

明応六年六月十八日早朝閑白宣下

（中略）

備前國鹿田庄（散在町當在此内） 大和國佐保殿并宿院名々

以上、宣風可知行之由、有御書六月廿一日

（中略）

備前國蘆原庄任先規可有知行之由、殿下御氣色候也。恐々謹言

六月廿九日

土御門一位殿

右、長者宣事、今日廿九日有御書礼節、有存亡之間、愚老内々遣狀之。

佐々江大谷被遣伯卿云々、黒田庄不入手替地之。

\*二条尚基關白就任關係。

五一 宣風卿記 文龜元年（一五〇二）十一月十八日

（增補史料大成「宣風卿記」一、二九、貳）

十八日壬戌、親等別註  
九条義津大夫 天晴、夜雨、俊通朝臣來、九条殿家礼事、先年辞申畢、如元令家

礼者可為視着之由、称之、条々所存分問答不領狀、抑彼家門家礼事、一乱中者、

文明年中政基公閑白初任之時、依綱光贈内府之口入、始而令家礼、右大弁宰相

其時右衛門佐五位殿上人為家司、并年預備前鹿田庄付町  
大和國佐保殿付宿  
院名等知任權、雖然於家礼事者無仰貢、時宜

行了一乱之後、政基公自身被殺在數朝臣、政基公勸勸之時、不可致家礼之

由、伯卿忠為御使被仰下、於政基公者早令未出仕也、於尚絅公者勸免之由、先

御代去々年歟、被仰下、于時權大弁言兼人將去事、雖然於家礼事者無仰貢、時宜

無為之上者勿論賦、但被仰旨、云所存、不致家礼之条為本意之間、先年辞申了

書狀後通報曰、其後自九条殿無承旨、當年革命仗議尚絅公為上卿、右府押質無扈從人

之由、俊通朝臣称之、右大弁宰相參杖議之間、以旧好令扈從、是非家礼之儀也、

其後闕白詔以後、佐保殿一所可知行之由、以余宛所後通到來、非家礼之上者、

返一通了、（以下略）

\*九条尚絅閑白就任關係。

五一 伊賀家久所領書上寫 天正九年（一五八二）八月十九日

〔萩蓬閣閱錄〕第一卷 一九六七年 山口県文書館 六九三頁

本地

一 長田庄

一 鹿田栗原閑一色

一 竹下四ヶ村

付皆建部

五一 建部鄉

一 吉田西原村

一 新地

一 平岡郷

一 仁堀庄

一 伊田

一 宇垣郷

一 野々口

一 菅野二ヶ村

一 弓削庄

已上

（天正九）八月十九日

小草川隆景  
御判

鹿田治部少輔元清  
御判

播磨式部少輔元俊  
御判

口羽中務大輔春良  
判

播磨出羽守貞俊  
判

伊賀余二郎殿

五三 和賀絹 高木太亮軒 宝永六年（一七〇九）

〔古蘭書集成〕第一輯四六頁

一、鹿田、当府（岡山）往還の西の町外れより、万成山までの道の南の方を、

凡て鹿田の郷といふ、

一 宇甘郷

五四 備陽記 卷第十 享保六年（一七二一）（『備陽記』上巻 一二五九頁）

一、御野郡村々之事

慶長十年備前國高物成帳 郡庄保

（中略）

一、鹿田庄

浜田村 十日市村 新保村 青江村 円覺村

（中略）

一、鹿田庄

新保村 下中野村 東古松村 田庄村 一日市村 円覺村

浜野村 西市村 今村 上中野村 奥内村 十日市村

七日市村 青江村 大供村 京殿村 岡村 内田村

二 荒野史料（奈良・大宮文書）

一	備前國上道郡荒野絵図	正安二年（一二〇〇）三月一日	一一七
二	村主幸重寄進状写	建治元年（一二七五）五月日	六一三
三	備前國上道郡荒野絵図	正和五年（一二一六）七月十日	一一〇
四	閑白鷗司冬平長者宣	正和五年（一二一六）七月十日	一一八
五	後醍醐天皇繪旨	嘉曆二年（一二三二）閏九月九日	一一八
六	藤原光幸請文	嘉曆三年（一二三二）四月六日	一一九
七	後醍醐天皇繪旨	嘉曆三年（一二三二）七月二十日	一一三
八	後醍醐天皇繪旨	嘉曆三年（一二三二）九月二十日	一一三
九	後醍醐天皇繪旨	嘉曆三年（一二三二）十一月二十五日	一一四
一〇	沙彌靜悟施行状案	嘉曆四年（一二三三）十二月二十六日	一一三
一一	波羅御教書案	元德二年（一二三三）正月二十四日	一一三四
一二	華原光幸請文	元德二年（一二三三）三月二十日	一一三五
一三	沙彌清潤請文	正慶元年（一二三三）十二月十一日	一一三六
一四	後伏見上院宣案	正慶元年（一二三三）十二月十一日	八一八三
一五	開白鷗司冬教長者宣案	（正慶元年一二三三）十二月十一日	八一八三
一六	後醍醐天皇繪旨案	延元元年（一二三三）四月二十日	二一四九
一七	後醍醐天皇繪旨案	延元元年（一二三三）五月五日	二一五〇
一八	興福寺別當教宗攀状案	康永三年（一二四四）七月十四日	八一八四
一九	光嚴上院宣	貞和二年（一二四六）十二月十二日	八一八四
二〇	勸修寺經顯施行狀	貞和二年（一二四六）十二月十九日	八一八四
二一	村主神守言上狀案	貞和五年（一二四九）六月一日	八一八二
二二	合荒野宅所 寄進 春日社領事	在備前國上道郡	六一三一
二三	右件地者、自舊祖實代朝臣、至幸重、相伝既十四代、星霜數百載、於是嚴親幸氏 為當職之時、有嫡子有次男、此輩尤可嗣家業之處、幸重今依神恩、令伝父跡、 外詩厚、 先年以童稚之齡、參住当社、心中胸有啓白事、願之功、	東畠通多應 西限古作境	一一八一
二四	同仰冥曉之德、云衿云恰不可不報者歟、抑當大般若会者、擇松柏城之象庭、講		一一八三
二五	足利義詮御判御教書案	貞治四年（一二六五）七月十三日	三一九
二六	足利義詮御判御教書案	貞治四年（一二六五）十月十九日	三一九
二七	赤松前肥前守某施行状案	貞治四年（一二六五）十月二十日	三一〇
二八	足利義詮御判御教書案	貞治五年（一二六六）七月十七日	三一〇
二九	管領細川賴之施行状案	応安六年（一二七三）十二月九日	二二三
三〇	備前守護赤松義則進行状案	応安七年（一二七四）七月八日	二二三四
三一	下總守某契狀	明徳三年（一二九二）八月二十八日	三一五七
三二	美濃守助景契狀	応永九年（一二九四）八月二十二日	三一五九
三三	佐井田保・今吉加作關係文書	応永九年（一二九四）八月二十二日	三一七五
三四	美濃守助景契狀	応永元年（一二九四）八月二十一日	三一七五
三五	村主德守契狀	応永元年（一二九四）八月二十二日	三一七五
三六	美濃守助景契狀	応永元年（一二九四）八月二十二日	三一七五

王華殿之貞棄、尋化儀於西天者、薦窟之風遠扇、訪勝蹟於震旦者、竚期之月高懸、蓋出於氏人之精誠、又起於尊神之納受者也。但依會貫闡之、動有退軒疑殆、

是故先以彼荒野、永奉寄附、若某、次以余剩、可為資質、鑄造法科、此度縱難為砂礫之地、降甘露而可潤濡、此處縱雖為風浪之浦、施善苗而可墾開、只任崇枯於法力、欲資神祇之威光、於下地者幸重子孫孫相傳頌掌、更不可有異論、芥城者、有尽法輪輩未來際、桑田者、雖變患燈期億兆載、依之、國家泰平社壇靜謐、幸重現當之所求、家門之繁昌、憑佛德仰神力、仍為向後之証驗、勑子細奉寄進之狀、如件、

建治元年五月日

\*近世の写し。本文書の「嚴義宰氏」は、鹿田庄史科二二に見える。

二 備前國上道郡荒野繪圖 正安二年（一二〇〇）三月一日 一一七

（東京大学史料編纂所編「日本莊園繪圖聚影」五上 西日本一 一二〇一  
年 東京大学出版会）

（繪圖トレーイズ別掲）

「正安二年四月廿三日タツノ日サルノトキニ□〔写力〕」  
（包紙ワフ）  
「上繪圖上道郡○野一所」

一一八〇

嘉慶二年後九月九日  
(充所欠)

（勘解由次官判奉  
（右解由小通）

五 後醍醐天皇繪旨 嘉慶二年（一二三二七）閏九月九日 一一一八

（譲旨）（海書）

備前國上道郡荒野事、任幸重（一七七）奇進状之旨、為春日社領令相傳知行、可抽御祈持忠勸之旨、可令下知守職給者、

天氣如此、仍上啓如件

嘉慶二年後九月九日  
(充所欠)

六 藤原光幸請文 嘉慶三年（一二三一八）四月六日 一一二九

三 關白鷹司冬平長者宣 正和五年（一二一五）七月十日 一一一〇  
「長者宣」（押紙）

春日社神司守職申、備前國上道郡荒野一所事、所申非無子細較之上者、知行不可有相違之由、可有御下知守職旨、御消息所候也、以此旨可申入候、仍執達如件、

（右解由）

嘉慶三年四月六日

（右解由）

「正和五年」（押紙）七月十日

右解由小通  
右少弁光榮

謹上 大納言法印御房

四 關白藤原冬平長者宣案 正和五年（一二三一六）七月十日 一一九八

春日社神口守職申、備前國上道郡荒野一所事、所申非無子細較之上者、知行不可有相違之由、可有御下知守職旨、御消息所候也、以此旨可申入候、仍執達如件、

正和五年  
七月十日

謹上 大納言法印御房

（右解由小通  
右少弁光榮）

七 後醍醐天皇繪旨 嘉曆三年（一三三八）七月廿九日 一一三二

「嘉曆三年繪旨」（押紙）

春日社櫛宜守職申、備前國上道郡荒野事、止覺法以下輩澁妨、可全所務之旨、可令下知給之由、

天氣所候也、仍執達如件、

〔嘉曆三〕  
七月廿九日

謹上 三位法印御房

八 後醍醐天皇繪旨 嘉曆三年（一三三八）九月廿一日 一一三三

「繪旨」（押紙）春日神司守職申、備前國上道郡荒野覺法以下輩澁妨事、奏聞之處、不叙用繪旨

之條、為事實者太不可然、嚴密猶被之沙汰、可全所務之旨、可令下知給之由、天氣所候也、仍執達如件、

〔嘉曆三〕  
九月廿一日

三位法印御房

九 後醍醐天皇繪旨案 嘉曆三年（一三三八）十一月廿五日 一一三四

春日社櫛宜守職申、備前國上道郡荒野覺法以下輩澁妨事、良覺僧正狀（御書狀）如

此、子細見狀候敷、可沙汰居守職之旨、可令仰武家給之由、天氣所候也、仍言上如件、冬長謹言、

〔嘉曆三〕  
十一月廿五日

進上 〔西園六郎〕  
春宮大夫殿

一〇 沙彌靜悟施行狀案（嘉曆三年（一三三八）九）十一月廿六日 一一三四

〔西園六郎〕  
沙彌靜悟施行狀案（嘉曆三年（一三三八）九）十一月廿六日 一一三四

「西園寺家」御施行案（真筆）

春日社櫛宜守職申、備前國上道郡荒野覺法以下輩澁妨事、

論旨告如次、子

細見狀候敷之由、春官大夫殿被申旨候也、恐々謹言、

〔元德〕  
十一月廿六日

謹上 武藏守殿

勘解由次官冬長

一一一 六波羅御教書案 嘉曆四年（一三三九）正月廿日 一一三四

「六波羅殿御教書案」（真筆）

春日社櫛宜守職申、覺法以下輩澁妨備前國上道郡荒野由事、訴狀具書如此、仍被下 繪旨也、早沙汰付守職於彼所、裁起請詞、可被進請文也、仍執達如件、

被下 繪旨也、早沙汰付守職於彼所、裁起請詞、可被進請文也、仍執達如件、

〔元德〕  
嘉曆四年正月廿日

伊賀左衛門（美幸）  
伊賀左衛門（美幸）  
伊賀左衛門（美幸）  
伊賀左衛門（美幸）

頤宮六郎三郎入道殿

一二 藤原光幸請文 元德二年（一三三三〇）二月廿四日 一一三五

「御使請文」（押紙）

春日社櫛宜守職申、覺法以下輩澁妨備前國上道郡荒野由事、去嘉曆四年正月廿

日御教書謹下給候事、任被仰下之旨、相共頤宮六郎三郎入道、沙汰付守職於彼

所候畢、若此条偽申候者、私可蒙御罰候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元德二年二月廿四日  
〔伊賀〕  
藤原光幸請文（真花押）

一三 沙彌清觀請文 元德二年（一三三三〇）三月廿日 一一三六

〔伊賀〕  
傳使請文」（押紙）

春日社神司守職申、覺法以下翠澓妨傳前國上道郡荒野由事、去嘉曆四年正月廿日御書證下給候了、任被仰下之旨、伊賀左衛門次郎相共、沙汰付守職於彼所候了、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元德二年三月廿日

（續古八郎三郎人選）  
沙汰清綱譜文（東花押）

（丸所欠）

「此判者、花押二八不在、顎面ノ趣意ヲ判ス者故、中二判奉トモ多ク在、兩綱ノヲ押シ下給ナル者也」（竹葉）

一四 後伏見上皇院宣案 正慶元年（一二三三・一二）十二月十一日 八一八三

備前國上道郡荒野事、奏聞之處、任相伝如元令知行領掌、可抽御祈禱忠之由、可有御下知神守之旨、御氣色所候也、仍此旨可令申入闋白殿給、仍執達如件

十二月十一日

太宰權部俊実  
（坊城）

春宮權大進殿

（輸旨）（押紙）

備前國上道郡荒野事、覺法申子細候間、被尋究之處、神守所申非無其謂、彼荒野、縱雖為定治鄉內、口被寄附春日社、且早止覺法之讐訴、永代神領不可有相違之旨、可令下知神守給旨、

延元々年五月五日  
天氣所候也、仍執候了、

延元々年五月五日

勘解由次官判

一五 開白鷹司冬教長者宣案（正慶元年一二三三・一二）十二月十一日 八一八三

備前國上道郡荒野事、院宣如此、可相伝知行之由、可令下知神守給之旨、長者宣所候也、仍執達如件、

十二月十一日

左少弁定親  
（倉見）

謹上 興福寺別當僧正御房

（輸旨）  
右少弁殿

權大僧都範宗

一六 後醍醐天皇繪旨案 延元元年（一二三三・六）四月廿日 一一四九

（南北朝通史）中國・國寶第一卷三（七三）

「繪旨」（通書）

（五号文書）

備前國上道郡荒野事、任嘉曆一年勅裁、神守知行不可有相違者、天氣如此、悉之、以狀

延元々年四月廿日

（丸所欠）  
勘解由次官判

（貞和二）

右少弁朝房

一九 光嚴上皇院宣 貞和二年（一二四六）十二月十一日 八一八四

春日社常住神殿守神守申、備前國上道郡荒野老所事、興福寺別當僧正狀書

此、子細見于狀敷、可被沙汰之由可被仰武家之旨、院御氣色所候也、以此旨可令洩申上給、仍言上如件、朝房誠恐頓首謹言、

（貞和二）

右少弁朝房

一七 後醍醐天皇繪旨案 延元元年（一二三三・六）五月五日 一一五〇

（南北朝通史）中國・國寶第一卷三（七三）

（貞和二）

進上 民部大輔殿

早相鎮同國平井七郎入道澁妨、可沙汰居社家雜掌之旨、重欲拔成下院宣於武家全神用、仍重言上如件、

貞和五年後六月 日

八一八四

二〇 勸修寺經顯施行狀 貞和二年（一三四六）十二月十九日 八一八四  
佛前國上道郡荒野事、朝房奉書副經顯別當如此、子細見狀候歟、恐々謹言、  
〔尾利直義〕十一月十九日

謹上 左兵衛督殿

\*二二号文書（一紙）には、副進された一四号文書・一五号文書・一九号文書（以上一紙）、二〇号文書・一八号文書（以上一紙）が貼り継がれ、二ヶ所の縫ぎ目裏に花押が据えられている。

二一 村主神守言上状案 貞和五年（一三四九）六月 日 八一八一

「春日社」（第4表）

春日社常住社殿守宮内神守重言上

欲早下賜重、寺家御狀、被經御 奏聞、就先度勅裁、為相原左近〔御領〕持鑑奉行

雖有其沙汰、不及請文・散狀、御沙汰無尽期上者、相鎮備前國家人平井七

郎入道以下輩無理澁妨、沙汰居社家雜掌可全神用由、重被成下院宣於武家、

同國上道郡荒野宅所問事

副進

一通、院宣案 貞和元年十一月十一日（一四号）

一通、長者宣案 同月十一日（一五号）

一通、院宣案 貞和一年十一月十一日（一九号）

一通、御施行案 同十二月十九日（二〇号）

一通、寺家御狀案 康永三年七月十四日（一八号）

自余該文先進之上、依察略之、

右、佛前國上道郡荒野宅所者、為當社之神領、神守代々知行領掌之地也、其子

續、正院宣〔四号〕（五号）長者宣已以歷然也、仍貞和二年十一月付被成下院宣於武家、

為相原左近將監奉行、雖有其沙汰、不及請文散狀之上者、御沙汰無尽期者哉者、

二二 興福寺別當有慶舉狀 貞和五年（一三四九）七月廿一日 二一七四  
別當僧正、荒野一所、平井七郎入道以下澁妨事、  
春日社神守申、社領備前國上道郡荒野一所、重申狀別當具書如此、子細見狀候歟、  
可被申沙汰給候或之由候也、恐々謹言、  
〔貞和五二神話〕七月廿一日

謹上 左大弁殿

權大僧都有慶

二三 光嚴上皇院宣 貞和五年（一三四九）七月廿九日 二一八一  
〔南北朝遺文〕中國・四國圖第二卷・七三五号

「院宣」（神祇）

春日社神司神殿守申、社領備前國上道郡荒野一所、平井七郎入道以下之輩澁妨

事、興福寺別當僧正狀書〔二号〕別當候歎如此、子細見狀候歟、可尋沙汰之由、可被仰武家

之旨、

御氣色所候也、仍言上如件、宗重恐惶謹言、

〔貞和五二神話〕七月廿九日

進上 勸修寺前大納言殿

〔中御門宗重〕

〔院宣ウワサ〕  
「院宣貞和五年七月荒野事」

一一三一

貞治四年七月十二日

赤松律師御房

御判

二四 備前國上道郡荒野相承系圖 貞和五年（一二三四九）七月 一一八三

「備前國上道郡荒野老所次第 貞和五七月再來ル」（雍書）

系圖 備前國上道郡荒野老所次第

実代—伊忠—伊遠

貫忠—致遠—致孝

章遠—季遠—經遠

國遠—經重

経盛—幸民—（氏）  
左衛門五郎 当知行  
村主空重 建治元年寄進奉日社  
「内大夫」「内蔵助」「内蔵助兼守」  
守安—守職—神守

内蔵助兼守

二五 足利義詮御判御教書案 貞治四年（一二三六五）七月十三日 三一九

〔南北朝遺文〕中国・四國編第四卷〔四〇五号〕

一宮彦七殿

貞治四年十月廿日

領、沙汰付社家雜掌、可被執達請取狀、如件、

前肥前守有

二六 備前守護赤松則祐遂行狀案 貞治四年（一二三六五）十月十九日三一九

「赤松肥前々司方執行案」（雍書）

〔南北朝遺文〕中国・四國編第四卷〔四〇九号〕

春日社領備前國上道郡荒野一所并佐井田・今吉加作田畠等事、今年七月十三日  
（五月）  
御教書如此、早任被仰下之旨、止平井七郎入道雲懸一族等押領、沙汰付社家雜  
掌、可被執達請取、不可有緩急之狀、如件、

貞治四年十月十九日

赤松肥前々司殿

二七 赤松前肥前守某施行狀案 貞治四年（一二三六五）十月廿日 三一九

〔南北朝遺文〕中国・四國編第四卷〔四〇四号〕

春日社領備前國上道郡荒野一所并佐井田・今吉加作田畠等事、去七月十三日御  
教書并今月十九日（六月）施行狀如此、早任被仰下之旨、止平井七郎入道雲懸一族等押  
領、沙汰付社家雜掌、可被執達請取狀、如件、

貞治四年十月廿日

二八 足利義詮御判御教書案 貞治五年（一二三六六）七月十七日 三一九

春日社領備前國上道郡荒野一所并作井田保公文職事、興福寺衆徒重令義狀達之、  
遣之、子細見狀、所詮平井七郎入道、雲懸一族等押領云々、大以不可然、神木  
有入洛、及大訴之上者、不口止其妨、可執達請文、更不可有緩急之狀、如件、

「重御教書案」（雍書）

春日社領備前國上道郡荒野一所并作井田保公文職事、興福寺衆徒重令義狀達之、

〔南北朝遺文〕中国・四國編第四卷〔四七六号〕

子細見狀、平井七郎入道盜懸一族等盜妨未休云々、招罪科歎、所詮為神訴專一之上者、不日退彼等、可執進雜掌請取、更不可有緩怠之狀、如件、

直治五年七月十七日

赤松律師御房

(御判)

二九 管領細川類之施行狀案 忠安六年(一三七三)十二月九日 一一一三三

(南北朝遺文)中国・因國無第四卷四〇一二号

〔御教書案(篇書)

備前國上道郡荒野一所事、興福寺衆徒僉議狀如此、平井七郎入道盜妨云々、神

木入洛之上者、早止彼妨、任先例、可被雜掌所務之狀、依仰執達如件、

忠安六年十一月九日

赤松藏人左近將監殿

(御判)

三〇 備前守護赤松義則進行狀案 忠安七年(一三七四)七月八日 一一一三四

(南北朝遺文)中国・因國無第五卷四〇五八号

〔執行案(篇書)

備前國上道郡荒野壹所事、去年十一月九日御教書如此、任拔仰下之旨、止平井

七郎入道盜妨、可被沙汰付奉日社雜掌之狀、如件、

忠安七年七月八日

喜多野左近將監殿

(御判)

三一 下總守某契狀 明德三年(一三九二)八月廿八日 一一一五七

(南北朝遺文)中国・因國無第六卷四五二号

契約申 春日社領備前國上道郡荒野壹所事

右荒野者、平井新聞也、春日社神供以下御料所云々、而多年雖為御不知行、契約申上者、所務分御年資之內、至于半分者、可執進之、於殘半分者、可為所務得分之、無法懈怠、更以不可有改動之儀者也、若背契狀之旨、有所務抑留之儀者、被訴公方申、可被處罪科之、其間於所務者、被改不可申子細之、仍為後

口譯文之狀、如件、

明德三年八月廿八日

下總守(花押)

三一 美濃守助景契狀 忠永元年(一三九四)八月廿一日 一一一五九

契約申 春日社領備前國上道郡荒野壹所事

四至 賀陽縣多羅境 南服源 北服古作堤

右件荒野者、當社慶賀門燈油片大般若会科所也、雖然為所務合力、預御契約者

也、仍於半分者、社家方可有御直納、残至半分者、當方可為得分、但所務之時者、每度兩方相共、可令取納、若如此乍申契約、雖為一事、違亂不法之時者、可被改

契約、更不可有子細、仍為後口譯文之狀、如件、

忠永元年八月廿一日

美濃守助景(花押)

【佐井田保・今吉加作關係文書】

三三 村主德守契狀 忠永元年(一三九四)八月廿一日 一一一七五

(忠永元年春日社神供契約書) (篇書)

契約申 春日社領備前國佐井田保公文職并今吉加作以下事

右、件所載名田以下者、當社神供等之料所也、雖然為所務之力契約申上者、於半分者可被付之、至半分者為社家方可致所務、就中所務事、每度兩方使節相共可有收納、但如此雖有契約申旨、付内外意曲不法之御事在之者、忽可改申契約、若無達要之御沙汰者、堅可守契約之狀、如件、

應永元年（一三九四）八月廿一日

宮內丞德守（花押）

三四 美濃守助景契狀 應永元年（一三九四）八月廿二日

三一六〇

契約 春日社領備前國佐井田保公<sup>印</sup>職并今吉加作以下事

右、件所職名山者春日社神供以下之御料所、雖然為所務合力須講契約者也、仍於半分者社家方可有御直納、残至半分者當方可為得分、但所務之時者每度兩方相共可取納、若如此乍中契約、雖為一事違亂不法之時者、可被改契約、其時兒不可及子細、仍為後日請文之狀如件、

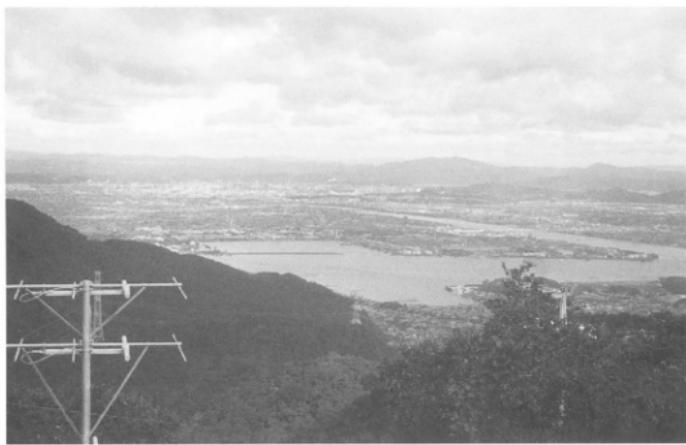
應永元年八月廿二日

卷帙守能綱

美濃守助景（花押）



貝殻山から  
(南から)



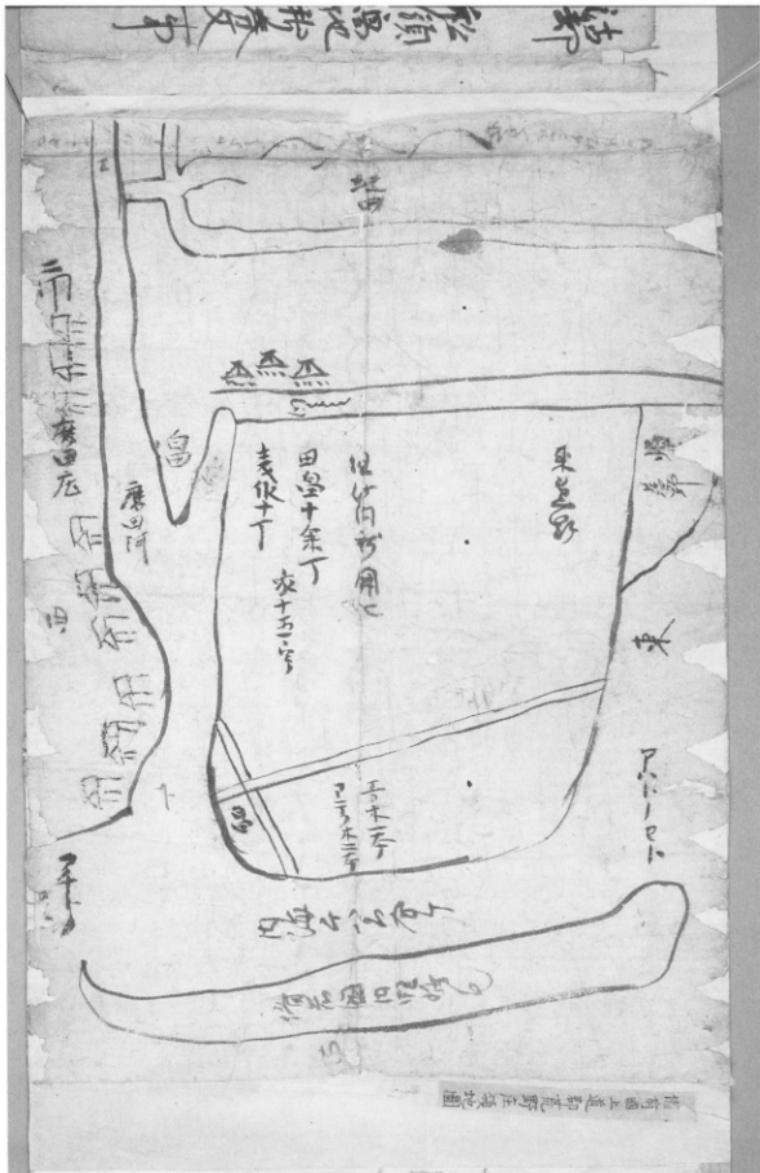
金甲山から  
(南から)



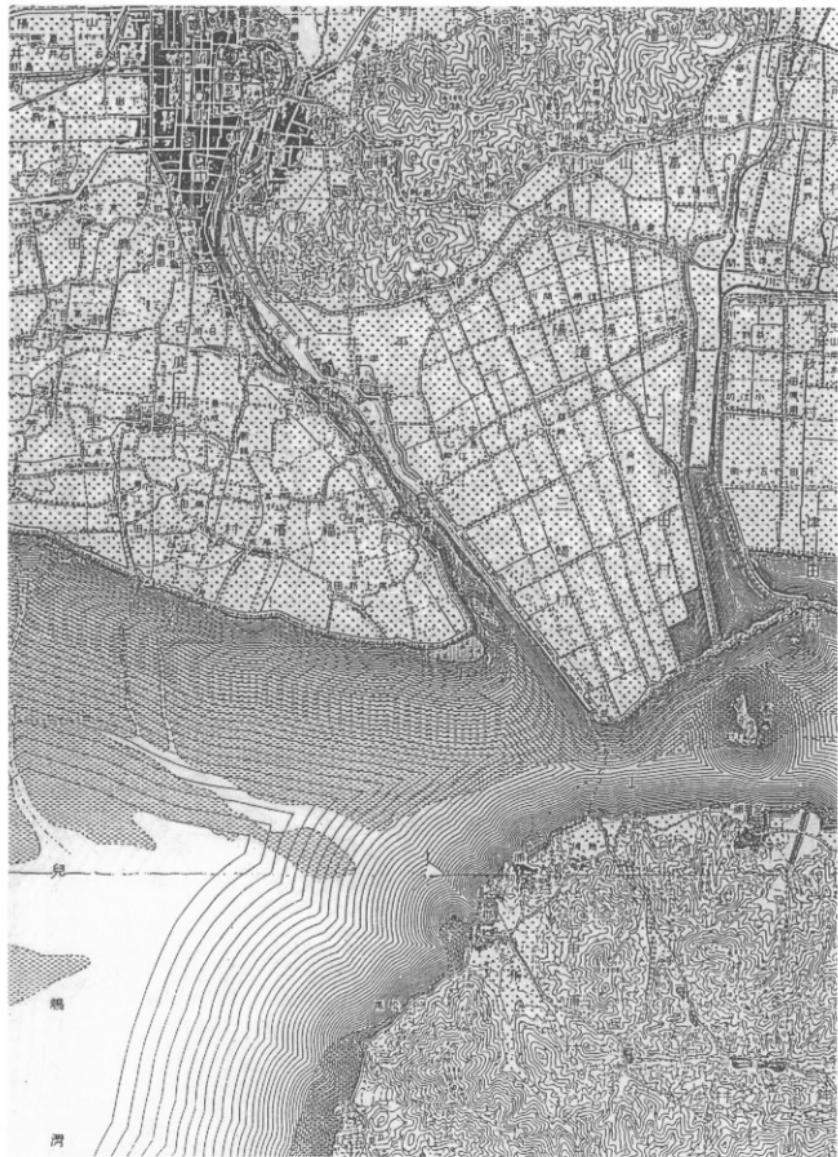
金山から(北から)  
遠景は児島



鹿田庄「荒野」周辺の空撮（昭和23年）



備前國道都荒野荘領地図（正安二年(1300)）  
(大宮守人氏藏 岡山県立博物館写真提供)

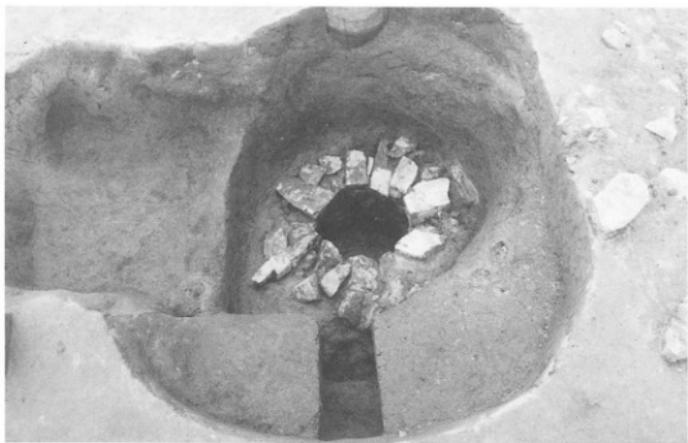


鹿田庄「荒野」周辺 1/5000地形図（明治34年）





建物 4



井戸 2



P 216



P193



近世下層遺構面  
(南から)



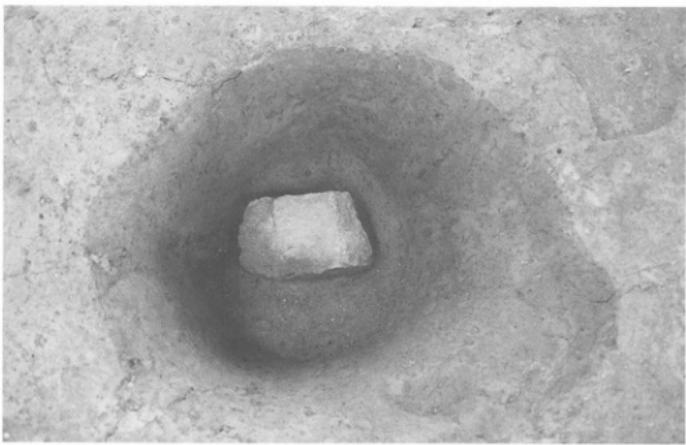
井戸1



中世遺構面  
(西から)



P 277



建物(根石)